令和６年旭市議会第３回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会　令和６年９月６日（金）

付議事件……1

出席者……1

欠席委員……1

傍聴議員……1

事務局職員出席者……1

開会……2

委員長の互選……2

副委員長の互選……3

決算審査の日程及び各議案の審査方法について……4

閉会……6

決算審査特別委員会　令和６年９月１３日（金）

付議事件……7

出席者……7

欠席委員……7

傍聴議員……7

説明のため出席した者……7

事務局職員出席者……8

開会……9

議案の説明、質疑……１０

散会……８８

決算審査特別委員会　令和６年９月１７日（火）

付議事件……８９
出席者……８９
欠席委員……８９
傍聴議員……８９
説明のため出席した者……８９
事務局職員出席者……９０
開会……９１
議案の説明、質疑……９１
会議時間の延長……１７２
議案の採決……１９２
散会……１９２

決算審査等特別委員会　令和６年９月１８日（水）

付議事件……１９３
出席者……１９３
欠席委員……１９３
傍聴議員……１９３
説明のため出席した者……１９３
事務局職員出席者……１９４
開会……１９５
議案の説明、質疑……１９５
議案の採決……２２２
報告事項……２３９
閉会……２４５

建設経済常任委員会　令和６年９月１９日（木）

付議事件……２４９
出席者……２４９
欠席委員……２４９
傍聴議員……２４９
説明のため出席した者……２４９
事務局職員出席者……２５０
開会……２５１
議案の説明、質疑……２５２
議案の採決……２６３
閉会……２６４

文教福祉常任委員会　令和６年９月２０日（金）

付議事件……２６７
出席者……２６７
欠席委員……２６７
傍聴議員……２６７
説明のため出席した者……２６７
事務局職員出席者……２６８
開会……２６９
議案の説明、質疑……２７０
議案の採決……２８２
閉会……２８３

総務常任委員会　令和６年９月２４日（火）

付議事件……２８７
出席者……２８７
欠席委員……２８７
傍聴議員……２８７
説明のため出席した者……２８７
事務局職員出席者……２８８
開会……２８９
議案の説明、質疑……２９０
議案の採決……３０６
閉会……３０７

決算審査特別委員会

令和６年９月６日（金曜日）

決算審査特別委員会

令和６年９月６日（金曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席者（１０名）

委員長	片　桐　文　夫	副委員長	﨑　山　華　英
委　員	松　木　源太郎	委　員	景　山　岩三郎
委　員	永　井　孝　佳	委　員	戸　村　ひとみ
委　員	菅　谷　道　晴	委　員	伊　藤　春　美
委　員	常世田　正　樹	議　長	飯　嶋　正　利

欠席委員（なし）

傍聴議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	黒　柳　雅　弘
副主幹	菅　　晃		

開会　午後　３時１２分

○議会事務局長（穴澤昭和）　本会議でお疲れのところ、ご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たり、委員長が選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第 10 条第２項の規定によりまして、委員長が選出されるまでの間は、出席委員の中の年長者であります松木源太郎委員に座長を務めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（座長　松木源太郎　座長席に着席）

○座長（松木源太郎）　ただいまご指名いただきました松木源太郎でございます。委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は９名です。委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、初めに当委員会の委員長の選出を行いたいと思いますので、委員長の選出方法についていかがいたしましょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　はい。

○座長（松木源太郎）　この後、議長からちょっと話があります。

（発言する人あり）

○座長（松木源太郎）　では、ちょっと待って、議長を最初にやろう。

では、議長がいらっしゃったんで、議長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま本会議におきまして、９名の皆様方を決算審査特別委員会委員に選任いたしました。

これから正副委員長の互選を行いたいと思いますので、本委員会は令和５年度の決算という重要な審査でありますので、十分なご審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（松木源太郎）　ありがとうございます。

それでは、初めに言ったように、常世田委員、発言をどうぞ。

○委員（常世田正樹）　私は、決算審査特別委員会の委員長を片桐委員がいいかと思って推薦い

たします。

景山委員、また松木委員も諸先輩方もいらっしゃいますけれども、片桐委員にちょっと大役をと、私は思います。

以上です。

○座長（松木源太郎）　常世田委員から、片桐委員を委員長にどうだという話ですけれども、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（松木源太郎）　皆さんのご同意を得たので、片桐委員、よろしくお願いいたします。

（委員長　片桐文夫　委員長席に着席）

○委員長（片桐文夫）　こんにちは。さんざん顔を合わせた仲ですけれども、お疲れのところ、ありがとうございます。

皆様のご推挙により、委員長という大役を務めることになりました。

この審査会については、公正な審査をしていただきまして、時間内に終わるように、皆様のご協力を得ながら進行役として務めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、引き続き、当委員会の副委員長の選出を行いたいと思います。

それでは、副委員長の選出方法ですが、いかがいたしましょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎）　﨑山委員に、ひとつお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　ただいま景山委員のほうより﨑山委員というお話が出ました。

全員一致で、﨑山委員のほうに副委員長としてお願いしたいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

﨑山委員がいらっしゃいますので、一言よろしくお願いしたいと思います。

○副委員長（﨑山華英）　何も用意してなかったんですけれども、片桐委員長がもし体調不良になった際にはしっかりと務めさせていただきたいと思いますので、そういうことはないと思いますが、万が一の立場として頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　ありがとうございました。そのとおり、事故のあるときは副委員長が務められますので、よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの正副委員長の選出結果については、この後の本会議において議長より報告をして

いただきます。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和）　そうしましたら、決算審査の日程と各議案の審査方法について説明をしたいんですけれども、タブレットのほうに入っていますので、後で見てもらっても、ほぼ例年と同じような流れになってしまうんですけれども、その日程については、まず９月13日、17日、18日の３日間を予定しております。

審査方法ですけれども、一般会計の審査方法については、初めに歳入全般についての審査、その後に、歳出について一つの款ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。

日程については、日にちで区切らずに順次審査することとして、なお、特別会計と企業会計については、会計ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。

また、執行部の職員の出席についてですけれども、款ごとに入れ替わると時間もかかりますので、四つの区分にして対応していただく予定になっております。

説明は以上でございます。決算審査の日程及び各議案の審査方法について、ご協議をお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より、決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がございました。

それでは、ご意見ございましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　３日間、日程を取ってありますけれども、昨年とか例年はどんな感じで終わったか。ちょっと事務局のほうから教えてもらえたらと思います。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員の質疑に対して、事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和）　昨年は２日間で終わったかなと思います。

一般会計につきましては、１日で終わらない場合もありました。一応期間的には大体２日間で終わっているケースのほうが多いです。

○委員長（片桐文夫）　よろしいですか。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　私去年、一昨年もそうなんだけれども、決算の傍聴をしていて、特別会計その他のところにいってしまうと、一つも質疑をやらないで終わった決算があったよね。だからそれは絶対にやってはいけないと思う。傍聴席だから何も言わなかったけれども、や

はり全部説明をさせて、それでちゃんと問題があれば手を挙げて質問すればいいんだから、３日かかるという覚悟でもって臨むべきだと思います。そういうことで、途中でそうなったらまたご意見申し上げます。

○委員長（片桐文夫）　分かりました。そうですね、今、松木委員のほうより質問がありましたけれども、確かにこの審査日程として３日間取ってありますので、３日間使っても問題ないのかなと思いますので、十二分な公正な審査をよろしくお願いしたいと思います。

あと何か。

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫）　そうですね。

決算審査の日程及び審査方法については、ただいまの事務局の説明のとおりということで決定させていただきます。

なお、一般会計の歳出の審査については、１款から順次審査していくということですが、１款は議会費となりますので、２款の総務費から審査していきたいと思いますので、また、決算審査に当たっての着眼点ということで資料を配付させていただきましたが、審査に当たり、こちらの資料を一読していただき、９月 13 日から始まる決算審査に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これはタブレットに入っているんですね。

（「そうです、タブレットに入っています」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　先ほど事務局長が説明したとおり、タブレットのほうに入っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、事務局より確認事項がありますので、よろしくお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和）　それでは、確認事項を申し上げます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法について決定いたしましたので、こちらについては執行部のほうに、説明者の出席等の流れもありますので、その旨を報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　事務局の確認事項は終わりました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　３時２３分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和６年９月１３日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和６年９月１３日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第　１号　令和５年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　２号　令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　３号　令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　４号　令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　５号　令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　６号　令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　７号　令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　８号　令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席者（１０名）

委員長	片　桐　文　夫	副委員長	﨑　山　華　英
委　員	松　木　源太郎	委　員	景　山　岩三郎
委　員	永　井　孝　佳	委　員	戸　村　ひとみ
委　員	菅　谷　道　晴	委　員	伊　藤　春　美
委　員	常世田　正　樹	議　長	飯　嶋　正　利

欠席委員（なし）

傍聴議員（１名）

議　員　伊　場　哲　也

説明のため出席した者（３２名）

副市長	飯　島　　茂	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総務課長	山　崎　剛　成
企画政策課長	柴　　栄　男	財政課長	池　田　勝　紀
税務課長	榎　澤　　茂	市民生活課長	齋　藤　邦　博
環境課長	髙　根　浩　司	保険年金課長	髙　野　　久
健康づくり課長	飯　島　正　寛	社会福祉課長	向　後　利　胤
子育て支援課長	八　馬　祥　子	高齢者福祉課長	椎　名　　隆
会計管理者	小　澤　　隆	教育総務課長	向　後　　稔
監査委員事務局長	杉　本　芳　正	その他担当職員	１５名

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	黒　柳　雅　弘
副主幹	菅　　晃		

開会　午前１０時　０分

○委員長（片桐文夫）　おはようございます。

定刻より若干早いんですけれども、皆さんおそろいになりましたので、決算審査特別委員会を開催したいと思います。

連日の会議、お疲れさまでございます。また、本日から３日間という日程を取ってありますけれども、皆様のお力を借りながら、スピーディーな進行を行っていきたいと思います。その中でも、皆さんには公正な審査をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は９名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、飯嶋議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

委員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本委員会は令和５年度の決算という重要な審査があるわけであります。付託しました決算議案は８議案ですが、内容も多岐にわたり、審査も大変ではありますが、十分なる審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　ありがとうございました。

続きまして、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　それでは、委員の皆様、改めましておはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日審査をお願いいたします議案は、令和５年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の議決、認定についての８議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、認定くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（片桐文夫）　ありがとうございました。

ここで、飯島副市長は退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩　午前１０時　２分

再開　午前１０時　３分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を始める前に、９月に入りましてまだまだ暑い日が続いていますので、一応室温 26 度くらいを目安に温度設定のほうをしていきたいと思います。また、個人的なあれがあると思いますので、自分なりに上着を脱ぐなり何かして進行していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫）　ただいまから本委員会に付託されました８議案の審査を行います。

審査の日程ですが、本日と来週 17 日、18 日の３日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第１号の一般会計については、初めに歳入全般について審査し、歳出については款ごとに財源である歳入と併せて審査を行います。

議案第２号から議案第８号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、担当課の入替えを行いますので、併せてお願いいたします。

それでは、議案第１号の審査を行います。

議案第１号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については、着座で結構です。

答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　それでは、着座で失礼させていただきます。

それでは、議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げま

す。

本会議において補足説明申し上げたところですので、それ以外の部分について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

議案第１号、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をお開きいただければと思います。

それでは、初めに、３ページをお願いします。

この表は、歳入歳出決算総括表でありますが、左の歳入の表を用いまして、その内容と性質を説明してまいります。

初めに、１款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などで構成されておりまして、歳入全体に占める決算額構成比は24.0％です。

２款地方譲与税は、国税として徴収される地方揮発油税の収入額の 100 分の 42 と自動車重量税の収入額の 1,000 分の 431、また、国の特別会計から森林環境譲与税として交付される市町村分の総額 440 億円のうち人口等で案分した額を国が市町村に譲与するもので、構成比は1.0％です。

３款利子割交付金は、金融機関等から利子などの支払いを受ける際にかかる県民税利子割収入額の５分の３を県が市町村に交付するものです。

４款配当割交付金は、株式会社等から配当などの支払いを受ける際にかかる県民税配当割収入額の５分の３を県が市町村に交付するもので、構成比は0.2％です。

５款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡益が発生した場合にかかる県民税株式等譲渡所得割収入額の５分の３を県が市町村に交付するもので、構成比は0.2％です。

６款法人事業税交付金は、法人事業税のうち市町村分相当額を従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.4％です。

続きまして、７款地方消費税交付金は、地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び従業者数で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は4.8％です。

８款環境性能割交付金は、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の 100 分の 95 を市町村道の延長や面積で案分し、県が市町村に交付するもので、構成比は0.2％です。

９款地方特例交付金は、税制改正等により地方の減収などが生じた場合に特例的に交付される交付金で、令和５年度は個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分に対する個人住民税減収補塡特別交付金と新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金が交付されており、構成比は0.2％です。

10 款地方交付税は、市町村間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が市町村に交付するものです。このうち、普通交付税は、標準的な行政経費に対する財源不足額に対し交付され、特別交付税は、災害関係経費など、特殊な事情を考慮して交付されるもので、この二つを合わせた構成比は28.4%です。

11 款交通安全対策特別交付金は、道路交通法により納入された反則金を原資として、交通安全施設の整備などに充てる経費を国が市町村に交付するものです。

12 款分担金及び負担金は、市が行う事業により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、小・中学校の給食費などが該当し、構成比は0.6%です。

13 款使用料及び手数料は、市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける人から、その受益に対する負担として徴収するもので、施設使用料や住民票の写しの交付手数料などが該当し、構成比は1.0%です。

14 款国庫支出金は、国が一定の義務あるいは責任を持つ事業や事務について、その事業や事務を行う市に経費の一部を国が交付するもので、負担金、補助金、委託金などがあり、構成比は14.9%です。

15 款県支出金は、国庫支出金と同じように県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金と合わせて交付するものがあり、構成比は 6.0%です。

16 款財産収入は、市が所有する財産の貸付けや売払いなどによって得る現金収入で、土地の売払収入や基金積立金の運用利子などが該当し、構成比は0.6%です。

17 款寄附金は、市が受ける金銭の無償譲渡で、使い道が特定されない一般寄附金と使い道を限定した指定寄附金があり、構成比は 0.6%です。ふるさと応援寄附金もここに含まれます。

18 款繰入金は、特別会計または基金からの資金収入で、構成比は3.0%です。

19 款繰越金は、前年度の決算における剰余金で、構成比は4.4%です。

20 款諸収入は、収入の性質により他の収入科目に含まれない収入で、延滞金や雑入などがあり、構成比は2.9%です。

21 款市債は、主に学校や道路など、公共施設の整備のための資金として国や銀行から長期で借り入れる地方債であり、構成比は6.6%です。

続いて、４ページをお願いします。

歳入の状況になります。

左側の表の下の表をご覧ください。色のついている部分です。

令和５年度の歳入の合計額は 327 億 5,134 万円でございますが、その下になりますが、そのうち市税や地方交付税などの市が自由に使える財源であります一般財源については 224 億 3,569 万 6,000 円で、前年度と比較すると、右側のほうになります、差引増減の欄、１億 5,481 万 6,000 円、0.7%の増となりました。

また一つ下の段になりますが、あらかじめ使い道が定められている特定財源につきましては 103 億 1,564 万 4,000 円で、前年度と比較すると、右のほうになります、差引増減の欄、１億 1,940 万円、1.2%の増となっております。

さらに、その下の段になりますが、自主財源と依存財源で見てみますと、自主財源、これは市税をはじめとして使用料、手数料、分担金、負担金、繰越金など、市が自らの権限で調達できる財源でありますが、繰越金の減などにより、右のほうになります、前年度に比べ６億 7,696 万 7,000 円、5.3%の減となりました。

一番下の依存財源、これは地方交付税や国・県支出金、地方債など、国や県の決定により交付されるものですが、これは右のほうになります、前年度に比べ９億 5,118 万 3,000 円、4.8%の増となっております。

増の主な要因は、国庫支出金、県支出金、市債の増などによるものです。

続きまして、今度、決算書のほうをお開きいただきたいと思います。

351 ページをお願いします。

令和５年度、旭市一般会計実質収支に関する調書について説明いたします。

１、歳入総額は 327 億 5,134 万円、２、歳出総額は 313 億 5,936 万 1,000 円で、３の歳入歳出差引額は 13 億 9,197 万 9,000 円となりました。４、翌年度へ繰り越すべき財源は、（２）の繰越明許費繰越額１億 8,059 万 8,000 円で、物価高騰対策家計応援商品券配付事業や道路新設改良事業など 11 事業に係るものです。繰り越すべき財源を差し引いた５の実質収支額は 12 億 1,138 万 1,000 円となりました。

次に、主な歳入のうち、繰入金、市債についてご説明します。

かなり遡ってしまって申し訳ないんですが、43 ページをお願いします。

43 ページをお開きいただきましたら、表示のところで、また見開き表示というのをしていただくと、２面表示になりますのでよろしくお願いします。大丈夫でしょうか。

それでは、43 ページの中段やや下になります。

18 款２項の基金繰入金について順番に説明いたします。基金繰入金のほうです。

１目財政調整基金繰入金は、右のページの備考欄になりますが５億 4,390 万 1,000 円で、一般財源の不足分に対して充当しました。

続いて、２目災害復興基金繰入金は、備考欄、1,150 万円で、観光資源創出プロモーション事業と観光施設管理費に充当しました。

３目地域振興基金繰入金は、備考欄、２億 2,635 万 7,000 円で、移住・定住促進事業のほか、物価高騰対策家計応援商品券配付事業、観光イベント事業、スポーツ振興事業などに充当しました。

次の 45 ページをお願いします。

４目ふるさと応援基金繰入金は、備考欄、１億 2,722 万 8,000 円で、商業活性化推進事業、学校いきいきプラン事業、小学校施設改修事業などに充当しました。

続いて、47 ページをお願いします。

下のほうの 21 款の市債については、右側のページになりますが、収入済額が 21 億 4,760 万円となっております。このうち過疎対策事業債の対象となった事業は 10 事業で、金額の合計は４億 5,730 万円となります。

49 ページをお願いします。

過疎対策事業債の主なものは、１項１目総務債の備考の１、コミュニティバス整備事業債 1,990 万円や備考の２、公共交通運行事業債 1,410 万円、続いて、４目農林水産業債、備考の１、転作作物推進事業債 1,690 万円、６目土木債の備考９及び 10、南堀之内遊正線整備事業債、繰越明許分を合わせて２億 2,970 万円などになります。

なお、過疎対策事業債につきましては、元利償還金の 70%が交付税で措置されるものであります。

次に、合併特例事業債の対象となった事業は４事業で、金額の合計は６億 1,630 万円となります。合併特例債対象事業の主なものは、６目土木債の備考の 14 及び 15、冠水対策排水整備事業債、繰越明許分を合わせて１億 7,160 万円や、７目消防債の備考の１、消防施設建設事業債４億 1,410 万円などになります。

なお、合併特例事業債につきましては、元利償還金の 70%が交付税で措置されるものであります。

続いて、51 ページをお願いします。

９目の臨時財政対策債は、収入済額１億 2,830 万円となっております。

なお、発行可能額は１億 2,837 万 4,000 円でございました。臨時財政対策債につきましては、

元利償還金の100%が交付税措置されるものであります。

以上で財政課の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　税務課から、議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしてございます令和５年度決算補足資料（市税の収納状況等）をご覧ください。資料右上に、議案第１号税務課となっているものとなります。

それでは、資料の２ページをお願いいたします。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものです。区分欄Ａの令和５年度調定額合計は80億9,626万1,588円で、対前年１億1,704万2,945円の減となりました。Ｂの収入済額合計は78億4,560万7,085円で、対前年784万5,121円の減となりました。Ｃの不納欠損額合計は2,328万4,698円で、対前年8,834万701円の減となりました。一つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは翌年度へ繰り越される滞納額となりまして、２億2,920万8,786円で、前年度より2,006万82円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和５年度の現年分が98.84%で0.28ポイントの増、滞納繰越分が35.04%で1.98ポイントの増となり、現年分、滞納繰越分の合計では96.88%で、前年度より1.27ポイントの増となりました。

続いて、３ページをお願いいたします。

この表は、市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は主な税目について、一番右側の収入済額増減のみを申し上げます。

初めに、市民税については、対前年5,809万5,276円の減となりました。うち個人分については対前年4,831万3,307円の減、法人分については対前年978万1,969円の減となりました。市民税の減の主な理由は、個人分については新型コロナウイルス感染症対策関連の給付金の終了や物価高騰の影響に伴います現年分調定額の減によるものです。

次に、固定資産税ですが、対前年4,363万3,976円の増となりました。

次に、下から二つ目になりますが、都市計画税は対前年474万8,222円の増となりました。固定資産税、都市計画税の増の主な理由は、家屋の新築、増築や償却資産の増加によるものです。

以上、市税合計では、対前年784万5,121円の減となりました。

続きまして、４ページをお願いいたします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものとなります。現年分については、全ての税目で前年を上回っており、一番下の欄、現年分と滞納繰越分の合計では 1.27 ポイントの増となりました。

５ページをお願いいたします。

上段の表（１）は、国民健康保険税を除いた過去５年間の市税全体の収納率の推移になります。令和５年度の市税合計の収納率は 96.88％で、令和元年度と比較しますと 3.65 ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びてきております。

下段の表（２）は、過去５年間の収入未済額の推移となります。令和５年度の現年分、滞納繰越分の合計は２億 2,920 万 8,786 円で、令和元年度と比較しますと２億 1,785 万 7,097 円縮減することができました。

６ページをお願いいたします。

このページの表は、差押処分等を前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表（１）は、差押及び充当の状況を差押え財産の種別ごとにまとめたもので、一番下の合計欄になりますが、令和５年度の差押え件数は 508 件で、差押えによる充当額は 9,396 万 4,303 円となりました。

一番下の表（３）は、預貯金や給与などの財産調査を実施した件数となりまして、令和５年度は 4,597 件の財産調査を行いました。

７ページをお願いいたします。

この表は、本年５月末時点における令和５年度の現年分の収納額につきまして、国民健康保険税を含めた税目ごとの収納区分別の内訳になります。一番下の合計欄になりますが、口座振替による納付が最も多く、納付額で 26 億 1,563 万 5,695 円、構成比では 43.1％となっております。

令和５年度の市税の収納状況についての説明は以上となりますが、税の公平性の観点から、今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、収納率の向上に努めてまいります。

議案第１号についての税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入から、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○**委員（景山岩三郎）**　どうもお疲れさまです。おはようございます。

それでは、議案第１号　一般会計歳入についてちょっとお聞きいたします。

決算意見書の 61 ページ、一般会計財源別の中で、令和４年度と比較して約７億円、5.3%の減となっていますが、その理由は何でしょうか、お聞きします。

○**委員長（片桐文夫）**　景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　61 ページの自主財源、タブレットの 61 ページでよろしいですね、上の自主財源のところの計 5.3%の減というところで、表のほうで見ていただくと分かるとおり、分担金及び負担金がマイナス 42.9%、それから繰越金がマイナス 30.5%、ここら辺が減の大きな要因になっていると思います。

分担金につきましては、学校給食費の減免による減というところと、あとは繰越金につきましては、実質収支の減による純繰越金の減、それから繰越事業の減などによる、そういったものの要因ということで、マイナス、全体的に 5.3%の大きな要因は、そういったところだと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　景山委員。

○**委員（景山岩三郎）**　自主財源の確保の観点から、人口減少、そしてまたふるさと納税の改正等がある中で、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　財政面みたいな感じですかね。いろいろ人口減少というところで、議員のいろんな一般質問の中でいろいろご提言いただいている中で、これから総合戦略等も策定していく中で、そういった人口減少対策という部分も十分盛り込んでいって、対策は取っていければというところになると思います。すみません、ちょっと雑駁な回答で申し訳ないです。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

﨑山委員。

○**委員（﨑山華英）**　お願いします。大きく２項目について、二つのことについてお伺いします。

歳入というよりも全体的なものが１点と、市税の徴収状況について１点なんですが、一つ目が行政改革アクションプランというのが令和４年度の計画が出ていると思うんですけれども、

その中で、令和元年から６年度の５年間目標の中で、経常収支比率と実質公債費比率の５年間の目標というのが出ていたと思うんですが、経常収支比率のほうが 90%以内、実質公債費比率のほうは 10%以内というふうな内容だったと思うんです。ちょっと質疑のほうにももしかしたらかぶる質疑かもしれないんですけれども、特に経常収支比率については、令和２年度以降ずっと目標値がオーバーしている状況で、実質公債費比率については、令和５年度は目標ぎりぎりのような数値になっていたと思うんですけれども、そういった結果にどのような見解でいるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

経常収支比率については、令和５年度の見直しについて、行政改革アクションプランのほうに書いてある内容が、施設のＬＥＤ化の推進や計画的な維持補修も含めたものを予算査定に努める。会計年度任用職員の雇用について、定年延長などの制度変更や再任用職員の配置なども踏まえた適正な人員になるように予算査定を行うといったことが書かれているんですけれども、実際令和５年度はどうだったのかというのを教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員、タブレットの何ページか、皆さんに教えてもらってもいいですか。

○**委員（﨑山華英）**　決算説明資料……

（「11 ページのグラフ」の声あり）

○**委員（﨑山華英）**　はい、ということにしてください。

もう１点もまとめて質疑してしまってよろしいですか。

すみません、市税の徴収状況についても、先ほど税務課長のほうからも説明があったように、調定額に対する収入割合全ての項目で前年よりはアップしていたということで、徴収作業に当たっている職員の皆さんの努力が感じられるところなんですけれども、負担金や手数料などの税外債権の収納率については一方でどうだったのかということと、あと、また、いずれについても、この徴収事務の強化を今頑張っていらっしゃるところですけれども、その分この人件費だとか、残業時間の増加というのはなかったのかということで、これもやっぱり行政改革アクションプランを見ると、市営住宅の家賃の徴収などは、夜間訪問などを行うみたいな文言が書いてあったので、もしかしたらその人件費だとか残業が増えてしまっているのではないのかなという心配がありました。人力に頼らなくてもよいような仕組みとか、体制というのは工夫されているのかというのをお聞きしたいなと思ったのと、あと、あわせて、私、委員の皆さんには、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳでＰＤＦの給食費のほうの資料をお送りして、執行部の方にも一、二枚資料をお渡ししたところなんですけれども、学校給食費の負担金収

入について、近年の状況をちょっとまとめてみたんですね。

令和５年から遡って平成 30 年までの調定額と収入済額と不納欠損額、あと収入未済額で、調定額に対する収入割合と調定額に対する収入未済額の割合というのをちょっと各年出してみたんですけれども、この間に物価高騰対策だとか、あと第３子の給食費の無償化とかがあって、学校給食費の負担金収入というのがすごく変化があった６年間だったと思うんですけれども、これ、令和５年、すごく今回調定額減った割には、調定額に対する収入未済額の割合というのはあまり変わってなくて、そのあたりこの給食費の無償化とか減額に対して、収入未済額の影響とか、どんな見解でいるのかなというのをちょっとお伺いできればいいなと思いました。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　まず、最初に、11 ページの経常収支比率と公債比率の表のほうが出ています。経常収支比率、だんだん当市においては上がってきている状況だということでございます。県のほうも直近は出ていないんですが 92.2%、当市の最終が 94.5%ということで、若干平均よりも高いと。

この辺はやっぱり経常収支比率が上がるのは、基本的には自主財源というのはあまりなかなか伸び悩んでいる中で、経常的なかかる経費、物価高騰にかかる電気代だとか、あとは社会保障という部分でかなりな経費が含められています。そういったところで、ちょっと県平均もだんだん、近隣も上がってきている状況で、そういった状況でちょっと上がってきているのかなという状況です。

あと、公債費比率につきましても 9.9%ということで、この赤いグラフであります県平均 5.8%よりもかなり大きなポイントになっているというところになります。ここにあります早期健全化基準だとか、財政再生基準までは程遠いんですけれども、平均しますと上がっていると。これは数字の見る方向によっても違うと思うんです。これは上がっていますけれども、逆を言えば、そういった投資をしているというか、皆さんのご要望になるべくお応えできるように事業も進めているという表れでもあると考えております。

○委員長（片桐文夫）　税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　税の収納率の関係で、職員にお褒めのお言葉をいただき、ありがとうございます。

税務課の徴収対策について、人件費、結構かかっているのではないのかなということだと思うんですが、収納に関しては税務課の収税班というところで行っております。特に、人数等が増えているわけではございませんし、あと、月に１度夜間徴収ということで、納税者の方に夜間納付に来ていただいたりですとか、あとは納税相談、平日ちょっと日中に来れない方の納税相談の機会をということで、月に１度夜間徴収を行っております。この夜間徴収の窓口を開けている時間につきましては、フレックスで対応しておりますので、この夜間窓口に関しての人件費、残業代等は発生しておりません。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　総務課長。

○**総務課長（山崎剛成）**　人件費のお話のほうがございまして、会計年度任用職員のほうの主な話ですが、この会計年度任用職員については減らす方針でいるところでございます。こちら、徐々に会計年度任用職員の業務のほうを委託費のほうへ変更できればというような方向に今方針を持っておりますが、お話のあった家賃徴収等のお話もございましたが、こちらの家賃徴収に関しましては、こちらは人件費も大幅に時間外等は増えていない状況ではございます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　どのように、経常収支比率などで経常的なやっぱり先ほど申しましたような電気代だとか、そういった経常的にかかるもの、あとはいろいろ委託料なんかというところも、人件費も上がっていますし、想定以上に上がっているという部分がございます。なかなか先ほど委員がおっしゃったように、いろいろなＬＥＤ、電気料を抑えるためのＬＥＤ化だとか、それから人件費の部分で言えば会計年度任用職員、その任用に当たって精査しながらというところ、必要以上に任用していないかという、そういったところに気を配りながら進めて、いろんな各課多岐にわたっていますので、それぞれの事業課において、そういった観点で取り組んでいっていただけているのかなとは思っておりますが、なかなか税収だとか、経常的な収入がちょっと伸び悩んでいる中でのかかるお金が伸びるのが想定以上に進んでいるのではないかなというふうに思っています。給食費の関係は、また学校のところで説明します。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　では、４点質疑させていただきます。

決算書の 19 ページ、５款の株式等譲渡所得割交付金なんですけれども、こちらが予算よりも大きく増えた理由をまずお伺いします。あと、こちらが県から分配ということだったんですけれども、県では株とかで運用しているのか、その辺をちょっと教えてください。

続きまして、21 ページの８款環境性能割交付金、こちらも予算より増えた理由を教えてください。

あとは、これは歳入でいいですか、旭市民がふるさと納税をしたことによって減った市民税の額がもし分かれば教えてください。

あとは、さっきの税務課の配付資料の６ページにありました差押えなんですけれども、この差押えがどういう基準で差押えをしているか、簡単に教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫）　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　株式譲渡と環境性能割と二つでよかったでしたっけ。

増の要因ということですけれども、これは基本的には上から下りてくる交付金なんですけれども、考えられる要因とすれば、もともとの原資である株式譲渡所得割収入というのが増額になったというところで、配分も増えたというところになるかと思います。

県の運用状況でしたっけ。

（「運用状況というか、県は株で運用しているのか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　これは結局、株式を譲渡するときの収益が県のほうに上がってきて、それを運用しているかどうかはわからない。それを配分してくるということなので。県民税のほうに株式譲渡の所得が出たときに、税が県民税として、税金のほうが固まった中から配分されるので、運用とかそういうあれではないです。

あと、環境性能割の歳入、この増えた要因ということなんですけれども、これも県のほうが基準に基づいて算定したものを市にくれるものなんですけれども、増えた要因ということは、自動車税の税収の増、これが考えられるかなということです。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　ふるさと納税で税収がどのぐらい減ったのかというご質疑かと思います。

令和５年度でいきますと、市民税分として税額控除があった分が 9,357 万 7,000 円、これが

税金から控除されているという部分になります。ただ、交付税措置等が当然ありますので、確か６月の議会のときにもちょっと議員からの質問があったと思うんですが、実質的には8,300 万円ぐらいプラスという形にはなっております。税金は安くはなるんですけれども、その分交付税措置があって、旭市に寄附していただいた分がありますので、そこの差引きでいくと、令和５年度は約8,300万円がプラスになっているということでございます。

それから、差押えのところでございます。どのような基準で行っているのかということでございますが、滞納整理のまず基本的な流れでご説明しますと、納期限内に納付がない方につきましては、納期限後に督促状を送付します。督促状を送付しても納付がないと、今度さらに催告書というものを送付いたします。催告書を大体年７回ぐらい送付するんですが、未納状態が続いている方には繰り返しこれは送付することになります。この催告書には、納付が困難な場合には、当然税務課へ相談していただきたいということでお願いはしているんですけれども、そういった中でも、納めたくても当然すぐに納められないという方もいますので、そういう方には納付が困難となった場合には、その生活状況、それから収入や財産の状況等を綿密に伺った上で、分割納付、それから徴収猶予などの相談にも応じる形になります。

そういった形を取ってもなかなか納付がなかったり、あるいは納税相談に来られなかったり、連絡等がいただけない方については、財産調査を行った上で差押え等の滞納処分を行う形になります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　永井委員。

○委員（永井孝佳）　よく分かりました。悪質な場合のみ差押えというイメージですかね。

あと、すみません、１点だけ再質疑なんですけれども、先ほどふるさと納税とかで9,357万円減った分、交付税措置されるということだったんですけれども、それは翌年度に交付税措置されるのか、その辺をちょっと教えてください。例えば、令和５年度に減った分は令和５年度に入ってくるんでしょうか、すぐに。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫）　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　翌年度になります。

○委員長（片桐文夫）　議案の審査は途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１０分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　歳入について何点か簡単なことですから、お聞きいたします。

実は税の問題で、令和４年度の税の不納欠損額が１億 1,162 万 5,399 円あったんですよ。これが税務課を含めて大変苦労したと思うんですけれども、今年は不納欠損額 2,328 万 4,698 円ですから、かなり減っていると思うんですけれども、債務整理のほうで後でまた聞きますけれども、この１億 1,100 万円余のやつはどういう形でもって今、滞納として残っているんでしょうかね。

先ほど、滞納整理のところでもいろいろご努力されている内容が出てきまして、令和４年度が私の数字ではちょっと見られないんですけれども、税務課のやつはナンバー第１号かな。

２億円余の令和４年度は合計であって、今度は、令和５年度は２億円……私の持っている、市税収納状況等というのは何番かな。議案第１号、税務課の発行しているのは何番ですか。

（「税務課配付資料の６ページ」の声あり）

○委員（松木源太郎）　これだな。ありがとう。４年度が２億 9,800 万 7,515 円ですね。401 件、これは解消して、令和５年度は２億 538 万 8,620 円、431 件、こういう形なんですけれども、実際に１億 1,000 万円のうちどのぐらいが回収されているのかということは分かりますか。

つまりこれは市税だけなんですけれども、国保税と絡むと、国保税はこれには入っていませんけれども、結局何が言いたいかというと、そんなことを信じちゃ悪いけれども、市税の滞納、市税以外に都市計画税だとか、固定資産税だとか、いわゆる国保税を除く市税の滞納というのはかなり回収は難しいんですよね。

というのは、国保税だと対象者は少ないですけれども、６万 2,000 人台のうち４割以下しか入っていませんから少ないんだけれども、ここの滞納整理というのが、例えば議員、私なんかも何回もやっているんだけれども、出てきて、それでもって何年計画でもって月 5,000 円ずつ払うとか、１万円ずつ払うという処理をやっているんだけれども、滞納整理のこういう状況を見てみると、大変市の税務課の仕事は難しいなと思って質疑したわけです。

実際に、例えば令和４年度の不納欠損が１億 1,100 万円以上ある。今回は 2,300 万円である。これは大体どのぐらいでもって回収されてきているんですか、今まで。簡単でいいですからお聞きしたいなと思ったわけです。

それから、交付税の問題なんですけれども、交付税は、例えば今回出してくれた、いわゆる決算状況の報告によると、交付税全体では……

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員、何ページですか。

○**委員（松木源太郎）**　分かります。9,213 万円余あって、それが……

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員、何ページになりますか。

○**委員（松木源太郎）**　ごめんなさい。歳入説明の３ページ、決算書でいうと 15 ページのところの 10、地方交付税 92 億 1,315 万 9,000 円で予算計上したけれども、その後さらに追加されて 93 億 250 万円余になったわけですね。このうち普通交付税は 82 億 5,532 万 6,000 円になるんですけれども、この中で旭中央病院に差し上げる普通交付税分の病院ですね、その金額はどのぐらいなのかということですね。

それから、１億円以上かなり予算計上よりも入っているんですけれども、最終的に 92 億円が 93 億円ぐらいになっているんですけれども、それはどういう事情なのかということを簡単に教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　交付税の中で病院に繰り出しているのは、およそ 22 億円ほど繰り出しています。

（「その計算の基を、簡単でいいですから」の声あり）

○**財政課長（池田勝紀）**　基というか、結局、基準財政需要額とかいろいろあって、その中で中央病院として算定されている部分の需要額の、先ほど 22 億円ということですけれども、正式には 22 億 8,051 万 2,000 円ということになります。

基本的には、交付税で算入された額と同額というところで、十分には繰り出しているというところです。

（「最後に伸びたのはなんですか」の声あり）

○**財政課長（池田勝紀）**　これは追加交付がありまして、特例ということで追加交付、臨時経済対策費というところとあと臨時財政対策債償還基金費というところから追加交付があって、その分増えたということになります。

○**委員長（片桐文夫）**　税務課長。

○**税務課長（榎澤　茂）**　松木委員、多分４年度の欠損額が１億1,000万円ぐらいあって、５年度が市税だと2,300万円ぐらいということで、すみません、不納欠損の処理でございますので、これはもう一旦調定から減らすということになりますので、この金額はもう翌年度の調定には載らない数字になります。では、不納欠損って……

（発言する人あり）

○**税務課長（榎澤　茂）**　翌年度には載りません。不納欠損ってどういう基準でやるのかということだと思うんですけれども、先ほどの滞納整理のほうのご説明、差押えの件とかご説明させていただきましたけれども、そういった手続きを踏んで、やむを得ない事情等があって、どうしても納めたくても納められないですとか、あとは収入がなくて、あと例えば病気になって入院してしまっているとか、あるいは生活保護になってしまうですとか、原則として徹底した財産調査等を行って、来庁して納税相談、あるいは場合によってはお宅へ訪問して、本人と面談をして、家の捜索なども行いまして、財産の状況等を確認して、これは納税するのは不可能だろうというところの判断で欠損処理をするような形になっております。それでよろしいでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　そうすると、後から決まった分というのはどういう形でもって予算書に反映されているんですか。つまり年度を越えていないわけでしょ。超えていないということだけれども、越えていないというのは締めの段階までなのか、そこのところがちょっとはっきり分からなかったので、そこの処理の仕方、後でいいので。

それから、税務課長、そうすると不納欠損にしたということは、もう取れないということがはっきりして、課税はしたけれども、その年度ではなくて、その前からの年度の分も、これは取れない分を課長決裁なのか、長の決裁なのか分からないけれども、そこでもって一旦切って、それでもってその金額がここに載っているということなんですか、決算書に。そこのところをちょっと財政課長から。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　次の年ということなので、今回、議案のほうでも補正予算を出させてもらっていますけれども、次年度の財源として活用していっているところです、補正とかの。

（「増えた分は」の声あり）

○**財政課長（池田勝紀）**　すみません、増えた分はこの数字、決算で載っている数字がそのままです。

（発言する人あり）

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員、すみません。答弁がまだ税務課のほうが終わっていませんので、答弁をいただいてからで、また再質問でお願いします。

税務課長。

○**税務課長（榎澤　茂）**　決算書の不納欠損欄に載っている額というのは、年度末に処理をする形になりますので、５年度末にもうこれは取れないだろうということで落とす、調定から落としますよということでこの数字を載せているということになります。

○**委員長（片桐文夫）**　財政課長のほうからはいいですか。答弁大丈夫ですか。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　予算ですので、歳出の場合はないと払えないんですけれども、歳入の場合はそれ以上でも受け入れることができるという、そうですね。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　分かりました。そこら辺のところを、ちょっと微妙なところが私、分からなくて、これはどうなるのかなと思ったものですから、そうすると最終的な、例えば３月の補正がありますね。３月の議会までやっていますよね、前年度のやつを。それ以外にあと１億円近くが来ているわけだ、５年度は。そういうふうに考えていいんですね。あとそれだけです。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　追加分については、松木委員が言ったとおり来ている状況になります。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

菅谷委員。

○**委員（菅谷道晴）**　会社ですと欠損は決算をしまして自己資本比率等々ということで出すんですけれども、市としては５年度の自己資本比率というのは出るんでしょうか。出るんでしたら何％ぐらいなのかということを、借金等、いろいろ財産等々、その一点だけ教えていただければありがたいです。

○**委員長（片桐文夫）**　菅谷委員に申し上げます。今回のこれに対しての質疑をお願いします。

（「では結構です。後で教えて下さい」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　では、後日で……財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　この後、決算審査が終わった後に、あしたになるかあさってになるか分かりませんけれども、報告の中で財務４表の説明をうちのほうからしようと思っていますので、その中で説明させていただければと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑は。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　ページの拾い方がちょっと複雑なので、あっちへ飛びこっちへ飛びするかも分からないんですけれども、まず先ほど、前者のほうの質疑に対して、市民税の減の理由というのを何か物価高騰だとかいろいろ言われたんですが、そこのところをもう少し詳しく、物価高騰なのでなぜ市民税が減になったのか。物価高騰の前にも何か言われたんですけれども、ページを拾うのに忙し過ぎて書き取れていないんですね。

何個ぐらい言えばいいんですか。

○**委員長（片桐文夫）**　大丈夫ですよ。５個くらいであれば。

○**委員（戸村ひとみ）**　五つぐらいで。

○**委員長（片桐文夫）**　ページ数は分かりますか。

○**委員（戸村ひとみ）**　市民税の減ですか。決算書ですと３ページ、４ページになるんですかね。その市民税の、でも予算を立てたよりも調定額のほうが多いんですよね。ここの理由、先ほど市民税減の理由を言われましたので、ただ予算よりも調定額のほうが多かったですよ。調定額が多くて、収入済みが調定額よりも若干少ないですけれども、予算よりは多いです。

ですから、物価だ何だかんだという理由のところで、これが本当に予算のときにはそれも分かっていたでしょうから、いいです。その理由をお願いします。

あと、先ほど来出ております収入未済なんですけれども、市税の収入未済、こちらのほう２億2,920万8,786円、この収入未済の推移ですね。内訳がそれぞれ市民税、固定資産税、あと軽自動車税ですね。あとたばこ税は収入未済はないんですけれども、もちろんないんですよね、たばこを買ってもらうから。予算現額と調定額の、この差が大きいと思うんですけれども、4,000万円ぐらいあるんですけれども、これの理由、見込んでいたよりもたばこをいっぱい買ってくださったということなのかなということなんですが、ここのところの評価といいましょうかね。市民の健康を考えるとあまりたばこを吸わないほうがいいんじゃないかなというのはずっと私、言い続けているんですけれども、それでも収入源ですから、一定程度当てにしていますので、そんな中で予算と調定額との、この4,000万円の差、その理由。

それから、あとはちょっと飛んでしまうんですけれども、P351 と書いてあるのは、恐らくこれは決算書だと思うんですけれども、実質収支の先ほど説明いただいた、そこなんですけれども、この実質収支の評価をお願いします。

実質収支が例年どんなふうになっているのかという、過年度とかをちょっと比較して、その評価をお願いしたいんですけれども、剰余金なんかも本会議場でもそういうちょっと質疑もありましたけれども、行政ってもうけるところではないんで、株式会社とかではないので、もうけてはいけないというのかな。利益を上げるというのではなくて、集めたお金をどれだけ市民に還元できるかという、それが極端な話、全てを市民サービスへ還元してしまってもいいのかなというぐらいの考え方で私はいるんですけれども、ただ、今現在の市民のためというのではなくて、将来市民のためにももちろんのこと、基金やら何やらで積み立てて、将来市民のことも考えなければいけない経営だとは思うんですけれども、そうしたところで過年度との比較で、今回の実質収支の評価をお願いしたいと思います。

あと、ちょっと具体的なところで、監査意見書の 24 ページの諸収入のところです。

ちょっと具体的になってしまうんですけれども、24 ページの第 20 款諸収入のところなんですけれども、令和４年度は不納欠損額がゼロなんですね。令和５年度が不納欠損額が、あれ、違いますか。

○委員長（片桐文夫）　どこを読んでいるんですか。決算書の 24 ページですか。

○委員（戸村ひとみ）　意見書です。監査委員の意見書ですね。

○委員長（片桐文夫）　24 ページの意見書のあれですね。

○委員（戸村ひとみ）　よろしいですか。諸収入のところの令和４年度の不納欠損がゼロで、令和５年度が 11 万 4,040 円、その隣の収入未済が 2,144 万 8,532 円で、この前が出ていないので分からないんですけれども、収入未済というのは令和４年度も出ていて、諸収入というのは当然のことながら毎年あるわけですよね。不納欠損がゼロということがあるのかという、収入未済が私の考えの中では、収入未済の中で何年かたった、その年数が決められていて、不納欠損に回っていくというのではないのかなと思っていまして、ということは令和４年度のゼロというのは考え方としてちょっと分からないんですけれども、前の年の収入未済の中で不納欠損になるものがなかったということになるのかどうかというところと、あと諸収入の中で収入未済になるというものが一体どういうところが多いのかというのを、決算書の中を詳しく見てみれば分かるとは思うんですけれども、ここに監査委員のほうでこうやってまとめてくださっているんで、ちょっとそこのところでお聞きしたいと思います。

ちょっとこれ以上聞くと自分の中で分からなくなってしまうので、すみません。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

戸村委員の中で４年度のお話が出ていましたけれども、それはあくまでも５年度の決算の……

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫）　それに対しての５年度までででってことですね。

戸村委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　すみません。質疑がちょっと多岐にわたっていますので、答弁漏れがありましたらお願いいたします。

まず、市民税のほうの収入が減った理由としましては、先ほどご説明しましたが、コロナ関係の給付金が令和５年度は当然なくなっております。５年の決算ということは、いわゆる４年の収入に対して課税をするのが５年の決算で、当然４年の課税に関しては３年度の収入ということになりますので、令和３年度中にはまだまだコロナの影響がありましたので、様々な、国もそうですし、市もそうですけれども、コロナ関係の給付金が事業者向け等に給付されておりました。

この給付金は収入として見るというふうに決められておりますので、５年度の課税に関して、いわゆる今度４年の収入になるんですけれども、４年についてはそういった給付金等がありませんので、いわゆる事業者の方については収入がちょっと減ったということで、調定もそうですし、頂くほうの収入済みのほうも結果的にはちょっと減になったのかなというところがございます。

それから、収入済額の推移ということですので、４年と５年でちょっと比較した数字を申し上げさせていただきます。

個人市民税につきましては、対前年で 1,126 万 4,719 円の減です。収入未済ですね。ですので、滞納額が減っているよということです。減になりますので滞納額は減っているよということになります。

法人市民税は４年度と比較しますとマイナス 54 万 4,631 円、固定資産税につきましては、対前年マイナスの 681 万 3,763 円、都市計画税につきましては、対前年マイナス 58 万 9,005 円、軽自動車税につきましては、４年度と比較しましてマイナスの 84 万 7,964 円ということで、市税全体として収入未済額は対前年度と比較しますと 2,006 万 82 円の減となっておりま

す。

それから、たばこ税が予算より調定が増えているよというところのお話かと思います。歳入予算につきましては、市税もそうなんですが、やはり下めに見ないと当初課税するに当たっては、予算としてはどうしてもやっぱり歳入ですので低めに見なければいけないと思いますので、予算と調定、税に関していきますと予算より調定が多いというのは、これはもう毎年こういった傾向があろうかと思います。

その中ではたばこ税が何で多いのかというところでございますが、議員おっしゃるとおり、健康志向の高まりによりまして、たばこの消費本数は年々減少傾向にはございます。ただ、このたばこ税に関しては、頻繁に税制改正が行われて増税されております。ちょっと５年前と比較するんですけれども、たばこ税の税率、５年前は1,000本当たり5,692円だったんですが、現在は1,000本当たり6,552円となっておりまして、５年前と比較しますと1,000本当たり860円の増税となっている、このあたりがちょっと要因かなと思われます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　実質収支の評価ということでよろしいでしたっけ。

実質収支、これはなかなか一般質問でも申し上げたかもしれませんけれども、なかなかコントロールというのは難しい。簡単に言うと黒字の部分というところなんですけれども、この辺の評価としましては、５年度の決算としては、数値で見ると実質収支比率というので見ています。それが５年度決算だと6.6%になっております。

県内の37市があるんですけれども、その平均が6.2%というところで、県内平均よりは若干高めだなというところで、よく議論されるのは、やるべきことをやっていないからこんなに余ったのかというところなんですけれども、実際にはいろんな補助事業とかやっている中で、税のさっきの話もそうですけれども、ちょっと多めのキャパを取って予算計上する場合もあります。

この事業にのれる人がこのぐらいいるのではないかなというところで予算計上しても、そんなには手が挙がらなかったとか、そういうのがもろもろいろんな各課において、いろんな事業を展開していますので、そういうのが積み重なってというところで、全体としてどうかというとなかなか難しいところもあるんですけれども、一つの数値としては、実質収支比率というところで財政上はちょっと見ている中で、そこら辺をポイントとして注視しながら運営しているというところです。

諸収入の未済のところですか。決算書の 48 ページ、諸収入の未済額、雑入というところで、48 ページで見ると備考にかなりの事業が並んでいると思うんですけれども、大きな要因としては、生活保護の関係の経費というところで、それが入ってこなくなったというところが大きかったということらしいです。

（「経費ですか」の声あり）

○**財政課長（池田勝紀）**　経費じゃない。返還金ですね。それが事情によりというか、ちょっとというところです。主な要因というところであります。

不納欠損は、結局債権の取る予定になっているやつを取れなくなって欠損するわけですよね。そういった状況になったものがない場合は、欠損するものがなかったというところになります。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　収入未済の中で、例えば生活保護の返還してもらわなければいけないものが、返還されなかったものが収入未済に計上されて、それが結果取れませんでした。何年か追い続けるのか何するのかも、その時点で相談されたら、それでそのまま不納欠損に回るのかどうか分からないんですけれども、そういうものが一つもなかったということなんですかね。

そうしたら、令和５年度は件数としてはどれぐらいあったということでしょうか、不納欠損が。

（「原課の方で聞いていただけると」の声あり）

○**委員（戸村ひとみ）**　そうですね、後で聞きますわ。

不納欠損ゼロというのは初めて見たもので、こういう収入未済があるところで不納欠損ゼロというのを初めてみたような気がしたもので聞いてみました。

先ほどのご答弁の中でちょっと順番に、市民税減のほうは結局、令和３年度のほうの給付金に対しての課税というのがあったものでということなんですね。令和３年度に皆さんが収入として得られたものに対して、給付金も課税対象になっていたということで、それで令和４年、５年で減ってきたということなんですね。分かりました。

物価のほうはどうなるのかな。コロナとか物価とかという言葉が出てきたものですから、それで市民税、直接減になるのかというのがあったものですから聞きました。

軽自動車税なんですけれども、この収入未済、またページを言うんですかね。３ページです。

３ページの軽自動車税のほうの収入未済で、不納欠損になるというここの台数、旭市は軽自

動車が非常に多いと思うんですけれども、これは収入未済でどれぐらいの台数になっているんですか。毎年どれぐらい不納欠損になっていくのか。

それと、先ほども前者のほうの質疑の中でのご答弁で、不納欠損というのがもうどうしても取れないと分かった時点で不納欠損にするというようなことだったと思うんですけれども、私の認識では、不納欠損の収入未済で、何年かその間というのは不納欠損に回さないような、そういう感覚があったものですから、そういうのではなくて不納欠損というのは、相談にいらしたときにこれは取れないなと思った時点で即、不納欠損に回るようなこともあるんですかね。そういう対処の仕方というのもあるんでしょうか。

先ほどの答弁のほうでそれをお願いします。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

２点についてでいいですよね。

（「次もまだあるんですけど」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　まだあれば、戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　では、続きまして43ページの不動産売払収入です。

物品売払い、先ほど説明があったような気がするんですけれども、不動産売払収入と物品売払収入、これの内訳をお願いします。

それと、50 ページの転作作物推進事業債、こちらが先ほども説明があったと思うんですけれども、1,690 万円でいいでしょうか。この事業債の内訳をお願いします。これも今日聞いてはいけないところですか。そんなことないですよね。さっき何か説明がございましたよね。

あともう１点、前者の答弁の中で、会計年度任用職員の人数を減らして、委託のほうに徐々に切り替えていくみたいな、そういったご答弁だったと思うんですけれども、私も予算書なり決算書なりを見ると委託、委託、委託という文言が本当に多くて、ここの考え方なんですけれども、どういう割合でというか、いろんな部門で違ってくるとは思うんですけれども、方針として、もう会計年度任用職員というのはほぼゼロにして委託のほうに切り替えるという、それが令和５年度の方針としてあった結果なんですかね。それぐらいですかね。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

ちょっと待ってください。

戸村委員、先ほど言った50ページの転作作物については事業内容ですか。

○委員（戸村ひとみ）　債権のほう。

○委員長（片桐文夫）　債権のほう。

戸村委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○**税務課長（榎澤　茂）**　軽自動車税の収入未済の台数あるいはその不納欠損の台数というご質疑でした。

すみません。大変申し訳ありません。ちょっと台数のほうを把握しておりませんで、人数ですか、滞納者の方、収入未済というのは滞納に回る分になりますので、滞納者の方を人数で把握しているもので、ちょっと人数で申し上げますと、軽自動車税の収入未済で、人数で言いますと 780 人がその収入未済に該当している人数になります。

それから、不納欠損についての考え方、駄目だとすぐ欠損にしてしまうのかということだと思いますが、不納欠損の種類は三つございまして、５年時効とそれから３年時効、それと即時ということで３種類あります。ですので、全部が全部その場ですぐということではありませんので、その方の状況に応じて一旦執行停止等をかけまして、３年間執行停止をするよというような措置もありますし、この方はもう亡くなって身寄りもないよとか、とにかく取る手だてがないよといった場合には、即時に該当させる場合もありますけれども、一旦は３年なり５年なりというところで、経過を見て不納欠損というのは処理しております。

○**委員長（片桐文夫）**　行政改革推進課長。

○**行政改革推進課長（椎名　実）**　決算書の 43 ページ、財産売払収入のうち、土地売払収入と物品売払収入の内訳をということです。

まず、土地売払収入ですが、これは件数にして９件となります。９件のうち８件は法定外公共物といいまして、いわゆる赤道、青道というような法定外公共物、地番のついていない、そういったような道路敷、水路敷というような、そういったものを市が所有しているわけです。そういったものを払い下げたもの、これについてが８件。

あと１件については、これは３月でしたか、議決いただきました旧神西住宅です。これを官公庁オークションで売却しました。

内訳については以上です。

今度は物品なんですが、物品につきましては 10 件ですね。これは公用車で、取り替えが必要になる、もう乗れなくなってしまった公用車について売却したという、これが 10 件ほどありました。

内訳については以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　それでは、50ページの転作作物推進事業債の関係です。

内訳といいますか、この事業債につきましては、農水産課のほうで実施しております水田農業構造改革推進事業、いわゆる転作作物の推進というところで実施している事業になります。この一部に充てております。過疎対策事業債を使っていますので、市内全域で転作事業に取り組んでいるうちの過疎債対応できる、干潟地域というところをこの債でやっている。

○**委員長（片桐文夫）**　総務課長。

○**総務課長（山崎剛成）**　会計年度任用職員の今後の方針ということでよろしいですか。

会計年度任用職員の考え方ということで、いろいろ経常収支比率のほうの話とかもありましたので、会計年度任用職員の関連の話をさせていただきます。

会計年度任用職員については、今、市の業務のほう、増加、多様化、かなりしている中でございます。そういった中で臨時的な業務などを本当に担っていただいている職種でございますので、方針としてはゼロにするという方針はございません。

委託のほうですが、その中でも労務管理のところ、会計年度任用職員の数がどんどん増えていって、労務管理のほうでもかなりやっぱり厳しい、正社員のほうが厳しくなる、業務が増えるというような傾向がございますので、そういった面で、今、会計年度任用職員が担っている業務を委託化できるものは委託化していこうという、そういう方針でございます。

この方針は令和５年度に限ったことではなく、今後も同じように考えていきたいと思っております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　これは軽自動車の収入未済なんですけれども、前者のほうで差押えのことを聞かれていましたけれども、恐らく軽自動車というのは、差押えをするにしても何かこういう言い方をしたらなんですけれども、いい値にはならないのではないかなと。先日、フェラーリか何かの差押えみたいなので、すごい三千何百万円とかと言っていましたけれども、軽自動車というのが780人も収入未済があるということは、台数にすると一家に１台ということはないでしょうから、一家というか、軽トラとかもあるでしょうから、まあまあの台数なのではないかなと思うんです。

そこのところで、不納欠損にならない限りは、毎年こういう額が出て、上がってくるんだと思うんですけれども、あるいは令和５年度だけだったかも分からないんですけれども、何かいい手というのはないんですかね。何しろ軽自動車が多いまちだから、余計ここで取りはぐ

れると言ったらあれですけれども、取るというのではなくて、税金って本当に払わなければいけないものですから、それを780人もの方が払わないでいるというこの状況を、何か税の公平性とか、その観点から見ると、ここはちょっと私、衝撃だったんですけれども、何かいい手がございませんか。それは令和５年度でそういうところを話し合われませんでしたかね。

あと、旧神西住宅のほうは分かりました。

赤道、青道、すみません、初めて聞いたもので、８件ということだったんですが、令和５年度の中で、申請があって売り払うのか、積極的に売り払うのかという、そこのところをちょっと聞きたいです。道路として認められていない道路ということなんですか。ちょっとよく分からないんだけれども、赤道、青道というのが、お願いします。

何でこうやって細かく聞くかといいますと、実質収支にしてもそうなんですが、やっぱり課長のほうからもありましたけれども、やらなければいけないことをやらなくて、これだけお金を余らしているのではないかとか、あと利益を上げているのではないかとか、税金にしてみたらやりたいことがあるから、この税金を原資にして市税のほうをやっているという部分が、その原資となるものがきちんと集まってこないと、きちんと頂けないとやりたいこともできないというのがありますので、ちょっと歳入のところは非常にこだわりたいんです、私。なので細かく聞いていきたいんですけれども、お願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　議案の審査の途中ですが、１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　２分

再開　午後　１時　０分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　軽自動車税の収入未済額ということでのご質疑だと思います。軽自動車税につきましては、車検の際に納税証明等が必要になることもありますので、その際には、どうしても納税が必要になってくるんで、２年か３年の間には、必ず車両を所有している方については納税が期待できるところではあると思います。

ですが、軽自動車税の登録台数が年々増加しておりますので、滞納を増やさないように取り

組んでいく必要があるというふうにも考えております。先ほど申しましたけれども、軽自動車税は、車検の際にどうしても納税証明が必要になりますんで、自主納付、滞納者本人の自主納付が期待できるところではあるんですが、税務課として今困っている点というのは、既に乗っていない、現状廃車だと思われるんですが、廃車の手続をしていないという車両とかもございます。これがちょっと滞納になってしまっているケース、実態は廃車なんですけれども手続が済んでいないという、この車両を把握することが現状かなり厳しいものがございまして、納税相談に来られた際に、この車を持っていますかとか、そういったのが確認ができて、既に乗っていませんとか、あるいはどこかに売ってしまったりですとか、そういった状況が分かれば、そういった手続をしていただくように指導はしております。

そういったものもありまして、年々軽自動車税の収入未済額、滞納者数とも、年々ではありますけれども、減少してきております。滞納を増やさないためには、まず現年度分を納めていただくという意識を滞納者の方に持っていただくように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　行政改革推進課長。

○**行政改革推進課長（椎名　実）**　それでは、法定外公共物の払下げについてのご質疑でした。

ちょっとその前に、法定外公共物について少しご説明をさせていただきます。道路法や河川法などの適用を受けない道路、河川等を言うんですけれども、道路法で言えば市道や県道、国道という認定をされます。河川ですと、一級河川、二級河川、法律の適用があると、それ以外のものを言います。

私、さっき赤道、青道と言ったんですけれども、これはいわゆる法務局の公図において、赤く塗られたり青く塗られたりしているので、俗にそういったような表現をしているというようなことであります。

それで、かつては国が所有をして管理をしておりました。これが地方分権の推進により、現在市が所有して管理をしております。それで、この法定外公共物につきましては、市のほうから積極的に売るということはありません。これは、そこに隣接する土地をお持ちの方が、そこの部分を欲しいというようなお話があった際に、現在、そこが公共の用に供しているようなものでなければ払下げをするケースがあります。

現状は、道でなかったり、水路でなかったりというような部分もありますので、一体として欲しいというようなお話はあります。ただし、それは道路としての部分、使っているような

部分もありますから、あくまでも一般の方々のそういう公共の用に供するものではないという判断であれば、売却するということになります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます。とても勉強になります。

軽自動車税なんですけれども、２年たったら納税って、私も軽自動車乗っていますから、それは分かるんです。だから、何でこんなに収入未済が多いのかなというのが、やっぱり気になったんですよ。

ですから、２年で納付するというのがあるのに、これだけの収入未済があるってことは、何かほかの、何かの手を打たないと、この収入未済ってなくならないのではないかと思うんですよ。ほかの手というか、税金が、税金というか、自動車税の２年に１回が手段ではないですけれども、何か考えないと、収入未済額が 1,740 万円ですよね。780 人の方でしょう。

ちょっと、不納欠損が 321 万 5,903 円あるんですよ。不納欠損に回されるというのは、先ほどの理由ですかね。となると、そんなに 321 万円も不納欠損になるほど、そういう理由を持っている方がいらっしゃるのかという、亡くなっているだとか、車を廃車にしちゃったけれどもみたいなとか、こんな額であるんですか。

もう少し何かきちんと分析して、恐らくなんですけれども、軽自動車、軽トラックに関しては、お仕事で使われているような、農家さんなんかはそういうケースが多いのではないかなと思うんですね。そうしたときに、軽自動車があることで収入を得られて、また、収入の部分から納税してくださっているということもあるので、軽自動車税に関しては、やっぱりきちんと払っていただかなければいけないのではないかなと思うんですよ。軽自動車税だけではなくて、固定資産税にしても何にしても、払っていただかなければいけないと思うんですけれども、収入未済の金額と不納欠損、この金額、どういうふうにお考えですか。

年々減ってはいるみたいなことをおっしゃいましたけれども、年々減ってこれなのかというのと、年々減るのは、人口が減るというか、人口の自然減のほう、お年寄りがお亡くなりになるとか、そういうので軽自動車を持っていらっしゃる方が減っているというのもあるのではないかなと思うんですけれども、ちょっと見解をお伺いしたいです。この軽自動車税、1,740 万円、不納欠損 321 万円。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　回答は、先ほどの回答と繰り返しになりますけれども、現状、使っているものの軽自動車というものが把握できているものであれば、滞納者に対して納税を促したり、当然、車検のときに納税していただいたりというところで納めていただいております。

不能欠損だったり、収入未済がこれだけあるという、金額のものについてですけれども、先ほど申し上げましたとおり、廃車の手続がされずに、実際にはないのかもしれないんですが、手続がされずに、まだ登録上どうしても残ってしまっているというもの、これが分かれば、もうありませんよということが分かれば、その所有者の方に廃車の手続をしてくださいということで、車両を減らしていく。滞納だったんですけれども、そういうものが減らせる、収入未済も減りますし、過去に遡って、もう既に廃車していますよというのが分かれば、そういったものを不納欠損で落としていくということになります。

徐々に減っているというところで、車の実態が分かれば、市としても対処の仕方があるんですけれども、軽自動車を持ったまま市外へ転出してしまっている方ですとか、先ほど申しましたとおり、廃車の手続というのが確認できないと、市としても、この車を不納欠損で落としたりとかという処理もできない。そういったところの積み上げが、今こういった金額になっているということでございます。

徐々に減っているということで言いますと、令和元年度収入未済額というのが2,150万円ほどありました。これが徐々に減ってきて、令和５年度末では1,740万円というような数字になっております。車を追いかけて調べられればいいんですけれども、なかなか軽自動車税だけを滞納しているという方というよりは、他の税目とかも滞納になってしまっている方もいらっしゃいますんで、という方が大半ですので、そういった他の税目とのバランスもありまして、税務課のほうとしてはちょっと対応している状況でございます。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　そういう理由で、この額とこの人数かって私は本当に不思議に思ってしまうんです。ちょっともう少し追跡していただきたいというか、分析していただきたいですね。

軽自動車税に関しては、そうやって車を持ったままどこかに移転されたとか、そういう例もあるみたいなことでしたけれども、そうなると不納欠損に回ってしまうってことなんですね。不納欠損というのが、先ほどのご説明で、５年、３年、即時というのがあって、即時の場合、例えば相談に見えて、これはもう頂けないというふうに分かったときに、そこまでに課税されていたものは頂かないことにして、頂かなかった分を不納欠損のほうに回すとして、その

後というのは、ずっと課税というのはされないんですか。どういうふうなことになるんですか。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　不納欠損の考え方、納税相談に来られた方で、即時でその場で、大体即時でというケースというのは、あまり少ないのかなと、執行停止をかけて３年間様子を見るですとか、そういったケースが多いのかなと思います。

今後、この後課税されないのかという話ですけれども、収入があって所得があって、その要件を満たしていれば、当然それは課税されますんで、その時点から絶対課税されないとか、そういうことではありません。なので、相談に来られて、ちょっと生活の資力が、ちょっと納税の資力が今厳しいよということであれば、即時ではなくて執行停止をかけて、以後の徴収に関して様子を見るというんですかね、そういう形になっているのがほとんどになります。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫）　特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて歳出の審査に入ります。

２款総務費について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、私からは２款の総務費の説明に入る前に人件費、人件費のほうは１款から 10 款にまたがりますので、人件費の決算全体について説明させていただきます。

タブレットのほうですが、こちら、歳入で税務課のほうで説明したところと同じところにあるかと思います。そこに、議案第１号ということで、令和５年度一般会計人件費決算についてのほうをご覧いただきたいと思います。右上に議案第１号総務課と表示してある資料になります。

この資料は、一般会計決算書の各款に計上しております２節給料、３節職員手当等、４節共済費のそれぞれを集計したもので、令和５年度と令和４年度を比較しております。

それでは、初めに２節給料ですが、令和５年度は 23 億 6,471 万 3,840 円、令和４年度と比較して 4,137 万 3,327 円の増となりました。

次に、３節職員手当等は、令和５年度が 13 億 1,473 万 3,695 円、令和４年度と比較して 3,829 万 2,226 円の増となりました。職員手当等のうち、特に増減の大きなものについて説明いたしますと、まず、（カ）の期末手当が約 1,641 万円の増、（キ）の勤勉手当が約 1,481 万円の増となっておりますが、これは人事院勧告等に基づく給料表の改定や、期末手当及び勤勉手当の支給月数の合計が 4.4 月分から 4.5 月分となったことによるものです。

次に、（サ）の特殊勤務手当ですが、約 163 万円の減で、主な要因は新型コロナに関する救急搬送が減ったことによるものでございます。

続いて、表の下から３行目の４節共済費です。令和５年度は７億 2,790 万 5,840 円、令和４年度と比較して 415 万 5,554 円の減となりました。合計といたしましては、令和５年度が 44 億 735 万 3,375 円、令和４年度と比較して 7,550 万 9,999 円の増となりました。この主な要因ですが、給料の増及び期末・勤勉手当の増などによるものでございます。

なお、次のページの資料につきましては、特別会計と企業会計を含めた全ての人件費の決算を参考に添付してございます。

以上で議案第１号の総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、企画政策課からは、一般会計歳入歳出決算に関する説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料の 14 ページをお願いいたします。

それでは、14 ページの下段、ナンバー２になります。ふるさと応援寄附推進事業です。決算書では 80 ページになります。

決算額は１億 322 万 5,000 円、財源は全額一般財源となっております。

事業内容の主なものですが、ふるさと応援寄附推進事業委託料 9,592 万 8,015 円は、専用ホームページの作成から寄附の受付と収納、返礼品の発送などの業務を一括で委託しているものです。

寄附件数ですが、１万 2,997 件、寄附金額は２億 1,027 万 809 円で、全額をふるさと応援基金に積み立てております。

事業効果としましては、返礼品のハマグリがテレビ番組に取り上げられたことで注目され、寄附金額が前年の約２倍となりました。また、寄附者の中にはリピーターが一定数いると思われることから、返礼品を通じた市の魅力発信の効果が出ていると感じています。

続きまして 15 ページをお願いいたします。

上段になります。ナンバー３、生涯活躍のまち形成事業になります。決算書では 80 ページから 82 ページになります。

決算額ですが、１億 3,197 万 8,000 円、財源の国庫支出金 810 万円は、デジタル田園都市国家構想交付金で、その他 451 万円はふるさと応援基金からの繰入金となっております。

主な事業内容ですが、おひさまテラスの指定管理料が 8,851 万 1,500 円で、これはスタッフの人件費、水道光熱費など施設の管理運営に要した経費になります。建物借上料がおひさまテラスのフロア賃借料で 3,865 万 2,240 円となりました。

事業効果ですが、おひさまテラス開設２年目の来場者数は約 18 万 2,000 人で、市内外から多くの方々にお越しいただきました。また、移住・定住などのほかの施策と連携しながら、積極的な情報発信を行うことで、市のＰＲを図ることができました。

次に下段、ナンバー４、シティプロモーション推進事業になります。

決算書は 82 ページになります。

決算額ですが、1,660 万 9,000 円、財源の国庫支出金 650 万円は、デジタル田園都市国家構想交付金で、その他 711 万円は地域振興基金からの繰入金となります。

主な事業内容になりますが、ロケツーリズム推進業務委託料 1,300 万円で、ロケツーリズムを実施するに当たっての業務支援を委託したものです。

事業効果としまして、官民一体となってロケ誘致・支援を行うことで、96 件のロケの問合せがあり、うち 37 件の撮影が行われました。このことにより、テレビなどで取り上げられた場所や商品の注目が上がるなど、本市の魅力を広くＰＲでき、市の知名度の向上が図られたことで、地域の活性化やシビックプライドの醸成にもつながったと思っております。

続いて、16 ページをお願いいたします。

上段、ナンバー５、電子自治体推進事業になります。決算書は 86 ページです。

決算額ですが、2,749 万 9,000 円で全額一般財源となります。この事業ですが、電子自治体を推進するための管理的経費であります。

主な事業内容ですが、自治体ＤＸ化経費 845 万 3,012 円でありまして、令和５年度は新たにタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入しましたので、それに係る電算業務委託料、事務機器賃借料などです。また、地域情報化推進経費 1,556 万 1,096 円は、新たに議会インターネット回線を使用するための通信運搬費のほか、インターネット系システムの賃借料やクラウドサービス使用料に係る事務機器賃借料などです。

なお、事業効果につきましては、市議会及び庁内会議のペーパーレス化などにより、自治体

ＤＸ推進の加速につながったと思っております。

次に下段のナンバー６、移住・定住促進事業になります。決算書は90ページです。

決算額は5,228万9,000円で、財源の県支出金90万円は、ＵＩＪターンによる起業・就業等創出事業移住支援金で、その他4,609万円は、地域振興基金とふるさと応援基金からの繰入金となっております。

事業内容の主なものとしまして、委託料559万円は移住サポートセンターの運営に79万円、それと地域おこし協力隊の支援業務の委託に480万円かかっております。また、負担金補助及び交付金4,650万円は、定住促進奨励金と若者世帯住宅取得奨励金になります。

事業効果ですが、移住者だけではなく、市内に住む若者世帯を対象とした奨励金を交付することで、定住人口の確保を図ることができました。また、移住・定住に特化した地域おこし協力隊を採用し、専門窓口を設けることで、移住希望者の支援や移住者の確保に貢献しました。

以上で議案第１号企画政策課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料、同じ資料ですけれども、14ページ、戻っていただきまして14ページの上段をご覧ください。決算書では78ページの２款１項７目企画費、備考欄３になります。

市民生活課で所管しております事業のうち、男女共同参画推進事業について申し上げます。

本事業は、旭市の男女共同参画社会の形成に向けて施策を推進するものです。決算額は71万8,000円、財源は一般財源です。

主な事業内容は、第３次旭市男女共同参画計画の策定に係る委員報酬及び計画と概要版の作成料です。

事業効果につきましては、第３次計画を策定したことにより、男女共同参画及び多様性に関する意識の向上に資することができました。

以上で議案第１号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

それでは、２款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　３点ほど質疑させていただきます。お願いします。

80 ページの生涯活躍のまち形成事業で、18 万 2,000 人ぐらい来場者があったということなんですけれども、中には、あまり稼働率がよくないような施設もあるような気がするんですけれども、各ブースごとの利用人数とかって、もし把握されていたらお願いします。クラフトルームとか、あとコワーキングエリアとか、そういったもし数字があれば教えてください。

続きまして 90 ページの移住・定住促進事業、こちらの約 5,200 万円なんですけれども、この事業を使って定住に至った人の人数など、分かりましたら教えてください。

続きまして 94 ページの市バス運営事業なんですけれども、こちらは、稼働日数など、もし分かりましたらお願いします。

以上、３点お願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　まず１点目の決算書 80 ページになります。

生涯活躍のまちの関係で、施設のブースごとの利用人数ということでした。申し訳ないんですが、ブースごとの人数というのはちょっと出しておりませんで、稼働率、使える全時間に対してどのくらいの時間を使ったかというのは出ておりますので、そちらで回答をさせていただきます。すみません、それも出ている部分と出ていないところがありますんで、取りあえず出ているところで回答させていただきます。

まずキッチンスタジオが稼働率 6.3％、パーティールームが 12.1％、ダンススタジオが 33.6％、ミュージックスタジオ、三つに分かれているんですが、ミュージックスタジオのＡと呼ばれているところが 12.2％、ミュージックスタジオＢが 15％、ミュージックスタジオのＣが 11.4％となっております。

あと、ミーティングルームの１が 12.1％、ミーティングルームの２が 6.4％となっております。申し訳ございません、クラフトルーム等につきましては、稼働率のほう出ておりませんので、回答はできません。

次に、移住・定住の人数なんですけれども、移住につきましては、取りあえず令和５年度の人数でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○**企画政策課長（柴　栄男）**　では令和５年度、移住で奨励金を受け取った方の件数と人数ですね。令和５年度ですが、すみません。ちょっと数を確認して、後ですみません、回答させて

いただきます。すみませんでした。

○**委員長（片桐文夫）**　市民生活課長。

○**市民生活課長（齋藤邦博）**　市バスの利用状況についてお答えします。市バス２台ありますので、まず１号車、こちらが稼働日数175日です。２号車、稼働日数168日です。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　失礼しました。令和５年度ですが、件数が 48 件で、実転入者数が112人となっております。

以上です。

（「もう１回」の声あり）

○**企画政策課長（柴　栄男）**　令和５年度の移住された方の人数ですけれども、件数としましては48件で、転入者数が112人となっております。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　ありがとうございます。

市バスについて再質疑させていただきます。こちらは主な利用者というか、どういう方が使われているのが多いか。あと、利用方法の決まりとかありましたら、教えていただきたいです。例えば何時までとか、何キロメートルまでとか、よろしくお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○**市民生活課長（齋藤邦博）**　市バスを利用している団体は、令和５年度ですと、一番多いのが学校です。それから、教育委員会関係、それから市役所関係、あと数件ですけれどもスポ少とか体育協会というふうになっています。

利用の規則の関係なんですけれども、目的もあれですか、目的も申し上げたほうがよろしいですか。

（「使える条件的なものを」の声あり）

○**市民生活課長（齋藤邦博）**　まず市内の公共施設または公共的施設における会議または研修会に参加するとき、行政視察または行政に関する調査を行うとき、市が主催する式典その他の行事に際して市民を送迎するとき、市の関係団体が実施する事業に参加する場合であって市長が定めたときなどとなっております。

それから、利用時間としましては、原則として、午前８時 30 分から午後５時までです。そ

れから、１日に 350 キロメートル以内、宿泊は認めない、こんなところですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑ありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　それでは３点ほど質疑させていただきます。

決算書の 88 ページ、総務費の交通安全対策費の 12 の委託料、児童交通安全街頭指導委託料について、人数、回数、また指導員の場所、学区と委託先についてお伺いします。

同じく 17 の備品購入費の被服購入費というものが何人分で、何を購入されたのか教えてください。

続きまして、決算書の 90 ページ、総務費、地域振興費、移住・定住促進事業の委託料、移住サポートセンター運営委託料の地域おこし協力隊支援業務委託料の活動費として、実際地域おこし協力隊の方、都内へ行ったりいろいろな活動をされていると思うんですけれども、活動費として充足しているのかどうか、お伺いします。また、不足している場合等は補正等で対応したりしているのですか。併せてお伺いします。

もう１件、90 ページ総務費、地域振興費の６、コミュニティバス等運行事業に関わる内容で、将来的には、市の方針としたらコミュニティバスを廃止してデマンド交通のみ単体にするような、そういう考え等があれば教えてください。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　それでは、88 ページの 12 委託料、児童交通安全街頭指導委託料についてお答えします。こちらシルバー人材センターのほうに委託しておりまして、１か所２名ということで、配置場所が中央小学校、矢指小、富浦小、豊畑小、干潟小、共和小、琴田小、嚶鳴小の８か所です。月水金の週３日、午前７時から午前８時まで、１時間配置しております。

それから、17 の被服購入費ですけれども、こちらは交通安全指導員のほうの被服でして、昨年度購入したものですと、ちょっと細かいですけれども、上着が７着、ズボンが２着、スカート２着、スラックス５着、それから帽子が４個、それから防寒着４着となっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、決算書 90 ページの移住・定住促進事業のうちの委託

料、これは地域おこし協力隊の委託料のほうで一つでよろしいですかね。こちらの委託料で活動費が足りているのかというお話でした。まず、委託料480万円といいますのは、これは今国が認めています経費の上限となっております。

内訳は、報償費が280万円、活動費が200万円となっております。この活動費200万円で足りているのかというお話でしたが、隊員からは、特に活動費のほうで不足だというお話は今のところ聞いておりません。上限の中でうまく活動していただいていると思っております。引き続き、移住サポートセンターもありますし、市と地域おこし協力隊、その辺は情報共有しながら、また取り組んでいきたいと思っております。

続きまして同じページ、90 ページのコミュニティバス等運行事業で、コミュニティバスを廃止してデマンドに切り替える予定というようなお話でした。現時点では、まずコミュニティバスを廃止して、デマンド交通に切り替えるという予定はございません。デマンド交通につきましては、今運行されていますコミュニティバス、そのバス停までの距離が遠い方など、コミュニティバスがカバーし切れない地域のお客さんの移動を確保するために運行を始めたものでありますので、しばらくはコミュニティバス、デマンド交通、その利用の状況を見ていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員。

○委員（常世田正樹）　ありがとうございます。それでは、ちょっと再質疑させていただきます。

１番目の交通安全対策費なんですけれども、この８か所、市内の小学校全てをカバーしているわけではないんですけれども、これは小学校から要請があったから配置したという、そういう判断でしょうか。

次に、地域振興費のほうなんですけれども、隊員が 10 月１日からもう１名増員されると思うんですけれども、そうなると活動費は倍額または増額、そこら辺について教えてください。

コミュニティバス等運行事業なんですけれども、デマンド交通が大分定着して利用者も増えてきたと思うんですけれども、やはり高齢者の方、使ってみてよかったよという人も多いんですけれども、まずどうやって申請するかから始まっているんで、そこら辺もうちょっと丁寧な対応というか、周知されると、より利用度が増すのかなと思います。デマンド交通に関しては、回答は結構です。

２点よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○**市民生活課長（齋藤邦博）**　申し訳ありません。ちょっと今の理由のほう、資料を持っていませんので、後でお答えさせていただきます。

○**委員長（片桐文夫）**　企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　地域おこし協力隊、すみません、ちょっと令和５年度とは話が違って、令和６年度の話になってしまいますけれども、令和６年度 10 月から１名増えます。これについては、10 月から翌３月までが令和６年度分の人件費になるんですけれども、これは半年分、国が定めた金額の半年分を今予算計上してあります。なので、１人いるから活動費が減るとかではなくて、１人増えればそれなりに報償と活動費が増えるという形になっております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑ありますか。

崎山委員。

○**委員（崎山華英）**　お願いします。５点の事業について質疑をさせていただきます。

１点目が決算書の 78 ページ、主要事業にもあります男女共同参画推進事業、これについては、令和５年の予算審査では主要事業に入っていなかったんですが、今回、決算のほうで主要事業に入れた理由がなぜなのかということについてお尋ねしたいと思います。主要事業に入れる定義などを教えていただけたらと思います。

ちょっとそれに合わせて、今回主要事業の資料の右上にＳＤＧｓのマークを入れていただいていると思うんですけれども、大した資料ではないんですが、その目標がそれぞれの事業を当てはめていただいて、実際、その目標ごとに幾らの事業費があるのかというのをちょっと資料のほう作らせていただいて、委員の皆さんにはちょっとＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳでお送りして、執行部の皆さんにも少しお渡ししたんですけれども、だから何という感じなんですが、一応、男女共同参画については、今回その主要事業に１個入れていただいたので、下のほうに 71 万 8,000 円ってあるんですけれども、１位が目標の「すべての人に健康と福祉を」という目標に対する事業が１番金額が大きかったというところで、このあたりのＳＤＧｓの目標のバランスとかって、全体的に考えていたりとかはするのかなというのを、ちょっと質疑のほうについでで入れさせていただきたいと思っていまして、旭市海沿いなのに、「海の豊かさを守ろう」は一切主要事業にはないよねとか、そういうところをちょっと見ていただけたらいいのかなと思ったので、ちょっとどういう感じでマークして、その後の検証とかされる

のかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

ちょっと脱線してしまったんですけれども、それと、あと決算書の 80 ページの道の駅改修工事、これちょっと予算のとき聞いたか分からないんですけれども、具体的にどのような改修工事だったのかをお伺いします。

同じく 80 ページの生涯活躍のまち形成事業で、こちらのおひさまテラスの指定管理料、業務委託料なんですけれども、こちらは令和４年度決算額よりも大幅に減になっているのは、令和４年がオープンだったのが要因かなとは思うんですけれども、どうやら昨年度ぐらいから、実際私も子どもを連れておひさまテラスへよく行くんですけれども、細かい話になってしまうんですが、このクラフトルームの前の何か色鉛筆とか、結構細かな備品類がすごく少なくて、遊べないってことが結構あったんですけれども、そのあたり指定管理料とかが十分だったのかなとか、あと、市のほうにもっとこういう備品を買いたいですとか、そういう何か要望とかは、管理者のほうから意見はなかったのかなというところをお尋ねしたいと思います。

続いて、82 ページのシティプロモーション推進事業のほうなんですが、具体的にどのような実績とか効果があったか。

以前から質疑とかで質問させていただいているんですけれども、実際のロケの件数とかは実績として残るけれども、実際どれぐらいＰＲできたか、測る基準がないよねというのは、以前から思っているところで、例えば、旭市が紹介された番組が放映された後に、「あったか！旭」の移住・定住のサイトのアクセス数が伸びたとか、そういうモニタリングとかって行っているのかをお伺いしたいと思いました。

続いてですが、決算書 90 ページ、出会いの場創出事業、恋活コンシェルジュの事業だと思うんですけれども、こちらの改めて参加対象者の要件、あと男女別の登録人数で、女性の場合、市外の方も参加できると思うんですけれども、市内と市外の方の参加人数割合を、まずちょっとお伺いしたいです。ひとまず以上です。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博）　それでは、男女共同参画推進事業が今回は主要事業に入っている理由ということでございますけれども、こちらのほうは、第３次計画を昨年度策定したということと、それから市民生活課の中では、額は 71 万 8,000 円と少ないんですけれども、政策としては非常に重要なものであるというふうな考え方から、主要事業とさせていただきまし

た。

それから、出会いの場創出事業のほうの参加者ですけれども、まず登録者、会員としての登録者が 278 名で、男性 243 名、女性 35 名です。令和５年度のイベントの参加者は、８回合計で 124 名、うち男性 60 名、女性 64 名です。会員に登録できる資格ということですかね。条件ということですか。ちょっと今資料を出しますので、後で回答させていただきます。

それから、先ほどの常世田委員のほうはここで回答してよろしいですか。常世田委員のほうの未回答部分は、ここで回答してよろしいでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　お願いします。

○**市民生活課長（齋藤邦博）**　先ほど、常世田委員からありました、シルバー人材センターに委託している交通安全指導ですけれども、これは学校からの要望ではなくて、旧市で行っていたものを引き継いでいるとのことです。

○**委員長（片桐文夫）**　企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　それでは、順にお答えします。

まずシティプロモーション、具体的な効果ということですが、すみません、今ちょっと資料が手元にないんで、後で回答になりますけれども、例を一つ挙げれば、ハマグリがテレビに取り上げられるというのがありました。

寄附金ですが、昨年と比べて全体で倍になって、１億円増えております。返礼品はどんなのが増えているのというと、やっぱりハマグリを返礼品に選んだ寄附がやっぱり 9,000 万円ぐらい増えているので、これは単純にハマグリが増えた分なんだなというのが見てとれております。ちょっとそのほかのやつは、後でまた回答させてください。

次に、80 ページの道の駅の工事になりますけれども、これは、道の駅、施設の入り口に風除室、風除けの、前は自動ドアだけだったんですけれども、今その前に風除室というのがあるんですけれども、それを２か所の入り口につけたという工事になっております。

続いて 80 ページの生涯活躍のまちで、委託料が、指定管理料が下がった、それに伴って備品等が下がっているのではないかというお話だったんですが、指定管理料につきましては、基本、向こうが今年はこういったことをやるんで、このくらいかかります、もともとの計画もあるんですけれども、もともとの計画があって、それを踏まえた中で、今年はこういったことをやっていく、それをやっていくので、これらをやることに当たり、この金額がかかりますということで来ていますので、少なくしたから備品がなくなってしまったということは、こちらはそういう理解ではないと思っております。

企画政策課からは以上になります。

○**委員長（片桐文夫）**　市民生活課長。

○**市民生活課長（齋藤邦博）**　市民生活課の未回答部分についてお答えします。

出会いコンシェルジュの会員資格ですけれども、会員登録できるのは、１、結婚を前提とした交際を希望していること。２、20 歳以上で独身であること。３、旭市に在住・在勤または在住予定者であること。ただし、女性は旭市以外でも可。４、旭市出会いコンシェルジュに会員登録したことがないこととなっております。

それからイベントへの参加者の市内と市外の別なんですけれども、こちらのほう、統計のほうを取っておりませんので、データがありませんので回答できません。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　﨑山委員。

○**委員（﨑山華英）**　ありがとうございました。再質疑をさせていただきます。

男女共同参画推進事業のほうで、一応第３次計画策定をして、政策としては重要と判断して、主要事業としたということで分かりました。この説明資料の中に、男女共同参画及び多様性に関する意識の向上に、この策定によって意識の向上に資することができたというふうな言葉が書かれているんですけれども、正直、策定しただけでは意識の向上に資することってできるんだろうかとちょっと思ったもので、具体的に、どういうことで資することができたのかなということと、そのほか、ただ策定するだけではなくて、そういった意識の向上に資するための研修等、市民の意識や事業者の意識を変えていくための研修等を行ったりとかは、決算を見る限りではちょっとないのかなと思うんですけれども、そういうことを行っていないのかということをお尋ねします。

あと、道の駅の改修工事の件は分かりましたけれども、風除室を付けると、それによってどんな効果があるのかというのをちょっと教えてください。

生涯活躍のまちのほうの指定管理料は分かりました。それはちょっと運営のほうに要望を私のほうからもさせていただきたいと思います。

シティプロモーションのほうも分かりました。最後、出会いの場創出事業のほうなんですけれども、ちょっと市内市外の統計はないってことで、先月ちょうど報道で東京に在住在勤の女性が、結婚を機に地方に移住すれば 60 万円を支給するといった政府の新制度案が一旦は出て、そのあとすぐ批判を受けて撤回となったニュースがあったと思うんですけれども、対象を女性に限定したことが、制度を考える側の性別的役割分担だとか、アンコンシャス・バイ

アスが表れたものだったのではないかなと思うんですね。

こういった報道を受けて、現在出会いの場創出事業を、女性の場合は市外の方もオーケーという要件にしていると思うんですけれども、例えば、市内の女性が、市外から男性を結婚を機に一緒に地元で住むということもあることを考えると、今のこの要件とか、運営の条件の在り方とかを考える機会ではないのかなと常々思っているんですけれども、今後、こういった要件だとか、在り方について考える予定があるのかをちょっとお尋ねします。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○**市民生活課長（齋藤邦博）**　男女共同参画計画を策定しまして、こちらのほうの実効性のことなんですけれども、まず計画の中に指標を設けておりまして、それについて庁舎内各部署に、指標に対する目標を立てていただきまして、年度末にその成果状況を確かめるというようなことを行っております。

それから、多様性の面を含めて研修、市民に対する周知とか研修とかが必要ではないかということですけれども、こちらのほうについては、市民向けの講演会なども今計画しております。

それから、出会いの場の関係なんですけれども、当然、出会いの場創出事業、成婚率があまり高くありませんので、運営の方法も含めまして、当然改良していく必要はあると思っております。女性だけ特別扱いするという自体が、出会いの場とはちょっとずれますけれども、男女共同参画の考え方に反するんではないかということなんですけれども、その点、これは移住を促進して、旭市になるべく定住してもらう方を増やそうという考え方もあるわけですけれども、後継者を増やそうという考え方もあるわけですけれども、ただ、男女共同参画という考え方からしますと、男女共同参画推進の基本法のほうで、積極的な改善措置というのを求めている条文もありますので、必ずしも全てにおいて男性女性、同じルールでというよりは、政府も言っていますように、ポジティブ・アクションということで進めております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　まず道の駅の風除室の効果のほうからになります。以前は、道の駅の出入口は、自動ドアが開きます、当然お客さんが入るんですけれども、お客さんと一緒に風等も舞って入ってしまっておりました。それを緩和するために、前にアクリルの壁を設けまして、お客様は脇から入って自動ドアを開ける……

（「アクリルですか」の声あり）

○**企画政策課長（柴　栄男）**　すみません、透明なやつ。すみません、アクリルかちょっとあれなんですけれども、ちょっと材質はあれなんですけれども、透明なもので入り口を、壁みたいのを作りまして、お客さんは脇から入っていただく。自動ドアが開いても、直接風が入らないということで、ごみとかそういったのも入りづらくなったというようなことになっております。

それとすみません、先ほどのちょっと回答に戻りますが、シティプロモーションの中で、効果はの中で、先ほど私ふるさと応援寄附額１億円ぐらい増えましたというのと、あとそのほかに、直接的な経済効果、ロケ弁であったり、飲食であったり、賃借料があるんですが、それで大体350万円。そのほかに、これはちょっと試算になるんですけれども、例えば、テレビ番組で、この時間使ったら幾らぐらいかかるのか。民放のこの時間のテレビ番組をこの時間放送したら、どのくらいの費用がかかるのかというのの試算をしたものがあります。

旭市がロケをやったやつ、いろいろなテレビであったり、映画とかありましたが、それをそういったやつで換算しますと、それで大体14億円ぐらいになります。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　議案の審査の途中でありますが、午後２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　０分

再開　午後　２時１０分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。ほかに質疑はありませんか。

﨑山委員。

○**委員（﨑山華英）**　すみません、一言とか１点だけ。今の出会いの場創出事業のほうで、ポジティブ・アクションという回答があったんですけれども、できればここでポジティブ・アクションを使う必要はないと思いまして、例えば女性の管理職の割合の向上とか、そっちのほうにいつも性別問わず適材適所という回答をいただいているんですけれども、そこでぜひポジティブ・アクションということをやってほしいなと思っておりまして、これ、どうしてもこの事業って、男女共同参画事業、これはこれからすごい主要な事業として出させていただ

いた中で、どうしても矛盾が出てくる事業だと思うんで、私としてはもうこれちょっと時代遅れなので、なくなっていってもいいのかなと思っております。

その代わりに、若い方がもっと交流がある機会を設けて、その中で出会いがあるという、自然にそうやって若い方の出会いを創出できるような事業が今後は市としてあればいいなというふうに思っておりまして、それは質疑ではないんですけれども、ちょっとコメントさせていただきました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　一つは説明資料の中に入っている、本会議では聞かなかったか。80 ページの生涯活躍のまち形成事業ですね。これについては、何回かいろいろ本会議でも質問しているんですけれども、令和５年度の事業として１億 3,197 万 8,053 円ということで、大変大きな記載がされております。

おひさまテラスに何人ぐらい来たかというのを言ったらば、カウンターで数えた数でもって、20 万人とか 18 万人とかっておっしゃるんですけれどもね。実際にあそこで行われた事業では 3,800 人ぐらいということを言っていましたんですね。

そういう中で、本当にこの事業がこれから進むのかなということで、ちょっと私は疑問に感じています。昨年、予算のときに、今日議事録を持ってきているんですけれども、この問題を聞いて、１月末現在 21 万人を超える、こういうことを言っていましたよね。そういうような感じでもって、カウンターで数えた人数が全てここにすごく関心を持った方々だという捉え方はまずいと思うんです。

そういうようなことを踏まえて、ちょっとこれからの問題を言いたいんですけれども、私は実は令和４年に開設してすぐに、イオンと旭市との提携の文書を情報開示しました。そのときだったら、まだこれびっくりする流れ、何百ページもありましてね。それでもって、何でこんなことがあるんだろうといったらば、その多くが購入した本なんかの、そういうリストだったり、要するに、改修するに当たってべらぼうにいっぱい市にいろんなもの、中のもの全部ほとんど出させているんですよ。ああ、これが企業がやる実態なのかなと思って見ていました。

その後、市内の業者なんかでもって、いろんなことを一般の社会福祉法人つくったりして、旭市の中心商店街とおひさまテラスとがあるイオンタウンが連携すれば、旭市が発展するん

だというようなことの会議も１回傍聴させていただきました、脇でね。

そういうことをやる施設なんだなと思っていたらば、じゃ、本があるんですよ、本を。何百冊って600何十冊か買っているんですよ。飾ってあるでしょう、あそこに。あれは見るためのものと飾るための本があってね、あれも取り変わっているんですけれども、あれが全部市のお金をイオンタウンに出して、それで買ったものなんで、イオンタウンのものなのか、旭市のものなのか分かりませんけれども、図書館と同じことをあそこでやろうとしていたり、やっていることが大変市の行事としてあそこを借りて指定管理者にすれば、市の職員は使わなくていいわね。お金だけ出せばいい。指定管理料は約8,000万円から9,000万円、１年間でね。それでもって、借料は3,800万円って、もうこれ30年と決まっていますからね。そうすると、大体30年たったらば旭市がどうなっているか分かりませんけれども、その間に約400億円近くのお金をあそこに投入するわけですよ。

こういうことが本当に長続きするかと思っているんですけれども、それについてちょっと今のお考えをお聞かせいただきたいなと思っています。

それから、次、もう一つは、86ページの電子自治体推進事業、これは本会議でも質疑申し上げましたけれども、簡単に言うと、議員から議案書を取り上げて、全部これに、電子媒体に移してみたいなもんで、私はこれでもって本当に審議ができるのかなというふうに今でもまだ思っていますけれども、大変苦労するんですけれどもね。これによって、どのぐらいの経費が削減されたんですか。

決算書やいろんなものをつくる、これからはもうほとんど紙のものはなくて、それでもって議論することになるんですけれども、それはそれでもってそういう方法もこれからは出てくるでしょうけれども、過渡的な使い方もあるだろうし、それから、もっと進んだ、本当に手間がかからないような、議員にも、また職員にも負担がかからないような、そういうレベルのところまで行ってからやるべきではないかと。

例えば、もうこういうのを使うんだったらば、発言者がこういう予定でもって発言するよといったら、そのページが事前に出てきて、それでここがこうなんですよと説明されるんだったらいいですよ。私たち文書のときは、同じものを持って、何ページ開いてください、ぱっと開いて、それでもって説明聞いたんですけれども、そういう人間として普通にやっていることが、電子媒体使ったものでもってできるんなら私は歓迎するけれども、どうなのかなと疑問を持っているんですけれども、まだ半年ですけれども、やってみて、私は大変不便なものだなと思っていますけれども、この二つについて、今の市の考え方をお聞かせいただきた

いと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　すみません、５年度の決算というよりかは、生涯活躍のまちはこのままやっていけるかというようなことでよろしいでしょうか。というようなご質疑だったかと思うんですけれども、生涯活躍のまちにつきましては、あくまでもあそこで多世代が交流する拠点をつくることで、多世代の交流であったり、人の定着、また仕事づくり等を実現することで、市全体の活性化を図ろうと思ってつくった施設でございます。

箱物だけというよりは、いろんな人に来てもらってどんどん使ってもらいましょうという施設でございますので、これについては引き続きこのまま継続してやっていくという考えであります。

電子自治体の経費ですが、すみません、それはちょっと予算書なり、決算書なりは担当のほうで回答していただけると思います。

○**委員長（片桐文夫）**　会計管理者。

○**会計管理者（小澤　隆）**　決算書のほうの経費なんですけれども、大体 32 万 760 円。１冊当たり 1,782 円でした。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　企画政策課長のご答弁からいきますけれども、私が言っているのは、要するに、あそこを、イオンを指定管理者にして、それでもってやれば、いろんなことができるだろうと。発想はそれはいいですよ。

しかし、市全体の発展のためになるかなんていうこと、とんでもないことを言っていらっしゃるんですよ。ですから、一般法人の方々が年に何回か集まっているでしょう、阿部建なんかで。あれを１回聞いていたらば、何だこれはと思ったんですよ。何か会議があったから偶然行ったらやっていたんで、黙って聞いていたんです。そうしたらば、ここが発展すれば、町なかも発展しますと。どういうふうに発展するんだったらば、要するに町なかにいろんなポジションがあるから、そういうところをあれすれば、駅の近くもここも両方発展するんだということを一生懸命やっている。

それはそれでもって、そういう意義でやってもらうのは結構だけれども、それは現実的に考えたって、そういう方向というのは出てこないんです。これからますます、町なか見てくだ

さいよ。お店はなくなる、人通りもない。あと、私は七夕まつりってあまり行ったことないけれども、七夕まつりも多くの人が出たのではないかと思いますけれどもね。

ただし、そういうような一時的なお祭りでやっても、結局町の中がどんどんしもた屋と言われる、いわゆる一般住宅に変わっているじゃないですか。あれはもう今の世の流れなんですよ。それを本当に、じゃ、どういうまちをつくっていくかということを考えるのが市の仕事です。

それを旭中央病院という有名なところがあるから、それの隣にイオンタウンを持ってきて、両方が栄えればこっちも栄えるだろうなと、発展でもってやっていたら、とんでもないことになるということだけ申し上げたい。

私の試算では、400 億円を捨てたと思えばいいだろうと私は思っています。そういうふうに考えています。400 億円ね。30 年。

それからもう一つは、このデジタルの問題ですけれども、もっと技術が進んでからやったほうがいいのか、今でもできるけれどもやらないのか、この操作の仕方だって、職員の方たちにどういうようなことがやられているか分かりませんけれども、議員に対しては最初から何回か説明あったけれども、細かいことはいろいろ教わりながらでなければできない。もっと本当に使いこなすにはこうだよということを、教えていただいてやるんだったらいいですよ。そういう親切なところ、まるっきりなくてですよ、こういうふうにやればと、大変私も苦労しています。

こういうところが、やはり市民をどう思うかということにつながっているんですね。こういう新しいのやったから、これに従っていけばいいやというのが市の姿勢でしょうけれども、それでは市民は市を信頼しません。この二つのことだけね、この２款では申し上げておきたいと思ったんですけれども、ご意見があればどうぞ。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、まず生涯活躍のまちのほうであります。すみません、松木委員試算で 400 億円というお話でしたけれども、今、年間指定管理料等、賃借料、大体１億円ぐらいですので、30 年であれば大体 30 億円かなと思います。400 億円というのは、30 年間ではちょっとかかり過ぎだと思いました。

支出、指定管理料と賃借料で１億円、年間１億円かかるとします。でも、それは出ていく分だとしまして、ここでかかってくる固定資産税とか入ってきます。人が住めば、地域経済も

潤ってきます。そういった部分もありますので、単に支出だけではなくて、入ってくる部分というのも本来考えなければいけないだろうなと思います。ただ、支出としては400億円ではなくて、30年で40億円ないくらいなのではないかと思います。

それと、すみません、先ほど松木委員おっしゃっていましたが、みらいあさひ、一般社団法人ですけれども、まちづくり、いろんな会、あそこの運営もやってもらっていますし、周囲のまちづくりにも手をつけてもらっていまして、そこで、ここが発展すれば町なかが発展するということではないと思います。

ここの発展を、町なかの発展につなげたいというような考えでやっていると思います。ここが発展するからあっちも発展するではなくて、こっちが発展したらあっちも発展させたいねということで、今おっしゃっていました町なかが元気がなくなっているというのを理解して、その元気のない町なかに、こっちの元気をどうにかやって、元気を少しずつ動かしていきたいねというような取り組みをやってもらっております。

市がやるというお話でしたけれども、市もやりますけれども、官民一緒になってやるという取り組みが大切だと思っています。ですので、あそこの取り組みというのは、松木委員もご覧になっていただいたと思うんですけれども、私はいい取り組みだなというふうに感じております。すみません、これは個人的な感想になりますけれども、市だけではなくて、官民一緒になって元気なまちづくりをしていきましょうという、民でもそういった考えでやってくれているというのは、非常に喜ばしいことではないかと思っております。

タブレットにつきましては、先般これ議案質疑でもお話ししましたが、まず議会のＩＣＴ化ということで、議会のほうからＩＣＴ化を進めましょうということで始まっております。議会だけＩＣＴ化するんであれば、それは片手落ちになってしまうんで、それだったら全体的にやる必要があるんじゃないのということで始まりました。

これやるに当たって、確かに入れたときは過渡期で、紙とデジタルと一緒にやるとか、きっと大変な作業になるんだろうなというのは、当初から考えられていたことだと思います。あとは、ちょっと慣れるのは大変なのかなと思いますけれども、今こうやって始まっていますので、ちょっとこれは慣れていくしかないのかなというふうに感じております。また何か問題があれば、それはそれで、その時点で見直しをかけていくということになろうかと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　事務局長。

○**議会事務局長（穴澤昭和）**　議会事務局といたしまして、タブレット化に対しまして大変ご苦労をおかけしたことに対しては申し訳ございませんでした。私ども議会事務局としましては、今の流れということもありますんで、しっかりと画面の表示、あるいはその操作の方法については、これからもサポートさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　２番目のほうの問題ですけれども、事務局ともよく話しているんだけれども、恐らく議事録は電子化しないと思うんだけれども、議会のね。予算書、決算書はもう電子化してしまっているわけですよ。その予算書、決算書を仮に事務局で見たいというときにどうなるのかと本会議のときに言ったけれどもね。そういう問題はどういうふうにこれから解決しようとしていますか。そうでしょう。

ちゃんとそろっていないけれども、図書館に行けばそろっているんだけれども、過去何十年前の議事録でも今は見られるわけですよ。それを維持する、議事録は別に今は文書化するからいいんだけれども、予算書、決算書はもう発行されていないんだから、それを文書にして残しておくわけにはいかないわけでしょう。議案ももうこれからは残らないわけだね。

そうした場合に、それを何年か前の議案と、それから各臨時会やそれから定例会の文書を見るときは現物がないんですけれども、どう見たらいいんですか。そういうページをホームページにちゃんとつくってやるんですか。

そこまで見通しを持って始めたんですかというのが私の議案質疑の中身だったんです。それをちゃんと将来そうなるだろうから、そういうこともこういうことで検討しようということでやっているのかと言ったら、十分なご答弁もいただかなかったんで、この機会に私は聞いているわけです。それについて、執行部としてのご回答をいただきたいと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

事務局長。

○**議会事務局長（穴澤昭和）**　議案につきましては、今、予算、決算についてはホームページ上に掲載されております。見るとなれば議案の議決後になりますが、そういった形で掲載はされているところであります。掲載、今の状況だと、合併後から載っているかなと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　個々に配られない議案については、どこに載るんですか。

○**委員長（片桐文夫）**　事務局長。

○**議会事務局長（穴澤昭和）**　これについては、予算、決算の議案が議決後に載っているという

ことを考えれば、当然ながらその議案というものも載せることは可能かなと思っております。現実、載せている議会もありますので、こちらについてはうちのほうも少し勉強させていただきながら、検討していきたいと思っております。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　何でそこ、そんな中身のことを事務局長が答えるわけ。要するに、市で方針を出したんだから、企画政策課だとか、そういうところと一緒になって、もう将来こういうふうにしましょうとなってなければ、こういうことを始められないはずでしょう、普通は。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員、いいですか。先ほど企画政策課長が言ったように、最初、議会のほうから出た話なんですよ。議会のほうから出て、市のほうも一緒に、じゃ、それであれば片手落ちではないですけれども、一緒にやったらどうだということで始まったあれなんで。

松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　もっと先の先まで、方向を出して始めるべきだったもんじゃないのかなと俺は思うんだよ。だから、議会事務局長にはいろいろと私は苦労をかけているんですよ。こうできないの、ああできないのと言って、直せるんじゃないのとやっているんだけれども、だから、本当にそれをやるんだったらば、皆さん方発言するときのあれはこういうふうにやれば発言しているページが出て、皆さん方に場合によったらば、そのときだけここですよと印ができるとかね。そういう本当に親切なものでもって、我々もこうやってやれば、私が言いたいことをこうやってやると、ここに皆さんと一緒に出てきて見て、それでもってこれはこうではないですかとやれるという、そこまでのことをちゃんと考えてね。

ただ、それは議会事務局からだって、そちらだってスタッフいっぱいいるわけでしょう、執行部だって。だから、議会がペーパーなくしたから我々もなくそうなんていう気はあなた方にあるのか分からないけれども、まだ自治体の仕事のほとんどはペーパー使っていますよ。ペーパー使っている議案だとか、それからそういう議事録だとか、議事録はいいとしてもね、そういうものをペーパーレスにしようということだったら、もっと深い議論が私は必要だったと思うんです。そうでなく始めたというのは、私はちょっと不安です。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　分かりました。松木委員、くどいようですけれども、やっぱりこの不都合、使い方については議会事務局のほうに、不都合ありましたら直してもらう、新しくして

もらうとかで始めまして、執行部に対しては、この議案なり決算のこういったものに対しても、こういったふうにしてもらえないかなというのを、これから双方で話し合って進めていくのが一番いいのではないかなと思うんですけれども。

ほかに質疑ありませんか。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　すみません、ちょっと細かく教えてください。予備費なんですけれども、予備費のことを本会議場で……

○**委員長（片桐文夫）**　何ページですか。

○**委員（戸村ひとみ）**　具体的に言いますと61、62ページ。

（「２款ではない」の声あり）

○**委員（戸村ひとみ）**　今どこ。ごめんなさい、すみません。何ページまででしたか、そうしたら。

（「110ページ」の声あり）

○**委員（戸村ひとみ）**　61、62ページは違うの。61、62ページは大丈夫でしょう。

（「予備費充当」の声あり）

○**委員（戸村ひとみ）**　そう。予備費の充当のところなんですけれどもね。私、本会議場での質疑で、予備費のことを、決算額、決算現額のところが3,000何百万円になっていて、予備費は減らされたんだなと思っていたら、いや、実は予備費を使って、充当してしまったのがあるんで、そこの決算額が3,000何百万円になっているということだったんで、どこに充当されているのかなというのを調べてみたんです。

そうしたら、総務費の中ではこちらで、61、62ページに予備費充当29万4,000円とあるんです。これ、ここに予備費を使わなければいけなかった理由、29万4,000円のこの金額の根拠と、あと、その下にまた流用というのもありまして、庁舎管理費から流用増というのが55万円あるんです。この流用の考え方ですね。55万円ここに流用しなければいけなかった、その理由ですね。

それと、あと、63、64ページです。車両購入費938万8,477円。これの内訳と、その同じページでは、これは公用車管理費の中の、公用車管理費が1,758万255円あるんですけれども、それの中に車両購入費が938万8,477円あります。公用車管理費でこの1,758万円でカバーしている公用車というものの、この台数を教えてください。

それと、その下のほうの委託料です。委託料が3,975万8,400円。これ、計上されているん

ですけれども、これ、庁舎の委託、庁舎管理というんですかね。それの委託料だと思うんですけれども、思うんですけれどもというか、庁舎管理費に入っているんでそうなんですけれども、この委託というのは 18 項目ぐらいあるんですが、いわゆるビル管理というのの全体の管理の委託というふうになっているもののその内訳なのか、それぞれが別のところに委託されているのか。その中でも、コンサルティング業務委託料というのがあるんですけれども、これは何なのかを教えてください。

それと、もっと言ってしまったほうがいいですか。

○委員長（片桐文夫）　大丈夫ですよ。

○委員（戸村ひとみ）　忘れてしまうんですけれども、いいですか。65、66 ページです。工事請負費です。これが駐車場の整備ですね。これ、駐車場に関しては、どこかに債務負担か何かのあれで出ていたのかな、違うな。繰越明許で出ていたんだ。繰越明許でも、そこの下に 2,300 万円ですか、あるんですけれども、駐車場整備で 4,608 万円で、庁舎改修工事で 909 万円。この駐車場と庁舎の改修工事の場所、教えてください。

それから、ここにも共通物品管理費へ流用減、これはさっきのだから 55 万円の増ですか、こっちから流用したんだなというあれなんですけれども、この流用の考え方というんですかね、この根拠をお願いします。

それと、同じく 65、66 ページの公共施設等整備基金積立金、これは 1,103 万円を積み立てているんですけれども、これ、私本会議のほうでも質疑したんですけれども、この積立金の令和５年度のこの額。この額はどういうふうにして出ましたか。お願いします。

それと、69、70 ページ。こんなにいっぱい言ってしまっていいんですか。

○委員長（片桐文夫）　大丈夫です。

○委員（戸村ひとみ）　そうですか。69、70 ページの職員研修費です。319 万 9,140 円のうち、12 の委託料なんですけれども、188 万 5,520 円、これ、どういうところに委託していますか。委託先です。どういうことが研修内容になっているか。

同じく、そこの下の文書管理費ですね。先ほど来、タブレット化のことでいろいろ議論がございますが、この文書管理費の 410 万 6,932 円、これは令和５年度決算額なんであれなんですけれども、この額が前年度から減っているのか、増えているのか。将来的にはここが、この額が減っていくのかですね。

それから、ここにも流用があるんです。71、72 ページの情報公開費のほうから３万円なんですけれどもね。この３万円というこの流用が、ここの数字の根拠をちょっとお伺いしたい

ですね。

73、74 ページです。災害復興基金積立金です。これ 4,343 円なんです。これ、災害復興というこの基金ですね。こちらに積み立てる金額としての、この金額の理由ですね。要するにもう、この基金自体は災害復興という、それが充当先のほうがない、なくなるということでの積立額なのか。そうしたら、何でまたこんな少ない金額、積み立てなくてもいいのではないかという気もするんですけれども、その辺をお願いします。

それと、75、76 ページ。この辺にしておきます、私。分からなくなってしまう。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時４６分

再開　午後　３時　０分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　すみません、いろいろ多岐にわたってメモし切れないほどのあれだったんですけれども、まず、予備費について全般的にといいますか。

基本的には緊急の場合に活用するということで、予算外の支出というところで、予算超過してしまったところに補塡するとか、そういったところでやるための経費ということで、予備費は取っておきなさいよというのは、地方自治法の中でもそれは規定されています。

旭市につきましては、当初予算、この間おっしゃったように 5,000 万円、今、取っているというところになります。

今回は、決算書だと 1,400 万円ちょっと、その予備費を活用させてもらったというところなんですけれども、個々具体だとかなりな数になってしまうので、主に活用した実績としましては、災害や事故などがあった場合の、公用車の事故だとかそういった見舞金、それと災害のときの見舞金や賠償費用等、予算で最初から組んでいるものではないやつですよね、事故とかなので。そういったものに活用されるのが主なものになります。

（「1,400 万円も」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　そうですね。結構見舞金で多いのが行旅死亡人あるいは行き倒れの方の、いろんな埋葬費だとか何だとかというのは結構、年間あったりとかしますし、そういうところでいくと、あとは、さっき何ページでしたっけ、29 万 4,000 円は何ですかって、それは要は弁護士にかかる弁護士費用というところで急に発生したもの、そういったところで予備費は活用しているというところになります。

そのそれぞれの積み上げがその金額に。多岐にわたっていますので、いろんな課にいろんなあれがありますから。

流用のほうも今すごいかなりなページで、ここはここはというところでおっしゃっていただいたんですけれども、基本的には流用というのは、予算に款、項、目、節ってありますよね。款は、当然款ごとの流用は、これ駄目です。項につきましても、基本的には駄目です。ただ、予算書の最初のページに、項の場合は、人件費の場合は大丈夫ですよということで、人件費については、項をまたがっても流用したりとかということでやったりもしますけれども、それ以外の目以下については特に規定はないというか、そこは自由。自由と言ってしまうと言い過ぎなんですけれども、そんなに制限はなく、これだってやたらめったらやれという意味ではなくて、そこは急を要する場合には、うちのほうも、その都度各担当課からは財政のほうに相談に来ていただいて、これは本当に流用に値するものなのかというのは、その都度協議しながら進めているところになります。

そういったところで、決算剰余金の話もるるいろいろ一般質問の中でも出ていたりしますけれども、そういったところでも、もし剰余金が年度の途中で発生した場合も、流用とかというところで使って消化できるという部分もあるとはいうことでもあります。

例えば、１項のここからここに、１項で流用して収まる場合もあるし、逆に１項のところの余剰金で収まらないというか、例えばいろんな目の事業のところから引っ張ってきて足らす場合もあるし、そうするとかなりの範囲になってしまうので、それを一つ一つやっていくと、結構時間もたってしまうというところなので、一応流用としての考え方としては、そういった感じで運用しているというところで、総体的な話で申し訳ないけれども。

（「３万円が足りなかったんですか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　だから、それがちょっと私も原課ではないので分からないので、いろいろ、ここから３万円足して、ここから２万円足して、ここから３万円足して８万円の流用だったかもしれないし、それはちょっとケース・バイ・ケースになろうかと思います。

○委員長（片桐文夫）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、かなりたくさんありますので、もし抜けてしまった場合には都度、もう一度。ページを追ってやっていきます。

62 ページ、６番の公用車管理費とあります。1,758 万 255 円ですね。これは市で公用車を 133 台保有しています。そのうち 40 台を共用車ということで、行政改革推進課のほうで管理をして共用して使って、出張したりとかそういったときに使っている車が 40 台あります。

さらに、その次のページに行ってもらって、そのうち 17 の備品購入費、その中に車両購入費とあって、これが７台、車両を購入しました。これはハイブリッドの軽乗用車６台と、小型貨物を１台で、これが 938 万 8,477 円となります。これが車両を購入した分です。

次に、12 節の委託料で、たくさん委託料があるんですけれども、これはほとんど庁舎の関係で、これはみんな個別です。一括でどこかではなくて、みんな。だから例えば受付業務とか、あと掃除とか、みんなこれは業者が各それぞれです。庁舎に係る委託、ここに列挙のとおりたくさんありますので、各個々の業者さんとの委託契約。

その中で、コンサルティング業務委託料とは何だという話でした。これについては、エネルギーサービスプロバイダー業務って、電気代ですね。電力が自由競争になってきた中で、東電だけではなくて、結構電気代がかかる公共施設については、まとめて少し経費が削減できるようなところから供給できるような形として、そういった安価な電力会社を見つけてくれるためのコンサルティング業務をしていただいているような状況です。それがこのコンサルティング委託料です。

次に、66 ページに行きまして、14、工事請負費とあります。駐車場整備工事とあって、これは、市役所の付近の駐車場なんですけれども、一番遠い、公園の一番端っこ、大坊というお寺さんがあって、そのちょっとこっち側に。窓を開けてみれば。そこに 138 台置ける、この駐車場整備になります。

その下に庁舎改修工事とあります。これは海上庁舎の改修で、空調やら消火栓の更新工事、そういったものを行いました。

次に、８番の庁舎管理費（繰越明許）とあります。こちらについては、今度はこの庁舎の道を挟んで北側に、やはり整備した駐車場があります。方向的には……

（「ブランコがあるところの向こう側」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名　実）　テニスコートの近くといったらいいですかね。

そこにも駐車場があるんですけれども、そこを令和４年で整備しようとしていたんですが、県協議が多少遅延しまして、それで令和５年になりました。それがそういう関係です。

（「何台ですか」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名　実）　ここは50台。

次に、66ページの10に公共施設等整備基金積立金とあります。これが1,103万円ほどですか。これは利子です。例えば、国債、千葉県債（市場公募債）、地方公共団体金融機構債、共同発行市場公募地方債、あとは定期預金満期による利子、これの合計が1,103万円ほど。これは、積立金は利子です。

行革のほうは以上です。

○委員長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、私のほうからは、70ページになります。

まず、職員研修費です。職員研修委託料、こちらは188万5,520円、その委託先と研修内容ということでございました。

委託先は２者ありまして、まず１者目が株式会社パトスで、研修内容は新規採用職員コーチング研修、あとレジリエンス研修、あとハラスメント防止研修です。あと、もう１者の委託先が株式会社日本能率協会コンサルティングというところに、こちらは人事考課研修ということで、こちらの研修のほうを委託しております。

続きまして、同じページの文書管理費になります。文書管理費410万6,932円の、こちらは前年度比ということで、前年度が約592万2,000円で前年度より減少しておりまして、こちらの費用は将来減っていくのかというお話でございましたが、こちらは印刷製本費のほうが前年度から比べても減っていますし、来年度に向けても印刷製本費の部分が、印刷する、例規集なんですが、こちらのほうの冊子の印刷をやらなくなりますので、こちらも減っていきますので、将来的には、そういう印刷製本費等が減っていくという傾向になります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私からは、74ページ、災害復興基金積立金についてお答えします。4,343円ですが、これは預金利子になります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員、大丈夫ですか、これで。

（「ここまででしたっけ」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　ここまでです。あと途中に、先ほど言った流用とかがあったんで、それは総括でさっき財政課長が言ってくれました。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　たくさんありがとうございます。

予備費につきましては、見舞金とか、そういう細々したものの積み上げみたいなことなんですね。それを予備費のほうから充当するということで。

ということは、予備費の決算額というのは、予算は毎年5,000万円取って、決算額というのは変動はそんなにないですね。こういう細かいものの積み上げなので、変動がないかと思うんですけれども、そこのところをお願いします。何でかというと、私は本当にこの予備費の5,000万円というものの見直しをしたほうがいいのではないかなという、そういう下に聞いているものですから。

公用車です。公用車は133台あるうちの40台が共用で、全てあれですか、買取りしているもの。リースもあるとは思うんですけれども、その辺お願いします。

電気代のコンサルティング業務、分かりました。駐車場も分かりました。積立金は両方とも利子ということで、公共施設等整備基金のほうの積立金、これごめんなさい、後ろのほうにきっと積立額のほうのあれが表であったと思うんですけれども、令和５年度の総額。総額というのかな、決算での額と、毎年どういうふうに積み立てたからこの令和５年度の決算額になったかというところですね。

それと、69、70ページの研修の委託先、分かりました。文書管理費も減っていくと。文書管理費の中の、私は、その流用のこの金額の３万円というのにちょっとこだわってしまったわけです。これは根拠としては、さっき課長が言われたのは、あれは何ですか。何かこっちから持ってきてこれに充てるみたいな、ちょっとよく分からないんですけれども、３万円という金額がどうなのかなというのが。

私が流用というのに何で今回こだわるかといいますと、６月議会で私は、住宅の耐震化にもっと予算を増額してやるべきではなかったのかということでお聞きしましたら、本当に市民のほうが、それが必要だという声が上がれば、流用でも何でもやりますからというご答弁があったものですから、流用ってそんなふうに使うのかという、予算立ての時点でそういう流用という言葉を使われたことに非常に疑問を持ちまして、それで今回、決算のところで流用がどんなふうに使われているのかというのを見てみたかったわけです。

それとあと、災害復興基金の令和５年度の決算額と、次に行ってしまっていいんでしょうか、一回ここで終わったほうがいいですか。

○委員長（片桐文夫）　さっきのは再質疑ですよね。だけどいいですよ、行ってしまっても。

○委員（戸村ひとみ）　いや、もう分からなくなってしまうから。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　初めに、予備費の関係でしたよね。

変動はあるのかというところだったと思うんですけれども、変動はあります。予備費なので想定は難しいですよね。基本的には、今年度はよしとして、令和４年度決算だと 4,196 万 2,000 円活用しています。令和３年度は 4,879 万 9,000 円、令和２年度は 3,032 万 5,000 円、令和元年度は少なくて 1,743 万円と、ちょっとそこまでしかデータを持っていないんですけれども、年によって不測の事態というのは変わってきますので、平均して幾らというところはないです。

今の数字からいいますと、多くても 4,800 万円というのがあったというところなので、今の段階で予算 5,000 万円ずつ、この何年か。平成 31 年かちょっと忘れてしまったんですけれども、このところ 5,000 万円でずっと取っているところです。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　まず、公用車の話です。全て買取りか、リースもあるかというお話なんですけれども、先ほど言った 40 台の共用車は全て買取りになっています。全体のうちの９台がリース。リースは９台あります。例えば、市長車とか議長車はリースです。内訳はそんなところです。

あとは、公共施設の整備基金ですか。それはどのような状況で積み立ててきたかというようなお話でよかったですか。

（「そうです」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名　実）　基金、それで今はどれぐらいか。

（「全体の額」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名　実）　全体の額ですか。

（「後ろに載っているんでしょうけど」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名　実）　はい。後ろの 507 ページにありますけれども、27 億 5,786 万 5,000……

（「もう一回言ってください」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名　実）　27 億 5,786 万 5,000 円です。

○委員長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　私のほうからは、文書管理費のほうの流用の３万円という金額のお話ですが、こちらにつきましては、総務課のほうにおいての業務に関する参考図書の追録代でございます。こちら追録のほうが、法改正などで追録の回数がやはり増えるときがありますので、５年度においてはその回数が増えたということで予算を少し超えたと、３万円ほど追録代分ということで流用をさせていただいております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　災害復興基金の令和５年度末の額ですけれども、２億 1,824 万 3,228 円です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます。予備費なんですけれども、令和５年度の千三百何十万円の根拠というか、その内訳を聞きましたら、細かいものの積み上げみたいな答弁だったので、毎年そんなことなのかなと思って、令和４年度とか、そのあたり……

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ）　違う違う、前のを教えてくださったじゃないですか、四千何百万円と。

（「今度の決算」の声あり）

○委員（戸村ひとみ）　今度の決算は 1,300 万円でしょう。

（「そう」の声あり）

○委員（戸村ひとみ）　使ったってことでしょう。そう、だからそれで、その前、令和４年度のも３年度のも教えてくださったじゃないですか。

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ）　そうそう、そうしたら四千何百万円。それぞれ 4,196 万円とか 4,879 万円とか使っていらっしゃるという。いや、細かいものの積み上げだったらどうしてこんな金額になったのかなというのが、令和５年度ではないですよ、その前のほうを思うわけですよ。というのが、結構補正とかで、財政調整基金から繰り入れたりとか取り崩したりして、入れたりしているじゃないですか。だから大きい金額のものというのは、恐らくその財調のほうとかから入れるのではないかなというのがあって、細かいものの積み上げで四千何百万円にも、これは令和５年度ではないのであれなんですけれども、予備費というところで財政調整基金との関連というんですか、財調から繰り入れたりする、崩したりするところの関連とい

うので、どうなのかなというふうに思って、予備費のことを聞きました。

年度がちょっと後ろなので、この辺にしておきます。

次、公共施設等整備基金積立金の令和５年度決算で 27 億 5,786 万 5,000 円が積み上げてあると。こちらはあれなんですかね、海上庁舎の整備でしたっけ、さっき 65 ページ、66 ページに出てきた。こういうところには基金のほうを充当するというか、そこに充てるみたいなことはないんですか。これはあくまでも、公共施設の長寿命化、ちょっとそこの海上庁舎のほうに使われているのか教えてください。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

戸村委員、最初に、この 66 ページの庁舎改修工事 909 万 4,250 円について、海上庁舎で使ったのか使わないのかという答弁でいいですか。

○委員（戸村ひとみ）　基金をね。

○委員長（片桐文夫）　基金を、これを。この公共基金の積立金 1,103 万 4,207 円から出ているのかということ。

○委員（戸村ひとみ）　基金の使い道になったのかどうか。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　基金は使っておりません、この海上については。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　公共施設等総合管理計画の中でのあれに、海上庁舎が入っていなかったのかなという、そういうところですか。ファシリティマネジメントの中で使っていくために、基金を積み立てているのではないかなと思いまして、この海上庁舎の長寿命化が目的の工事なのかどうかあれですけれども、使われたのかなと思って聞きました。

次に、75、76 ページです。

76 ページの備考のほうの 12 の委託料です。こちらはどこが対象になっていますか。警備委託だとか、先ほどは庁舎のがございました。庁舎のがまとめてあって、あの中であれは全部庁舎の委託だったと思うんですけれども、もちろん受付業務なんかは、ビル管理なんかのあれで一括はできないでしょうけれども、あれは全て庁舎だったので、こちらはどこの業務の委託なのか。庁舎のほうにも剪定とかありましたし。

それで、この委託料の一番最後に不動産鑑定委託料ってあるんですが、これは例の神西住宅というんでしたっけ、そこの不動産鑑定料でしょうか。

あと、14の工事請負費です。水道設置工事、これはどこでしょうか。

あと、77、78 ページ、委託料。計画策定支援業務委託料 594 万円。これがあれでしたっけ、都市計画のほうの、違うか。ここは違うから、すみません。この委託料の内容をお願いします。

あと、その下の 18 の成田空港活用協議会負担金、これはどういう目的での負担金を払っているんでしょうか。恐らく毎年払っていると思います。

93、94ページです。

ここも大丈夫でしたっけ、まだ。

○委員長（片桐文夫）　はい。

○委員（戸村ひとみ）　防犯対策事務費です。これは防犯カメラだと思います。昨日も申し上げましたように、デマンド交通のほうのあれで女性が襲われるようなこともありましたし、ちょっとここの防犯カメラに関しましては、ここは市域が広いので、本当に旭市はとても広いところなので、どこにどうつけるかというのは非常に難しいところではあると思うんですけれども、令和５年度で増設されたところとかあったら、あと全体の数、お願いします。

95、96 ページ、国庫支出金等返還費です。9,133 万円ほど返しているんですけれども、これは国のほうからもらったものを、もらったというのかな、それを何らかの理由で返さなければいけないことがあったんですよね、その理由をお願いします。

あと、97、98ページです。これで最後です。

ここでも 12 の委託料なんですけれども、固定資産評価基礎調査委託料というのは、３年に１度でしたっけ、固定資産評価かなんかのあれを見直すあれがあると思うんですけれども、３年に１度かかるものですか。ちょっと私、令和４年度のを失念しておりまして、お願いいたします。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それではまず、76 ページの委託料についてご説明いたします。

たくさんありますけれども、先ほどは庁舎の話でしたが、ここは警備委託料とか、あと樹木とか浄化槽、これは海上ふれあいサポートセンターという施設があって、そこのものになります。

あと、そのほか除草業務作業の委託料なんですけれども、これは公有財産をいろいろ持っていますので、例えば神西住宅の跡だったとか、海上中跡とか、そういったところの除草作業になります。

不動産鑑定委託料というのがありました。これは３件ほどあったんですが、神西がまず一つです。そのほかやはり売払いに関して２か所ほど鑑定をしたところがありますので、それで３か所。

次に、14 節の工事請負費 232 万 8,700 円、これは給水管布設替え工事。旧神西住宅跡地を水道の管が通っていたわけなんです。そこを利用して、隣接する住宅がそこの管を使用して水道を引いていたんですけれども、そこを撤去する関係で、宅内へ引き込む工事、それをここで工事請負費として持っているってことです。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　行政改革推進課長、戸村委員が不動産鑑定委託料は神西住宅と、あと２件はどこですかという。

○行政改革推進課長（椎名　実）　旧神西住宅跡地と、あと中谷里と、あとはロの地区で２か所。先ほどの法定外公共物の売払いのときに、ちょっと鑑定が必要だった場所が２か所あったもので、地区については中谷里とロです。

○委員長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　78 ページ、計画策定支援業務委託料ですけれども、こちらにつきましては、総合戦略をつくっておりますけれども、それの分になります。契約の相手方は、株式会社ちばぎん総合研究所になります。

次の 18、負担金で成田空港活用協議会負担金ですけれども、この協議会ですが、平成 25 年度から立ち上げられたもので、空港を活用して経済の活性化を図りましょうということで、県内自治体、民間事業所を含めて 146 者が会員となって行っているものです。そこの負担金になります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、94 ページの防犯対策事務費の中の 96 ページのカメラ設置工事の関係です。令和５年度の増設台数は３台増設です。それで全体数、今現在市内には 258 台の防犯カメラが設置してございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　96 ページの国庫支出金等返還費、これは概算で当初交付の決定を受けたものの、精算して当然差が出ますので、その返還金になります。

○委員長（片桐文夫）　税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　98 ページの委託料で、固定資産評価基礎調査委託料ということで、委員おっしゃるとおり、３年に一遍必ず評価替えがありますので、これにつきましては令和３年から５年度までの３か年の継続事業の最終年度の分に当たります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます、たくさん。

75、76 ページの委託料の不動産鑑定のほうなんですけれども、これは不動産鑑定士さんをお願いします。

あと、77、78 ページの成田空港活用協議会負担金なんですけれども、これは５万円という額の多寡はちょっと分からないですけれども、このことで何らかの令和５年度に成果というのかな、何かあったら教えてくださいませ。成田空港と本当に密接な関係を持ったほうがいいとは思いますので。

あと、防犯カメラのほうなんですけれども、市内で 258 台ということで、この今後の計画をお願いします。

あと、固定資産評価のほうも分かりました。

お願いします。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　私のほうからは、不動産鑑定、どちらにということで、これは千葉市中央区にございます株式会社総武不動産鑑定というところにお願いしました。これは三つとも同じところです。

○委員長（片桐文夫）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　78 ページ、成田空港活用協議会負担金で、５年度の実績ということでした。実績としましては、令和５年度、空港の中において企業なり自治体なりが参加しました物品の販売がございました。あと、この協議会で視察を行っております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　防犯カメラの設置計画ということでございますが、このカメラのほうにつきましては防犯ですね、犯罪や事故を防ぐためにも、警察署等と協議を進めながら今後進めていきたいと。特に具体的な年度年度の計画については、今現在はございません。県の補助金を使いながら、警察等と協議しながら進めていきたいということでございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　分かりました。

例えば、市民のほうからの要望とかがあったときに、防犯カメラのことなんですけれども、そういうので増やすというようなことというのはあるんでしょうか。

あと、この防犯というのとはちょっと離れるんですけれども、ここは農業のまちで、イノシシが最近すごくよく出て畑を荒らすだとか、あと、防犯になるな、果物が取られてしまうだとか、何というんでしたっけ、メロン泥棒とか、そういうのとかのために、結構令和５年度も市民の方から要望は出たと思うんですけれども、防犯カメラの増設とかには、あまり市民の方の意見というのは反映されないものなんですか。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　防犯カメラの設置のほうですが、今はやはり公衆道路とか、安全のほうの面が主になっております。

そのような市民の要望とかも多くあれば、また、年にやはり設置する台数も予算上ありますので、その辺は要望があれば聞く。要望は聞くというくらいはできると思いますけれども、要は、県の補助を使っての予算に限りがあるものでございますので、基本は公衆用道路とか、そういうところが基本となっています。

すみません、要望のほうが多く、例えば個人からあったとしても、やはり警察のほうから、警察を通じてのそういう協議をして、設置にするかしないかというのを市と協議していくということになります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　ほかに何か質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫）　特にないようですので、２款総務費についての質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩　午後　３時４４分

再開　午後　３時４７分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、３款民生費について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、着座にて失礼いたします。

議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、社会福祉課の所管する主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料17ページをお願いします。

決算書では118ページとなります。

初めに、ナンバー７、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業となります。

この事業は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和５年度の住民税非課税世帯及び令和５年１月以降、家計が急変し、収入が住民税均等割非課税世帯と同水準となった世帯に対して、１世帯当たり３万円の給付金を支給したものです。

決算額は１億9,372万4,000円で、財源は全額国庫補助となります。

決算額の内訳ですが、給付金につきましては、住民税非課税世帯に対する給付金が6,210世帯、家計急変世帯に対する給付金が15世帯、合計で6,225世帯、１億8,675万円となっております。このほかパートタイム会計年度任用職員の報酬、確認書や封筒等の印刷費、確認書等発送に係る郵送料、電算システム導入業務に係る委託料などの事務費等が合計で697万4,043円となってございます。

続きまして、ナンバー８、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）について説明いたします。

決算に関する説明資料は同じく17ページ、決算書も118ページとなります。

この事業は、ただいま説明しました住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金と同様の事業で、令和５年度の住民税非課税世帯及び令和５年１月以降、家計が急変し、収入が住民税均等割非課税世帯と同水準となった世帯に対して、こちらは１世帯当たり７万円を支給したものです。

決算額は４億5,179万9,000円で、財源は国庫補助が４億5,172万9,000円、一般財源が７万円となります。

決算額の内訳ですが、給付金につきましては、住民税非課税世帯に対する給付金が6,347世帯、家計急変世帯に対する給付金が24世帯、合計で6,371世帯、４億4,597万円を支給しました。このほかパートタイム会計年度任用職員の報酬、確認書や封筒等の印刷費、確認書発送に係る郵送料、電算業務委託料、事務機器賃借料などの事務費等が合計で582万9,402円となっております。

次に、ナンバー９、こちら物価高騰対応重点支援給付金給付事業について説明します。

決算に関する説明資料は18ページ、決算書では120ページとなります。

この事業は、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和５年度住民税が均等割のみ課税されている世帯に対し、１世帯当たり10万円の給付金と、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の児童１人当たり５万円の給付金を加算して支給したものです。

決算額は１億5,149万9,000円で、財源は国庫補助が１億4,875万1,000円、一般財源が274万8,000円となります。

決算額の内訳ですが、給付金につきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金が1,138世帯、１億1,380万円、子育て世帯加算分の給付金が409世帯、3,465万円、合計で１億4,845万円を支給しました。このほか電算業務委託料、確認書やチラシに係る印刷製本費などの事務費等が合計で304万8,874円となっております。

事業効果についてですが、いずれの給付金も、市において給付対象となる世帯を抽出し、プッシュ型で確認書の送付をするなど、できるだけ簡素な手続きで迅速に支給決定と支給を行うことにより、低所得世帯に対する生活・暮らしの早急な支援につながったものと考えています。

次に、ナンバー10、こちら自立支援給付事業について説明します。

決算に関する説明資料は18ページ、決算書では126ページとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、個別に介護の支援を受ける介護給付や訓練等の支援を受ける訓練等給付、医療費の自己負担の一部を助成する自立支援医療給付などを行っています。

決算額は 13 億 7,481 万円で、前年度と比較しますと 0.12%の増、特定財源の国・県支出金は 10 億 4,854 万 5,000 円、一般財源は３億 2,626 万 5,000 円となっております。

各給付の利用人数、事業費につきましては、事業内容の表に記載のとおりでございます。

事業効果につきましては、障害者・障害児の日常生活を支援することで、その生活の安定を図ることができたと考えております。

以上で、社会福祉課に関連する事業の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それでは、議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、子育て支援課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

初めに、決算に関する説明資料の 19 ページ、ナンバー11 をお願いいたします。

決算書は 140 ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳から高校３年生までの医療費を負担する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。令和５年８月からは、高校生にも受給券を発行し、現物給付の対象としました。県の補助金の対象は、入院は中学生まで、通院、調剤については、小学校３年生までとなっております。

主な歳出として、子ども医療扶助費として、入院、通院、調剤、柔道整復、合わせて延べ９万 6,234 件、２億 4,038 万 603 円を助成いたしました。内容については、事業内容のとおりです。

決算額は２億 4,943 万 5,000 円で、財源内訳は、県支出金が 6,760 万 4,000 円は子ども医療対策事業費補助金、その他 252 万 5,000 円は、子ども医療高額療養費収入 247 万 917 円と過誤払返還金５万 3,790 円になり、一般財源は１億 7,930 万 6,000 円です。

事業効果としては、保護者の経済的負担が軽減され、子育て支援体制の充実を図ることができたと考えております。

次に、下段のナンバー12 をお願いいたします。

決算書は 142 ページになります。

出産祝金支給事業は、市独自の少子化対策の一環として、１年以上前から旭市内に住民登録を有し、かつ居住している方が第２子以降を出産した際に支給するもので、205 名の方に対し

て2,840万円を支給いたしました。

決算額は2,840万円で、財源は全額一般財源です。

事業効果としては、祝金を支給することで、次代を担う子どもたちの健全育成に資することができたと考えております。

続きまして、決算に関する説明資料の20ページ上段、ナンバー13をお願いいたします。

決算書は、そのまま142ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、市独自事業で、２歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付するもので、対象乳幼児数716人分を交付しました。また、取扱店からの請求による利用枚数は、1,000円券が１万8,271枚で1,827万1,000円、500円券が１万8,535枚で926万7,500円、合計が下段の事業内容の扶助費に記載があります2,753万8,500円です。

決算額は、2,786万5,000円で、財源は全額一般財源です。

事業効果としては、子育て家庭の経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境づくりに資することができたと考えております。

続きまして、下段のナンバー14をお願いいたします。

決算書は152ページになります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給したものです。財源は、全額が国庫支出金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金となります。給付対象者は、令和５年３月分の児童扶養手当受給者、令和４年度ひとり親世帯以外分給付金受給者及び家計が急変した方です。給付額は、対象児童１人につき５万円で1,385人、6,925万円を支給いたしました。

事業効果としては、物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、経済的支援を図ることができました。

続きまして、説明資料の21ページをお願いいたします。ナンバー15になります。

決算書はそのまま152ページになります。

就学前児童応援臨時給付金給付事業は、食費等の物価高騰による子育て世帯の経済的影響を緩和するため、ゼロ歳から小学校就学前の児童を養育する保護者に対して給付金を支給したものです。財源は全額が国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。給付額は、対象児童１人につき３万円で2,480人、7,440万円を支給いたしました。

事業効果としては、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して、経済的支援を図ることが

できました。

続きまして、決算に関する説明資料の 22 ページ、ナンバー17 をお願いいたします。

決算書は 164 ページになります。

保育所統合整備事業は、施設の老朽化による維持管理費の増加や少子化による利用児童数の減少等、保育所に関する課題に対応するため、旭市立保育所再編計画に基づき、保育所の再編を進めるものです。

事業内容としましては、中央第二保育所とゆたか保育所を統合する保育所を、青年の家跡地に新たに整備するもので、設計業務や施工監理業務の委託料として 648 万 100 円、統合保育所建設の工事請負費として１億 5,200 万 4,600 円となっております。工事は年度をまたいでの施工となるため、令和５年度から６年度で債務負担行為を設定しており、契約金額のうち、出来高に応じた分を令和５年度に支出しております。

決算額は１億 5,845 万 5,000 円で、財源は地方債が１億 4,070 万円、一般財源は 1,778 万 5,000 円です。

事業効果としましては、老朽化の進んだ保育所を統合・整備することにより、児童福祉の向上を図り、人件費や維持管理費等の経費の削減につながるものと考えております。

以上で議案第１号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、教育総務課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 21 ページに戻っていただきまして、下段のナンバー16 になります。子どもの成長応援臨時給付金給付事業です。

決算書では 154 ページとなります。

本事業は、物価高騰の影響を踏まえ、教育費などの負担が大きい小・中学生のいる世帯に対して、県独自の子育て支援策として、児童・生徒１人当たり１万円を給付したものであります。

決算額は 4,645 万 8,000 円で、全額県補助金でございます。

事業内容の主なものといたしましては、対象者 4,470 人に対する給付金 4,470 万円、その他事務費等でございます。

事業効果としましては、将来を担う子どもたちの豊かな成長機会の確保につながったものと考えております。

以上で議案第１号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりました。

社会福祉課長。

○**社会福祉課長（向後利胤）**　恐れ入ります。午前中の審査で、戸村委員のほうからご質疑のございました令和５年度決算審査意見書の 14 ページですが、第 20 款諸収入の表の中で、令和５年度に 11 万 4,040 円の不納欠損があるということで、それが令和４年度には欠損処理が行われていないのはなぜですかというところでご質疑いただきましたので、お答えしたいと思います。

令和５年度の不納欠損につきましては、生活保護の被保護者の資力等、経済力のことですけれども、資力等の状況から、生活保護費の過支給が生じ、返還を求めておりましたが、この方、令和５年度に自己破産が確定しましたことから、１件でございますけれども、不納欠損処分を実施したものでございます。令和４年度にも、任意破産の手続き中という案件もございましたけれども、それは確定に至らず、結果として不納欠損のほうは行いませんでした。

今後も時効などの精査を行いまして、適切な不納欠損の処理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　子育て支援課長。

○**子育て支援課長（八馬祥子）**　すみません、私先ほどの補足説明の中で、説明資料 22 ページの……

○**委員長（片桐文夫）**　子育て支援課長、ちょっと聞きづらいので、マスク取っちゃってください。

○**子育て支援課長（八馬祥子）**　すみません、説明資料の 22 ページの統合保育所整備事業の中で、決算額を、申し訳ありません、言い間違えてしまいました。正しくは１億 5,848 万 5,000 円の間違いでした。申し訳ありませんでした。

○**委員長（片桐文夫）**　議案の審査は途中でありますが、午後４時 15 分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時　８分

再開　午後　４時１５分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き、議案の審査を行います。

担当課の説明は終わりました。

それでは、３款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○**委員（景山岩三郎）**　決算書の 165 ページ、生活保護扶助費についてちょっとお伺いいたします。

全国的にコロナの長期化の影響や物価高騰の影響により、生活保護者数が増えているようだが、本市の生活保護者数と世帯数の直近３か年の推移をお願いいたします。

○**委員長（片桐文夫）**　景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○**社会福祉課長（向後利胤）**　それでは、本市の生活保護の受給者数と世帯数につきまして、各年度の平均でお答え申し上げます。

まず、令和３年度でございますが、受給者数が 398 人、世帯数が 349 世帯、令和４年度が、受給者数が 426 人、それから世帯数が 377 世帯、そして令和５年度につきましては、受給者数が 470 人で、世帯数が 410 世帯。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　景山委員。

○**委員（景山岩三郎）**　生活保護となった主な理由は、どういう理由の方が多いでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○**社会福祉課長（向後利胤）**　生活保護の開始の理由についてお答えします。

まず多いのは、やはり世帯主の傷病や、それから預貯金の減少・喪失、それから続いて定年、失業、それから老齢による収入の減少などが挙げられます。以上が主なところです。

○**委員長（片桐文夫）**　よろしいですか。

景山委員。

○**委員（景山岩三郎）**　市民からの声がだいぶ多いんですよ。生活保護者の行動について。市のほうでは、何かこれは駄目だというような周知というものはしているんでしょうね。理不尽で不道徳な方がだいぶ多いようですので、その辺はどういうふうな周知をしているんでしょうか。

○委員長（片桐文夫）　景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、生活保護を受給されている方の、ちょっとあまりよろしくない行動に対しての周知というか、生活指導等も併せまして、ちょっとお答え申し上げます。

生活保護の相談とか開始に当たりましては、漏れなく生活保護のしおりというものを手渡しまして、それで生活上の義務や、こういったときには届出ということで、届出の義務などにつきまして分かりやすく説明しまして、特に保護監視時には、担当職員が家庭訪問をしながら、具体的にこういうことは駄目だよというところで周知を行っております。

また、個々に頻度は異なりますが、定期的にまたは臨時に、家庭訪問のほうも担当職員が行って、生活状況の把握と、それと行動面も併せまして、自立に向けた支援というところで日々努力しているところではございます。

そういった情報がございましたら、こちら側のほうで、ケースワーカーのほうが各被保護者の世帯に出向いて、こういうことない、場合によってはそういう直接指導したり、間接的に民生委員のほうに見守りをお願いしたりということで、そういう行動のないようにというところで指導はしております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　景山委員。

○委員（景山岩三郎）　どうもありがとうございました。

それこそ３日に１回くらいは電話をもらっているんですよ。本当に最近はそういう方が多いという、その辺をまた市のほうとしてもしっかり周知して、お願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　答弁はなしでいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　２点ほどお願いします。

決算書の 144 ページ、児童福祉総務費の８、子育てのための施設等利用給付事業について、事業内容と、また利用人数について教えてください。

もう１点です。児童福祉施設費、158 ページです。14 の工事請負費の解体・撤去工事、これはどこかの公園の遊具を撤去したのでしょうか。また、その撤去後は新しい遊具を設置する予定があるのでしょうか、教えてください。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　まず、144 ページの子育てのための施設等利用給付事業についてお答えいたします。

子育てのための施設等利用給付事業は、幼児教育・保育の無償化により、無償化の対象となる子どもが、預かり保育や一時保育を利用した際の経費を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図るための事業です。対象となるのは、市から施設等利用給付のための保育の必要性の認定を受けた３歳から５歳の子どもと、住民税非課税世帯のゼロ歳から２歳の子どもの保護者となります。

令和５年度の利用人数は 47 名で、そのうち預かり保育利用者が 43 名、一時預かりの利用者が４名となります。延べで申し上げますと、426 人の方が利用されました。

続きまして、158 ページの工事請負費の解体・撤去工事の関係なんですけれども、こちらは児童遊園の遊具の撤去工事になりまして、遊具を撤去したのは、足川岡児童遊園、岩井北部児童遊園、後児童遊園、並木町児童遊園の４か所です。全て老朽化による撤去であり、新しい遊具を設置する予定はございません。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員。

○委員（常世田正樹）　それでは、工事請負費のほうについて、もう１回質疑させていただきます。

川口沼の親水公園もそうなんですけれども、遊具が比較的、児童・親子が遊びに来ている場所であるにもかかわらず、撤去してそのままなくなるとか、そういったパターンが結構増えてきて、市民の方からお話、相談いただいているんですけれども、実際この４か所の公園については、ふだんから利用児童数とか、そういったものを、あまり利用度が低いので、もう解体して撤去するという判断をしたのでしょうか。そこら辺について教えてください。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　児童遊園に関しましては、市のほうの計画で、土地に関しては借地、例えば寺院ですとか、そういったところが持っているところが多いですとか、また地元の方に管理をお願いしているんですけれども、地元のほうで管理が大変ということで、だんだん廃止していく予定となっております。

遊具なんですけれども、一応区長さんのほうとご相談しまして、撤去をさせていただいてお

ります。先ほど常世田委員もおっしゃっていましたけれども、利用者数も少ないということと、地元区のほうも管理が大変ということで、今後設置する予定は、児童遊園に関してはございません。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英）　お願いします。

決算書のページで、一つずつ言っていきます。

まず、118 ページの住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業の追加給付のほうなんですけれども、これちょっと細かな話になるんですけれども、決算説明資料のほうで、一般財源から７万円とあるんですけれども、この分というのは、なぜ一般財源からになってしまったのかというのを理由を教えてください。

次に、136 ページの７、外出支援サービス事業、こちらが、令和５年度は前年と事業内容のほうが大きく変更になった年だと思うんですけれども、事業内容が変わってから利用状況に変化などがあったのか教えてください。

続いて、決算書 140 ページの子ども医療費助成事業、こちら先ほどの説明にもあったとおり、令和５年８月から高校生の医療費受給券が発行となって、予算のときの話だと、40%増の見込みで算出したというふうにお答えいただいていました。実際、当初予算の扶助費は２億 1,536 万 2,000 円だったのが、決算だと２億 4,000 万円ということで、決算説明資料を見ますと、一般財源が当初予算の見込みよりも 1,600 万円近く多かったことになると思うんですが、このあたり詳細が、どの年代でボリュームがやっぱり見込みより多かったとか、やっぱり高校生の医療費が、想定よりもやっぱり多く利用されている方があったとか、そういった詳細内容について教えてください。

続いて、142 ページの乳幼児紙おむつ給付事業、こちらも令和５年途中から、おむつ券に１枚１枚名前の記入が省略になったと思うんですけれども、利用率に何か変化とかあったのかどうかというのが、もし分かればですけれども。配布率、今決算の説明資料を見ますと、利用された額に対して配布人数で割るとだいたい３万 8,000 円で、期ずれとかあるので、前期にもらったおむつ券を利用されたりすると３万 6,000 円、年間の金額よりは１人に使うお金が増えたのかなと思うんですけれども、そのあたりだいたい、ほぼ 100%の利用率だったのか、もし何か分かるデータがあれば教えてください。

続いて、148 ページ、旭市子育て支援センターハニカム運営事業、こちら備考の 18、負担金

補助及び交付金の中の職員研修負担金2,000円なんですけれども、これはどのような研修だったのか内容を教えてください。

続きまして、150 ページ、これも予算のときにもちょっと質疑しているんですけれども、児童福祉総務費、親と子どもの絆プロジェクト事業の、今回の内訳というか、詳細をちょっと改めてもう１回お聞きしたいです。

続いて、178 ページは、これも民生費になりますよね。がん検診事業になるんですけれども、こちらも令和５年度から個別健診で1,000円で健診……

（「衛生費」の声あり）

○**委員（﨑山華英）**　衛生費、ごめんなさい、ではここまでかな。178 ページは衛生費でした。ごめんなさい、それ以降は衛生費ですよね、ページとして。民生費だけ、３款だけですね。ごめんなさい。そしたら……

○**委員長（片桐文夫）**　150 ページまでです。

○**委員（﨑山華英）**　150 ページまでですね、ごめんなさい、そしたらここまでですね、失礼しました。

○**委員長（片桐文夫）**　﨑山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○**社会福祉課長（向後利胤）**　それでは、決算書118ページのほうですけれども、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）につきまして、一般財源のほうで７万円があるというところで、この理由というところでお答えしたいと思います。

ちょっと長くなりますが、すみません、本事業につきましては、令和５年度の住民税非課税世帯を対象とした１世帯当たり７万円の給付金の事業です。財源としては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源にしています。

今回、一般財源となっている７万円は、そのうちの給付金１件分でございまして、国の基本的な基準でございます低所得世帯枠、あと基本的には低所得世帯枠というのと、推奨メニューという、２本立てで枠で配分されている、国庫補助が枠で配分されている事業でありまして、その低所得世帯枠の交付金対象ではなくて、市が独自の支援として、対象世帯を拡大した世帯の１件分、１件……

（「１件」の声あり）

○**社会福祉課長（向後利胤）**　件数としては、ちょっと、説明続けます、１件分となります。

本給付金につきましては、国の基準では非課税世帯であっても、住民税課税世帯から扶養さ

れている世帯は対象外とされていますが、本市では交付金のうち、自治体が地域の実情として独自の施策が行われる推奨事業メニュー枠を活用し、非課税世帯であれば、扶養されている世帯であっても対象となるよう独自の支援を行いました。これ独自の支援とあるんですけれども、実はこれ３万円の給付金をやったときには、普通に国のほうは基準にしていたんです。でも、このときは、すみません、恐れ入りますが、推奨メニューのほうに入ってしまっていまして、そんなちょっと事情がありました。

今回の１件は、そちらの市独自の支援の分でありまして、交付金の予算として、当初700件を見込んだところが、実際の申請件数が701件であったため、超過した１件分について、一般財源を充当したものとなります。ですが、今回の財源でございます交付金の推奨事業メニュー枠については、本給付金事業と、現在も実施している物価高騰対応商品券の配付事業の二つの事業の財源としておりまして、国から配分された推奨事業メニュー枠のうち、当初で見込んだ700件の給付金分をこの事業の予算に充当し、残額は全て商品券配付事業の予算のほうに配分しておりますので、本給付金事業では１件分の一般財源を充当しましたが、もう１本の商品券配付事業の分と合わせますと、交付金の推奨事業メニュー枠で配分されている限度額については、全額を受給できることとなっておりますので、どうぞよろしくお願いします。すみません、ややこしくて。

○**委員長（片桐文夫）**　高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（椎名　隆）**　決算書136ページの、外出支援サービス事業140万2,630円についてお答えいたします。

本事業、一般の交通機関を利用することが困難な、おおむね65歳以上の高齢者や下肢不自由な方などを対象とした、医療機関への受診や入退院等の際の送迎を支援する制度で、﨑山委員言われましたように、令和５年度から安全性と利便性向上を図るために、利用券を使用した車椅子対応タクシーの料金を助成する制度に切り替えて実施しております。

ご質疑の中で、４年度と５年度の利用状況の変化があったかということなんですけれども、５年度につきましては、利用実人数が48人で、利用回数が717回でありました。令和４年度、旧制度のときは、利用人数は15人、利用回数が154回ということで、制度を変えまして、多くの方にご利用いただいているという状況であります。

６年度からは、利用者のさらなる利便性を図るということで、３月に予算ということで審議していただきましたが、1,000円券を500円券にして、細かくぎりぎりまで使えるようにということと、１回の利用する金額の上限をなくしたという形で、またこれからももっと伸びて、

多くの方に利用いただけるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　それでは、私のほうから、まず140ページの子ども医療費の関係でお答えします。

増の理由ということなんですけれども、委員のほうから先ほどもございましたように、昨年の８月診療分から、ちょっと対象とかを拡大しまして、高校生のほうが現物給付の対象に、給付金を差し上げて、その前年までは償還払いという形で、市役所に使った領収書とかをお持ちになっていただいてお金をお支払いする形だったんですけれども、昨年の８月からは、券を持っていけば利用できるようになったので、利便性が向上したことと、あと入院が 11 日目から、あと通院のほうが６回目以降は自己負担が無料になったことにより、全体的に額が増えております。細かく見てみますと、高校生なんですけれども、入院・通院合わせてなんですが、４年度と５年度を比べますと 157.8%のご利用になっております。中学３年生以下は、同じように比べまして 115.6%ということで、やはり高校生のほうの現物給付の利便性が向上したために、利用率が上がっているのが原因だと思います。

あと、紙おむつなんですけれども、昨年、名前とかを書かなくなってからの利用率ということなんですけれども、すみません、その辺の利用率は、その前と後でどれぐらい変わったかというのは、すみません、こちらでは把握できておりません。

あと、100%利用されているのかということですけれども、昨年、実際に 716 人にお配りして、一定利用率、利用枚数のほうが多いので、100%のご利用はあると考えております。

あと、148 ページのハニカムの研修なんですけれども、こちらは地域子育て支援拠点の担当者研修の負担金で、１名の職員が研修に参加したのですが、保育協議会が主催で、担当者向けのスキルアップの研修でございました。

あと、親と子どもの絆プロジェクトの内容なんですけれども、昨年は22団体に10万円ずつ交付しておりまして、公立の保育所の講演会が 12 か所、私立の保育所が６か所、認定こども園が３か所、私立の幼稚園が１か所の22団体に交付をしております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　ありがとうございました。ほとんど大丈夫なんですけれども、すみません、最後の親と子どもの絆プロジェクトのことだけ再質疑なんですが、この 22 団体、10 万円ずつ

お配りしていて、例えばこれ 10 万円以上使い切らないと、返還が必要だったりということはあるんでしょうか。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　おっしゃったとおり、利用分のみ支給ということになっておりますが、返還というのはほとんどございません。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員。

○委員（崎山華英）　ありがとうございます。恐らく 10 万円を毎年支給いただいて、結構うちの子も保育所通っていますので、学芸会というか発表会の衣装に使わせていただいていたりとか、近年、衣装も、公立保育所でも新しいものが入っていたりとか、着ている子がいらっしゃったので、すごい助かっているなと思いつつ、何か毎年それ 10 万円を使い切らなければいけないと考えると、何か無駄にいろいろ買わなければいけないという意識になってしまったりとかするのかなと思って、できたらその園のほうで、ある程度積立てとかができて、必要なときに使えるような仕組みになればいいのかなとも思ったもので、質疑をさせていただきました。

あと、また子どもの医療費の助成事業について、ちょっと戻ってしまいますけれども、その高校生の利用率が 157%ということで、やっぱり受給券が発行になったということ、かなり大きかったのかなと思いましたので、そのあたり市の負担がちょっと大きくなってしまうのはあれなんですけれども、かなりいい事業になっていると思います。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　議案の審査の途中ですが、本日の審査はこれで終了いたします。

なお、次回、本委員会は 17 日午前 10 時より議会委員会室にて開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　４時４３分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和６年９月１７日（火曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和６年９月１７日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第　１号　令和５年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　２号　令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　３号　令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　４号　令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　５号　令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　６号　令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　７号　令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　８号　令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席者（１０名）

委員長	片　桐　文　夫	副委員長	﨑　山　華　英
委　員	松　木　源太郎	委　員	景　山　岩三郎
委　員	永　井　孝　佳	委　員	戸　村　ひとみ
委　員	菅　谷　道　晴	委　員	伊　藤　春　美
委　員	常世田　正　樹	議　長	飯　嶋　正　利

欠席委員（なし）

傍聴議員（１名）

議　員　伊　場　哲　也

説明のため出席した者（４０名）

総務課長	山　崎　剛　成	企画政策課長	柴　　栄　男
財政課長	池　田　勝　紀	環境課長	髙　根　浩　司
保険年金課長	髙　野　　久	健康づくり課長	飯　島　正　寛
社会福祉課長	向　後　利　胤	子育て支援課長	八　馬　祥　子
高齢者福祉課長	椎　名　　隆	商工観光課長	大八木　利　武
農水産課長	伊　藤　弘　行	建設課長	齊　藤　孝　一
都市整備課長	飯　島　和　則	会計管理者	小　澤　　隆
消防長	常世田　昌　也	教育総務課長	向　後　　稔
生涯学習課長	江波戸　政　和	スポーツ振興課長	金　杉　高　春
監査委員事務局長	杉　本　芳　正	農業委員会事務局長	戸　葉　正　和
その他担当職員	２０名		

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	黒　柳　雅　弘
副主幹	菅　　晃		

開会　午前１０時　０分

○委員長（片桐文夫）　おはようございます。13 日に引き続き、２日目の決算審査特別委員会、よろしくお願いいたします。

委員の皆様にお伝えいたします。

質疑のほうは一括質疑で、執行部のほうも一括答弁で、よろしくお願いしたいと思います。分かりやすい答弁でよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は９名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

13 日に引き続き、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、飯嶋議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまです。

本日は、13 日に引き続きまして、決算審査をしていただくことになっております。どうか十分なご審議をお願いしたいと思います。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　ありがとうございました。

それでは、スムーズな進行を心がけていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫）　13 日に引き続いて、議案第１号の３款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（片桐文夫）　特にないようですので、３款民生費についての質疑を終わります。

続いて、４款衛生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

健康づくり課長。

○**健康づくり課長（飯島正寛）**　それでは、私のほうから、議案第１号、令和５年度一般会計決算の認定について、健康づくり課所管の主要事業の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 22 ページをお願いいたします。

下段のナンバー18、感染症予防対策事業です。決算書は 178 ページから 180 ページになります。

本事業は、感染や感染した際に重症化するおそれがある疾病の発症及び蔓延を防ぐため、予防接種法に基づき予防接種を実施したものであります。

決算額は１億 5,712 万 9,000 円で、財源内訳は国庫支出金が 372 万円、県支出金が２万 1,000 円、その他の 12 万 3,000 円は高齢者施設入所者のＰＣＲ検査自己負担分でございます。一般財源は１億 5,326 万 5,000 円となっております。

事業の内容のうち、委託料は子ども及び成人を対象に実施した各種予防接種の委託料となります。

扶助費の高齢者インフルエンザワクチン接種費用助成金につきましては、例年行っている高齢者の定期予防接種者への助成に加え、令和２年度より拡充している生後６か月の乳児から小学校２年生までの児童や妊婦、内部疾患による身体障害者に対しましても助成を継続いたしました。

助成内訳としましては、高齢者の接種者が１万 2,386 人、拡充分の任意接種者が 2,866 人でございます。また、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成金は、733 人に助成いたしました。

事業効果といたしましては、定期予防接種や助成を行ったことによりまして、一定の接種率が確保され、疾病の発症及び蔓延の予防に貢献ができたと思っております。

続きまして、説明資料の 23 ページをお願いいたします。上段のナンバー19、新型コロナウイルスワクチン接種事業になります。決算書は 180 ページから 182 ページになります。

本事業は、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種として、集団接種及び個別医療機関の協力によりまして、延べ３万 1,575 人に接種を実施したものでございます。

決算額は２億 6,255 万 6,000 円で、財源内訳は国庫支出金が２億 6,252 万 4,000 円、その他の３万 2,000 円は住所地外の接種費用の収入となっております。括弧内は前年度からの繰越分で公費負担での接種が令和６年３月 31 日まで延長されたことに伴いまして、令和４年度からの事業を継続するため繰り越したものでございます。

事業内容といたしましては、会場設営委託料、新型コロナウイルス接種等包括業務委託料は、

集団接種会場を運営するための費用になります。予防接種委託料は、市内外医療機関での個別接種委託料になります。

事業効果といたしましては、個別接種や集団接種会場の設置等の体制を確保することによりまして、円滑な接種を進めることができ、対象者の重症化予防と感染拡大を抑えることができました。

続きまして、下段のナンバー20、子育て世代包括支援事業です。決算書は184ページになります。

本事業は、妊産婦及び乳幼児の保護者に対して、育児不安や虐待防止のため、専門職による相談支援の体制を整え、健やかな育児ができるよう、包括的な支援を実施したものです。

決算額は636万円で、財源内訳は国庫支出金が409万7,000円、県支出金が91万8,000円、その他の42万4,000円はふるさと応援基金からの繰入金、一般財源は92万1,000円となっております。

事業内容といたしましては、相談支援を行う保健師４名、助産師２名の報酬、産後ケア事業委託料は産後ケアを実施する医療機関の宿泊型利用者延べ７人、通所型利用者延べ７人に対する委託料になります。

事業効果といたしましては、妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、妊娠・出産期の相談支援体制を整えることで、子育ての安心につなげることができました。

続きまして、24ページをお願いいたします。上段のナンバー21、出産・子育て応援給付金給付事業です。決算書は188ページになります。

本事業は、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備するため、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施したものです。

決算額は3,547万8,000円で、国庫支出金が2,949万円、県支出金が592万3,000円、一般財源が６万5,000円となります。

事業内容といたしましては、出産・子育て応援給付金のうち、出産応援給付金として妊娠届出時に面接を受けた妊婦に対して５万円を給付するものについては、349名の方に給付いたしました。さらに、子育て応援給付金として妊娠８か月アンケートを回答した方で、出産後に面接を受けた保護者に対し出生児１人当たり５万円を給付するものについては、357名の方に給付いたしました。

事業効果といたしましては、給付事業と相談事業を一体的に行うことにより、安心して出産・子育てができる環境が整えられるよう、経済的な支援ができ、併せて出産・子育てに対

する負担軽減を図ることができました。

以上で、議案第１号、健康づくり課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、環境課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 24 ページをお願いします。下段のナンバー22、住宅用省エネルギー設備設置助成事業でございます。決算書では 200 ページになります。

この事業は、家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を導入する個人の方に、その費用の一部を補助するものです。

決算額は 618 万 7,000 円で、財源内訳のうち、454 万 6,000 円は県補助金で、一般財源は 164 万 1,000 円でございます。また、令和５年度の補助金の交付件数は全部で 98 件でございます。

内訳及び事業費につきましては、事業の概要の欄に記載してあるとおりでございます。市では、地球温暖化対策の一つとして、太陽光発電等の再生可能エネルギーの有効利用を促進しております。

事業効果といたしましては、住宅用省エネルギー設備等の導入経費を助成することにより、地球温暖化対策及び電力強靱化の促進に資することができたと考えております。

以上で、議案第１号、環境課の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

それでは、４款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　４款について、５点ほどご質疑申し上げます。

まず、173 ページと 174 ページのところの下からこういうふうにありますけれども、これは保健衛生総務費の中の９番、看護学生入学支度金貸付事業、決算では 160 万円になっています。これは、看護学生の入学支度金貸付金がそういうことになっているわけですけれども、この制度は大変いい事業だと思っています。昔から、独法になる前からあった事業で、今、旭市がこの貸付制度を実施しているわけですけれども、ところが昨年の予算のときには、これが大変多かったのに、決算ではたった 160 万円しか借りていないというんですけれども、これは利用者が極端に減少したんでしょうか。予算書では 720 万円という形になっておりますけれど

も、そこのところを一つどういうことだかお聞きしたい。

それから、同じページの 10 のところに、旭中央病院負担金 22 億 8,051 万 2,000 円というのがありますけれども、この算定の根拠はどういう内容だかお聞かせいただきたいと思います。

それから、決算書 192 ページです。このページのところに、予算では道路排水路等清掃委託料というのがありますね、13 委託料。これは環境衛生費のところ。これも当初の予算では 2,815 万円計上されていたんですけれども、これが決算ではその半分以下の 1,296 万円しか事業がやられていない。これはどういう結果なのか。結果としてそうなったということなんでしょうか。

それから次が、すぐ隣の 193 ページの、これも環境衛生費のところの５番、合併処理浄化槽設置促進事業ですね。これも予算では 2,678 万円取っているんですけれども、結果としては 900 万円余しかやっていないです。こういうことについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、同じところの 199 ページの塵芥処理の関係でありますけれども、これは塵芥処理の職員給与のところで、人員は２人で 660 万円ってなっていますけれども、これは予算で見ると、ここのところに 1,211 万円の給与費がついているんです。衛生費については、大変当初予算で組んだものの、何分の１しか執行されていないというのが、かなり目立つんですけれども、これはどういう事情だか、簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは、決算書 174 ページ、説明欄９の看護学生入学支度金貸付事業、予算と決算の数字の差がということでした。

予算ですが、過去の利用状況等を踏まえて算出をしております。18 名を見込んでいたんですが、結果としまして、５年度、貸し付けできたのが４件、160 万円という結果となっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　中央病院負担金の関係で、13 日もちょっとさわりでは説明したと思うんですけれども、基本的には交付税算入分ということで、交付税算入に当たっては、基準財政需要額と基準財政収入額というのを算定して、交付税のほうを算定するんですけれども、基準財政需要額のうちの、この中央病院があることによって足されている分、その分を交付税として見てもらっています。その分の金額が、ここに示してある 22 億円ちょっとの金額と

いうことです。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　私のほうからは、192 ページの道路排水路等清掃委託料、これは予算額で 2,815 万円で、決算として 1,296 万 7,251 円という、これはどういうことかということでございますが、やはり予算に関しましては、過去の実績を基に予算を立てておりまして、こういう結果になってしまったんですが、実際これ道路排水、市民の側溝清掃したそういった汚泥の処理でございます。

あとは、場所によっては生活雑排水が入っている排水路とか、そういったものの業者委託の分でございますが、その利用が少なかったと。どうしても側溝清掃については２年置きにやっているところとか、そういう地区もありまして、なかなか予算どおりの執行というか、結果としては 1,200 万円で収まったんですけれども、これについては年度によってばらつきがございます。

あと、193 ページ、合併処理浄化槽設置促進事業、これも予算額を 2,678 万円、結果として 906 万円の理由ということなんですが、この合併処理浄化槽ですけれども、一応計画がございまして、それに基づいて予算を立てている部分もあって、当然、過去の経過も勘案するんですけれども、どうしてもこれもやはり年度においてばらつきがございます。利用者、結局設置して申請する方がいなかったら、この支給、支払いというのはございませんので…

（「何人予定して何件やったんですか」の声あり）

○環境課長（髙根浩司）　予定人数、ちょっとお待ちください。一応 40 件予定しておりまして、結果、たしか 15 件のご利用でした。

続きまして、199 ページの給与でございますが、これにつきましては、私どものほうで予算を組んでいないんですが、なぜ給与費のほうが少なくなったかということですが、５年度はちょっと年度当初に事故がございまして、職員が１名減となったことが理由でございます。

衛生費については、執行率が半分以下になるところが多いというような最後ご質疑だったと思うんですが、言い訳ではないんですけれども、なかなか衛生費につきましては、市民の皆さんの実施したものに対しての執行とかいろいろ、こちらの予定では支払いが見込めない部分もございまして、予定である程度余裕というわけではないんですが、見込みも多くなってしまった部分も確かにあったと思いますが、先ほどの 192 ページの道路排水のほうの処理量も、浄化槽につきましても、市民の方のほうのそういった支出があっての補助でございますので、

何分にもそういうご理解でよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　四つか五つしかないので、簡単ですから聞いていきますけれども、いわゆる貸付け、入学の支度金貸付けというのはほとんどの、数十名いる、40 名なのか、50 名なのかですけれども、そういう新入生全部ではなくて、このぐらいしか、今、借手がいないということなんですか。そこのところがちょっと私こんなに予算を組んであるのに、こんなに少なくてどうすんだと思ったんですよ。そうであれば、結局、看護学校の生徒がかなり少なくなっているということなんですか。そうではなくて、借りなくてもいい人がいっぱいいるということなんですか。簡単にそこのところを教えてください。

それから、192 ページのところは分かりました。ただ、環境課長にご答弁いただいた三つともなんですけれども、なるほどなと思ったんですけれども、やはりそういう事業が、例えば道路側溝の汚泥を処理するとか、それから合併処理浄化槽を進めるとか、そういう問題については、なるほど、そうかな、大体分かったんですけれども、やはりそれは市が宣伝しても、結局そういう要望が市民からなければ、予算執行できないということなんですね。ですから、事業としてのそういう問題があるのではなくて、住民の要求だということで分かりました。

それから、塵芥のほうはちょっと私ここでもってかなり大きな、これは人件費の問題だから、環境課は分からないでしょうけれども、大きなものがほかのところへ回っているんですよね。これは後でまた調べたいと思います。

以上５件、ありがとうございました。

○委員長（片桐文夫）　174 ページの答弁はいいですか。そこだけですか。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　決算書のほうでも示してありますけれども、中央病院運営費負担金とケアハウス分ということで、２段になっていると思うんですけれども、普通交付税分として病床数に応じて幾らという部分と、あとは今までの起債の部分もいろいろあるんですけれども、そこで幾らという算定と、あとは看護養成所の生徒数で幾らということと、あとは診療所数の数だとか、その他もろもろ合わせて普通交付税算定分というのがまずあって、そのほかに特別交付税分というところで、主に大きいのはケアハウス分というところで、その算定のほうですね。あとは、特別な結核、精神病床が幾つあるだとか、救命救急センター数が幾つある、１個なんですけれども、そういったいろいろもろもろ算定基準がありまして、それ

らを積み上げたのが、この22億幾らということになっているということです。

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫）　松木委員、いいですか。答弁させてもらってからお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　看護学生の貸付けの関係で、貸付額が減っているのは、学生が少なくなっているのかというご質疑でした。

学生につきましては、定員１学年 60 人は変わっておりませんで、学生の数が減っているということはございません。ですので、実際、借手が減っているというような状況になっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　お願いします。決算書から順番に質疑いたします。

まず、決算書の170ページの海上健康増進センター管理費、こちらの光熱水費なんですけれども、全体的に令和５年度の光熱水費が当初予算の見込みよりも少なく済んでいるような印象は受けたんですけれども、この海上健康増進センターについては、当初予算と比較して34％と、かなり決算額が少なく感じましたので、どういったことが特に要因と考えられるのかをお尋ねいたします。

続いて、178 ページ、がん検診事業、これは令和５年度から個別健診が新たに始まったと思いますが、個別の医療機関で受けた方がどれぐらいいて、集団で受ける方の数は前年度と比べてどれぐらい変化したのか、お尋ねします。

続いて、184 ページ、子育て世代包括支援事業、こちらは主に産後ケアになるんですけれども、こちらは利用件数がどれぐらいなのか教えてください。予算が216万8,000円に対して、決算の委託料が84万7,900円ということだったので、執行率39％とちょっと少ないのかなと思いましたので、令和５年度から通所型も始まったと思うので、そちらも兼ねてなんですけれども、利用件数をまずちょっとお尋ねします。

続いて、188 ページ、養育医療費給付事業、こちらが当初予算より決算額が多かったと思うんですけれども、特定不妊治療費助成事業のほうから流用しているということで、給付の実績が過去５年分とか、ちょっと直近の推移が分かったら教えてください。

続いて、同じページの188ページ、出産・子育て応援給付金給付事業、こちらも先週、一般

財源６万5,000円は何ですかと聞こうと思ったんですけれども、この前、非課税世帯の給付金の分の理由と恐らく同様の理由なのかなとは思いますが、ちょっともう一度説明をお願いします。

妊娠届出時よりも出生届出時の給付の額、給付件数が多い点なんですけれども、制度の開始のタイミング的なものなのか、それとも多胎児とか、双子とかで多くなっているのか、はたまた出生に合わせて転入するケースがあるのか、どういったことが要因として考えられるのか教えてください。

それで、一旦、以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○**健康づくり課長（飯島正寛）**　ちょっと順番が狂うかもしれないんですが、178ページのがん検診のほうから回答申し上げます。

がん検診の個別ということで、こちらについては、令和５年度からというのが子宮頸がんのことではなく、全体の部分で個別と集団の……

（「全体ですね」の声あり）

○**健康づくり課長（飯島正寛）**　分かりました。

それではまず、個別で行っております検診としまして、大腸がん検診のほうから、令和５年度個別のほうが3,781名、集団のほうが982名でございます。

続いて、子宮頸がんの検診のほうが、集団のほうが2,747名、個別のほうで93名でございます。

そのほかは集団ということになりますが、乳がん検診のほうが受診者数が6,788名、個別のほうは行っておりません。

続いて、胃がんのほうですけれども、胃がん検診のほうが受診者数が4,066名。

がん検診の受診者数については以上でございます。

産後ケアのほうの利用件数でございます。

産後ケア事業のほうは、令和５年度のほうで、利用者数が宿泊型のほうで延べ７名、利用日数で21日でございます。

通所型につきましては、こちらのほうも利用者数が延べ７名で、利用日数が７日間ということでございます。

続いて、養育医療の給付金のほうの過去の受給者の交付件数ということで、令和元年度が

21 人、令和２年度が 15 人、令和３年度が 22 人、令和４年度が 14 人、令和５年度が 11 人ということでございます。

ちょっと戻ります。決算書 170 ページの海上健康増進センター管理費ですけれども、光熱水費のほうが海上健康増進センター34%ということで、少なかったということでございますけれども、光熱水費のほうが全体的に見込みよりも少なくなったというところだとは思うんですけれども、この海上健康増進センターにつきまして、利用者とか、そういったものも勘案した中で、当初予算の中で多めに予算を盛っていたというところでございます。さらに高騰を見込んでいたということでございます。

出産・子育て応援給付金のほうの妊娠期と出産期のほうの数ということでございますけれども、こちらにつきましては、妊娠した方々、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、転出入とか、そういった部分もあるんですけれども、全体的には年度またぎといいますか、出産する時期、そういったものの関係で、この人数のずれが出ているということでございます。あくまでも、その申請期、時期について交付を行いますので、年度をまたがって出産したということでございます。

失礼します。出産・子育ての応援給付金の６万 5,000 円ですかね。すみません、出産・子育て応援給付金のほうの６万 5,000 円というのが、すみません、ちょっとそこが見つけられないといいますか、どちらの部分のことなのかなというところで、すみません。

（「説明資料のほう」の声あり）

○健康づくり課長（飯島正寛）　失礼しました。一般財源のところ、説明資料のほうでございますね。この一般財源のほうの６万 5,000 円は、事業費から国庫支出金と県支出金を歳入で頂いた後の残りということで、これをどこかに特別に充てたとかというところではありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　ありがとうございました。

海上健康増進センターのほうは、多めに見込んだ結果ということで、全く構わないと思うんですけれども、もしかしたら利用者数の減とかも何か関連があるのかなと思いましたので、一応、令和５年度の登録者数と実利用者数で、プールやトレーニングルームごとにどれぐらいの定員が入るのかのキャパシティーをちょっと知りたいと思いますので、教えてください。

がん検診のほうなんですけれども、令和４年度と比べて、これどれぐらい変化したのかというのをちょっと答弁をお願いします。

子育て世代包括支援事業のほうの産後ケアの利用件数は教えていただきましたが、宿泊型だけになると思うんですけれども、５年ぐらいの推移をもし分かれば教えてほしいのと、これ産後の啓発のタイミング、産後のお母さんへの啓発のタイミングって、どういったときがあるのか教えてください。

養育医療費給付事業のほうは分かりました。未熟児で生まれた赤ちゃんの場合に適用されるものだと思うんですけれども、年によってちょっとばらつきがあるので、なかなか予算として算定は難しい面もあるのかなと思いました。ありがとうございます。

最後に、出産・子育て応援給付金給付事業の件なんですけれども、８か月のアンケートの回収率ってどれぐらいなのか。面談が必要と判断しても、連絡がつかないケースというのは今まであったのか、そういう場合の対応ってどうしているのかを教えてください。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、最初に、海上健康増進センターのほうですけれども、キャパということで、海上のプールのほうは、１時間当たり 15 人をキャパとしております。全体的には約 20 人が利用できるかなというところでございます。

それで、海上健康増進センターの利用者数でございます。利用者数ですけれども、海上健康増進センターが令和５年度１万 4,699 人でございます。

続いて、がん検診のほうですけれども、令和４年度との比較ということでございます。全体人数で申し上げますと、令和４年度が登録者数が３万 8,731 名おりまして、受診者が２万 9,068 人でございました。これは全体の数字でございます。令和５年度が３万 6,140 人登録者数がありまして、そのうち実際に受診した方は２万 8,207 名ということでございまして、受診率でいいますと、0.4 ポイント下がっております。

それでは、産後ケアのほうの利用状況でございますけれども、令和３年度が延べ 19 名、令和４年度が８名、令和５年度が７名ということでございました。

啓発等のタイミングでございますけれども、妊娠届出時に、まずそういった方々がいらっしゃればご紹介をすると、あとは赤ちゃん訪問ですとか、あと病院で直接とかいうところでございます。

あとは、割合でございますけれども、こちらの８か月のほうはほぼといいますか、これは全ての方に行っているということで、失礼しました、産後ケアではないですね。出産・子育て

のほうの８か月アンケートのほうになります。すみません。こちらのほうは、ほぼ全ての方を対象としてアンケートを実施して、これを要件としております。ですので、回収率は 100％ということでございます。

あとは、連絡がつかない方々ということでございますけれども、こちらについては、保健師のほうが直接確認をして連絡を取りながら行っているものでございます。

○委員長（片桐文夫）　健康づくり課長、登録者数、いいですか。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　失礼しました。令和６年の３月末現在で 7,887 人でございます。こちらのほうは、海上健康増進センターと、いいおかけんこうセンター、両方とも使えるということでございまして、登録者数は 7,887 人でございます。

○委員長（片桐文夫）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　170 ページの海上健康増進センターの決算額が予算よりも少ないという、いろいろ健康づくり課長のほうからも説明あったんですけれども、もう一つの要因としましては、ほかのいろんな管理費にも影響してくると思うんですけれども、光熱水費につきましては、国が電気、ガス、ガソリンについて補助を出していました。予算を組む段階では、それが切れるという予想だったので、それなりに上がる見込みで組んでいたところが、その延長というところもあったので、ここの海上健康増進センター管理費にかかわらず、光熱水費の部分では多少、国の補助延長というのは影響しているところもあると思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　最後一つだけ。

一番最後の出産・子育て応援給付金給付事業についてなんですけれども、これ対象が例えば妊娠届出後の流産や死産についても対象要件ということなんですけれども、その場合、給付金の名称が給付者にとってはちょっと心情的にあまりよろしくないのかなと思うんですけれども、そういったときの案内のときの配慮ってどんなふうに行っているのかだけ、最後質疑させてください。

○委員長（片桐文夫）　﨑山委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　こちらのほうは、大変デリケートなところではあるんですけれども、名称等につきましては、これは制度的な部分ですので、やむを得ないんですが、ただ

こういった交付金のほうをお渡しするときには、その方々の気持ちに寄り添ったということで、ふだんから保健師等が対応して顔を合わせながら支援しているところだと思うので、そういったところでお渡しするというところだと思っております。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員。

○委員（崎山華英）　丁寧な対応ありがとうございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　それでは、１点だけ質疑します。

決算書の 174 ページ、松木委員も質疑されたんですけれども、看護学生入学支度金貸付事業についてなんですけれども、看護学生は入学後、奨学金も借りると思うんですけれども、奨学金は決算書に反映されているのでしょうか。教えてください。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　奨学金のほうは、病院がやっているほうになりますので、こっちの市の決算書のほうには載ってきません。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　それでは、お願いします。

若干、ページが前後するかも分からないんですが、崎山委員のほうからの質疑の後で、ちょっと追加というか、分からないところを聞きたいので、こっちを先にしますね。

決算書の 183、184 ページ、産後ケアのことなんですけれども、経年の数字を今聞いたんですが、私も令和５年度で延べ７人の宿泊の 21 日ということで、予算の３割しか使われていないという、それで成果として安心につなげることができましたということなんですけれども、これが本当にそうなのかというのをきちんと見直してみなければいけないのではないかなと思いまして、令和３年度で 19 名、令和４年度で８名、令和５年度決算で７名ということなんですけれども、これ随分人数が減ってきているんです。ここの要因をどのように考えていらっしゃるのか。

さっき答弁ありましたっけ、予算の３割しか使っていなかったという。その内訳というんでしょうか、令和３年度の実績をもってこの予算になったからということなのかも分からない

んですが、この成果との整合性のところをお聞きしたいです。それから、問題点というのをどういうふうに把握していらっしゃるかですね。

そして、187、188 ページです。これ５万円ずつの先ほども年度またぎで人数がちょっと変わってきているということだったんですけれども、経年をお願いします、実績ですね。令和３年ぐらいから。

それから、ちょっと遡りますが、181、182 ページのあさひ健康応援ポイント事業、200 万円ほど決算しております。206 万円ですか。これの内容と、これがどういうふうに使われて、市民の健康にどういうふうに反映されていくのかということと、あと経年の数字もお願いいたします。ちょっとこれぐらいにしといていいですか。

○委員長（片桐文夫）　一括で。

○委員（戸村ひとみ）　一括ですか。すごい数ありますけれども、分からなくなるんですけれども、いいんですか。

○委員長（片桐文夫）　はい。

○委員（戸村ひとみ）　分かりました。

それでは、決算のページ、遡ります。167、168 ページの繰越明許費が 165 万円ほどになっておりますが、これの内容と……

○委員長（片桐文夫）　決算書の 168 ページですか。

○委員（戸村ひとみ）　167、168 ページです。

それから、先ほど来出ておりました決算書の 160、170、171、172 ページ辺りなんですけれども、保健センターとか名称が、海上は……

○委員長（片桐文夫）　旭市保健センター、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センター。

○委員（戸村ひとみ）　海上が健康増進センター、これそれぞれ管理費と活動費があるんですけれども、その活動費の中にトレーニング指導員派遣委託料とか、いろいろあるんですが、数字がかなり違っているというのは、差があるという意味なんですけれども、旭市保健センターのほうで管理費が 1,975 万 9,154 円、こちらちょっと活動費というのは私は拾っていないんですけれども、海上の海上健康増進センターは管理費が 2,095 万 6,165 円、活動費が 2,000 飛んで……、管理費と活動費両方あったと思ったんだけれども、違いましたっけ。

○委員長（片桐文夫）　両方ありますよ。

○委員（戸村ひとみ）　それと、いいおかけんこうセンターのほうが、管理費が 40 万 1,070 円で、活動費が 1,123 万 8,152 円、これ指定管理とかのあれもあるんだとは思うんですけれども、

それぞれのセンターでかかっているお金というんですか、その数字を出していただきたいのと、それはどういうふうなことで差があるのか。人口の違いなのか、高齢者の数の違いなのかとか、そういうところの説明をちょっとお願いしたいです。

トレーニング指導員派遣委託料も、片や1,000万円超えて、片や500万円でしたっけ、それぐらいの金額だったと思うんですけれども、それをお願いいたします。

それから、ちょっと飛びます。199、200ページです。住宅用省エネルギー設備、先ほど説明があったんですけれども、618万7,000円、太陽光ほかということでした。ほか等の金額、太陽光のほうの金額、それからそのほかのどういうものがあって、どれぐらいで、こちらも経年で。これに関しましては、本当に力を入れていかなければいけない、温暖化というんですか、気候変動で本当に人間がやっていることで、人間が自ら苦しんでいるというこういう状況の中で、旭市としてはこの省エネルギーに対しての、これＳＤＧｓの中に組み込まれていますので、こちらの内訳ですね、経年でお願いいたします。

あとは答弁を聞いてからします。

○**委員長（片桐文夫）**　議案の審査の途中でありますが、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　１分

再開　午前１１時１５分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○**環境課長（髙根浩司）**　では、環境課のほうのご質疑からお答えいたします。

199ページ、200ページの住宅用省エネルギー設備設置助成事業の618万7,000円、この内訳ということで、あと経年ということですが、過去５年くらいの件数でよろしいですか。

まず、令和元年度太陽光発電の……

（「件数と金額も教えてください」の声あり）

○**環境課長（髙根浩司）**　金額、はい。令和元年度ですけれども、太陽光発電設備が47件、金額が446万4,000円になります。あと、定置用リチウムイオン蓄電システム、一般的に蓄電システムですけれども、その補助が48件、金額は480万円。補助金額です。

あと、令和２年度になりますが、太陽光発電設備が 40 件、金額が 368 万 7,000 円。定置用リチウムイオン蓄電システム 64 件、金額が 640 万円。あと、令和２年度はもう一つエネファーム、家庭用燃料電池システムというのがございまして、これが手元の資料ですと２件、補助金額が 10 万円。これがこの年だけ、令和２年度だけでございます。

あと、令和３年度、件数が太陽光発電設備が 45 件、補助金額が 427 万 3,000 円。あと、蓄電システムのほうが 50 件、補助金額が 500 万円です。

続いて、令和４年度、太陽光発電設備が 44 件、補助金額が 211 万 3,000 円。定置用リチウムイオン蓄電システムが 57 件、補助金額が 399 万円になります。

あと、令和５年度ですが、これは太陽光発電設備が 34 件、金額が 164 万 1,000 円。定置用リチウムイオン蓄電システムが 53 件、金額が 371 万円になります。

そのほかに、決算説明書にもございますが、窓の断熱改修というのが５件ありまして、補助金額が 32 万 5,000 円になります。

あと、もう二つございます。電気自動車なんですが、これが２件ほどございます。補助金額が 20 万円。最後、Ｖ２Ｈ充放電設備、これが補助件数４件で、金額が 31 万 1,000 円になります。

ちなみに、窓の断熱改修、電気自動車、Ｖ２Ｈ充放電設備、これは令和５年度からの補助開始となります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、私のほうから順に回答申し上げます。

初めに、決算書の 183、184 ページの産後ケアの事業につきましては、利用者数が少ないんではないかというところと、要因ということでございました。

産後ケア事業につきましては、産後の母親の身体的回復、心理的な安定を図るということで進めている事業なんでございますけれども、うちのほうで進めてはいるものの、病院等で行う事業でございますので、行かない方もいらっしゃるというところがあるんですけれども、病院を使わない人たちにつきましては、保健師や子育て包括の支援センターのほうで個別にフォローしているということでございます。

ただ、この事業、せっかくある事業でございまして、利用者負担があるものの、ぜひ皆さんにはそういったケアを行う上で利用していただきたいものですので、今後も引き続き、これまで以上の推進を図っていきたいなというふうに思っております。

続きまして、応援給付金のほうの実施数ですね。予算書の 187、188 ページでございます。こちらにつきましては、令和４年度から始まった事業でございまして、令和４年度のまず出産応援給付金のほうの件数が 545 人で、令和５年度が 349 人、子育て応援給付金のほうが令和４年度が 289 人、令和５年度が 357 人ということで、給付金のほうにつきましては、両方とも５万円ということでございます。

続いて、決算書の 181、182 ページの健康応援ポイントでございます。健康応援ポイント事業につきましては、健康づくりのきっかけとして参加していただきまして、生活習慣病の予防とか、医療費の削減、健康寿命の延伸につなげるということを目的として行っている事業でございます。

市民の健康にどのように反映しているかということでございます。今目的のほうで申し上げましたとおり、健康づくりのきっかけというところでございます。それを、きっかけをつくって、生活習慣病の予防等につなげていくということでございます。

実際にこの市民の方へ、利用した方にアンケート等も行っておりまして、参加した人が、令和５年度は 793 人の方が利用していただいておりまして、そのうち回答者が 620 名で、回答率としては 78%ほどでございます。そのうち 85%の方が健康づくりのきっかけとなったですとか、また、81%ぐらいの方が健康の改善につながったというような回答をいただいておりまして、この事業がそういったきっかけづくりになっているんではないかなと考えているところでございます。

事業費 206 万円の内容でございますけれども、こちらの事業費につきましては、景品代 153 万円ですね。そのほか、郵送料とか、そういったもので使わせていただいております。

続きまして、167、168 ページの繰越明許費 165 万円でございますけれども、こちらのほうは令和５年度のコロナワクチンの接種が令和６年３月 31 日まで行っていたというところでございまして、その分の接種費用ですとか、そういったものがまだこちらのほうに請求来ておりませんで、これが出納閉鎖まで間に合わないというところで、165 万円を繰越しとしたものでございます。

最後に、保健センターと海上健康増進センター、いいおかけんこうセンターでございますけれども、保健センターにつきましては、飯岡地域にございます旭市保健センターでございまして、こちらのほうは通常の健診業務ですとか、妊婦さんとか、その後のお母さん方の教室ですとか、そういったもので使っているものでございまして、特に管理費ということで、施設を管理するものの予算を持っているということでございます。

そのほかの海上健康増進センターといいおかけんこうセンターにつきましては、こちらは健康増進事業を行う施設として管理、また施設を利用していただいているものでありまして、管理費につきましては、施設を管理するものでございますので、管理費は当然かかってくるものでございます。

活動費につきましては、施設にトレーニングルームですとか、海上にはプールもございます。そういったものを利用者に使っていただきながらということでございますので、その部分でトレーナーを雇ったりとかというところがございます。それが活動費ということでございます。

予算の違いでございます。海上健康増進センターといいおかけんこうセンターの予算の違いですけれども、海上健康増進センターにつきましては、プールもございますので、施設管理する部分で金額が大きいと。また、昨年度は大規模な施設の改造工事を行いましたので、その部分で決算のほうの差が出ているということでございます。

以上でございます。

失礼しました。応援ポイントのほうの実績という質疑がございましたので、そちらの部分について、過去５年の部分で令和１年が 1,590 人、令和２年が 2,023 人、令和３年が 1,483 人、令和４年が 706 人、令和５年が 793 人ということでございます。ただ、こちらにつきましては、令和４年度に事業を実施するときに内容のほうを変更しまして、より健康増進につながるようにということで、ポイントのほうを取得するのに厳しくしたといいますか、誰でも簡単に申込みできるということではなくて、しっかりと健康増進に取り組んだ人たちに、こちらのほうに応募してもらいたいということで、内容を厳しくしたものでございます。

失礼しました。もう１点答弁漏れがあるようでございます。三つの施設のほうの管理費等ですね。先ほどの旭保健センターと海上健康増進センター、いいおかけんこうセンターのほうの事業費でございます。

旭市保健センターのほうは、こちらの決算書に載っているとおりでございます。海上健康増進センターにつきましては、管理費と活動費を合わせまして 4,064 万 8,135 円。いいおかけんこうセンターのほうが 1,163 万 9,222 円でございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員、先ほどの質疑の中で、184 ページの産後ケアの関係で、過去の推移を聞きたいという話があったと思うんですけれども、それも。もう答弁のほうは大丈夫ですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございました。

産後ケアなんですけれども、令和３年、４年、５年と、４年と５年はそんなに人数の違いはないんですけれども、予算に対しての執行額だとか、その当たりを見て、何が問題なのかなという。病院にいなければいけないということとか、あとは利用者負担があるとか、そういうことだと思うんですけれども、病院以外のところでやっているところもあるんですよ、産後ケアのほうね。

そういう検討とか、あと、利用者負担の負担額の見直しとか、そういうのが令和５年度内で行われたかどうかですね。令和３年から令和４年にがくっともう半分以下になっているところを、令和５年度には検証して、予算立てとか、事業内容とかを決められたんだと思うんですけれども、そこのところで見直しが行われたかどうか。

あと、今後、これは今後本当に見直されないと、子育て世代包括支援という、その名の下にやっている大変重要な事業だと思いますので、そこの見直しが行われたかどうか、これからどのようにされるか、そこのところもお願いします。これ、また全部聞くんでしたっけ。

○委員長（片桐文夫）　はい。

○委員（戸村ひとみ）　分かりました。

では、ちょっと前後しますけれども、メモした関係上で。あさひ健康応援ポイントです。206 万円を使っているんですが、決算としてですね。793 人の利用で、経年を聞きましたら、申込内容を厳しくしたがために、令和４年、令和５年という、半分以下にね。令和元年、令和２年、令和３年と比べると、非常な減少をしております。それで、そこのところのもう一回再度の見直しみたいなものは令和５年度にありましたかね。

これ、大体ターゲットというのは、人数は何人ですか。793 人の利用で、市民の健康増進に寄与しているということに本当になっているのかどうかという、そこのターゲット人数とそれに対するこの割合をちょっと見てみたいので、お願いします。

それから、187、188 ページの５万円ずつの、出産と出生のときの５万円ずつの人数、令和４年から始まって、令和４年が 545 人と 289 人とおっしゃいましたかしらね。ちょっとこれが令和５年の 349 人と 357 人で、年度またぎなのでということだったこの人数が、やっぱり事業が始められたそのタイミングとの関係もあると思うんですけれども、この違いというんですか、そこをちょっと分かりやすく説明していただきたいのと、あと、これが直接出産時、第１子出産時の 10 万円、それの人数と整合するのかどうかというところもお願いします。

それから……

○**委員長（片桐文夫）**　今の質疑の中で、子育て応援給付に妊娠と出産のやつで、先ほど担当課のほうより説明があったやつ、妊娠のほうが 349 人、出生が 357 人ということで、年度またぎの人数の誤差があるということで説明があったんですけれども、それに……

○**委員（戸村ひとみ）**　違う、違う。私が聞いているのは、その事業を始めた令和４年の人数が、妊娠と出生との、私の聞き間違いかも分からないんですけれども、出産のときが 289 人って違いましたか。ちょっと聞き取れないかも分からない。

いや、どういうその数が違うところで、令和５年はその年度またぎが主な要因みたいなことを言われたんですけれども、それで経年を聞いたら、あまりにもその二つの人数が違うから、どういうところでこういう人数の違いが出てくるのかなというのを聞きたいんですけれども。

○**委員長（片桐文夫）**　あくまでも今回は……

○**委員（戸村ひとみ）**　令和５年のね。

○**委員長（片桐文夫）**　そうですね。ですから、令和４年と５年の誤差はなんでというのは先ほど聞きましたんで、今回につきましては……

○**委員（戸村ひとみ）**　分かりました。後で聞いておきます。

○**委員長（片桐文夫）**　よろしくお願いします。

○**委員（戸村ひとみ）**　はい、すみません。繰越明許は分かりました。

では、ちょっと住宅用省エネルギー設備のほうからいかせてもらいますね。199、200 ページです。伺いましたら、随分金額が減ってきているように思うんです。これはある程度、こういう意識のある方々に対しての充足というんですかね、それがあったのか。じゃ、もうこれでこれから先、いっぱいいっぱいなのかという、次の予算取りに対して、どういうふうな見解を持っていらっしゃるか、令和５年度のこの数字でですね。あと、経年、令和３年度からの比較してみましても、令和３年が特に多かったんですね。あとは、令和５年度から初めて、太陽光と蓄電以外のものも項目を増やしたということで、こちらの増やした部分の評価ですね。

ですから、先ほど言いましたような太陽光と蓄電のほう、これがもう充足をしているとか、どういう理由かはちょっと分からないですけれども、そこのところと、あと、新しく増やしたメニュー、これの評価です。こういう数字でよかったのかどうかという、この辺の評価、目標値があったでしょうから、それと比較してお願いします。

それと、保健センター、健康増進センター、けんこうセンターについてです。分かりました。

それぞれのすみ分けがご説明いただいてよく分かりました。では、実際にこのそれぞれがカバーしている地域なり、人数なり、そういうもの、健診とかそういうのの箱物は別として、活動費が発生しているものですね。そこに対しての、令和５年度カバーしていた、予算立てで、あと決算でカバーしていたところで、カバーできていないところというのがあるのかどうか、その当たりのところもお伺いしたいと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○**健康づくり課長（飯島正寛）**　初めに、産後ケアの事業につきまして、利用者の少ないというところがございます。こちらについては、委員からもお話があったとおり、病院で行うことであったりとか、利用者負担があるというところの部分の中で、利用する方が足踏みしているところもあるのかもしれませんが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、この部分は包括のほうと保健師のほうでフォローしているというところでございます。

ただ、その利用料の部分につきまして、病院で行うところで、これは保険が効かない部分でございますので、そういったところの改善する余地はあるのかなと思っておりますので、今後それらについては検討していきたいと思っております。

続いて、あさひ健康応援ポイントのほうですけれども、先ほど内容を厳しくしたということでございますが、ただ単に景品目的で応募してくる方ではいけないというところで、しっかりとそれが健康増進につながるようにというところで内容を見直しているところでございます。

これにつきましては、毎年内容のほうは見直しといいますか、検討を行っておりまして、その中でただ応募してくる方々だけではなくて、企業さんの協力もいただきながら、企業のほうで行っている健康増進につながる事業ですとか、そういったものを募集したりとか、話をしに行ったりとかしながら集めまして、旭市全体で健康事業に取り組んでいこうというところの目的もございます。

そういった中で、いろいろ毎年見直しを行いながら実施している事業だということをご理解いただきたいと思います。

また、ターゲットにつきましてですけれども、こちらのほうも募集のほうも小学生とかでも参加できるようにしたりとか、そういったものを行っておりまして、私どものほうでは大体1,000人程度を見込んで、予算のほう確保しながら事業を行っているところでございます。

内容につきまして、この事業を行うことによりまして、健康増進の第一歩につながっている

ものと、市民の健康増進の一歩につながっているものと考えているところでございます。

続いて、保健センター、健康増進センター、飯岡のけんこうセンターでございますけれども、こちらにつきましては、この両施設、登録者の方々、先ほど申し上げました人数でございますけれども、飯岡と海上、どちらも利用していただけるということで、場所については、合併前からその２か所があったものでございますので、市内の方々はその両方を使っていただきながら、健康増進に励んでいただくというような施設でございます。

市内全体をカバーはということでございますけれども、利用している方々も、年齢層的には60歳以上、70歳、80歳の方々が75%以上を占めているということで、若い方だけではなくて、高齢者の方々に多く利用していただいている施設でございますので、その中で旭市としては十分な利用が図れているんではないかと考えております。今後も、利用者の健康増進を目指して頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　環境課長。

○**環境課長（髙根浩司）**　それでは、住宅用省エネルギーの関係ですが、金額が減ってきているということで、これでいっぱいかというか、そういった今後どうするかということでの、次の予算取りも含めての考え方ということですが、太陽光、蓄電システムにつきましても、これで充足しているというようには思っておりません。あくまでこれも市民の方の意思で取り付けるようになりますので、令和５年度に補助対象を増やしましたけれども、今後もこの形を継続、こういう補助を継続していきたいと思います。

あと、増やした部分の評価ですけれども、電気自動車とか、Ｖ２Ｈ等のそういった補助を増やしたんですが、何分にも令和５年度の当初予算で初めて組んだということで、いろんな補助を受けるにも、太陽光パネルがついていなければ補助対象にならないとか、いろいろ条件がございますので、実際手探り状態で、そんなに件数も多くは見込んではおりませんでした。電気自動車にしても６件、Ｖ２Ｈにしても３件くらいでの予算で見積もっておりました。

今後こういった、先ほど申し上げましたけれども、一応これ県の補助を元にしていますので、今後もそういったこの補助というのは継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　すみません、松木委員の質疑で、看護学生入学支度金貸付事業の質疑の際に、貸付額が少ないんだけれども、学生の人数が減っているのかという質疑がありました。

それに対して私、中央病院の附属看護専門学校の人数について回答をしたんですけれども、すみません、そもそもこの入学支度金貸付事業については、中央病院の看護学生が対象ではありませんで、将来看護師として市内の医療機関に従事しようとする学生で、４年制の大学に入学する際に必要な資金を貸し付けるということで、対象は４年制の大学に入学するという方が対象になります。

では、人数は減っているのかという話になりますと、看護系の大学の入学定員につきましては、数は増えておりますが、実際市のこの貸付事業に申し込まれる方はあまり伸びていないというような状況となっております。

以上です。失礼しました。

○**委員長（片桐文夫）**　４款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩　午前１１時４８分

再開　午前１１時５０分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、５款労働費について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座でお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

商工観光課長。

○**商工観光課長（大八木利武）**　令和５年度旭市一般会計決算のうち、商工観光課所管であります５款労働費につきましては、本会議での補足説明のとおりであり、加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○**委員長（片桐文夫）**　それでは、５款労働費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○**委員（崎山華英）**　１点だけ質疑させてください。

202 ページの職業相談室運営支援事業なんですけれども、当初予算の予算書のほうでは、カメラの設置工事 15 万円というのが計上されていたんですけれども、この決算のほうで出てこなかったので、それが何か理由があったのかだけお尋ねします。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○**商工観光課長（大八木利武）**　地域職業相談室なんですけれども、相談員が３名と、市でお願いしている補助員の計４名で運営しているんですが、全員女性でございます。今、市役所から離れたあさひ市民センターの中で運営をしているんですけれども、万が一トラブル等起きた場合、必ずもううちのほうに連絡するようになっているんですけれども、万が一やはり危険性がある場合も困るのでということで、防犯カメラの設置を予算化したところなんですけれども、なかなかちょっと最近の景気の影響かもしれないんですが、相談者の方で結構騒ぎまではいかないんですけれども、トラブル的なところに発展する可能性があるお客様もいるという中で、早めにその辺を措置していただければというところでございました。

令和４年度で、実は青年の家から市民センターのほうへ移転したときの予算が、執行残が残っていたというところで、早めに相談室の安全性も確保したほうがいいだろうというところで、４年度に前倒しして実施をしたというところで、予算要求の時点とちょっとタイミングが合わなかったというところもあるんですけれども、そういったところで対応したというのが原因でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、５款労働費についての質疑を終わります。

続いて、６款農林水産業費について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　私からは、農林水産業費について、決算に関する説明資料によりご説明を申し上げます。

説明資料の 25 ページをお願いいたします。上段をご覧ください。

新規就農総合支援事業になります。決算額は 1,989 万 8,000 円で、財源内訳につきましては、

記載のとおりです。

その他の 480 万円は、ふるさと応援基金繰入金になります。この事業は、農業の後継者不足が深刻な問題となっていることから、就農意欲の喚起、就農後の定着及び就農者の増加を目的に、各種支援をしたものでございます。

事業内容の親元就農チャレンジ支援金は、市単独の補助事業で、国の新規就農総合支援事業の対象とならない親元での就農者に対して、年間 20 万円を最長で５年間支援するもので、24 件、480 万円になります。

新規就農総合支援事業は、国の補助事業でありまして、独立・自営する新規就農者に対しまして、年間 150 万円を最大で５年間支援するもので８件、1,012 万 5,000 円になります。事業効果につきましては、就農意欲の喚起につながり、就農者の増加や就農後の定着を図ることができたと考えております。

続きまして、下段をご覧ください。

水田農業構造改革推進事業になります。決算額は１億 5,502 万 1,000 円で、財源内訳につきましては、記載のとおりになります。

地方債の 1,690 万円は、過疎債を入れてございます。この事業は、米の消費量が減少する中、水田農業を保持するために飼料用米や転作作物の栽培などの取り組みに対して支援したものでございます。

事業内容は、飼料用米等拡大支援事業が県単独の補助事業で、固定団地型、定着支援型、拡大支援型の３事業になります。転作作物推進事業は市の単独事業で、飼料用米への転作など５事業で、飼料用米への転作は耕種取組農家へ１キログラム当たり 20 円と、受入れ畜産農家へ１キログラム当たり２円の補助をしております。転作団地推進事業も市の単独事業でありまして、麦と景観形成作物を３ヘクタール以上団地化した場合に加算するものでございます。

なお、それぞれの面積と事業費は記載のとおりになります。事業効果につきましては、国や千葉県が推進する、需要に応じた米生産の促進につながり、水田農業経営の安定化を支援することができたと考えております。

続きまして、資料の 26 ページをお願いいたします。上段をご覧ください。

畜産環境フレッシュ事業になります。決算額は 404 万 2,000 円で、財源は全て一般財源になります。この事業は、家畜排せつ物に対しまして、消臭効果のある飼料添加剤や臭気拡散防止資材の導入について支援したものでございます。

事業内容は、飼料添加剤の導入の取り組みが 17 件、導入費用の３分の２を補助しておりま

す。事業の効果につきましては、消臭対策を実施する生産者が増加し、利用者アンケートでは、以前に比べて苦情が減ったという生産者からの声も多く、市内の畜産由来の臭気の改善に資することができたと考えております。

続きまして、下段をご覧ください。

農業水利施設改修事業になります。決算額は6,111万2,000円で、財源内訳につきましては、記載のとおりになります。

地方債の1,020万円は、農業水利施設改修事業債になります。

下段の括弧書きは、繰越明許分の額になります。

この事業は、農業用用排水路機能の長寿命化等を行うことで、周辺地域の生活環境や農村環境の維持・向上を図るものでございます。事業内容は、家屋事前調査業務に係る調査・設計委託料189万2,000円、管路施設改修工事2,621万円、農業用用排水路工事補助金60万4,000円、合計2,870万6,000円になります。令和４年度繰越分の事業につきましては、コロナの影響で資材の納品が遅れたことにより繰り越したもので、設計・監理委託料が385万円、管路施設改修工事が2,855万6,000円、合計3,240万6,000円であります。

事業効果につきましては、老朽化により機能低下した農業用用排水路の改修を行うことで、施設の機能保全や長寿命化を図ることができたと考えております。

以上で議案第１号の農水産課所管の補足説明を終わります。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりましたが、12時、お昼になりますので、途中ではありますが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　１時　０分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、６款農林水産業費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　３点質疑させていただきます。

208 ページの産業まつりについてですけれども、開催する場所が変わりましたが、規模や人出に変化があったか教えてください。

続きまして、210 ページの水田農業構造改革推進事業の転作作物の件なんですけれども、こちらの飼料用米の生産量は前年と比べて増えたか、減ったか。その辺を教えてください。

216 ページ、畜産環境フレッシュ事業の畜産由来の臭気の改善に資することができたとあるんですけれども、そちらはどうやって評価されているか。そちらを教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫）　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　産業まつりですけれども、場所が市役所、４年ぶりに開催したということでこちらのほうで開催したんですけれども、来場者数は１万 5,000 人ほどになっております。

あと、人出はその１万 5,000 人で、規模的というご質疑でしたけれども、規模的にはそんなに変わってはいないんですけれども、今年は結構規模を大きくやる予定ではございます。出店者数も今年は増えているような状況でございます。

作付面積で申し上げますと、前年度と比べてそんなには変わらなくて、令和４年が 2,192.3 ヘクタールで、令和５年は 2,199.9 ヘクタールということでなっております。

○委員長（片桐文夫）　216 ページ。

○農水産課長（伊藤弘行）　すみません、この事業なんですけれども、一応事業を使った方にアンケート調査を実施していて、そのアンケートの中では、臭気に対しての苦情とか、そういったのが減っているというようなことを伺っておりまして。

ただ、資材のほうも補助事業を行っているんですけれども、昨年はちょっとゼロ件だったということで、今年はもう３件、手を挙げているということでありますので、その辺ちょっと変化があったのかなというふうには感じております。

例えば、臭気に対するネットですとか、そういったものがあるんですけれども、そういったものに対しても補助をしているんですけれども、令和５年度はそれを使う方がいなかったというか、こちらのほうの周知の仕方があまりよくなかったのかなということで。ただ、今年もう３件ほど手を挙げていて、もう使っていただいているということで、改善してきているのかなというふうに思っています。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　では、飼料用米について再質疑させていただきます。

飼料用米の販売先というのは、市内だけで全部売れているというか、そちらに需要があるかどうかをお伺いします。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　飼料用米ですけれども、飼料用米利用者協議会というのがございまして、そちらのほうでほぼ引き受けていただいているというような状況にあります。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　ありがとうございます。続けて、もう一点だけすみません。

お米の値段が上がっていった場合も、飼料用米の値段ってそれに伴って上がっているんですか。それとも、お米は上がっても、飼料用米の値段というのはそんなに変わらないものなんでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　飼料用米なんですけれども、今、飼料用米はトウモロコシに代わるような、トウモロコシの添加物を飼料用米に変えて添加しているんです。米の油で仕上げるというような形になっています。

○**委員長（片桐文夫）**　農水産課長、単価を。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　それで、単価なんですけれども、トウモロコシの価格とか、そういったもので変動するようになっていますので、その辺は主食用米と比べてどうのというのはちょっと今できないような状況で、トウモロコシの価格で変動するような形であります。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　ということは、農家にとっては米を作るより飼料用米を作ったほうが得なんでしょうか。喜ばれているかどうかをお伺いしたいです。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　一概に、農家が飼料用米を作ったら得というか、飼料用米を１回作りますと、なかなか主食用米に変えるというのはちょっと難しいと思います。主食用米の価

格が上がっているからといって、主食用米にまた戻すというのは、ちょっと難しい状況には今のところあります。何年かずっと続けている方は、そのまま続けてくれるのではないかというふうに見込んでいますけれども、少なく飼料用米を出荷している方々については、ちょっと主食用米に変わっていくのかなというふうには感じられます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○**委員（常世田正樹）**　２点ほど質疑させていただきます。

210 ページの農業振興費の 18、親元就農チャレンジ支援金についてなんですけれども、親子という枠を身内、例えば３親等までを後継者として扱うことはできないか、お伺いします。実際、市内においても、おじさんの後を継いで農業をやっている人が結構出てきております。

続きまして、216 ページの畜産環境フレッシュ事業についてなんですけれども、飼料等添加物等購入費の交付の回数は１回に限るとございますが、継続利用することで臭気の軽減効果がさらに期待できる可能性があるかと思われます。生産者の積極的な利用を促すために、複数年で補助することはできないか、お伺いします。

○**委員長（片桐文夫）**　常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　親元就農チャレンジ支援金の要件ですけれども、３親等とか、そういった拡大ができないかということでありますけれども、この支援金は、親元で就農する者を支援することで、スムーズな事業継承と新規就農者の増加を図るための事業となっております。

委員ご指摘のとおり、祖父母の下で就農するケースも存在しているかと思います。対象者の拡大については、対象者数の把握や事業目的との整合性などを踏まえまして、慎重に検討したいと思っております。

それと、飼料等添加物の購入費の交付回数の件ですけれども、先ほど永井委員の回答でもちょっとお伝えしたんですけれども、本年度は事業を利用した畜産農家を対象にアンケートを実施した結果、飼料等添加物につきましては、多くの農家が以前から積極的に使用しているものでありまして、事業利用後も継続しているということが今回分かっております。

市といたしましては、引き続き、飼料等添加物を導入していない生産者へ利用の推進と、より高い消臭効果が期待できる臭気拡散防止資材の導入について、今後も推進してまいりたい

というふうに考えております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　常世田委員。

○**委員（常世田正樹）**　ありがとうございます。

親元就農チャレンジ支援金については、前向きに検討していただけたらと思います。

畜産環境フレッシュ事業なんですけれども、市内の農家、畜産業者の方に聞くと、もうこれ以上臭気対策できないよと言っている方も実際多いので、かなりその生産者も頑張っているけれども臭いという現状なので、今度は資材のほうで、いろいろ補助金でサポートしていただけたらと思います。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　簡単に３点ほど。

今、議論になっていた説明資料の 25 ページの新規就農総合支援事業、大変いい制度だと思うんですよね。

それで、幾つか聞きたいんですけれども、実は先ほど説明にあったように、市独自の親元就農チャレンジ支援事業というのは、市独自の予算でやっているわけですよね。ところが、近隣の農業重視の自治体の場合には、国の農業後継者の事業と併せて支給しているというところもあるんですよね。５年間 150 万円だっけ。それと、この自治体独自の年間数十万円の、だからそういうふうにもっとやれば、飛びつくと言ったらおかしいけれども、いいなと思ってやってくれる方が、引き継いでくれる方がいるのではないかと思うんです。

なぜ、そんなことを聞くかというと、私の友人であった方が男のお子さんが亡くなってしまって、娘さんがお婿さんを取って家を継ごうということになって。それで、お婿さんが勤めていたけれども、じゃ俺、農家を継ぐよということでもって、この制度を使って、大変いいんだけれども。実は、県内でも国の制度と一緒に引き継げるというところもあるんだけれども、旭市もそうならないのかなという相談を受けたことがある。そのことでもって、農水産課に言ったこともあるんだけれども。

だから、もう少し、国が旭市なんかに何十人もくれるわけないんだから、せいぜい２人か３人でしょう、多くてもね。そういう方たちに、さらに親が農業を継がせてよかったと思うような制度に、これからどうしても変えてもらいたいと思うんですよ。あと、ほかの支援事業

なんか、チャレンジ事業なんかもあるから、そういうのをあれすれば、ある程度、農家を継ぐ方はなかなか少ないんだけれども、引き継げるのではないかなと私感じているんだけれども、新しい政策展開しませんかということをちょっとお話ししたいと思います。

２番目が、皆さん方から今出ていた次の216ページの畜産環境フレッシュ事業です。これについては、令和４年に私が議員になったときに早速、豚の臭気で大変困っている方から相談を受けて、農水産課に何回もお願いして、この事業が始まっていたけれども、まだなかなか固定的にならなかった時期にお願いして。

先日、その方に会ったらば、同じだよと。確かに、そういう餌に入れてくれているのも知っているけれども、もっと根本的な臭気対策を市がしっかりやってくれなければ同じだよと。私だけではなくて、地元に昔から住んでいる隣のある事業をやっている方も、これではたまらないから出ていこうかということになっているんだよということですから。私も養豚農家のすぐそばにずっともう 50 年近く住んでいましたから、そういう苦労が分かるんですよ。ですから、そういうような前進できるようなことを、必ず毎年付け加えながら実施していただきたいと。

それで、令和５年度は臭気測定器を買ってくれた、大変ありがたいと思うんですね。前はそれがなかったので、あるところで調べさせてお金がかかったとか言っていましたからね。そういう事業でもって、そこら辺のところの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、217、218 ページの農業基盤整備事業のところの事業なんだけれども、決算書によると繰越明許と書いてあるんだけれども、予算書のほうではそういうふうになっていなくて、2,400 万円。当初いろんな課題でもってなっているんですけれども、これはどういう形でもって予算がつながっているんでしょうか。そのことをお聞かせいただきたい。218 ページの上から５行目ぐらいの農業基盤整備事業、これ大変重要な事業ですけれども、この中身も含めてお願いいたしたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　新規就農総合支援事業なんですけれども、松木委員がおっしゃっている部分というのは、国の制度で新規就農支援事業、国の制度を一緒に市でやっている。それは、機械設備上限 50 万円でやってはおりますけれども、新たなということでしょうか。

（「そういう自治体もあるんですよ。あるのを知っているから、そういうことを地元の方が言うわけですね」の声あり）

○**農水産課長（伊藤弘行）**　うちのほうで進めている転入者農業チャレンジ支援金なんですけれども、これ一応９件に増えておりまして、令和５年は７件増えておりまして、395 万 8,000 円ということで、国とは別に市独自でやっている事業になります。

（「一番下のやつでしょう」の声あり）

○**農水産課長（伊藤弘行）**　そうです。

（「それは地元の人じゃないじゃない。だから、地元の方が……」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員、いいですか。今の質疑に対して、国の支援もあるけれども、市としてそれと絡められないかということですか。このやつは、県の事業と市のあれなんですけれども。

松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　国の事業というのは年間 150 万円のやつがあったよね。そういうのがずっとあったけれども、旭市では、親元でもって就農する方には別の市独自のものをつくろうということで始まって、それは大変いいことで評判がいいわけだけれども。

しかし、県内で農業を中心にやっている自治体では、国からの条件があって受けた場合でも、親元のものも一緒に受けられるというふうな制度を使っているところもあるので、そういうものをやっていくとさらにいいのではないか。ほかから来た人が農業をやる場合に 150 万円とかというのは、それはちょっと今別のお話。地元の人が農家を継ぐときのお話をしているわけです。すぐやれとは言いませんけれども、そういうことを検討してくれと、そういうことなんです。

○**委員長（片桐文夫）**　農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　その辺の親元の就農以外にも、先ほど常世田委員がおっしゃったように、祖父母から引き継ぐとか、そういった担い手の方々に対しての支援を、市として何かできないかという意味だと思います。その辺はちょっと研究してまいりたいというふうに思います。

○**委員長（片桐文夫）**　暫時休憩します。

休憩　午後　１時２４分

再開　午後　１時２４分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　畜産環境フレッシュ事業につきましては、飼料添加剤は補助していまして、ほぼほぼ農家さん使っていただいているということで、臭気に直接つながるかというと、腸内環境の改善ですとか、そういったものなので、なかなか見えづらいということで、今後はちょっと資材関係に補助していきたいというふうに考えておりまして。令和５年はゼロ件だったということで、今年もう３件利用していただいているということでありますので、その辺は今後補助してまいりたいというふうに思います。

繰越明許の関係なんですけれども、当初予算で見込んでいた国への要望額なんですけれども、それが補助金が減ったということで、その部分がございます。

○**委員長（片桐文夫）**　暫時休憩します。

休憩　午後　１時２７分

再開　午後　１時２８分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　すみません、飯岡西部と豊和地区の土地改良事業の繰越部分になります。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　新規就農については分かりましたので、畜産環境フレッシュ事業のことについて、予算段階での金額から見ると、この倍はいかないけれども、30 件程度を予定したんだと思うんですよ。そのうちの 17 件ぐらいしかやってくれていないということは、半分はいっているけれどもということだと思うんです。この 17 件というのは、旭市の住居に近いところの平場の畜産、いわゆる特に豚の方たちですか、それとも牛をやっているところもありますけれども、山の中の方たちにはやっていないんでしょうけれども、それもやっているんですか。谷間につくっている方たち。そこのところをちょっと聞きたい。

つまり、予算は通ったけれども、半分よりちょっと上ぐらいしか執行されていないというこ

とですよね、予算の金額からいうと。幾らだったかというのをご存じでしょう。754 万 2,000 円が当初の予算ですよ。それのうちの 404 万円だけが今度執行されたわけだ。ということは、これで 17 件ではなくて、もっと戸数があったでしょうということ、積算のときにはね。そういうところは、恐らく住居に近いとか、そういうところを選んだらば、このぐらいの戸数はあったけれども、ということは全部がまだ参加していないのではないですかということと、それから私が最初に言ったように、その近くの方たちがまだ効果が出ているとは言えないよということをおっしゃっていたという、その二つの点についてね。

それで、２番目は、農業基盤のところはただ繰越明許の問題と聞いたんですけれども、それは予算段階で令和５年度の農業基盤整備事業が２億 4,826 万 6,000 円あるんですよ。そうなんだけれども、決算に出てきたような繰越明許も入れてこれだけの金額ということは、何か大きなあれですか、予定したけれども面積ができなかったということなんですか、そこのところを聞きたいんです。つまりメインは、２億 1,062 万円は経営体育成基盤整備事業促進費補助金となっているんです。これがどこへ消えたのかということを聞きたかったんです。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　まず、畜産環境フレッシュ事業でございますけれども、当初予算では飼料添加物導入助成金という助成なんですけれども、10 件を見込んでおりまして、全体で 300 万円ほどを見込んでおります。今回 17 件ということで、大幅に多かったということでございます。

それから、畜種なんですけれども、豚と牛の業者にほぼ……

○**委員長（片桐文夫）**　農水産課長、松木委員から予算で 754 万円という金額を予算で組んでいるよというような話だったんですけれども。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　その中身というか、そういうのもご質疑にありましたので、ほぼほぼの畜種で使っていただいているということ、それと……

（「何を飼育しているんですか」の声あり）

○**農水産課長（伊藤弘行）**　豚、牛、鳥というような形で……

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　私は、住居に近いところの方が一番困っているんだけれども、そういうところの養豚とか養鶏とか、そういう農家の方たちを全部この中の対象にして、それで 17 件

ですかと聞いているんですよ。

だから、私も先日用事があって尋ねたらば、とんでもないって、やっている、そういう予算を使っているんだろうけれども全然減らないよという、そういうことを言われたので再度聞いてみたかったんです。

○**委員長（片桐文夫）**　暫時休憩します。

休憩　午後　１時３４分

再開　午後　１時３５分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　町場に近いですとか、そういった関係でご質疑もあったと思いますけれども、畜産業者全体をこの補助金対象にしておりますので、町場に近いとか、そういったのは、ちょっと今こちらのほうで把握はしておりません。そんな感じです。

予算では754万2,000円ということでありまして、臭気対策で300万円、それと臭気拡散防止資材等導入費助成金で450万円を見ています。一番効果がある防止資材の導入助成金、これは一応３件を見込んでおりました。ただ、これは今回誰も、農水のちょっとＰＲ不足なのかなというふうに感じております。でも、今年に入って３件ほど出ておりました。その辺はよかったかなというところでございまして、その部分で450万円を用意していたんですけれども、それはちょっと使っていないということでございます。

それから、403万2,000円の繰越部分でございますけれども、これは飯岡西部地区では、実際には入札が不調となりまして、地元との調整に不測の日数を要したということ、これは豊和地区も同じでありまして、入札で不調となって、千葉県警との道路協議に不測の日数を要したということで、合わせて403万2,000円が繰越しとなったものでございます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　フレッシュ事業は分かりました。またよろしくお願いいたします。来年頑張っていただきたいと思うんですけれども、今年も含めてね。

最後に言った農業基盤整備のところですけれども、決算書を見てちょっと私、どうしてなん

だろうなともう一回聞きますよ。

農業関係でもって昨年の、補正は何回かありますけれども、当初予算で見て農業基盤整備事業が２億 4,826 万 6,000 円でもって、それがその中で大きいのが経営体育成基盤整備事業促進費補助金２億 1,062 万 5,000 円とあるんだけれども、これが決算のほうに出てきていないのよ。だから、それはどうしてかとちょっと聞きたかったので、今あれをしたわけです。

だから、農業基盤整備のは、216 ページのところの頭にあるんですよ、１億 7,488 万円。ところが、繰越明許の分が載っているけれども、それが１億 4,096 万円になっているんですよ。２億 1,062 万円のやつが、218 ページの一番上から４行目が１億 4,096 万円になっていて、えらいがくんと少なくなっているわけ。だから、それはなぜ起こったんですかと、そのことを簡単に聞きたかったんです。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　経営体育成基盤整備事業促進費補助金なんですけれども、これは経営体の集積が一定割合以上の増加が見込まれた場合に、国が 50%、県が 50%から助成が受けられる制度というふうになっております。当初予算で見込んでいた要求額が予算化している数字になりますけれども、それが国・県の補助が減額になったということで、これは続いて来年度要求してまいるというようなものになります。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　見た目の上では、繰越分なんかは増えている、同じように見えるんだけれども、見てみたらばそうだったので、そうすると全部の要求した面積が、予算で要求した分を載せたけれども、それがならなかったので、その分の残りは来年にまた持ち越されると、こう考えればいいと。ありがとうございます。

○委員長（片桐文夫）　答弁はいいですか。

○委員（松木源太郎）　答弁はいいです。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英）　お願いします。

決算書、208 ページから 210 ページにかかっています新規就農総合支援事業についてなんですけれども、こちらの各種支援金、補助金の申請者の男女別の件数がもし分かれば教えてください。

あと、もう一点だけ、210 ページのこだわり旭ブランド創出支援事業、こちらの令和５年度の補助金の使途、詳細内容、給付事業者数などを教えてください。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　すみません、208 ページの新規就農支援事業の男女別なんですけれども、今ちょっと手元にありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それから、こだわり旭ブランド創出支援事業でございますけれども、これは２件補助しておりまして、リーフレットの２万部の作成で、これが 55 万円、あともう一件はメイン看板製作、商品パッケージの製作ということで、これが 81 万 9,500 円ということであります。

（発言する人あり）

○**農水産課長（伊藤弘行）**　この事業は２業者でありまして、１業者がリーフレットの作成２万部です。これが 55 万円。もう一件がメイン看板製作、あと商品パッケージの製作ということで、これが 81 万 9,500 円というような内容になっております。

○**委員長（片桐文夫）**　金額が多くないですか、課長。八十何万円と五十何万円ですか。こだわり旭は 68 万 4,000 円だよ。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　すみません、補助額がこれの２分の１ということになります。

○**委員長（片桐文夫）**　今言った金額の２分の１が……

○**農水産課長（伊藤弘行）**　すみません、上限 50 万円で補助率２分の１です。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員。

○**委員（崎山華英）**　ありがとうございます。では、男女別については、後で資料を頂けるということで分かりました。

ちょっと件数のほうを見させてもらったときに、この親元就農チャレンジというのも、件数が昨年の決算に比べて増えていると思うんですけれども、それ以外のまるきり新規での就農に関する件数というのは、ほぼ横ばいということで、まるきり新規で就農したいよという方に関しては、ちょっとまた別の、そこの補助金を申請するまでの前段階での包括的なサポートが必要なのかなと思うんですけれども、何か最近、農水産課のほうで、新・農業人フェアに出展されたという話をちらっと小耳に挟みましたので、そういった中で例えば女性の新規就農のニーズとか、現場の肌感覚でもいいので、何か見解がもしあれば、ちょっと教えていただきたいなと思いました。

もう一つが、こだわり旭ブランド創出支援事業ということで、今回２件ということで、それぞれブランドの野菜だったら何の野菜とか、どういう品種のものに対しての補助金なのか、もしお答えできるのであれば教えてほしいです。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　先ほどの親元就農チャレンジ支援金の男女別なんですけれども、男性が 23 名で女性が１名と。

（「ほかのやつも教えて欲しい。新規就農全部欲しいです」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　すぐ出なければ、また後でその件については教えてください。２回目の質疑の答弁をお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　それから、新規就農総合支援事業補助金なんですけれども、これは男性が６名、女性が１名で、夫婦の申請者もございます。

それから、転入者農業チャレンジ支援金ですけれども、男性５名、女性４名というような形になっております。

（「親元をもう一回言ってもらっていいですか」の声あり）

○農水産課長（伊藤弘行）　親元就農チャレンジ支援金は、男性 23 名、女性１名です。

（「四つありますよね。今三つしかなかった」の声あり）

○農水産課長（伊藤弘行）　同じ方が新規農業者支援事業補助金の関係で、男性１名と夫婦で申請された方がおります。

（「この 100 万円の」の声あり）

○農水産課長（伊藤弘行）　そうですね、100 万円の部分は。

（「上の部分とかぶっている」の声あり）

○農水産課長（伊藤弘行）　そうです。

それから、こだわり旭ブランド創出事業なんですけれども、これは市内に住所を有する農水産業者の３戸以上で組織する団体に補助しているものでございまして、商品開発または改良とか、それとか生産体制等の整備、拡充ですとか、販売促進のための情報発信とかＰＲなんかに使えるようになっていまして、農水産業全般的にわたるものでございます。

（「その２件が何なのかというのを」の声あり）

○農水産課長（伊藤弘行）　その２件は、ちょっと待ってください。牛関係のグループ、それか

ら落花生の関係ですか。

（「ブランド名はありますか」の声あり）

○**農水産課長（伊藤弘行）**　せんば牛グループというところでございます。あと、会社名でいいますと、株式会社マルニトータルサービス、せんば牛グループなんですけれども、あともう一件が株式会社セガワというところでございます。

新・農業人フェアですけれども、年２回から３回、毎回 10 人以上が相談にお見えになっていまして、女性が何人いるかということでございますが、ちょっと今何人かは分からない状況でございます。

（「女性の相談者も」の声あり）

○**農水産課長（伊藤弘行）**　相談者もおります。

○**委員長（片桐文夫）**　﨑山委員。

○**委員（﨑山華英）**　意外と支援金のほう、もう既に女性の申請者の方もあるということで、転入者農業チャレンジ支援金、こちらについては男性５名に対して、女性も４名いらっしゃるということで、女性への支援もちょっとこれから強化していただいたらいいのかなと思いました。

こだわり旭ブランドのほうも分かりまして、新たに今回、落花生のほうの品種の補助金も今やっていただいているということで、事業のほうを使っていただけてありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　すみません、前者お二方と同じところを聞きたいんですけれども、まず新規就農ですね。予算のときの見込みとどうだったのか、この成果ですね。それと、新規就農者がなかなか増えないという、全国的な問題としてあると思うんですけれども、令和５年度は前年に比べて増えたのか、前の前と比べて増えたのかという経年の数字を教えてください。

それから、209、210 ページの水田農業構造です。こちらのほうの令和５年度の目標値と、米騒動は最近になってですから、令和５年度にはそういうことはなかったとは思うんですけれども、総括を本会議のほうでも聞かせていただきましたけれども、水田農業構造改革推進というところなんですけれども、どの辺までの目標値を持ってやるのかということ、そこのところをお願いします。

それから、こだわり旭ブランド創出なんですが、これは金額的にどうなのかなというのもあって、なかなかこういった金額で旭市の新しいブランドが創出できるのかという、そういうのがあって、お店だとか事業者に話を持っていくときに、うーんという感じで、新しいものを創り出すって、かなりお金がかかりますので、そうしたときにこの金額、補助率２分の１で 50 万円、それの金額が令和５年度で見直しだとか、そういうようなことが検討されたかどうか、ふるさと納税とかにも直結してくる部分だと思いますので、そのあたりで、ちょっとこういう金額では、これは主観でございますけれども、そういった検討とかはございましたか。

どういう形で事業者にはこれが伝わるんですかね、こだわり旭ブランドを創ってくださいよと、市のほうで補助金を出しますよというのを、どういった形で周知とか、その事業者に伝えていますか。これは広く市民にではなくて、本当に旭市に特化したようなものを扱っているところとか、そういうところに特に焦点を当てていらっしゃると思うんですけれども、それをお願いします。

それから、一番こだわりたいのがやはり 216 ページ、畜産環境フレッシュなんですけれども、これが 17 件ということで、私は議員になったときからずっと臭いに関しましては、何か手がないのかなと思っていろいろ調べたりとか、調べるといっても専門外なので、全く調べ方も分からないで、いろんな人に聞いているぐらいなものなんですけれども、そんな中で例えば畜産の、養豚に関しましては都城市が全国１位ということで、そういうところとか、ほかにも日本全国畜産に関しましては、結構有名どころがあるじゃないですか。

そういうところが、臭気に対してどういうことをしているのかとかという、そういう調査研究あるいは視察、そういうことを令和５年度でもやられましたかしら。

あと、その……

○委員長（片桐文夫）　戸村委員、今言った臭気の関係については、決算とはちょっと違うと思うんですよ。５年度の決算ですから、この金額に対してやったかやらないかというのは、今の質疑はちょっと違うのではないかなと思うんですけれども。

○委員（戸村ひとみ）　そうですか。でも、令和５年度のそういったものをもって、今度、次の年度への予算に生かさなければいけないじゃないですか。令和５年度にやったことを聞かないと。

○委員長（片桐文夫）　今日は５年度の決算の質疑ですから。

○委員（戸村ひとみ）　もちろんですよ。だから、５年度にやりましたかと聞いているんですよ。

○委員長（片桐文夫）　では、それで。

○委員（戸村ひとみ）　それと、17 件というので課長は先ほど、この補助金はほぼほぼ使われているとおっしゃったと思うんですよ。では、これはこの補助事業に対して畜産農家というのが、この補助金をほぼほぼ使っているということは、その対象は 17 件ぐらいなものなんですか、畜産農家の。そこのところをお伺いしたいです。

あと、一番効果があるのが、何ちゃら資材の導入ということだったので、これからそっちのほうを増やしていこうと思っていると言われたんですけれども、令和５年度の 401 万円の中には、この資材のほうはゼロ件ということだったじゃないですか。これというのは、農家のこの資材に対する情報というんですか、それがなくてこの補助金を利用されなかったということなんですかね。

そうしたら、この資材に対する、市のほうとしては、そこのところを農家のほうに、これだけいい効果が見込めるんですよということを徹底して、こっちの資材の導入のほうに力を入れていこうとされているということでよろしいんでしょうか。

臭気のほうが前者からもございましたけれども、ほぼほぼ使われていて臭気が改善されているというような、そういうふうな事業評価として、課長のほうがそういったご意見をいただいているというふうにおっしゃったので、私もそこはちょっと違うのではないかなと思って、先ほど松木委員のほうからは、そこの養豚場の近くの方が特に臭いがするというふうなことだったと思うんですけれども、そうではなくて風に乗ってくるんですよ。もうもちろんよくご存じだと思うんですけれどもね。

それで、やっぱり外から来た方、それから移住してきた方とか、あと観光でいらっしゃる方とかは、やはり非常にもう気にされます。これから後は観光のほうもございますけれども、やっぱり結構直結する問題だと思うんですよ。初めて来た人で、それでもうその臭気で町のイメージが決定してしまうというようなことがあって、なので課長のほうでというか市のほうで、この 17 件の 401 万円で、かなりの効果を上げているというふうな認識があるんであれば、ここは私は指摘したいところです。それは間違っていると思います。

ですから、そこのところの認識をもう一回、令和５年度のこの予算を 17 件で、ほぼほぼ使われていて改善されたというような意見をいただいているという、そこのところの評価のところをもう一回お願いします。

それと、219、220 ページです。耕作放棄地再生事業補助金 18 万 3,000 円。耕作放棄地はどのように、令和５年度はどれぐらいの面積で、再生事業としての成果というのを教えてくだ

さい。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　議案の審査の途中でありますが、午後２時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　１分

再開　午後　２時１５分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

委員または執行部の皆さんに申し上げます。

限られた時間で審査を行いたいと思いますので、質疑、答弁について簡潔にお願いしたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　210 ページの新規就農総合支援事業、新規就農の関係でございますけれども、それの目標ということのご質疑につきましては、まず、親元就農チャレンジ支援金ですけれども、当初30件で見込んでおりましたけれども、実績で24件でありました。

それから、新規就農総合支援事業補助金ですけれども、これも実績 10 件で見込んでいましたが、８件でございます。

それから、転入者農業チャレンジ支援金、これは 10 件で見込んでおりましたけれども、９件でございました。

それからあと、新規就農支援の関係の農業機械とか施設の関係なんですけれども、これ２件見込んでおりましたが、２件でございました。

それから、水田農業の目標の関係ですけれども、水田農業ですけれども、米価の安定が目的でございます。今年度はいろんな要件で米価が上がっておりますが、長い目で見れば、米は余っている状況にあります。このため、飼料用米、麦、大豆など、現況の面積を維持していきたいと考えております。

あと、こだわり旭ブランドですけれども、周知の関係ですけれども、各種農業団体の集まりなど、研修とかそういったところでＰＲをしているところでございます。それから、広報とかホームページでもＰＲをしてございます。

それから、畜産環境フレッシュ事業でございますけれども、これ令和５年度に見直しを検討したかということですけれども、令和５年度、一応、県主催の研修会に２回ほど、中央畜産の研修会に、これは国のやっているやつですけれども、これ１回ほど行って、先進地のことをお聞きになられておりましたが、これも電話で聞き取り調査をしたところ、例えば都城市ですけれども、対策は全くされていないような状況でございます。そういったことであります。

それから、耕作放棄地の関係でございます。これは、矢指アグリシステムというところの農事法人でありまして、面積は30アールでございました。

（発言する人あり）

○農水産課長（伊藤弘行）　１件で 30 アールです。１件しかなかったということでございます。

以上でございます。

（「全体を教えてください」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　耕作放棄地再生事業に係ります遊休農地の面積ということで、農業委員会のほうからお答えさせていただきます。

令和５年度末で70ヘクタールになります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　すみません。答弁漏れがありまして、畜産環境フレッシュ事業の対象件数のことでございます。

対象件数は全部で 103 件ございます。17 件でほぼほぼというのは、全畜種をカバーしているという意味で答弁したんですけれども、ほぼほぼというのは全畜種をカバーしている事業でございますという意味でございますので、これで全部ということではございませんので、引き続き飼料添加剤等を支援してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　令和５年度の決算ですから、血税がここの事業にどんなふうに使われて、どんなふうに効果が出たのかということをチェックしなければいけないと思っているんです。ですから、事業評価とかに関しても、市のほうがどんなふうにそれを効果として見ているのかということが非常に大きな問題になると思うんですよ。私たち議員がチェックしたときに、これは効果じゃないじゃないかみたいに思ったら、必ずそこのところは指摘しなければいけ

ないと思うんです。

それで、課長のご答弁でほぼほぼ使っていて、意見を聞いたら、効果が上がっているというふうに、臭気が改善されているというふうに言われたというのを最初に成果として言われたものですから、そこはきちんとご指摘しておかなければいけないなと思って、やはり聞いてみましたら、対象としては103件じゃないですか。その103件の中で、この補助金を使ってもらったのが 17 件、効果のあるものに関して、市が効果があるなと思っているものに関してはゼロ件だったという、これを成果とは言えないと思うんですよ。ですから、ちょっと詳しく聞いているんです。

それが、この事業だけではなくて、ほかの事業に関しても市の認識として同じようなことが起こっているのであれば、私は血税の使い方をもう一回きちんと見直してみなければいけないのではないかなと思って、こういった質疑をさせていただいております。

ですから、この補助金に対する成果という点ではきちんと検証し直してください。じゃないと、また同じことの繰り返しで、でも結果、臭気は消えない。でも、お金はそれなりに予算を取って、ただ成果としては毎年同じような、それを成果とは私は言えないと思うんですけれどもね。ですから、きちんと検証をしていただきたいと思います。

あと、都城市は何の対策もしていないということでしたが、それでうちもこれでいいだろうなんて満足されていたのでは、ちょっと困るなと思うんですけれども。

耕作放棄地です。70 ヘクタールというのは、恐らく毎年増えている数字の令和５年度での結果だと思うんですけれども、その中でこの補助金を使っての再生事業というのが 30 アールということでしたが、ここのところの事業の、こちらも成果というか評価というか、お願いします。

それから、水田農業構造のほうなんですけれども、私が聞きたいのは、今の米騒動、これはいいですよ、令和５年度はなかったことですから。ただ、令和５年度にはこれでまた補助金を毎年同じように出してというか、飼料用米のほうに耕作を変えてくださったところにはずっとお金を出し続けるということなんでしょうけれども、それの目標という言葉がいいのかどうなのか。さっき課長がおっしゃいましたように、お米は全体的にはもう余っているんだから、今回の米騒動は特別なことなんで、お米は余っている。米余りの状況がある中、この事業はずっと進めていくという、そういうお話だったと思うんですけれども、それはそれでそういう見解でいいと思います。そういうふうに思っていらっしゃるんだったら、それでいいと思うんですけれども、では、この事業をどこまで続けるのかという、そういった目標は

ありますか。極端な話、全部もう人が食べるものなしにしてというような、それはもうあり得ない話ですけれども、目標を聞きたいんですよ。

先ほどの答弁でもありましたけれども、結局、米農家さんとしては、補助金が出るから飼料用米のほうにしたほうが得だというような話があったと思うんですけれども、一方で、私は農家から聞いているのは、やはり農家は米を作りたいという、人が食べる米を作りたいというのをもう旭市に来てからずっと聞き続けているんですよ。ですから、その辺で市としてはどのような目標を持って、令和５年度、この事業をやりましたか。それが成果と一致しましたか。それを聞かせてください。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　まず最初に、畜産環境フレッシュ事業でございますけれども、令和４年から進めてきている事業でございます。令和４年は376万円ほどでございました。令和５年は401万円ほど使っていただいてございます。

その中で、利用してきた方々にまずアンケート調査をした中で、その中で成果が出ているというアンケートがありましたので、その辺のことで、ちょっと私の言ったことでニュアンスがおかしくなっているのかなというところで、アンケート調査の中では、生産者の方々は効果が出ているというようなことを言われておりましたので、その辺の回答になります。

それから、効果を検証していったほうがいいのではないかということでございますが、これは継続して、臭気の関係の機械も導入していますので、継続してやってまいりたいというふうに考えております。

それから、耕作放棄地の対策につきましては、これはなかなかちゃんと進めていかなければいけないんですけれども、条件の悪い耕作地ではなかなかそこは改善が図れないということで、畜産農家の方々でも、ちょっと耕作放棄地で酪農家なんかはホールクロップとか、そういったのに取り組んでいる方々もおりますので、そちらの方々については、耕作放棄地を使って生産等、ホールクロップサイレージをつくって、青刈りトウモロコシとかそういったもので取り組んでいる方々もおりますので、その方々については補助を継続してまいりたいというふうに思っております。

あと、水田農業の関係でございますけれども、国の農業政策、米の政策の中でやっているものでございまして、市としてみましては、市内の農業者の経営の安定を第一に考えていくものではないかと思います。制度が変わらない限り、当面は現在行っている飼料作物等の戦略

作物の支援を継続して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、６款農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、７款商工費について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○**商工観光課長（大八木利武）**　それでは、７款商工費について、お手元の決算に関する説明資料によりご説明をいたします。

27 ページ上段をお願いいたします。

商業活性化推進事業です。決算書では 230 ページ、備考欄４になります。

決算額は 8,395 万 9,000 円で、財源の内訳は、その他でふるさと応援基金からの繰入金で 1,431 万 8,000 円、残りは一般財源となります。

本事業は、地域商業の活性化のために、商業組織等が行う各種事業に対し助成を行うものでございます。内容といたしまして、まず、空き店舗活用事業補助金につきましては、市内の空き店舗を活用して事業を行う際の改装費及び賃借料を補助するもので、改装費７件、賃借料 22 件でした。

次の商工業後継者育成事業補助金につきましては、商工会が実施する後継者育成事業、商工会青年部が参加する研修参加に対する補助であります。

次の商店街振興事業補助金につきましては、市内の商店会等の運営費補助及び旭市商業振興連合会が実施するプレミアム付旭市共通商品券発行事業への助成であります。このうち商品券発行事業については、急激な物価上昇等により停滞した地域経済活動への影響に鑑みて、令和４年度に続きプレミアム率を 30%に増額するとともに、商店が負担する換金手数料３％相当分についても事務費補助として市で助成することで店舗の負担軽減を図り、事業への参加を促しました。

次の商店街等活性化事業補助金は、市内の商店会が実施する売出しイベント等に対しての助成で三つの商店会等へ助成を行いました。

次の商店街等施設及び景観整備事業補助金については、商店街の駐車場借り上げ料に対しての助成３件と、景観整備として１件の助成を行いました。本事業の効果といたしましては、商店街が実施するイベントへの助成、プレミアム率を増額した商品券発行事業を行うことで、

市内商店街の振興、急激な物価高騰等により停滞している地域経済の回復に向けての一助となったものと考えております。

続きまして、同じページ、下段をお願いいたします。

観光資源創出プロモーション事業についてご説明いたします。決算書では232ページ、備考欄２になります。

決算額は653万4,000円で、財源内訳といたしましては、その他で全額災害復興基金からの繰入金でありました。

本事業は、本市の観光資源の魅力を全国へ向けて発信することで新たな観光資源の創出を図り、観光振興を図るものでございます。まず、広告料131万5,600円の主なものは、市内観光スポットをラッピングした高速バスの運行にかかる経費として66万円、ユーチューブインストリーム広告掲載費として25万1,900円、インスタグラム広告掲載費として20万5,700円などとなっております。

次に、委託料195万2,500円の主なものは、観光プロモーション支援業務委託ということで、「恋する灯台」としてＰＲしております飯岡灯台のライトアップイベントの業務委託等で、事業費は121万円となっております。

また、負担金補助及び交付金160万円は、観光施設利用助成金で、「冬の旭へ行こう」をキャッチフレーズに、キャンペーンに参加した宿泊施設に泊まった宿泊者へ１人当たり１泊2,000円の助成を行ったもので、昨年度は800名が利用し、助成金として160万円を支出いたしました。

本事業の効果でございますが、コロナ禍から通常の状態に戻りつつある中、イベントや海水浴場、市営プールも徐々に元の状態になりつつある中ではありましたが、観光プロモーション事業の実施により、観光振興に資することができたものと考えております。

続きまして、資料の28ページ上段をお願いいたします。

観光施設管理費について説明をいたします。決算書では234ページ、備考欄３になります。

決算額は7,538万5,000円で、財源内訳といたしまして、県支出金、これは観光地魅力アップ整備事業補助金で214万5,000円、地方債は市営海浜プール及び観光遊歩道の改修工事の２事業に充てたもので、合わせて950万円、その他ですが、1,766万5,000円の内訳として、災害復興基金繰入金が496万6,000円と、あと観光施設の使用料及び手数料収入ということで1,269万9,000円でございます。残りは、一般財源でございます。

本事業は、安全で衛生的な観光施設を目指し、観光客をはじめとする利用者の利便性向上を

図るための適正な施設維持管理を行うものでございます。内容といたしまして、委託料 2,149 万 2,592 円については、飯岡刑部岬展望館や長熊釣堀センター、海岸部のトイレ、市営海浜プールなど施設管理等に係る委託料となっております。

次に、修繕料、維持補修費 827 万 2,220 円の主なものについては、飯岡地域海岸部の観光街路灯の維持補修費 496 万 6,720 円となっています。

工事請負費 2,172 万 4,560 円の主なものについては、市営海浜プールの施設改修として 418 万円、観光遊歩道安全施設設置工事として 750 万 5,300 円、上永井公園駐車場トイレ改修工事として 429 万円などとなっております。

こちらの事業につきましては、観光施設の適正な維持管理、老朽化した施設の修繕及び改修の実施によりまして、安全・安心な観光施設の提供と観光客の誘致に資することができたものと考えております。

続きまして、同じく 28 ページ下段をお願いいたします。

観光イベント事業についてご説明いたします。決算書では 236 ページ、備考欄４になります。

決算額は 2,724 万 6,000 円で、財源内訳といたしまして、その他で地域振興基金繰入金が 2,190 万円、残りは一般財源でありました。

本事業は、各実行委員会が主催する観光イベントを支援し、観光振興を図るものでございます。内容といたしましては、負担金補助及び交付金として、七夕市民まつり、いいおかＹＯＵ・遊フェスティバル、スターライトファンタジー、サマーフェスタｉｎ矢指ケ浦への補助として、それぞれ記載の金額を支出いたしました。

委託料につきましては、主に袋公園桜まつりに係る各種業務委託料となっております。

本事業の効果でございますが、新型コロナの５類への移行に伴い、イベント等についてもコロナ禍以前の規模で開催したことで、観光入り込み客の増加や観光関連産業への振興に資することができたものと考えております。

以上で７款の補足説明を終わります。お願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

それでは、７款商工費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　お願いします。決算書の 230 ページの旭市特産品開発事業になるんですけれども、こちら先ほどのこだわり旭ブランド創出支援事業と若干似ている事業だなと感じて

いるところはあるんですが、これの補助金の使途、詳細内容、あとその補助金を給付した商品概要について教えてください。

あと、これは決算書の236ページの観光イベント事業なんですけれども、こちら補助金交付されている各イベントで実行委員会があると思うんですけれども、構成員の固定化とか高齢化が心配ではありまして、例えば各イベントの補助金を支給している団体の構成員の平均年齢というのは把握していたりするのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、特産品開発事業のほうについてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、市の新しい魅力を発信するための特産品の開発、改良を行う事業に費用の一部を支援するということで、対象経費の２分の１以内、限度額 50 万円ということでございます。

令和５年度につきましては、１件でございました。ご覧のとおり３万1,000円ということで、かなりの少額になっているんですけれども、今回につきましては、ミニトマトを使用した商品開発ということで、ジャムの開発ということでございました。ミニトマトですね。規格外のミニトマトを活用したジャムの開発ということで申請がございまして、採択のほうをしたということで、事業費については６万3,000円のところを、補助金を３万1,000円というところでございました。

続いて、イベントの関係になります。申し訳ございません。確かに構成員、見た感じもかなり以前からそのイベントに古くから関わっている方がたくさんいらっしゃいます。ですから、ちょっと平均年齢までは出してはいないんですが、やはりちょっと高齢化している、固定化しているというところは否めないところでございます。

ただ、例えば七夕市民まつりであれば、今年、商工会青年部の方々がそこに３人新たに入ってきたりとか、いいおかＹＯＵ・遊フェスティバルなどは、もうほとんど事務局は商工観光課がやっているんですけれども、自分たちで実行委員の方々がもう自主的に企画運営というほうをやっているということで、かなり自覚といいますか、自主的に一生懸命やっていらっしゃるというところで、年齢は確かに少し上がってきているところがあるんですけれども、それでも、40 代ぐらいの方々、50 代もいますけれども、一生懸命やっていただいて、盛り上げることを一生懸命考えていただいているなと思っております。

あと、サマーフェスタｉｎ矢指ケ浦、観光物産協会矢指支部の皆さんもやはりご高齢の方が多いんですけれども、すごく元気な方がいっぱいいらっしゃって、ふだんから環境整備とか自主的にやっていらっしゃったりとか、あと、イベントの際は地元の消防団の方が出てくださいます。その方はやっぱり 20 代、30 代の方がたくさんいらっしゃいますので、その方がイベントをすごく動かしているなという印象を受けております。すみません。ちょっと年齢が答えられなかったんですけれども、そういったところでよろしいかと……すみません。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員。

○委員（崎山華英）　ありがとうございます。いろいろ細かくご答弁いただきまして、この旭市特産品開発事業のほうなんですけれども、ミニトマトのジャムということで、これもしかしたら、こだわり旭ブランドのほうで申請しても通っていたようなものなのかなと思いますけれども、すごく似ている補助金ということで、何か合わさって増額とかできないのかなとかも、そういうのもちょっと考えるところなんですけれども、それぞれに若干要件も違うというところで、それぞれに存在しているというのは理解しておりますので、分かりました。

観光イベント事業のほうも、別に高齢が駄目とか、そう言っているわけではないんですけれども、確かに古くから昔を知っている方がいらっしゃるということを本当に大切だと思っているんですけれども、何か若い方、例えば 40 代の方が今活躍されているということですけれども、ほかの自治体によっては 10 代、20 代の若者がもっと入れるように、若者に特化したイベントの補助金があったりだとか、そういうこともあるようなので、企画の段階でもっと新しい風が吹いたりとかしたらいいかなというのもあったので、今そういう質疑をさせていただきました。

今回、七夕まつりも大盛況だったということですし、本当に感謝しているところですので、ありがとうございます。質疑のほうはないです。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　商工観光の款で、一番最初に出ている商業活性化推進事業のことについてお伺いします。

項目でもって五つ、空き店舗その他ありますけれども、その中で真ん中にある商店街振興事業補助金、これは具体的にどういうようなことをやっているんでしょうか。その事業そのものは当初の予定では大体同じぐらいの金額を予算化しておりまして、それがほぼぴったりそ

れが当てはまっているんですけれども、そこのところをひとつ教えていただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

商店街振興事業補助金でございますが、補足説明で申し上げましたプレミアム付共通商品券発行事業、こちらのほうで約 6,000 万円です。これはプレミアム率 30%ということで、これは令和４年度と同じプレミアム率で執行をいたしました。１万円の商品券を 30%ということで、１万 3,000 円分の商品券を１万円で売り出すということで、２万セット売り出しました。それで２万セット売り切って、それを期間で７月から 12 月いっぱいまで使っていただいて、経済振興に資したものというふうに考えております。

続いて、商業振興連合会のほうの運営費ということで 780 万円補助させていただいたところでございます。これについては、コロナが発生したときに、今までは運営費についてはここまで補助額は高くはなかったんですけれども、商品券の換金手数料分も市のほうで見ましょうということで、そうすることで商店のほうの負担も和らげましょうというところで、こういった形で補助を行っているところでございます。残りにつきましては、飯岡地域の飯岡商店振興会の補助金ということで、こちらのほうが 27 万 7,000 円ほどになっているところです。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　３割ということで、プレミアム商品券でやっているんですけれども、それで旭市内の何店舗ぐらいのところが会員になっていて、それでもって全体的なこの売上げの効果、それをどういうふうに分析していらっしゃいますか。

なかなかそこら辺のところ、私は昔買っていたけれども、今はあんまり取得していないんですけれども、どれだけの効果がそういうものがあるのかなというのは、大変いろいろ検討することがあるのではないかと思って、もしそれが中心の商店街、いわゆる町の中心地域でもって物を売って、それでもって収入を得ている方たちにどのぐらいの影響力があるかということについて、ちゃんとこれから分析していく必要があるのではないかと思っているんですよ。

毎年、大体このぐらいの金額で、このぐらいの３割のプラスアルファでもってやればいいというのがずっと続いていくということになると、ちょっと寂しいなと思って、つまりこれか

らの商店というのはどういう形でいくかというのを、今、商工会あたりでもかなり模索していると思うんで、そこのところを一緒に市が応援するためにどうしたらいいかということを、もう少し深く検討したほうがいい時期に来ているのかなと、そんなことを考えたんで、ちょっとこの問題について、今、市が考え、市が分析する、どういうことを分析してこういう事業をやっているかということを簡単に教えていただきたいと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○**商工観光課長（大八木利武）**　今回、５年度のプレミアム付共通商品券につきましては、取扱店舗が 455 店舗ございました。その中で、利用実績のほうなんですけれども、一番多いのがやはり飲食、食料品店、こちらのほうが割合的には 60.5%でございました。次に多いのが飲食、宿泊、式場ということで、飲食店関係だと思います。こちらが 11.1%。次いで、タクシー、ガソリンといった車関係ですね、こちらのほうが 9.1%。あと、次が理美容、クリーニングといったところですね。サービス業と言われるところなんですが、それが 5.6%、主にそういったところになっております。

ちょっとすみません。地域的な分析はできてはいないんですが、ただ、一応、商振連の加盟店は旧旭市だけではなくて、もちろん旧海上町、旧飯岡町、旧干潟町にも加盟店ございますので、その中の加盟店でほぼ使われたものというふうに考えてはおります。

この商品券なんですが、５セット限度まで買えるということで、ほとんどの方が５セット買っていらっしゃるというところで、いや、買えないよという声がやっぱり毎年出てきます。ということで、そこの公平性と言ってはちょっと語弊があるかもしれないんですが、もしプレミアム付商品券の事業を今後続けるとすれば、いかに広く……

（「広く、もう少し増やすと」の声あり）

○**商工観光課長（大八木利武）**　あと、増やすということも実は議論に上がったことがございます。ただ、商振連のほうのやっぱりキャパシティーといいますか、事務的なところもございまして、今のところ、この２万セットというのが上限というか、目いっぱいだよという声も聞いております。

ただ、松木委員ご指摘のように、やっぱり今後のことを考えたときに、やはりいろんなやり方、例えば電子化とか、そういったこともいろいろ入れながら、ただ、店主によっては、やはりお店やっている方もご高齢の方が多いということで、なかなかそういう電子化に向けてのところに踏み切れないというようなお声も伺ったりしております。その辺は、商店街の

方々にちょっといろいろコミュニケーションを取りながら、今後の在り方もいろいろ考えていきたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　ありがとうございます。そうなんだよね。同じことを続けていても進歩しないんで、私は今思い出したんだけれども、これはもう十数年前ですけれども、どうしても欲しいものが、電化製品があった。それで、つき合っている電器屋さんに行ったらば、松木さん、今度商品券出るから、これ買えば、５セット買えばこのぐらい安くなるよと言って、それでもって飛びついて買ったことがあるんですよ。ですから、そういうような魅力がある程度あれば続けられると思うんです。

額をやっぱり増やしたり、率を増やしたりというのはもう限界かな。それで、そういうことを考えると、やっぱりこれをどううまく回していくか。それから、なるほどなと思ったのは、飲食店ね。そういうところのことが分かりました。これはかなり私はいい効果をもたらしていると思うんで、長続きするようにということを考えながら、また検討してください。

これで終わります。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑ありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　時間の関係もございますので、絞って、229、230 ページです。前者からもございました特産品開発です。

私も﨑山委員と同じような感想を持っているんですけれども、両方合わせてもうちょっと金額を上げると、もうちょっといい使い方をしてもらえるのではないかなというようなことも思うんですが、それはそれで置いといて、推奨品認定事業補助金と特産品開発事業補助金があるんですけれども、この推奨品認定、こちらのほうの内容を教えてください。

それと、これ特産品を開発して推奨認定までしていただくと、積極的にどこかの売場に置いてもらえるとか、道の駅にもちろん置いてもらえるとか、置いてもらえるというか、置く権利が出てくるとか、市の何らかの広報だ何だかでＰＲしてもらえるとか、そういうふうな特典みたいなものが、付加価値みたいのがどういうものがあるのかを教えてください。

それと、その下の企業誘致等支援事業、こちらの企業誘致のほう、令和５年度でどういうふうな成果がございましたか。お願いします。

あと 234 ページです。観光施設管理費、これの中に、私が一般質問のほうでもちょっとお聞きしました観光客とか地元の方も少しはいらっしゃるとは思うんですけれども、無料でトイ

レを使ってもらったり、無料でシャワーを使ってもらったり、無料で駐車場を使ってもらったりしているところがあると思うんですが、そこのところの管理費もここの中から出ていると思うんですね。そういった、これはただ使用料のほうも書いてあったので、取っているもの、お金を頂いて貸したり、水を使ったりしているものと、それから無料のところ、私は無料のところが問題だと思っているんですけれども、令和５年度でのその数字を教えてください。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　まず、特産品開発のところの推奨品認定事業でございますが、これ、昨年も戸村委員からご質疑いただいたんですが、これは観光物産協会への補助になります。推奨品ということで、観光物産協会のほうで既にある観光物産品も推奨品として認定することで、要は土産品としての付加価値を高めるというところでございまして、インセンティブ的なところについては、旭プレミアムというパンフレットを作って各施設に置かせていただいているということで、旭市にはこういう物産品があるよというご紹介というところです。

（「道の駅にも置いてありますか」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武）　ちょっとそれは確認してみます。すみません。

ただ、委員もう一点おっしゃっていた、これに推奨されるとこういうところに置いてもらえるよというインセンティブはございません。その辺は、推奨品認定事業の一つの課題かなというふうには思っているところでございます。

あと、企業誘致の関係ですね。令和５年度の成果というところになります。企業誘致に関して、５年度、新たな企業誘致といった事例はございませんでしたが、企業誘致、既存の企業がある程度の資本投下をした際の固定資産税の免除、こういった奨励措置のほうの対応がございました。

令和５年度、まとめて申し上げさせていただきます。個別の企業はちょっと差し控えさせていただいて、12 企業ございまして、合計で投下固定資産の総額が 19 億 2,700 万円程度ございました。それによって、個々の企業で違いますけれども、合計で 2,300 万円ほどの固定資産免除という形で、要は市内にある企業の資本投下に関しての優遇措置といいますか、奨励措置のほうを対応したというのが昨年度の実績でございます。

次に、施設管理費ということで、お金を取っているところと取っていないところというところでございますが、既にご案内のとおり、長熊の釣堀センターであったり、市営海浜プール、あと、例えば商工観光課のほうで管理している上永井公園等でイベント等を行う場合の使用料、展望館の中のお部屋の使用料、お金を取っているのはそういったところになります。逆に言うと、それ以外の委員ご指摘のございましたトイレとシャワーといった、あと駐車場、そういったところについては、商工観光課が管理するところについては現状全て無料と、対応というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます。特産品開発に関しましては、やっぱりもうちょっと何か認証を受けるとあそこに出してもらえるよみたいな、そういうのがあるともっといいものが開発されるのではないかなというような気がするんですよ。それで、聞きました。なので、ぜひ道の駅とか、本当に外からのお客さんがたくさん見えるところとかに置けますよというようなものが令和５年度では検討されてなかったので、されるといいなという意見を言っておきます。

観光施設管理費なんですが、7,538 万 4,842 円もかかっているんですよ。これの中には、修繕費やら工事請負費というのが、遊歩道とかプールとかそういうところだったんですね。いずれにしても、プールは使用料を頂いて、これは本当に受益者負担でやっている。市民の方から、市民の方でもちゃんとお金を払って使っている。

でも、片や、先日も申しましたように、プールの前にある駐車場、それからトイレ、シャワーなんかは本当にフル活用されていると思うんですよね。だから、どれぐらいの水を使われているのかなと思うんですけれども、課長のほうから、海水浴場のほうはもちろんそういうふうに無料でやっていますということだったんですけれども、それだったら、飯岡のほうは海水浴場、令和５年も閉めていましたよね。ですから、海水浴客に、海水浴場に来てくれる人のために無料にするというそれとちょっと違っていると思うんですよね。もう海水浴場が開けてあるんなら、両方の整合性取って飯岡のほうも無料にするというのは分かるんですけれども、海水浴場は閉めています。閉めているというか、開けていません。なので、こういうところの見直しを、やはり受益者負担というのを考えないと、ほかに税金の有効活用というのは、ほかのところでどんどんやっていかなければいけないと思うんですよ。こういう外から来た人に対して無料でというか、外から来た人にはお金を落としていただくような、そ

ういった方策を考えて、市民には自分たちが払った税金がちゃんと還元されるような、そういう施策を考えるということが大切だなと思うんですけれども、そこのところのちょっと見解をお願いします。

もちろんのこと、光熱水費というのはどんどん上がっているわけですから、ここの予算というのがどんどん膨れ上がるんだと思っています。そこのところの見解をお願いします。

それから、その他事務費で1,755万4,795円も計上されているんですけれども、これは一体何でしょうか。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　まず、受益者負担の関係なんですけれども、一概に取りますというところは、ちょっとなかなか言いづらいところも確かにあると思います。今までずっと無料でこういうふうにやってきた。あと、市内の様々な観光施設のバランスとを考えたときに、もちろん考慮するとすれば全体的に見直していくことになるかと思うんですけれども、果たしてお金をいきなり取るというのはどうなのかなというのは、個人的にはちょっと思うところがございまして、もし取った場合、駐車場なんかは取った場合、そうすると、今度は路上駐車が増えてしまうのではないかなとか、いろんなちょっと違ったところも考えたりもします。

ただ、委員おっしゃるように、長熊釣堀もそうなんですけれども、収入に対してこれだけの費用という、結構、長熊なんかは努力があって半分くらい、支出に対して収入が約半分近くぐらいの収入があるということで、結構、自主的な財源で賄えているというところもあるんで、やっぱりそういった考え方も当然大事になるなと思いますので、その辺ちょっとどうでしょう、ほかの場所、観光地といいますか、ほかの市町村の状況というのをちょっと勉強したいなというふうに思います。見解としてはそういうところでお願いします。

あと、すみません。観光施設管理費でしたっけ、その他……

（発言する人あり）

○商工観光課長（大八木利武）　事務費……すみません。これ長熊釣堀センターのほうの人件費ですね、フルタイムの方が１名と、５年度についてはパートさん、途中でやめたりもしたんで、トータル的に５名、その方のお給料であるとか、手当もろもろが主なところになっております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　プールに関しましては、市民の子どもたちからもお金を取るわけですから、よそから来た人で、本当にあそこの前の駐車場、ただで止められてというようなところ、九十九里のサーファーたちがいっぱい行くようなところとか、旭市みたいなところはないよって皆さんに言われます。全部もう駐車場としてお金を取っているし、そのお金で海岸清掃したりとか、そういうふうなところに充てていると思いますんで、飯岡海岸は本当にボランティアの方々がまめに保安林とかやってくださっていますけれども、それでも物すごいごみですよ。サーファーたちが駐車場がただだから来るということでもないでしょうけれども、波打ち際まで車が入れるから、たくさんのサーファーたちが来て、じゃ、その方々がどれだけ市内にお金を落としてくれているかという、そこのところの効果なんかもきちんと検証して、やはりせめて駐車場整備しているところ、あれぐらいは有料にしないと、私はちょっと市民に対する、何ていうんですか、受益者負担の考え方とすごく相反する部分になると思いますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、７款商工費についての質疑を終わります。

議案の審査の途中でありますが、午後３時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時１１分

再開　午後　３時２０分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、８款土木費について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○**建設課長（齊藤孝一）**　それでは、建設課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料により説明させていただきます。

なお、補足資料といたしまして、表紙に令和５年度予算科目・事業別工事等一覧表とございますものをタブレットに配付させていただいております。説明の中では、工事等一覧表とし

て掲載ページをお示しさせていただきますので、参考としていただきますようお願いいたします。

それでは、決算の説明資料の29ページをお願いします。

上段の表、蛇園南地区排水路整備事業です。決算書は248ページになります。備考欄５番、６番です。

説明資料上段、決算額は１億2,633万5,000円です。財源内訳、地方債については、現年分及び下段の括弧書きの繰越分とも、緊急自然災害防止対策事業債で１億2,600万円、一般財源は33万5,000円です。下段の括弧書きは繰越分の金額となっております。

事業内容ですが、現年分の主な事業内容としましては、委託料で調査委託２件で 280 万5,000 円、工事請負費が排水路面整備工事２件、5,960 万円の工事を実施し、現年分の総事業費は6,259万3,400円です。

続いて、４年度繰越明許分の主な事業内容は、工事請負費で排水路面整備工事２件、6,362万5,100円の工事を実施しました。繰越明許分の総事業費は6,374万1,428円です。

工事等一覧表では18ページとなります。

次に、下段の表をご覧ください。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。決算書は248ページになります。備考欄７番、８番です。

説明資料上段、決算額は６億 2,780 万円です。財源内訳は、国からの交付金３億 3,726 万3,000 円で、下段の括弧書きは繰越明許分の金額となっております。地方債については、２億6,850 万円で、内訳としては現年分が公共事業等債及び合併特例事業債で１億 2,920 万円、下段の括弧書きの繰越分が防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び公共事業等債で１億3,930 万円です。一般財源は 2,203 万 7,000 円で、括弧書きは繰越分の金額となっております。

事業内容ですが、現年分の主な事業内容としては、委託料、ＪＲ東日本とのトンネル部の鉄道横断工事委託と測量・道路詳細設計業務委託で２億2,275万5,635円、工事請負費が道路改良工事等10件、7,774万1,900円で、現年分の総事業費は３億399万837円です。

続いて、４年度繰越明許分の事業内容としては、委託料、トンネル部の鉄道横断工事委託で３億2,380万9,000円です。

工事等一覧表では19、20ページとなります。

次に、説明資料の30ページをお願いします。

上段の表、南堀之内バイパス整備事業です。決算書は248ページ、250ページになります。

備考欄９番、10 番です。

説明資料上段、決算額は２億 3,551 万 8,000 円です。財源内訳は、国からの交付金、繰越分として 574 万 2,000 円、地方債は現年分及び下段の括弧書きの繰越分とも過疎対策事業債で、２億 2,970 万円です。一般財源は７万 6,000 円で、括弧書きは繰越分の金額となっております。

事業内容ですが、現年分の主な事業内容としては、工事請負費、箱型函渠築造工事等７件で１億 7,524 万 2,200 円で、現年分の総事業費は１億 7,544 万 2,830 円です。

続いて、４年度繰越明許分の主な事業内容としては、工事請負費、道路改良工事５件で 5,903 万 200 円で、繰越明許分の総事業費は 6,007 万 5,380 円です。

工事等一覧表では 21 ページとなります。

次に、下段の表をご覧ください。

震災復興・津波避難道路整備事業です。決算書では 250 ページになります。備考欄 11 番から 13 番です。

説明資料上段、決算額は 8,260 万 9,000 円です。財源内訳、地方債については 7,420 万円で、現年分が緊急防災・減災事業債で 2,870 万円、下段の括弧書きの繰越分が緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債で 4,550 万円です。その他 112 万 8,000 円は道路改良工事負担金です。一般財源は 728 万 1,000 円で、括弧書きは繰越分の金額となっております。

事業内容ですが、現年分の事業内容としては、工事請負費で横根三川線における道路改良工事１件で、事業費は 2,871 万円です。

続いて、４年度の繰越明許分の主な事業内容は、委託料で横根三川線における道路詳細設計及び交差点詳細設計委託２件で 892 万 5,400 円、工事請負費は椎名内西足洗線における道路改良工事２件で 3,339 万 6,900 円であり、繰越明許分の総事業費は 4,317 万 7,590 円です。

続いて、４年度事故繰越分の事業内容は、工事請負費、横根三川線における道路改良工事１件で、事業費は 1,072 万 1,200 円です。

工事等一覧表では、22 ページから 23 ページとなります。

次に、説明資料の 31 ページをお願いします。

上段の表、冠水対策排水整備事業です。決算書は 250 ページ、252 ページになります。備考欄 14 番、15 番です。

説明資料上段、決算額は１億 8,091 万 9,000 円です。財源内訳は、現年分及び下段の括弧書きの繰越分とも合併特例事業債で１億 7,160 万円、一般財源は 931 万 9,000 円です。下段の括弧書きは繰越明許分の金額となっております。

事業内容ですが、現年分の事業内容のうち主なものは、委託料で調査委託２件、234 万 3,000 円、工事請負費で排水路整備工事等７件、事業費は１億 2,695 万 3,200 円、内訳はイ地区５件、ハ地区１件、後草地区１件の工事費であります。現年分の総事業費は１億 2,940 万 3,325 円です。

続いて、４年度繰越明許分の主な事業内容は、負担金、イ地区における公共下水道管移設工事負担金が 5,055 万 6,000 円で、繰越明許分の総事業費は 5,151 万 5,916 円です。

工事等一覧表につきましては、24 ページの表をご覧ください。

以上、議案第１号、建設課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、都市整備課所管の事業についてご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算に関する説明資料、31 ページをお願いします。

下段になります。ナンバー36、事業名、都市計画総務事務費をご覧ください。決算書は 252 ページ、備考欄の２になります。

本事業は、秩序ある良好な住環境の形成を実現するために、市全域を視野に都市計画の見直しを進めるもので、決算額は 2,501 万 9,000 円でございます。

財源内訳のうち、その他の欄 183 万円、こちらにつきましては屋外広告物許可手数料になります。

主な事業内容といたしまして、都市計画見直し支援業務委託料 2,458 万 1,000 円でございます。建築物動向調査、こちらを実施したほか、指定道路調査を行いまして、都市の一体性を確認、検討し、都市計画見直しに伴う素案を作成したものでございます。なお、本業務委託は、令和４年度から令和７年度までの継続業務で、総事業費は１億 7,490 万円となっております。

続いて、32 ページをお願いします。

上段のナンバー37、事業名、住宅リフォーム補助事業になります。決算書は 262 ページ、備考欄の７になります。

本事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、個人が行う住宅リフォーム工事費用の 10 分の１以内を補助するもので、補助金の限度額は 20 万円になります。

決算額は 2,223 万 9,000 円で、財源内訳のうち国庫支出金は、社会資本整備総合交付金 1,000 万 7,000 円で、個人の住宅リフォームに対し補助を行った費用のうち、45%が国から補助されるものです。

令和５年度は、137 件の申請者に対し補助を行いまして、内訳といたしましては外壁、屋根等が 85 件、浴室、トイレ、キッチン等の水回りが 34 件、内装、建具等が 15 件、玄関等が３件となっております。

続いて、同じく 32 ページの下段、ナンバー38、事業名、空き家等対策推進事業をご覧ください。決算書は 262 ページ、備考欄の８になります。

本事業は、生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等の解消と発生抑制、活用につながる施策を実施するもので、決算額は 1,293 万 4,000 円です。

財源内訳のうち、国庫支出金 568 万円は、空き家等実態調査委託料及び空き家等改修解体補助金に対する社会資本整備総合交付金でございまして、補助率は２分の１となっております。県支出金 250 万円、こちらについては空き家等実態調査委託料に対する県の補助金で、補助率は４分の１となっております。その他の欄 49 万 5,000 円は、保安上危険な状態にありました空き家への緊急安全措置に対する費用の弁償金になります。

主な事業といたしまして、旭市空家等対策計画の見直しに向け、空き家等実態調査及び所有者への意向調査等を行ったもので、委託料は 1,036 万 900 円です。

なお、今回の調査結果では、空き家候補件数が 1,127 件、平成 30 年度は 1,129 件ですから、ほとんど一緒でございますが、５年前に実施した調査件数とほぼ同数でございました。しかしその一方、空き家をそのまま放置すれば、保安上のほか景観、生活環境上からも不適切となってしまう特定空き家、こちらの件数が平成 30 年で 106 件だったものが、今回 293 件と増加していることが判明しております。

以上で、議案第１号、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

それでは、８款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　１点だけ質疑させてください。

主要事業には入っていないんですが、決算書 242 ページの道路維持管理費の中で、次のページで 244 ページ、14 節工事請負費の河川等浚渫工事 932 万 6,900 円なんですが、こちらは予算が 2,074 万 6,000 円だったということで、恐らく繰越しになっていると思うんですけれども、令和５年度の工事の状況、これは以前議会のほうで干潟地域の鏑木川上流と旭地域のロ地区内、農高北側水路のしゅんせつ工事費という説明だったと思うんですけれども、令和５年度

の状況と現状をもしお答えしていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　当初、汚泥の処分を産業廃棄物、汚泥として予算を立てていたんですけれども、事例を調査して、汚泥の検査をして大丈夫な数値だったら建設発生土として取り扱うことになりましたので、その分の産業廃棄物としての処分代が減ったということで、しゅんせつは５年度に終わっております。

以上になります。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　では、２点ほどお伺いします。

決算書の 238 ページ、土木費になっているんですけれども、商工観光課の管轄かもしれません。14 の工事請負費の海水浴場整備工事なんですけれども、工事の内容と、また毎年必要となるような工事なのでしょうか、お伺いします。

○委員長（片桐文夫）　観光費でしょう。

○委員（常世田正樹）　土木費管轄なんですけれども。

○委員長（片桐文夫）　いや、観光費だな。

○委員（常世田正樹）　観光費に入ってしまいますか。

○委員長（片桐文夫）　観光費ですね。238 ページの 14 節ですよね、工事請負費。これは観光費だから、後で商工観光課のほうへよろしくお願いします。

○委員（常世田正樹）　了解です。

では、すみません、もう一つ。

262 ページの土木費の住宅管理費なんですけれども、５番、雇用促進住宅管理費なんですけれども、今 1,135 万円ほどついております。入居率について教えていただきたいのと、ちょっとやっぱり空いているという感じの印象を受けるんですけれども、空いている部屋がずっと空いているよりも、お試し居住や、あと農家の農業体験とか、そういった感じで使用できるように、条例の一部を変更して空き部屋を埋めるというような、そういう考えはございませんでしょうか、お伺いします。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、雇用促進住宅の入居率でございます。

入居は出たり入ったりしますので、一定ではないんですが、令和５年度末の入居率は 44%でございます。管理戸数が 79 戸で入居戸数が 35 戸の 44%です。ちなみに、本年度８月末現在でございますが、２戸増えて 37 戸で 47%でございます。

入居に関しては、委員おっしゃるとおり、空き部屋が多いのはもったいないという意見もございます。ただ、やっぱり昔の団地スタイルで、なかなか５階まで階段で上がるのが難しいとか、市内の一般アパートでも結構空き家が目立っている状況でございますので、なかなか画期的な入居率のアップは難しいのかなと、ちょっと思っているところもございます。

それと、あとご提案があったお試し居住でしたか、何かそういった条例改正で使えないかということでございましたが、移住につながることでございましたら、担当課は企画政策課になると思いますけれども、併せてちょっと協議して、まずいろんなことを研究していきたいとは思います。使っていただければ、それが一番よいと思いますので、以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑ありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳）　では、２点質疑させていただきます。

250 ページの冠水対策排水整備事業についてなんですけれども、こちらは解消や緩和は実際に図られているかどうか、効果のほどをお伺いいたします。

次に、262 ページの空き家等対策推進事業の中で、除却の促進が図られたとあるんですけれども、実際に除却された件数をお伺いいたします。

○委員長（片桐文夫）　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、空き家等対策推進事業です。

除却が図られたとございますが、昨年度の実績でございますが、除却は１件補助金を利用したものがございます。こちらについて、令和４年度、それ以前からいろいろ問題があるところで、その中で空き家の除却工事自体は、実際は大したことはないと思うんですけれども、権利関係の整理とかがやはり大変でございます。そういったことで、十分時間をかけて所有者の方といろいろ調整した中で、令和５年度に実績１として上がったものでございます。実績ですから、補助金利用は１件でございます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　建設課長。

○**建設課長（齊藤孝一）**　冠水対策事業なんですけれども、まだ完全に完成しているところの路線が一つもございませんので、来年度以降、順次完成すると思いますので、そのときにということで、よろしくお願いしたいと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　空き家対策について、もう一点だけすみません。調査をされたと思うんすけれども、こちらは調査結果というのは公開されているんでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　都市整備課長。

○**都市整備課長（飯島和則）**　まだホームページ等で公開はしてございません。計画を今策定し始めたところでございます。あわせまして、調査結果とその計画の概要、そういったものを随時公開していきたいと考えております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑は。

松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　240 ページから 242 ページにかけてなんですが、不用額がすごく出ているんですよ、４億 5,247 万円。分かりますかしら。不用額がすごく出ているので、それをちょっと聞きたかったんですよ。240 ページのところですね。一番下です。道路橋梁費のところを見ていくと、繰越明許費７億 9,136 万円の右側に、不用額が４億 5,247 万円余出ているんですね。それを次のページ、242 ページで見ると、これはどういうような形でもって不用額になっているのかということと、それから道路維持費のところもすごく 3,827 万円の不用額が出ているので、この二つの不用額というのは、どういう形のものなのかということを聞きたかったんです。

それから、252 ページのところにいきますと、都市計画総務費、ここのところでちょっと聞きたかったんですけれども、ここでもってトータル１億 7,490 万円のうち、最後の年が令和７年ですね。これはトータルでもってこの金額になるんですか。ここのところと、この二つをお聞きしたいと思いました。

あともう一つ、私がちょっと捜し物をしていたら、蛇園南地区排水路整備事業、この今度のところ、これの令和４年までの図面が出てきたので、これは令和５年のやつはいつもらえるか。もらったのかな、もう。後でちょっと見てください。その三つ目がこれだけです。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○**都市整備課長（飯島和則）**　それでは、252 ページの都市計画総務費の都市計画見直し支援業務委託料、この総事業費が１億 7,490 万円ほどになるんですが、それが４年間のトータルかということでございました。

これは４年間のトータルでの金額でございます。毎年、出来高分として予算計上をしまして、令和５年度は 2,458 万 1,000 円計上したものでございます。ですから、令和６年度も出来高に応じた支出をいたしまして、令和７年度に残りの残額を支払うことになります。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　建設課長。

○**建設課長（齊藤孝一）**　４億 5,247 万 9,842 円の不用額の理由ということでよろしいですか。主なもので申し上げます。

（「何ページを見たらいいですか」の声あり）

○**建設課長（齊藤孝一）**　242 ページ。

まず、道路維持費が、3,827 万 6,980 円不用額が出ておりますけれども、主な不用額としては、先ほど﨑山委員から質疑がありました河川等浚渫工事のほうの不用額が 1,122 万 1,100 円出ております。それは先ほど説明したとおり、産業廃棄物から建設発生土ということで、金額が安くなったということになります。

それと、ここの決算額には載ってきていないんですけれども、維持管理費のほうに急傾斜地崩壊対策事業ということで、県の事業の負担金を予算上は載せてございました。1,200 万円、それは県事業が令和５年度に行われなかったということで不用額となっております。

（発言する人あり）

○**建設課長（齊藤孝一）**　使わなかった分、はい。執行済額はゼロで、決算額はゼロです。

あと、道路維持補修事業のほうなんですけれども、改修工事のほう、これは契約差金が少しありまして、518 万 4,400 円というところが主な不用額となっております。

では、続きまして道路改良費のほう、246 ページになります。

こちらのほうで大きいのが、冠水対策排水整備事業なんですけれども、こちらの入札差金と設計の見直しなどにより事業費が減となりました。こちらのほうは、１億 3,456 万 5,800 円の不用額が出ております。

（「そういうのが全部合わせて、ここに出てくるわけだ」の声あり）

○**建設課長（齊藤孝一）**　はい。

あと、この間言われました、議案質疑に出ました用地補償費もこちらに入っておりまして、津波避難道路の 2,100 万円、用地費と、あと飯岡三川連絡道路の用地費として 3,681 万 2,000 円。

（「トータルということでいいですか」の声あり）

○**建設課長（齊藤孝一）**　はい。

あと、大きなもので飯岡海上連絡道の鉄道横断工事委託費のほうが精算になりまして、当初より 7,723 万 9,365 円減額しております。

（「そういうのが全部ここに集まって」の声あり）

○**建設課長（齊藤孝一）**　集まって、こっちは道路改良費ですので、３億 9,487 万 497 円の不用額となっております。

（「ここに全部集まってるわけね」の声あり）

○**建設課長（齊藤孝一）**　はい。

○**委員長（片桐文夫）**　道路橋梁費の不用額４億 5,247 万円と道路維持費……

○**建設課長（齊藤孝一）**　項が４億 5,247 万 9,842 円で、その主なものとしては目のほうの道路改良費と道路維持費になります。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　大体分かった、それで使い切れなかったものが、ここに全部集まってきているわけね。ありがとうございます。

○**委員長（片桐文夫）**　いいですか。

松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　これは去年のやつを持っていなくて、令和４年度のやつだったので、恐らくこういう図面を、これは予算のときにくれたんだっけ、ちょっとあれだけ。どうぞ。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○**建設課長（齊藤孝一）**　今年ですと６年の予算、３月議会の主要事業の中に織り込んであると思います。

以上になります。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　若干お願いします。

237、238 ページ、繰越明許費です。

不用額も相当な額があるんですけれども、繰越明許のほうも相当ございまして、議案説明のときでしたっけ、８事業にわたり繰越明許があるということで、事故繰越等もあるんでしょうけれども、それのざっくりでいいので、そのときも何かざっくり言われたのかも分からないんですけれども、ちょっと事故繰越しなどの説明もお願いします。７億 9,136 万 3,000 円ございます。

それで、令和４年度からの繰越明許分と一緒に工事をやって、それで今度もう一つ年度をまたいで、繰越明許みたいなものがあるのかどうなのか、そこのところをお願いします。もしあるようでしたら、その理由。

それから、252 ページです。都市計画総務事務費です。

マスタープランをつくるということで、先ほど来、令和４年、５年、６年、７年の４か年ということで１億 7,490 万円、これはその年度の出来高で支払うということで、令和５年度は素案が出来上がったということだったんです。令和５年度に素案が出来上がって、その後の計画はどういう計画で、令和７年で縦覧までいくのか何なのか、どこまでが令和７年のところまで入っていますか、全てなんでしょうけれども。

262 ページです。空き家等なんですが、あと先ほどの除却というあれがあったんですけれども、ここの決算書の中に行政代執行費用等弁償金 49 万 5,000 円というのがあるんですが、代執行をやったというのがその除却ということなんですかね、その費用なんでしょうか。

あと、データバンクができて、もう令和５年度で活用が始まった記憶があるんですけれども、成果をお願いします。土地が１件だとか、空き家が何件だとかというのは、何だかちょっとうっすらとした記憶しかないものですから、この活用実績をお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○**建設課長（齊藤孝一）**　それでは、この決算書の繰越明許額ということでご説明します。

８款２項道路橋梁費のうち道路維持補修事業、こちらは萩園地域の道路舗装打替工事につきまして、周辺地権者との調整に不測の日数を要したことにより繰越しをいたしております。

続きまして、道路改良事業のほうの繰越しです。こちらは、清滝バイパスから海上キャンプ場に抜ける道路拡幅工事におきまして、千葉県等の関係機関との協議等に不測の日数を要したために、繰り越すこととなりました。

次に、主要事業の蛇園南地区排水路整備事業、こちらは隣接地権者との調整に不測の日数を要しております。

続きまして、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、国の社会資本整備交付金の追加決定に伴い増額した工事など、年度内に事業を完了することが困難になったことから繰り越しております。

続きまして、南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者等の調整に不測の日数を要したために繰り越しております。

続いて、震災復興・津波避難道路整備事業は、横根三川線の整備事業につきまして、電柱移設に不測の日数を要したために、年度内完了することが困難となり繰り越しております。

冠水対策排水整備事業につきましては、ガス管等の移設や家屋事前調査の日程調整に不測の日数を要したために繰り越しております。

繰越しというんですか、その場合は現年度があって、それを繰り越したときは繰越明許になりまして、繰越明許で年度末に終わらなかったということは事故繰越しになります。事故繰越しの事故繰越しはありません。

以上になります。

○委員長（片桐文夫）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、まず252ページの都市計画総務費のご質疑です。

都市計画見直し支援業務で、マスタープランというお話がございましたが、マスタープランではございません。都市計画区域の拡大でございます。こちらを今、拡大の事務を進めておりまして、こちらは４年かかるところでございます。

出来高に応じて支払いのほうをしておりまして、令和５年度素案ができたという説明をいたしましたが、素案と併せまして最大の、一番の事務量の指定道路調査、これを今市内全域でやっております。これをやっておかないと、都市計画区域、主に家の建て替え等が一切できなくなってしまうおそれがある道路がございまして、そういったものを除くために今調査をして、前もってもともと狭いんだよという指定をしているところでございます。

この事務が本当に大変で、現在分かっているので2,000路線ございます。延べ延長なんですが、500 キロメートルぐらいございます。これを全部図面を作りまして、幅を測って写真を撮って、調書を作って県に提出するということになるので、この作業が膨大でございまして、これに時間が１年半とか来年度いっぱい、そういったことは本年度丸ごと１年はかかってしまうのかなというところでございます。

スケジュールなんですが、令和７年度に法手続き、案の縦覧なり意見書の提出、公聴会、そういった法手続きを行いまして、令和７年度中には事務を完了しまして、令和８年度４月以降、若干の周知期間は必要だと思いますので、それを経て都市計画区域の拡大としたいところでございます。

それと、空き家の関係でございます。代執行をやったのか、やらないのかというところでございます。代執行については、特定空き家に対して勧告、命令等を経て、代執行というのは正規の手続きがございます。裁判所を介したり、いろいろ面倒はある手続きなんですが、今回やったのは２件ございまして、緊急安全措置でございます。

１件は、道路上に家の外壁が老朽化して、それが落ちてくるというのを通学路点検の中で指摘を受けまして、再三所有者に改善をお願いしていたところでございますが、なかなかやってくれないということで、本人に伝えながら市のほうで応急的な安全措置を施したところでございます。

もう一件のほうは、家に前の道路に、私道なんですが、ブロック塀が倒れて、木がもう倒れて車両が通行できなくなるような状態になっておりましたので、これも所有者等と交渉を進めておりましたが、らちが明かないというところで市が代執行を行いまして、所有者に請求したものでございます。

それと、空き家バンクです。空き家バンクは、令和５年度から実施してございます。

件数は、いろいろ考えはあるんでしょうけれども、市のほうでは昭和 56 年以降の居住の建物をメインとしてやっていることもございまして、件数としては、そんなに今実績が進んでいる状態ではございません。

令和５年度の実績で、物件の登録といたしまして、空き家としては２件、空き地としては３件、令和５年度ですね。こちらを利用するのにも登録をしていただいているんですが、それが市内の在住者が７件、市外在住者が４件でございます。

実績なんですが、空き家バンクを通しての実は売買とか賃貸が成立した件は、いまだございません。ただ、こういった空き家バンクに載ったということで、不動産業者が実際の立会いとかを一緒にしていただくんですが、バンクを通さないでそのまま契約になったケースが２件ございまして、バンクとしては最終的には空き家が減ればいいので、手段は別に関係ないと思うんですが、そういったことで、バンクをきっかけに成約したというところで考えております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　ありがとうございます。

繰越明許費なんですけれども、７億9,136万円と聞いて、８事業というのを聞いたときに、これは例年こういう繰越明許があるんだったら大変なことだなと思って、ちょっと聞いてみたんですけれども、ただその繰越明許の理由が地権者、地権者、地権者と、私が書き取れている中では３件地権者との問題というか、それがありまして、あとは千葉県との協議、それからあと横根の電柱だとかガス管だとか、そのあたりのことが理由になっているところ、この辺は改善がされて、今度令和６年度内には終わるんでしょうけれども、地権者絡みの問題というのは先が見えているのかどうか、令和５年度内で駄目だったと言ったらいいのかな、どのような見通しがあるのかを聞かせてください。これって大変重要な工事だと思いますので、全部ね。そこのところをお願いします。

それから、マスタープランではなかったですね、すみません。大変ですね、2,000 路線の500 キロメートル。これを全部調べ上げるというのが、本当に大変なことだと思いますが、これをやらなければ家が建たないような状況が起こるということなので、分かりました。

あと、代執行なんですが、これがその２件にかかった費用ということになるんですか、49万5,000円というのが。この費用というのは回収できるものなんですか。回収って本来払うべき人がいるわけじゃないですか。それが回収できるものか、令和５年度内に回収されていたら、どういうところに計上されるのかというのもお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○**建設課長（齊藤孝一）**　どのぐらいで終了するのかというようなお話でした。もう終了している事業もありますが、全部の事業は令和６年度以内に完了する予定となっております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　都市整備課長。

○**都市整備課長（飯島和則）**　緊急安全措置の代執行についてなんですが、49 万 5,000 円は回収した費用でございます。かかった費用は、49 万 5,000 円と 15 万 4,000 円でございます。２件合わせて64万9,000円でございまして、回収できたのは49万5,000円でございます。

回収できなかった理由なんですが、もともとそういった家ですので、権利関係が大分怪しいものが多くて、今回も交渉していたんですが、その方がたしかお亡くなりになってしまって、ちょっと回収の見込みが、相続者がもうほとんどいないということで、実質的には難しいの

かなという案件になるのかなと思います。

歳入については、決算書の 48 ページの上から何行目だかよく分からないんですが、左側に２、弁償金というのが、そこをずっと右に見ていっていただきますと、48 ページの上から……

（発言する人あり）

○**都市整備課長（飯島和則）**　これでございます。回収は極めて大変な例が多いので、今回は回収できてよかったなと思っております。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、８款土木費についての質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えを行います。

議案の審査の途中になりますが、午後４時 25 分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時１８分

再開　午後　４時２３分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、９款消防費について補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑については着座で結構です。

答弁は、簡潔明瞭にお願いいたします。

消防長。

○**消防長（常世田昌也）**　それでは、議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定につきまして、消防本部からは９款消防費について説明を申し上げます。

決算説明資料 33 ページをお願いいたします。決算書につきましては 268 ページとなります。

初めに、33 ページの上段、消防庁舎整備事業について説明を申し上げます。

決算額４億 3,634 万 3,600 円、特定財源としまして地方債４億 1,410 万円、一般財源 2,224 万 4,000 円でございます。地方債は合併特例債でございます。

事業内容のうち主なものは工事請負費でございまして、庁舎建設工事４億 2,434 万 2,100 円です。令和５年度から令和６年度にかけて、継続事業として統合消防分署庁舎建設工事を開

始したものでございます。現在、基礎工事が完了しまして、１階部分のコンクリート打設まで進捗している状況であります。

本事業の事業効果としましては、統合分署開庁の際は、消防力が強化され、防災拠点として地域防災力の増強に寄与することができるものでございます。

続きまして、下段、消防施設整備事業について説明を申し上げます。

決算額3,202万6,414円、特定財源としまして地方債970万円、その他448万8,000円、一般財源1,783万8,000円でございます。地方債は緊急防災・減災事業債、その他につきましては、ふるさと応援基金繰入金でございます。

事業内容のうち主なものは工事請負費でございまして、防火水槽設置工事979万円です。干潟地域に40立方メートル級の地上型耐震性貯水槽を設置したものでございます。

事業効果としましては、地震等の大規模災害で消火栓が使用不能になった際の有効水利を確保することができました。

以上で、議案第１号、消防本部所管の説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　それでは、総務課所管の主要事業の補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 34 ページ、上段のナンバー41 をお願いいたします。決算書では274ページの下段から276ページの上段になります。

防災行政無線等整備事業です。

防災行政無線は、災害時における重要な情報伝達手段であるため、日常的な管理と定期的な保守点検を実施いたしました。また、令和５年度から令和７年度にかけて情報伝達機能の向上を図り、防災機能の充実を目指すために、防災行政無線改修工事を実施しているところです。決算額は4,121万4,000円で、財源内訳は地方債の防災基盤整備事業債が2,170万円、一般財源は1,951万4,000円となっております。

事業内容は、防災行政無線保守委託料が1,162万7,000円です。毎年定期的に実施している保守点検業務です。

次に、防災行政無線改修工事は2,174万円です。防災行政無線の親局と子局をそれぞれ１基ずつ改修いたしました。また、防災行政無線の受信調査をするための戸別受信機500台を配布いたしました。

最後に、その他の事務費等ですが、784 万 6,816 円です。主な事業は、屋外子局電気料が114万5,000円と、防災行政無線のバッテリー交換が253万1,000円となります。

事業効果といたしましては、防災行政無線改修工事を実施することにより、防災機能の向上に資することができました。

以上で、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

それでは、９款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　よろしくお願いします。

まず、庁舎のことについてお伺いします。

説明資料の 33 ページと、議案書の 268 ページになります。

まず、現在の状況は分かりましたけれども、消防庁舎ができた後、海上と飯岡が一緒になるわけですけれども、飯岡と海上の全体の地域を一つのところで区域とするのか、それともほかと分けるのか、その問題を今のうちに聞いておきたいと思って今日は質疑しているわけです。それがどういう考えで今いらっしゃるかということであります。

それから次に、非常備消防の団員のことについて、ここでちょうど出てきたので調べてみたら、令和５年は一般団員が 689 人で、本部の人が 53 人、令和４年は 715 人と 54 人だったというんですけれども、団員の方は今かなり減りつつあるんですか。そこのところは、今どんな傾向でしょうか。そのことをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也）　それでは、ご質疑にお答えいたします。

まず、庁舎が統合分署になった場合の担当区域でございますが、これは、旧海上町地域と旧飯岡町地域の両方を見るものでございます。その中で、例えば、災害が二つ発生してしまった場合には、本署からの応援であったり、干潟分署からの応援というようなこともあります。

また、旭消防だけではどうしても隊数が足りないというような場合は、応援協定がありますので、近隣消防から応援が来ていただけるということになっております。

それと、分署を二つから一つにしたんですけれども、救急車が今まで消防隊と乗換えでございましたが、救急車のほうを常に動けるように専任といたしましたので、救急のニーズが上がっている中で救急がずっと動けるということは消防力の向上につながっていると思います。

あと団員の人数についてですが、団員につきましては、委員おっしゃるとおり減ってきてい

る状況であります。やはり、働き方が変わっているということで、昔でしたら自営業の方が多くいたんですが、そういう方がだいぶ減っているということでございます。

しかしながら、旭市の消防団員の定数に関しまして、定数からの実団員数は 93%ぐらいですので、県内でもトップの充足率は持っております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　ありがとうございます。あと、三川蛇園線がちゃんと通ればいいんですけれども、球場のことでいろいろ市と議論したことがあって、あそこに消防署ができて、かなり広い道が通ればいいなと思っているんです。おたくと全く関係ないんだけれども、三川蛇園線は海岸に直接抜けられないから、なかなか難しい面もあるなと思っています。これは私の感想です。来年には稼働するんでしょうから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。これは結構です。

それから、団の問題なんですけれども、私も昔からずっと見ていて、最近、かなり少なくなっているのではないかなという気がしていたんですが、そんなに少なくなっていないということで安心しました。この傾向について、市がどういう対策をこれから取るかということについて、私はもう少し議論したいなと思っていますので、ひとつ今後ともよろしくお願いいたします。

もう一つ、防災行政無線のことについて、消防で出たところで、総務課が担当だけれどもね。今、市役所で古い受信機を回収していますよね。先ほど、話があったから分かったんですけれども、あと１年半ぐらいで全体の防災行政無線が更新されます。そうなったときにどうするのかということと、私のうちは、実は、うちのつくりが木造ではなくて積水ハウスというところが造っている鉄のハウスをつなぎ合わせて、外から見ると木造のように見えるけれども、中は地震に強いようになっているんです。うちの中に入れると、聞こえるんだけれども、途切れ途切れなの。これは直りますか。

そうじゃなかったら、アンテナをつけてもらわなければしょうがないんじゃないかと思っているんです。家の構造が全部鉄骨で囲まれているんです。鉄の箱を積み重ねて、木造のようにしている。だから、今でも聞こえません。だから、今やっているけれども、途切れ途切れにしか聞こえないので、そういう調査をやって、聞こえないところには特別にアンテナをつけてくれるとか、そういうことはあるんですか。

○委員長（片桐文夫）　私もセキスイハイムですが、新しい無線機にすればよく聞こえます。

松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　それを聞きたかった。よろしくお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　そのほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　1点質疑させていただきます。

268 ページの消防施設整備事業の中から地上型の防火水槽についてなんですけれども、こちらの使い方というのは従来のものと違うんでしょうか。もし違うとしたら、消防団のほうに周知はされているのか、その辺をお伺いいたします。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○**消防長（常世田昌也）**　お答えいたします。

使い方は取水口という口がありますので、そこに吸管をつなげるということになっています。担当の消防団にはちゃんと説明をしてあります。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　そのほかに質疑はありませんか。

﨑山委員。

○**委員（﨑山華英）**　268 ページ消防庁舎整備事業の中で、14 節の工事請負費、こちらは予算に対して 7,600 万円ほど低くなっていると思うんですけれども、その要因について教えてください。

あと、270 ページから 272 ページの消防団活動費の中で消防団補助金というのがありますが、こちらは、だいたい当初予算の見込みどおりなんですけれども、内容についてと、昨年の決算からは倍増となっている理由について教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　﨑山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○**消防長（常世田昌也）**　庁舎建設費につきましては、入札により低くなったものでございます。設計の際に、やはり、近年の資材の高騰であったり、人件費の高騰というのを多く見込んでおりましたので、その辺が入札によって下がったということであります。

続きまして、消防団の補助金についてですが、こちらについては、施設の管理につく補助金、それと消防団の操法大会に出るチームへの補助金、また、出初め式の出動の補助金と歳末警戒、これについて補助金を出しております。

（「令和４年度より多くなっていた」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　暫時休憩します。

休憩　午後　４時３９分

再開　午後　４時４０分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

消防長。

○**消防長（常世田昌也）**　増えた理由につきましては、操法大会等に出動したチームが増えたということで、それが増えたものでございます。

それとあとは、災害の出動費等も少し増えていますので、そちらも加味されて多くなったものでございます。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　﨑山委員。

○**委員（﨑山華英）**　ありがとうございます。これは都度都度のイベントですとか、出動費なので、各団に対して補助が行く分もあるんでしょうか。その分も入っているのかもしれないんですけれども、令和６年度以降の話になってしまいますけれども、女性の消防団員がこれから新しくなっている方がいらっしゃると思うんですけれども、団ごとにこういった活動費が出ていると思うんで、でも、女性消防団の場合は女性だけで恐らく活動すると思いますので、女性消防団専用の活動費が今後出たらいいなと。決算とずれちゃうので、質疑には直接入れないんですけれども、思いましたので、内容についてお伺いしました。

先ほど、団員の充足率が高いというお話があったんですけれども、恐らく、高齢化は進んでいるのではないかなと思っておりまして、ついでの質疑で、在籍年数とか、年代とか、平均年齢の県内ランキングとかが出ているデータがありましたら教えてほしいなと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　﨑山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○**消防長（常世田昌也）**　在籍年数でございますが、多いのが５年から 10 年、これで 35.97％あります。それと、５年未満が 41.67％でございます。一番長い方で 30 年以上という方がいますが、これは0.14％となっております。

それと、年齢構成比についてお答えいたします。一番多い年齢構成は 35 歳から 40 歳が 24.31%、続きまして多いのが 30 歳から 35 歳で 23.61%、３番目に多いものとしては 40 歳から 45 歳、これで 20%というような割合になっております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員。

○委員（崎山華英）　県内ランキングは出ていないですか。平均年齢が若いランキング。

○委員長（片桐文夫）　消防長。

○消防長（常世田昌也）　そこまでは出ておりません。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員。

○委員（崎山華英）　ありがとうございます。以上です。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　特にないようですので、９款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10 款教育費について補足説明がありましたらお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、教育総務課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 34 ページをお願いいたします。34 ページの下段になります。決算書では 282 ページです。

学校再編推進事業です。

本事業は、少子化により児童・生徒数が減少している中で、将来を担う子どもたちにとって公平で充実したよりよい教育環境を確保するため、（仮称）干潟地域小学校の地域検討会議と代表者会議、その他の小・中学校で保護者説明会やアンケートを実施したものであります。決算額は 272 万 9,000 円で、全て一般財源より支出しております。

事業内容の主なものとしましては報償金 191 万 4,000 円で、地域検討会議や代表者会議に出席した委員に対して支出したものであります。

事業効果としましては、事業の結果、地域との合意形成が得られ、（仮称）干潟地域小学校の統合を進めることができたと捉えております。

続きまして、決算に関する説明資料の 35 ページをお願いいたします。決算書では 302 ページとなります。

中学校英語指導助手配置事業です。

本事業は、外国語指導助手（ＡＬＴ）を市内全中学校に配置するとともに、小学校にＡＬＴを派遣することで英語教育の充実と国際交流の促進を図ったもので、令和５年度はＡＬＴを増員したことで、小学生から中学生まで切れ目のない英語教育の充実を図っております。

本事業の決算額は 4,906 万 7,000 円で、特定財源のその他欄 286 万円は、アパート家賃の一部をＡＬＴ本人が負担する外国語指導助手（ＡＬＴ）住居借上料本人負担分でございます。

事業内容の主なものといたしましては、ＡＬＴ本人に対する報酬等のほか、建物等借上料などでございます。

事業効果としましては、ＡＬＴによる中学校授業補助率の目標値を達成しつつ、小学校に週２日から５日、ＡＬＴを派遣することで英語教育の充実を図ることができたと考えております。

続きまして、同じページの下段になります学校給食費の無償化関係です。

学校給食費につきましては、国の交付金を活用した８か月間の学校給食費の無償化や、県の補助金を活用した第３子以降の学校給食費の無償化を実施したことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ったものであります。こちらの学校給食費負担軽減額△１億 5,630 万 7,000 円は、令和５年度の学校給食費の無償化に関係した二つの事業の合計となります。

事業内容としましては、まず①になりますが、令和５年７月から令和６年３月までの８か月間、国の交付金を財源として、市内小・中学校に就学する児童・生徒、第１子、第２子分の学校給食費を無償化したものでございます。

次に②になりますが、こちらは補助率２分の１の県の補助金及び８か月間の無償分については国の交付金を活用して、１年間、第３子以降の無償化を実施したものでございます。

事業効果としましては、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して、学校給食費を無償化することで保護者の経済的負担が軽減できたものと考えております。

以上で、議案第１号、教育総務課所管の補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　生涯学習課長。

○**生涯学習課長（江波戸政和）**　引き続きまして、生涯学習課所管の主な事業について補足説明を申し上げます。

決算書に関する資料は 36 ページになります。決算書では 314 ページ中段からとなります。

文化振興事業です。

文化振興事業は、主に東総文化会館を会場に各種文化事業を開催したもので、あさひ寄席な

どの８事業を実施しております。決算額は1,679万3,000円で、財源の内訳は、入場料などのその他特定財源が866万9,000円、一般財源が812万4,000円となります。

また、実施しました主な公演費等は、あさひのまつりが51万6,207円、あさひ寄席が307万4,947円、スプリングコンサートが91万9,597円、さかなクンのお魚教室が266万4,014円などとなっております。観覧者数は昨年度より増加し、市民の文化意識の向上に寄与できたものと考えております。

次に、大原幽学遺跡史跡公園管理費です。

決算書では334ページ中段から336ページにかけてとなります。

この事業は、国指定史跡であります大原幽学遺跡史跡公園の維持管理を行うとともに、施設を安全で適正に管理するため、整備基本計画に基づき、令和５年度から令和６年度の２か年で老朽化した防災設備更新工事に着手し、それに伴い、工事監理等を委託したものであります。決算額は6,766万8,000円で、財源内訳につきましては、防災設備更新工事に係る国の文化財保存事業費補助金の1,441万7,000円、あと地方債（過疎債）の3,580万円などを財源としております。

工事の内容につきましては、配管、放水銃６台、消火栓６台を設置したもので、国指定遺跡の適正な維持管理に努めることができたと思っております。

以上で、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　引き続きまして、スポーツ振興課所管の主な事項について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の37ページをお願いいたします。決算書では338ページの下段から340ページになります。

まず、上段のスポーツ振興事業です。

この事業は、市民の健康づくりと体力の向上を図るため、各種スポーツイベントの開催や各地区のスポーツ大会、スポーツ団体活動へ補助金を交付するなどの支援を行ったものです。決算額は2,128万8,000円で、財源内訳のその他は地域振興基金繰入金1,528万1,000円、一般財源は600万7,000円です。

事業内容のうち、主なものは負担金及び交付金で、それぞれの補助金額等は記載のとおりです。

事業効果としては、あさひスポーツフェスティバルなど、気軽にスポーツに触れ親しむ場の

提供や、飯岡しおさいマラソン大会など、市民の健康づくりや体力向上に寄与する大会を開催することで市民スポーツ活動の推進が図られました。

次に、下段のスポーツ施設管理運営費です。

決算書では340ページの中段から342ページになります。

この事業は、市民が安全にスポーツにふれあえる環境を整備し、スポーツを通じて人々の交流を促進し、地域の活性化を図るため、スポーツ施設の管理運営を行ったものです。決算額は１億2,632万2,000円で、財源内訳のその他は弓道場等の使用料３万8,000円、一般財源１億2,628万4,000円です。

事業内容の丸の二つ目です。指定管理料、こちらは令和５年度から社会体育施設 12 施設を指定管理に移行したことによる費用となります。その他の費用は、市が引き続き管理を行っている弓道場やスポーツ広場等の管理に関する費用です。

事業効果としては、指定管理者による民間のノウハウ等を活用した管理運営により市民サービスが向上したことで施設利用者が増加し、市民の健康づくりと体力の向上が図られました。

以上で、議案第１号、スポーツ振興課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、教育総務課から先週の１日目の歳入のときに、﨑山委員からご質疑のあった学校給食費負担金についてご回答いたします。

決算書25ページ、26ページの上のほうになりますが、教育費負担金の３節保健体育費負担金、こちらの学校給食費負担金です。﨑山委員のご質疑は、過去５年間で無償化を実施した年と無償化を実施しなかった年がありますが、収入未済額としてはそれほど大きく変動していないのではないかというご質疑でありました。

過去５年間の給食費の状況を申し上げますと、令和元年度は給食費の無償化は第３子のみでありましたが、年度末の３月に新型コロナの影響によりまして学校は一斉休校になりまして、翌令和２年度の５月まで休校したので、その間は給食を提供しておらず、当然、給食費もありません。

令和２年度と令和３年度は、さらにコロナ対応の交付金を活用して、それぞれ５か月から６か月、児童・生徒の給食費を無償化しております。

令和４年度は全員を対象とした無償化を行いませんでしたが、令和５年１月から第３子無償化の対象を県補助金により拡大しております。

令和５年度は、先ほどご説明したように、物価高騰対策の国の交付金を活用して８か月間の

無償化を実施しております。

このように、無償化をした年と無償化していない年がありまして、全児童・生徒の無償化を実施した年は給食費の金額が少なくなって、決算書の調定額も当然少なくなります。全員の無償化を実施していない年は、給食費の調定額は多くなります。給食費の収納率として現年度分の収納率は毎年 99%前後でありますので、調定額に応じて無償化した年の収入未済額は少なくなって、無償化しなかった年の収入未済額が多くなる傾向にございます。

ただし、これは現年度分だけについてでありまして、こちらの収入未済額は現年度分と過年度分、過年度分は過去の滞納分を積み上げたものですが、こちらを合わせた数字でありまして、過年度分の金額も変動しますので、現年度分だけの推移とは異なってまいります。

ちなみに、令和５年度の収入未済額 330 万 8,191 円の内訳を申し上げますと、現年度分が 32 万 8,110 円、過年度分は 298 万 81 円になりまして、過年度分の収入未済額が多くを占めている状況でございます。令和５年度の過年度分が大きい理由の一つとしては、その前年度の現年度分の収入未済額が多かった。令和４年度は無償化していないので、現年度分の収入未済額も多くなるということで、そのことが翌年度の過年度分に影響しております。

このように、無償化を実施した年と実施しない年で波は多少あるんですが、これまでの無償化によりまして、おおよそ収入未済額は右肩下がりに減少しているということが言えるかと思います。

以上でございます。

会議時間の延長

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

質疑に入る前におはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

それでは、10 款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英）　決算書に沿って、順番に質疑をさせていただきます。

決算書290ページ、小学校施設改修事業ですが、決算額が当初の予算見込みより多くなっていると思います。こちらの要因についてお尋ねします。

続いて、決算書294ページの５番目、小学校教諭補助員配置事業、こちらは予算の際に主要事業には載っていたんですけれども、決算のほうには主要事業に載っていなくて、こちらについては予定どおりの配置ができたのか。それに関連して、近年の教員の配置状況で学級担任が足りていない状況などがありましたら教えてください。

続いて、300ページから302ページにかかります。中学校教育振興費で、こちらについては、英語教育パワーアッププロジェクトをやっている関連で、実用英語技能検定料補助金ですとか、次のページの中学校英語指導助手配置事業の事業があると思うんですけれども、この事業は、多分二つ合わせての英語教育パワーアッププロジェクトになっていると思うんですが、この事業によって英検の合格者数ですとか英語の点数の平均が上がったかとかの検証とかをもし行っていれば、データがあれば教えてください。

続いて314ページに飛びまして、文化振興事業で、予算のときに、これまで子ども会での書き初めの出品数が近年減っている関係で、子どもの書道大会というのを新たに行うということだったと思うんですけれども、これについて、令和５年度で書き初めの出品数の変化というのはあったのか。今年度、また子ども書道大会をやるのかも併せて関連でお尋ねしたいと思います。

最後に、歳入のほうに関連するんですけれども、歳入の40ページで千葉県生誕150周年記念事業費補助金、これは主に生涯学習課のほうの所管でこの補助金を活用したんだと思うんですが、当初、150周年記念事業費の補助金は170万円を当初予算のほうは持っていたと思うんですけれども、決算のほうは、今回、収入済額が95万円ということで見込みよりも少なかったということで、150周年事業として十分生かせたかどうかについて、この補助金の活用内容も併せて教えてください。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、290ページの小学校施設改修事業が予算より多くなってい

るということでございます。

こちらにつきましては、こちらの項目で小学校の修繕と改修工事が主な決算でございます。まず維持補修費のほうで315万7,000円流用しております。こちらについては、学校の修繕工事で足りなくなってしまって急遽対応しなければならないというようなものがございますので、そういったものに予算より多く流用して修繕工事をしたというものでございます。

工事請負費のほうでも411万8,000円流用しております。こちらのほうも、工事のほうで急遽対応しなければならない工事が発生しますので、そういったものについては内容を精査しまして、緊急に対応しなければならないもの、子どもの安全のためにすぐに工事しなければならないものについては、こちらのほうで工事に流用して、予算を多くして工事してございます。

続いて、294ページの小学校教諭補助員配置事業でございます。

こちらについては、去年の予算では主要事業にしたんだけれども、今年の決算では主要事業になっていないということでございます。こちらにつきましては、予算の段階では、令和５年度に３人、小学校教諭補助員を増員するということがありまして、小学校のほうで教諭が足りないということで、それについて主要事業として載せたわけでございますが、決算のほうとしましては、予定どおり３人増員しておりますので、そのほかにお知らせしたほうがよろしい事業が主要事業としてありましたので、こちらのほうは載せてございません。

近年の教員の配置状況でございますが、教員につきましては、皆様ご存じのとおり、なり手不足とか、いろいろ教員不足というのがありまして、県の教育事務所のほうでも講師募集というのを何度も出したりしています。そういったことがあって、学校の先生が産休に入るとか、あるいは病気休暇になるということもありますので、そういった場合に、代替の講師を派遣していただいているんですが、実際には希望どおりにいかないところがあります。そういったところでは、ほかの教諭が担任になるとか、場合によっては、教頭先生が担任になるとか、そういったこともあって非常に苦しい状況でございます。

続いて、300ページの中学校教育振興費で、パワーアッププロジェクトで教育振興費のほうで実用英語技能検定料補助金が114万円ということでございます。こちらについて、人数などということでございますが、令和５年度の補助対象者数、受検していただいた人数が248人、合格者数が133人ということで、合格率としては53.6%でございます。

合格率は53.6%ということで、目標としては国のほうでも最近は英検３級を中学３年生の卒業時点で60%程度というような目標を立てております。そこまではまだ到達していないんですが、英検３級の対策講座などを実施しまして、英検３級の合格者を増やすための方策を

しているところでございます。

続いて次のページ、中学校英語指導助手配置事業につきましては、令和４年度は８人だったんですが、令和５年度は２人増員して 10 人ということで、中学校の英語授業の半分、50％をＡＬＴが入って活動するという目標をパワーアッププロジェクトのほうでしておりましたので、そちらについては達成しております。

ただし、10 人になったんですが、１人来日するのが遅れたとか、お一人は途中で退職したということもあって年度末には９人だったんですが、今年度、８月から１人増員しまして 10 人になっております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　それでは、生涯学習課のほうから 314 ページの子ども書道大会の関係です。

委員おっしゃるとおり、子ども会等が少なくなりまして、出品数がなくなってきたということで子ども書道大会というところに変えております。出品数の変化というお話がありました。出品数ですが、前年、令和５年度の決算ですので、令和４年度ですと、子ども会から 138 点の応募だったということになります。令和５年度に行いました書道大会では、参加型ということで 37 名の参加があって書道大会ということにさせていただきました。

本年度もやるのかということなんですけれども、本年度も計画しております。

続きまして、40 ページの歳入の関係で、千葉県生誕 150 周年の補助金の関係です。

予算より少なくなっているというのは、これは椿海の干拓の関係で八万石物語ということで記念館で特別展を実施したわけですが、そのときの映像の入札によりまして金額が下がっているというところであります。内容としては、十分活用できて特別展が開催できたというふうに考えております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　子ども書道大会は、令和５年度はいつでしたか。

○委員長（片桐文夫）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　令和５年 12 月 16 日に開催しております。

今年度は、12 月１日を予定しております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員。

○**委員（崎山華英）**　英語教育パワーアッププロジェクトに関連してなんですけれども、今、機会の増は図れたんですけれども、実際、成果というところが見えなくて、令和５年の合格者が 248 人中 133 人、令和４年度と比較してどうだったのかなというところをお尋ねしたいと思います。

あと、英語の点数の平均とかは検証していないという認識でよろしいですか。英語のテストの点数とか、そういうところの検証は行っていないのかということ。

続いて、子ども書道大会で令和４年が 138 点の出品があったってことで、令和５年末に書道大会を行ったということなんですけれども、その後、令和６年１月に、恐らく書き初めの出品が冬休みの宿題であると思うので、その出展数は増えたのかな、減ったのかなというのを知りたかったです。

150 周年記念事業は、恐らく、ぽるぽろとか、ほかの事業も関連していたとは思うんですけれども、多分、県のほうでこの事業がありますよというお知らせがだいぶ直近になって来るものに対して、いきなりそこから 150 周年の事業を市で考えるというのはかなり難しいところで、もう既に決まっている事業だとか、そこに当て込んでいくことがもしかしたら多いのかなと思ったんですけれども、大原幽学のほうも 350 周年の動画の作成とか、私も見に行きましたけれども、かなりいろいろな資料があって楽しめましたので、いい事業だったなと思います。

英語の件と書道大会の件だけ再質疑させていただきます。お願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○**教育総務課長（向後　稔）**　まず、英語技能検定の件でございますが、令和４年度は、補助対象が 270 人で合格者数が 159 人、合格率が 58.9％でありました。令和５年度は、令和４年度に比べて補助対象者数も合格者数も減ってしまっております。これは年によって多少波があるかと思いますが、あとは生徒数が減っているということも受検者数が減った要因の一つではあろうと思います。

ただし、英検受験については、こういったメリットがありますよというようなことでお知らせして、なるべく多くの方に受検していただくようにＰＲしているところでございます。

成績のほうですが、全国学力・学習状況調査のテストが毎年ございます。英語については、中では話すこと、聞くこと、書くことなどいろいろ項目があるんですが、それぞれについて、あとは学力のほかに生活状況の調査もありまして、どういった生活をしている人がここの点

数がいいとか、そういったところもひもづけたデータ検証というのがいろいろできるようになっておりまして、例えば自発的に解決しようとするようなことが多いような生徒は、こういう能力が高いとか、そういったところもいろいろデータ検証できるようになっております。あとは書くこと、読むこと、話すこととか、どこの能力が低いのか、高いのかとか、あるいは全国学力・学習状況調査の成果を分析するツールが文科省のほうから来ておりまして、それで学校のほうで分析して、それぞれの学校でデータ検証するとともに、あとは、市の教育委員会としても、ＡＬＴ全体と、あとは小学校の英語専科教員を集めて英語教育についていろいろ学習する、指導するというようなこともしております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　先ほど、ぽるぽろのご質疑があったんですけれども、こちらは千葉県の生誕150周年記念事業でやっております。

ただ、こちらは市の決算書には載らないんです。日本一身近な海づくり推進協議会で直接申請して補助金を頂いているものになります。したがいまして、この補助金を頂いて、市の支出もその分減っているというような結果になっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　それでは、書道大会の関係なんですけれども、令和６年１月にということだったんですが、今回の書道大会につきましては、文化振興も楽しむということを目的に開催している部分もありまして、子ども会だったり、学校での出品数というのは把握しておりません。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　ありがとうございます。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　３点ほどお聞きいたします。

まず、301ページから302ページまで、それから説明資料の35ページの上段です。

中学校のＡＬＴの問題について聞いておきたいんですけれども、先ほど、人数についての話が出ておりましたが、現在、何人いらっしゃるんですか。10人ですか、それとも十二、三人

ですか。２名増員したとなっていますので、これはどういう形で、どのぐらいの割合で中学校、小学校に行っているのかということをお聞きしたいと思っております。そのご回答を聞いた上で、次の質疑をします。

それから、317 ページ、318 ページです。中身は、図書館です。

図書館は、今、千葉県の東部図書館と１階部分については、６対４なのか５対５なのか分かりませんけれども、旭市の図書と東部図書館の図書が並んで両方の職員がいて、一つのところで二つの図書館が開館しております。これは決算書を見ると、正規の職員が３人で、あと括弧つきの１名が入っております。図書館活動には年間 3,992 万円使っていて、次の 319 ページにいきますと、図書館の年間の図書購入量が一時よりは少し増えましたけれども、約 800 万円。現在、どのぐらいの冊数があるか分かりませんけれども、だいたい 15 万冊から 20 万冊までいかないと思うんですね、旭市の図書は。東部図書館がどんな形で、その席を空けたのか分かりませんけれども、県立図書館と市立図書館が一緒のところにというのはちぐはぐで、ただ本貸し屋がいるだけということになるんだと思うんです。私は前から東部図書館を使っていましたので、市立図書館もたまに行っていましたけれども、大変使いづらくなっています。

それは別にして、これは将来、どういうふうに考えてこういう形にしたのか、ぜひ１回お聞きしておきたいと思いましたので、よろしくお願いいたします。

次に、339 ページです。令和５年からなりましたけれども、説明資料の 37 ページの下の段、スポーツ施設管理運営費、いわゆる指定管理者制度にしたわけですけれども、ここで１回聞いておきたいのは、それまで 12 の施設に関わっていた職員の方々はどういう形になったんでしょうか。そして今、主なところで、どのぐらいの人数の民間の指定管理会社が人を配置しているのか。一覧表があれば、ぜひこの機会に欲しいと思っておりました。

それから、よく政務報告でも、指定管理制度になって大変多くの方がこの 12 の施設に来るようになったというんですけれども、それはどういう形で来ているんでしょうか。

それから、指定管理会社が一定の利益を出したときは旭市に還元するというんですけれども、それはどういう形で還元するんでしょうか。これらの点についてお答えいただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　議案の質疑は途中でありますが、午後５時 35 分まで休憩いたします。

休憩　午後　５時２３分

再開　午後　５時３５分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、決算書 301 ページの中学校英語指導助手配置事業でございます。

ＡＬＴの配置人数ですが、現在 10 人でございます。それで、基本的には配属校を中学校にして、基本的に午後に小学校へ指導に移動するというようなことでございます。

配置につきましては、第一中学校が１名、第二中学校が５名、海上中学校が２名、飯岡中学校が１名、干潟中学校が１名です。

それぞれＡＬＴが二つから一つ、一つから三つの小学校を受け持って指導もしているということで、学校の授業に出る時間数ですが、中学校は１年生から３年生まで週４こま、週４こまで年間 140 時間でございます。そのうち、授業率 50%ということなので半分、週２こま、70 時間はＡＬＴが入っているということでございます。

小学校につきましては、小学校の５年生、６年生が外国語授業でございまして、こちらの週２こまなんですが、そちらには全てＡＬＴが入るような配置になっております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　それでは、図書館の関係なんですが、まず、図書購入費がちょっと上がっているという話がありました。これは前年に図書の購入費ということで、100 万円の寄附がありまして、それを令和５年度は上乗せして充ててありますんで、若干例年よりは上がっているという形になっております。

それとあと、将来のことということのお話がありました。ご存じのとおり市の図書館は駅前の市民会館にありまして、相当老朽化が進んでいた施設に入っておりました。

その当時から、県立東部図書館の譲渡の話がありまして、県と協議を重ねまして、県立東部図書館に、令和３年７月から入れていただいているというところですが、将来の譲渡ということを頭に入れた中で、こういう言い方がいいのかどうか分からないんですけれども、職員の研修なんかも含めながら、県立東部図書館を間借りして運営をしているというような状況であります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春）　スポーツ施設管理運営費の中の指定管理の関係のご質疑でした。

まず一つ目が、それまでの正職員、何人いて、今どうなっているということでした。

こちら、もともとは施設班４人の職員がいたものです。こちらが指定管理を始めた令和５年度は２人になっています。開始初年度は、いろいろサポートする部分もあったので、２人ということにさせていただきました。

さらに今年度、令和６年度は１人という、実際の市の引き続き管理する施設もありますので、１名の担当は置いております。

それから、この指定管理が始まった関係で、雇用がどうなったかということでした。

こちらですけれども、もともと市の管理のときは個人に委託している部分もあって 15 人、令和４年度は 15 名の雇用をしておりました。それは会計年度任用職員等ですね。それが指定管理になりまして、指定管理のほうでは雇用形態を細かく分けておりまして、もともとは常勤の会計年度任用職員だったものですけれども、指定管理になりまして、午前だけとか何時間できるとか、そういった雇用形態も併せて採用しています。トータルでは 30 人の雇用をしております。

（「これは指定管理会社がですね」の声あり）

○スポーツ振興課長（金杉高春）　そうです。細かい雇用形態も増えてということです。

それから、政務報告等で利用者が増えたということですけれども、どのように増えているのかということでした。

こちら指定管理のほうがいろいろな努力をしまして、開館日を、月４回の休館日を月２回にしたり、あと総合体育館の開始時刻を早めたり、あとは電子決済による支払い方法、あるいは券売機の設置とか、そういったサービス向上、それから施設の利用も増えてきておりまして、施設全般的に利用が増えていると。各施設、そういう状況でございます。トータルが令和４年度から５年度にかけて、３万 1,703 人増えているということになります。

それから、利益を出した場合の還元方法というところがありました。

こちら指定管理のほうで申込申請があったときに、どのように市の施設で収益を上げて、その還元方法はということで市で求めていたものです。

実際に、この主に自主事業において、利益の中からというようなことで還元するということなんですけれども、令和５年度については、まだまだコロナ明けの影響もあったり、指定管

理者のほうでは様々な自主事業、各スポーツ教室とかを開設したんですけれども、思うようにやっぱり申込みがなかったのが現状です。

そういったこともありまして、目標の利益を出していないため、令和５年度については還元がないという状況でございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　では、ＡＬＴのほうから。

ＡＬＴの方々というのは、昔から私知っていますけれども、実際の授業にこういう形でもって入っていて、特に小学校に入るのは、彼らとそういう契約をちゃんとしているんでしょうね。中学校だけではないということで。それだけちょっと聞いておきたいんですけれども。

そのほかの問題については、全て市が契約して雇用しているという形でよろしいんですね。

それから、図書館の問題については、これからまた少し文教なんかの委員会で聞いていきますけれども、ちょっとここで聞いておきたいんですけれども、旭市の図書というのは、どの部分なんですか。要するにいろいろな冊子のレベルなんかが、がらっと変わってしまっていて、もう図書館ができた頃とまるっきり違っているから、必要だった本は探すけれども、そのほかの雑誌類はほとんどもう昔と変わっていてね。何かあってもなくてもいいような雑誌がいっぱい並んでいるんだけれども、あの部分はやっぱり東部図書館がやっているんですか。そこら辺のことちょっと簡単なものを教えておいていただきたいと思います。

あとこれからの管理の問題は、また機会を見て申し上げます。

それから、社会体育施設の問題ですけれども、概略は今分かりました。また、契約がありますから、そのとおりやるんでしょうけれども、これはあれですか、５年ですか、最初の契約は。10 年ですか。５年ですね。そうするとそうなったときに、また募集するわけですね。分かりました。それだけちょっと確認しておいてください。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、ＡＬＴの件ですが、授業につきましては、小・中学校の授業に出るということで契約になっております。

市がＡＬＴと契約をして雇用していると。あっせんのほうはＪＥＴプログラム、財団法人自治体国際化協会ですか、そちらのほうのあっせんで来ていただいて、市のほうで雇用を契約しているというところでございます。

○委員長（片桐文夫）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和）　現在の図書館の配置の関係です。

先ほどもちょっと一部申し上げたんですが、県立東部図書館の半分を市が間借りしてというところになっております。

県のほうは、どっちかというと専門書的な部分を担っていただいてやっていただいているというところであります。

市のほうは、一般文学、一般実用というんでしょうかね、あと児童実用というんでしょうか、その辺の本を中心に配架をさせてもらっております。

入り口付近には、雑誌類ですとか新聞類ですとか、これは以前から県立東部で配架していたものをそのまま配架してもらっているというような状況になっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　それでは、２点ほどお伺いします。

決算書290ページの学校管理費の２番、小学校保健管理費のところで、医療的ケア指導医とございますが、差し支えなければ、どちらの先生が勤めているか教えてください。

また、中学校には配置されていないようなのですが、対象児童がいないから配置されていないのか、対象児童が入学したら配置する予定でしょうか、お伺いします。

もう１点が決算書304ページ、教育振興費の７番、課外活動支援事業とあるんですけれども、課外活動というのは部活動地域移行を指すのか、ちょっと部活動地域移行について動きがあると思うんですけれども、決算書のほうで項目が見つからなかったので、そこら辺を教えてください。

○委員長（片桐文夫）　常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、まず290ページの小学校保健管理費の医療的ケア指導医でございます。

こちらについて、医療的ケア指導医は旭中央病院の小児科の前本先生に依頼をしております。

中学校に配置されていないということですが、こちら指導医のほうは、今、医療的ケアの子どもさんが小学校に３人いらっしゃいます。３人いて、１人の指導医で指導をしていただいているというところでございます。

中学校にいないのかということでございますが、中学校には医療的ケアの子どもさんが今いないということもありますし、人数によっては指導医１人で対応できるということもあろうかと思います。

医療的ケアというのは、あくまでも本人を含めた家族の希望に基づいて、実際には指導医の下で看護師が配置をして、看護師のほうが児童のケアを行うわけですが、医療的ケアというのは、基本的には児童・生徒、医療的ケアが必要な児童・生徒も、将来は育っていく中で自立ができて、自己管理ができるようになって、例えば中学生だったら発達段階によっては自己管理ができて、そういった医療的ケアの補助が必要なくなるというようなこともあるというふうには聞いています。今現在の中学校にはいないということでございます。

それと、304ページの課外活動支援事業でございます。

こちらにつきましては、課外活動支援事業、こちらは中学校の部活動の外部指導者に対して、部活動指導員という方と課外活動支援員という方を、部活動地域移行の前から、中学校のほうで専門的な指導ができないなど、あるいはその顧問がいないというような理由で、学校のほうから希望を受けて、一般の方に指導をしていただいていると。以前からある事業でございます。

この中で、部活動地域移行につきましては、令和６年度の予算では別の科目を、部活動地域移行推進事業という科目を設けて予算計上しておりますが、令和５年度のほうは、特にそのモデル事業とかそういった事業を行っておりませんので、課外活動支援事業の中で、部活動の地域移行の準備委員の方に報酬を支払ったのは少し中にはございます。この報酬の中に入っているかと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　それでは、数点お願いします。

291、292 ページの流用なんですけれども、流用増、先ほどご答弁があったかな。727 万 5,000 円の流用増なんですが、急を要する工事ということだったですかね。これは、その急を要する工事がたくさんあった分の積み上げなのか、どういう工事が急を要する工事なのか。何しろこの流用の金額が 727 万 5,000 円と大きいので、こういうのって流用なんですかね。予備費から使うのではなくて流用になるんでしょうか、727 万 5,000 円も。そうすると、この持ってきたところ、流用減になっているところというのの予算立てというのは、どういうこと

だったんだろうというふうに非常に疑問に思うんですよ。727 万 5,000 円ですからね。そこのところをお願いします。

あと繰越明許がその下にあるんですけれども、これ説明があったかもしれませんが、もう１回ちょっと繰越明許の説明をお願いします。7,996 万 5,600 円です。

302 ページ、先ほど来のＡＬＴの増員のことで質疑があったんですけれども、端的にお願いします。２名増員したことで、結果、途中で１名……、入っていらっしゃるのが１名遅くて、途中で辞めた人が１名で、結果９名が年間通していらしたんだと思うんですけれども、増員したことによる成果、どういうところに現れていますか。感想ではなくて成果、数字で出してください。

それから、学校給食費の無償化のあれが説明資料のほうで 35 ページ、決算書のほうではなしという横棒なんですけれども、給食材料、食材の市内、旭市産を使った率、あと千葉県産を使った率、令和５年度の、お願いします。

345、346 ページです。給食センター施設改修工事 471 万 3,500 円、これの内訳をお願いします。

341、342、343、344 ページにわたるんですけれども、ちょっと逆になってしまいましたね。第一学校給食センター運営費から流用増、これ第一学校給食センターの運営費から、同じ第一学校給食センター管理費のほうに流用しているんですよ。これも 455 万 6,000 円って。こういう金額、実際には管理費のほうで 455 万円ぐらい要らなかったのではないかという。予算の立て方の間違いではないかというふうに思うわけです。

同じくこの流用に関して、345、346 ページですが、第二学校給食センターのほうも、運営費のほうから流用増で、管理費増にしているんですよね。運営費、管理費の間で 472 万 3,000 円。この学校関係の、この流用の金額の多さというのに、ちょっと私、驚いているんですけれども、こういうものなんですかね。ちょっと予算の立て方が何か間違っていたのではないかというふうに、本当この金額だけを見るとそう思います。予備費というものを使うというのではなくて、流用なんでしょうか。流用してしまったんですよね。お願いします。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、291 ページの学校の工事の関係の流用でございます。

こちらにつきましては、先ほど崎山委員のご質疑のときにお答えしたとおり、工事が急遽発生したために行ったものでございます。

どういう工事かにつきましては、急を要する工事ということでございます。

（「具体的に言ってください」の声あり）

○教育総務課長（向後　稔）　具体的な工事名……

（「小さいものの積み上げなのか、でかいものがぼんとあるのか」の声あり）

○教育総務課長（向後　稔）　小学校の工事につきましては、工事の数としては 18 の工事でございます。18 の工事の積み上げで 727 万 5,000 円ということでございます。

一つ申し上げますと、中和小学校の駐車場の排水ますの工事費が不足したために、流用したということでございます。

あとは、消防設備の修繕工事、あるいは空調が壊れた、空調設備の更新工事、小学校の揚水ポンプ制御盤復旧工事、教室照明器具交換工事、インターホン交換工事や点字ブロック昇降口タイル修繕更新や小学校アクセスポイントの改修工事などでございます。

次に、ＡＬＴの増員の成果ということでございます。

こちらにつきましては、先ほど英語の授業率が向上、中学校の授業率を 50％達成できたというふうに申し上げましたが、令和４年度は達成できていない中学校が１校ございました。それが増員したことによりまして、令和５年度は全ての中学校で 50％以上を確保しているということでございます。

ＡＬＴが入ることによりまして、ネーティブな英語に毎回の授業で、外国語の授業で触れることができると。同じＡＬＴが小学校、中学校で授業を行って、子どもたちがドキドキしないで外国人と接することができるとか、そういった効果が現れているものと考えております。

次に、給食の市内産・県内産の割合ですが、こちら資料が手元にございませんので……ありました。

令和５年度は、旭市産が９％、千葉県産が 36％ということでございます。

あと給食センターの流用でございますが、基本的には学校給食センターの運営費の中で、光熱水費が予算よりかなり少なくて済んだということで、その予算が余っていたというか、不用額がありましたので、それを流用してほかの工事に充てたというようなところでございます。

給食センターのほうも備品、給食を調理する備品などが壊れることが多々ありまして、大きな機械ですので、そちらの修繕工事などに流用をするというところでございます。

先ほどの繰越明許のお話ですが、繰越明許のほうは、中央小学校の大規模改造工事、こちらのほうが、工期のほうが間に合いませんでしたので、翌年度、令和５年度に繰り越して工事

を行ったというものでございます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　先ほども言いましたけれども、その流用先の、流用先というのかな、減らすほう。そっちの予算というのがどうだったんだという、かなり甘い予算立てではなかったのかなと思うんですよ。こういうやり方なんですかね、常に。どちらかを多めに、何か見ておいて、何かあったら流用しようというそういう、先週もちょっと何かそんな感じのところが見えたので聞いてみたんですけれども、それにしても額がちょっと考えられないですね。流用というような額なのかという。これはあれですか、財政課長とかに聞いたほうがいいんですかね。この流用と、あと予備費とその関係ですよ。

私は当然のことながら予備費って出すべきだと思うんです。じゃないと、本当に元のものが見えてこなくなりますよ、こんなことしたら。本当に必要で、それを積み上げて予算にしたはずなので、そこから700万円も流用できるなんていったらおかしいですよ、どう考えても。ちょっとそこのところお願いします。

それと、あとＡＬＴの増員を何のためにしたかというところで、私は成果を求めて増員していると思ったんですよ。その 50%、授業の 50%だかなんだかをネーティブの先生に教えてもらうことができたということが成果というんだけれども、それは私は成果ではないと思います。

先ほどもありましたけれども、成績がどうだったのか。あと英検３級でしたっけ、それを受験して出た結果がどうだったのか。何しろお金をかけるわけですから、くどいほど言いますけれども、血税をそこに費やすわけですから、ちゃんとした成果を目標に掲げてやるべきだと思うんですね。

ですから、教える時間が増えたというのが成果ではないです。生徒がそれを基に学習してどういう結果を出したかというのが成果だと思います。

ですから、ちょっとそこの成果という考え方ですね。人件費を増やして出せるその成果という考え方を、人件費といっても、これ特別な教員というのかな、のことですから、その辺のことをちょっとしっかりと検証していただきたいなと思います。増やせばいいという問題ではないと思いますので、授業数を増やせばいいという問題ではないと思います。

給食費の地産地消の旭市のと千葉県のとのどれぐらいの率で使われているかということで、旭市９％、令和５年度は９％、何か前伺ったとき 11%ぐらいあったような気がしたんですけ

れども、千葉県内の食材をというところは 36%。これ、先日の新聞に出ていたんですけれども、千葉県全体では 50%を超えていました。学校給食で、県内の市町村の学校給食で使われている県内材料は 50%を超えておりました。ですから、旭市はかなり低いなと思います。ここのところは、毎年というか、令和５年度ではどんなふうなことでこんなことになったのか。こんなことになったのかと言うと言い方変だな。少なくとも地産地消の県内産を使おうというような、そういうふうなことというのは令和５年度の中では図られませんでしたかね。そこのところをお願いします。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

（「改修工事の答弁いただいてないよね」の声あり）

○財政課長（池田勝紀）　流用の関係、前にやったでしょう。

（「前に。改修工事」の声あり）

（「中央小の改修工事ですか」の声あり）

（「いや、給食センター施設改修工事」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　大規模改修工事ですか。

（「いや、給食センター施設改修工事 471 万 3,500 円。あ、だから、これが急を要する工事のあれということなんですか。急を要する」の声あり）

（「調理するのに必要な工事」の声あり）

（「違う違う、では、もう１回そこのところ聞いていいですか。答弁もらってから」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　流用の関係で、財政課のほうから、予備費なのか流用なのかというところなんですけれども、基本的には今回この、今言っていたのが小学校の施設管理費から流用 700 万円大きい、これは積み上げだということ、いろいろな細かい工事を積み上げだということで、727 万円という説明があったと思うんですけれども、基本的には予備費から充当かという判断する材料としては、基本的に執行していく中で、もう確実にこれ入札差金だとか、入札やって落ちた分だとか、確実にこの分は不用額になるよというのが分かっている数字があれば、なるべくそっちから流用という形で考えているところでございます。

そのほかもし足りないということであれば、予備費のほうを考えるというところになります

ので、そのほかに補正で組むのか、議会まで間に合えば補正で組むのかというところの判断になってくると思うんですけれども、今回４款のところで光熱水費のお話しをさせてもらったと思うんですけれども、今回５年度の予算のときには、国の電気、ガス、ガソリンの補助が切れるという見込みで高めの設定だったのが、基本的には国が延長したというところで、光熱水費だとかそういったところでもちょっと余剰の金額が出て、今回の場合はそういった部分が多かったというところでもあると思うんですけれども、基本的にはそういった確実に余剰金というか、決算剰余金が出るという判断ができるところであれば、そこをどんどん流用で使える部分であれば使っていくという状況にしているところでございます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員、流用については、後日また担当課のほうから詳しく聞いてもらって。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　では、今回はということですね。今の課長のあれだと、光熱水費のほうで……

（「今回の要因としてはそれがある」の声あり）

○**委員（戸村ひとみ）**　そうでしょ。だから、常日頃こんなふうに流用が行われるということではないということですよね。今回は光熱水費を多めに、多めにというか、前年度のあれで確実に光熱水費が浮くということで、それを流用したということだと思う。それにしても件数が、727 万 5,000 円とか、455 万 6,000 円とか、472 万 3,000 円とか、すごい金額がぼんぼんと出てくるわけじゃないですか。そうしたら、本当に予算立てってどうなっていたのかなというところで、今回はということでしたので、こんなに本当に流用がばんばん行われるようでは、ちょっとおかしいと思いますんで、それは指摘しておきます。

で、給食センター施設改修工事 471 万 3,500 円、これが流用をせざるを得なくなった理由なのかなと思うんですけれども、この工事内容をお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○**教育総務課長（向後　稔）**　先ほどのご質疑にお答えしていないので、お答えさせていただきます。

まずＡＬＴの増員の成果は、数値とかそういったものではないかというようなご指摘でございます。

ＡＬＴ増員は、これ、こちらのストップ少子化大作戦のパワーアッププロジェクトで、その中でＡＬＴを 10 人採用して、授業率 50％を達成しようという目標がありましたので、それは達成できております。

英語教育パワーアッププロジェクトの目的の一つとしては、英語教育が旭市は充実をしているということをＰＲするために、少子化対策ということでありましたので、このＰＲについては少し足りないかなと思っております。そのＰＲの仕方についても課題として捉えておりますので、今後努めていきたいと思います。

あと英検のほうにつきましては、一応目標を 60％としておりますので、それについては、まだちょっと達成できていない状況でございます。これにつきましては、さらに英検３級、受験対策講座ほかも含めまして、いろいろと対策をしていきたいと考えております。

それと、給食の地産地消の率が低いというご指摘でございます。

確かに低いというところもあるかと思います。で、その低い要因としましては、旭市の給食センターの１か所で作る量が多いので、食材を確保するために産地特定ではなかなか集まらないというような理由もあります。あとは、産地を特定できない加工品なども食品として、食材として購入しております。そういったものも影響しているかと思います。

旭市の給食センターでは、基本的には野菜など産地特定できるものにつきましては、旭市産を第一に、価格がこの程度までだったら旭市産を採用しますよというような見積り合わせをして地産地消に努めているところでございます。

それと、先ほどの給食センター工事費 471 万 3,500 円、これが流用の原因ではないかということでございましたが、この工事につきましては、もともと工事を予定していたものでございました。こちらは給食センターの電気式ボイラーの更新工事で 471 万 3,500 円、そのほかの細かい修繕とか、そういったところで流用をしていると。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後　稔）　電気ボイラー、ボイラーです。通常ガスのボイラーなんですけれども第二給食センターはオール電化なので、電気のボイラーでございます。そちらの更新工事でございました。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑は。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　ちょっと流用の関係が納得されていないということなんですけれども、

金額的には……

（「納得しましたよ。今回だけということで。今回はって」の声あり）

○**財政課長（池田勝紀）**　そうですね、だから、毎年毎年ないわけではないということで。

（「ないわけではないけど、この金額に私はちょっと驚いているわけですよ」の声あり）

○**財政課長（池田勝紀）**　今の、さっきの727万円というのは積み上げということで、都度都度、細かいところを寄せ集めてというところもあるので、300 億円からの予算の中で、そのうち事業がたくさんあって、事業の中にはいろいろ節も細かく区切ってあります。それをぴったりというのはなかなかできないんですよ。だから、急を要する場合は、基本的にそういった小っちゃい節とか集めるとかなりの金額になると思うんですよ、不要になるところが。なるべく効率的に使うというところで、予備費を、予備費ってあまり急な場合に使いたいんで、すぐに使うというよりは、最初は流用で判断という。

（「急を要するって言われているじゃないですか」の声あり）

○**財政課長（池田勝紀）**　だから、急を要するので、その中で不用になる額があれば、そこから寄せ集めて、まずは流用で対応、それがもし不可能であるということであれば、予備費で対応すると。予備費はできればなるべく本当に、急の度合いもあるんでしょうけれども、できれば残しておきたいというのは正直な気持ちです。まずは流用から対応できればというところで、年々毎年毎年対応しているというところです。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、10款教育費についての質疑を終わります。

消防長。

○**消防長（常世田昌也）**　先ほどの９款の質疑の回答の中で、１点訂正をさせていただきます。

崎山委員より質疑のありました消防団活動費の中で、消防団補助金が増えた理由の中で、私、操法大会の出動隊数が増えたということで申し上げましたが、正確には４年度に中止にした大会が５年度再開したことによって増えたものでございます。

訂正をさせていただきます。

また、その中の発言の中で、出動による手当も増えたのも一つの要因だということで申し上げましたが、出動手当のほうは活動費ではございますが、補助金ではございませんので、手当についての発言は削除させていただきたいと思います。

どうも申し訳ございませんでした。

○**委員長（片桐文夫）**　それでは、続いて 11 款災害復旧費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　それでは、11 款災害復旧費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 345 ページになろうかと思いますが、下段のほうになります。

11 款災害復旧費は、令和５年度の支出はご覧のとおりございません。令和５年度は幸いにも大型台風などによる被害が少なく、災害復旧費として公共施設や道路などの復旧工事がなかったことによります。

以上で 11 款災害復旧費についての補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりました。

それでは、11 款災害復旧費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、11 款災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて、12 款公債費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　続きまして、12 款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 347 ページをお願いいたします。下段のほうになります。

12 款公債費の支出済額は、右側になります 32 億 5,810 万 1,049 円で、前年度比１億 2,018 万 1,657 円、3.8％の増となっております。

次のページ、349 ページをお願いします。

内訳として、１項１目元金の備考の１、借入金償還費が 31 億 7,179 万 5,824 円で、２目利子の備考の１、借入金利子支払費が 8,630 万 5,225 円となっております。

以上で 12 款公債費についての補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりました。

それでは、12 款公債費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、12 款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13款諸支出金について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　続きまして、13款諸支出金について補足説明を申し上げます。

同じページの中段になります。

13款諸支出金の支出済額は、右側１億1,536万6,000円で、前年度比1,435万5,000円、14.2％の増となっております。

右側の翌年度繰越額は、事故繰越しが1,760万円で、事故繰越しに係る事業は、水道事業会計出資金です。これは出資金の対象となる水道事業会計の工事のうち、清和甲地区の工事につきまして、千葉県発注の道路拡幅工事の進捗遅延により、水道管切り回し工事で工期の確保が困難となったため、水道事業会計において繰越しを行ったことから、一般会計からの出資金につきましても繰越しを行ったものです。

以上で13款諸支出金についての補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりました。

それでは、13款諸支出金について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、13款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、14款予備費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　続きまして、14款予備費について補足説明を申し上げます。

同じページの下段になります。

14款予備費の充当状況について説明いたします。

予備費支出及び流用増減欄になりますが、令和５年度の予備費の充当額は1,403万円で、件数としては58件でありました。

充当先の内訳を申しますと、２款の総務費へ３件、330万6,000円、３款の民生費へ42件、921万7,000円、４款衛生費へ１件、45万5,000円、７款商工費へ１件、57万円、８款土木費へ１件、２万4,000円、９款消防費へ１件、12万円、10款教育費へ９件、33万8,000円となっております。

以上で14款予備費についての補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりました。

それでは、14款予備費について、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、14款予備費についての質疑を終わります。

以上で議案第１号の質疑を終わります。

議案の採決

○**委員長（片桐文夫）**　これより討論を省略して、議案第１号の採決をいたします。

議案第１号、令和５年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長（片桐文夫）**　賛成多数。

よって、議案第１号は認定することに決しました。

議案審査の途中ですが、本日の審査はこれにて終了いたします。

なお、次回の本委員会は、明日18日午前10時より議会委員会室において開催いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　６時２２分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和６年９月１８日（水曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和６年９月１８日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第　１号　令和５年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　２号　令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　３号　令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　４号　令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　５号　令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　６号　令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　７号　令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　８号　令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席者（１０名）

委員長	片　桐　文　夫	副委員長	﨑　山　華　英
委　員	松　木　源太郎	委　員	景　山　岩三郎
委　員	永　井　孝　佳	委　員	戸　村　ひとみ
委　員	菅　谷　道　晴	委　員	伊　藤　春　美
委　員	常世田　正　樹	議　長	飯　嶋　正　利

欠席委員（なし）

傍聴議員（１名）

議　員　伊　場　哲　也

説明のため出席した者（１７名）

企画政策課長	柴　　栄　男	財政課長	池　田　勝　紀
税務課長	榎　澤　　茂	保険年金課長	髙　野　　久
高齢者福祉課長	椎　名　　隆	農水産課長	伊　藤　弘　行
会計管理者	小　澤　　隆	上下水道課長	多　田　一　徳
監査委員事務局長	杉　本　芳　正	その他担当職員	８名

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	黒　柳　雅　弘
副主幹	菅　　晃		

開会　午前１０時　０分

○委員長（片桐文夫）　おはようございます。

最終日の決算審査特別委員会を開催いたします。

本日もスムーズな進行を務めていきたいと思いますので、答弁者も質疑者も簡潔な答弁、質疑をよろしくお願いして、スムーズに最終日を迎えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は９名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続きまして、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、飯嶋議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまです。

本日、決算審査特別委員会３日目ということで、昨日に引き続きましては、決算審査をしていただくことになっております。どうか十分なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫）　それでは、昨日に引き続いて審査を行います。

最初に、昨日の一般会計の決算の回答について訂正したい旨の申出がありましたので、よろしくお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　議案第１号の６款農林水産業費の関係で、永井委員の質疑の中で、水田農業構造改革推進事業の飼料用米の作付面積と増減でありますけれども、この回答で私、主食用米の作付目標面積で回答してしまいましたので、この辺について訂正をさせていただ

きたいと思います。

飼料用米の作付面積ですが、令和５年度は 783.9 ヘクタールで、前年度と比較しますと 30.3 ヘクタール増加しております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　それでは、議案第２号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第２号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

議案第２号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　それでは、議案第２号について質疑に入らせていただきます。

本年は８億 3,100 万円の市債の返済、元利合計も含んでということで、令和５年度は終わっているわけですけれども、病院事業債の今までの明細が説明資料の中に出ていまして、それを含めてちょっとご質疑申し上げますけれども、令和５年度の起債の対象、これは全部医療機器ということで、８億 7,303 万 1,170 円の市債を起こしまして、それで全体的な返済額としては、歳出のほうで、幾らだっけかな、ちょっと後で教えて。

それで、私が聞きたいのは、こういうことなんですよ。病院事業債明細書というのを見ると、平成５年からの分が残っていて、令和５年の分で発行済みが 323 億 5,700 万円なんですけれども、この経過を見ていくと、令和元年ぐらいまでは、ほとんどが建設事業なんですね。それで、令和元年度から、平成 30 年度も含めてです、から、医療機器の整備関係の起債が出てくるわけです。ここのところは、平成 30 年の看護師宿舎整備を除く、それから令和元年の同じ看護師宿舎整備を除けば、あとの残りは全部医療機器関係なんですけれども、そうしますと、これから建物を建てるというのはほぼなくなって、医療機器関係で８億円から 10 億円ぐらいの起債ということがずっと続くんですかね。そういうことを含めて簡単に今後の起債状況についてご説明ください。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　まず最初、ちょっと質疑の内容があれだったんですけれども、まず令和５年度末の起債の残高としましては、173 億 8,246 万 711 円、これが令和５年度末の起債の残高となります。

あと、起債の借入れの状況ですが、建物ですので、一度建ててしまえば何十年かは建てなくて済むということがありまして、最近はほとんど機器で借り入れているという状況になっております。

ただ、令和５年度まではそうだったんですが、令和６年度、令和７年度につきましては、医師宿舎の整備を予定しておりますので、令和６年、令和７年ではやっぱり建物の借入れが出てきます。金額については、まだちょっと出ておりませんので、何とも言えないところです。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　ありがとうございます。

それで、その先のことでお聞きしたいんですけれども、長期の建物だとかすごく多いですね。８億円とか 10 億円とかという、医療機器はこれでいくんですけれども、今回、令和６年度から 60 億円に増えた短期の債務のことなんですけれども、これは 30 億円から 60 億円という倍額にしたんですけれども、ここら辺のところは長期債務との関係でもってどういう考えの下に、評価委員会のオーケー取っているからできたんでしょうけれども、30 億円から 60 億円に変えたんですか。そこの内容をちょっと簡単に教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　特別会計の話とは変わってきますけれども、そこはよろしいでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　はい、その件だけ。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　短期借入限度額、こちらにつきましては、中央病院の中期計画の中で示されております。その中で、短期借入れの限度額が上がったという、この辺の状況はということでした。

短期限度額につきましては、これは起債の借入れとは別でありまして、想定される発生理由としまして、三つあります。賞与支給等による一時的な資金不足への対応、二つ目として、予定外の退職者の発生に伴う退職手当増への対応や人件費増への対応、三つ目として、負担金、補助金などの受入れ、遅延等による資金不足への対応ということが想定されております。

実際、限度額、設けておりますが、これは資金が急に足りなくなった場合にこちらを利用するということになりますので、これを借り入れるという性質のものではございません。病院としては、一時的な資金不足、退職手当の増とかの対応も含めた全体の中で増額を見込んだということになります。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　だから、この議論をここでするべきかどうかというような問題があるんだけれども。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員に失礼します。また今のことに関してのあれですか。であれば、決算を審査する場なので、後日またお願いします。

○**委員（松木源太郎）**　意見だけです。大幅な赤字が出た年に限度額が増えているということで、私は長期の債務のほうに問題が起きないかどうか大変心配していまして、そこのところを意見だけ申し上げておきます。

それから、本会議でのご答弁の中でちょっとあった問題でもって一つ聞きたいんですけれども、長期の債務の問題で、答弁の中で、経理上の問題、例えばかなり増えたという問題、私の計算よりも増えているという問題がありましたけれども、それについてはまた別に聞きに上がります。現在のこの会計の問題点というのは、やはり病院がこれからどういう方向に向かうかということと大変関係していまして、今後２年間にまた建物を建てるということなんですけれども、かなり空いている建物もあるのに建てるということなので、それについては大変私は不安に思っています。それだけ意見を申し上げて、質疑を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○**委員（崎山華英）**　お願いします。同じく説明資料の中でお尋ねしたいんですけれども、先ほど短期借入限度額は 60 億円ということで、中期目標のほうに載っているのを私も確認させていただいて、こちらの起債については長期借入れになる分ということだと思うんですけれども、これの限度額というのはどこか示されていたら、教えてください。起債の上限額を教えてください。

これ、また導入する機械というのはどのようにして採用されるのかということと、あと今年から起債対象医療器械一覧のほうで、区分で更新のものと新設のものでご親切に書いていただいているんですけれども、この更新となった場合に、今ある既存の機械については、それ

ぞれどのような処理を行っているのか、売却するのか、完全に廃棄になるのか教えてください。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　先ほど短期借入れとは別に、長期借入れの限度額の考え方、どこで示されているのかということでした。長期借入れの限度額につきましては、やはり病院が示します中期計画の中で、中期計画というのは、その計画期間中の総額の予算も示しております。その予算の中で、長期借入金ということで、４年間の金額として第２期の場合は 31 億 1,900 万円という限度額が示されております。これを４年間各年度に割り振って、借り入れるというような形になります。

機器の借入れ、どのようにして借り入れる機器を決めているかということでした。これにつきましては、今回示してある部分もありますけれども、現場からはやっぱり老朽化に伴いもっと多くの機器を更新したいという話があるんですが、借入れ限度額がある中で、なるべくなら本来、更新もしたいところですけれども、借入れも少なくしたいという部分もありますので、その辺を勘案して、本当に必要な部分、それについて更新を行うというような形になっています。

更新した場合の古い機器なんですが、すみません、ちょっと私ここ下取りになっているのかというのがはっきり回答できませんので、ここはちょっと回答を控えさせてもらいます。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　崎山委員。

○委員（崎山華英）　ありがとうございます。中央病院のほうから出ている、「こんにちは」でしたっけ、そういうだよりのようなものでも確認させていただいて、ダヴィンチ、手術支援ロボットの紹介をされていたんですけれども、かなり最新機器で県内でも有数の機械が導入されているということで、かなり高度な医療ができる病院になっているんだなというのも分かりましたし、限度額もあるという中で、いろいろ協議して採用しているということが分かりました。ありがとうございます。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　１点だけ、説明資料の６ページになります。起債対象医療器械一覧の契約金額についてなんですけれども、契約は入札であったり、どういった形でメーカーとか、

例えば医師がこのメーカーのこの機械がいいよというような、そういうふうにして決めているのか、そこら辺分かる範囲で教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　医療機器につきましては、基本入札でやっていると思います。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　常世田委員。

○**委員（常世田正樹）**　メーカーによって結構使いやすいとか、先生によって使いやすい、使いにくいというような話をちょっと聞いたことがあったんですけれども、外科医であったりの意見というのは反映されたりはするんでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　すみません、その辺の詳しい話をちょっとこちら聞いてないのであれなんですけれども、どうしても特定の医療機器しかないという場合であれば、当然そのメーカーのものになるかと思うんですけれども、それ以外であれば、基本は競争になるかと思っております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、議案第２号の質疑を終わります。

続いて、議案第３号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　それでは、議案第３号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。説明につきましては、着座にて失礼いたします。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明いたします。

タブレットの歳入歳出決算の資料、こちらのようなものになりますが、ご用意いただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

２ページをご覧ください。

左側上段の表は、国保の年度平均世帯数と被保険者数の推移となっております。

一番上の令和５年度の世帯数は１万 140 世帯、前年度１万 566 世帯と比べまして 4.0％の減となっております。被保険者数につきましては１万 6,948 人、前年度の１万 8,028 人と比べまして 6.0％の減となりました。

次に、下段の表、国保加入率の推移でございます。

住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合となっております。

令和５年度末の国保加入率は、世帯割合が 36.2％、対前年度から 1.9 ポイントの減となっております。人口割合が 26.1％で、対前年度から 1.4 ポイントの減となっておりまして、加入率については減少が続いてございます。

次に、右側の表をご覧ください。

滝郷診療所の状況となります。令和５年度の欄をご覧ください。

診療日数は 187 日、患者数は 5,543 人、前年度と比べ 4.7％の増となりました。

次に、右側に移りまして、診療収入につきましては 5,564 万 7,000 円、前年度と比べ 0.7％の増となりました。

続きまして、３ページをご覧ください。

国保における保険給付費の状況となっております。

右側の一番下の表、⑦の合計欄をご覧ください。

令和５年度の保険給付費の総額は、国保連合会に支払います手数料を含めまして 53 億 8,809 万 9,000 円、前年度と比べ 0.6％の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費の総額も減少したことによるものでございます。

４ページをご覧ください。

国保税の収納状況になります。

表の左側、令和５年度の現年課税分の欄をご覧ください。

左から３列目、現年課税分の収入済額は 15 億 9,812 万円、その隣の不納欠損額は３万 7,000 円、３列移りまして、収納率は 95.7％になっております。

続きまして、右側の滞納繰越分になります。滞納繰越分の収入済額は 7,675 万円、その隣、不納欠損額は 1,413 万 9,000 円、収納率は、３列右側に移りまして、36.0％になりました。

なお、５ページにつきましては、年度当初におきます保険税の賦課状況でございます。

以上で、議案第３号の保険年金課からの補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫）　税務課長。

○税務課長（榎澤　茂）　議案第３号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、税務課から補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしてございます令和５年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧いただきたいと思います。資料右上に議案第３号税務課となっているものとなります。

それでは、２ページをお願いいたします。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は、前年度と比較をしたものです。区分欄Ａの令和５年度調定額の合計は 18 億 8,095 万 6,392 円で、対前年２億 3,552 万 7,327 円の減となりました。

減の主な理由は、75 歳到達による後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者数の減によるものです。

Ｂの収入済額合計は 16 億 7,487 万 45 円で、対前年２億 1,521 万 7,725 円の減となりました。

Ｃの不納欠損額合計は 1,417 万 7,131 円で、対前年 325 万 3,510 円の増となりました。

一つ飛ばしまして、収入未済額合計は１億 9,407 万 3,716 円で、前年度より 2,348 万 6,476 円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和５年度の現年分が 95.66％で 0.48 ポイントの増、滞納繰越分が 36.00％で 7.04 ポイントの減となり、現年分、滞納繰越分の合計では 88.93％で、前年度より 0.27 ポイントの減となりました。

続いて、３ページをお願いいたします。

この表は国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は、一番右側の収入済額増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者についてですが、医療分が１億 4,602 万 9,832 円の減、後期高齢者分が 4,733 万 5,071 円の減、介護分が 2,185 万 2,822 円の減となり、小計では前年度より２億 1,521 万 7,725 円の減となりました。

次に、退職被保険者については、令和５年度、令和４年度とも収入はありませんでした。

以上、国民健康保険税の合計では、前年度より２億 1,521 万 7,725 円の減となりました。

続きまして、４ページをお願いいたします。

上段の表（１）は、過去５年間の収納率の推移です。令和５年度の国民健康保険税の合計収

納率は 88.93％で、前年度と比較すると 0.27 ポイントの減となりましたが、数値的には過去２番目に高い収納率であり、令和元年度と比較しますと 6.9 ポイントの増となっております。

下段の表（２）は、過去５年間の収入未済額の推移です。令和５年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は１億 9,407 万 3,716 円で、令和元年度と比較しますと１億 3,548 万 2,839 円縮減することができました。

令和５年度の国民健康保険税の収納状況の説明は以上となりますが、今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

議案第３号についての税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

議案第３号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎）　１点だけ、お願いいたします。

398 ページの一般管理費の備考欄の 11、通信運搬費に含まれる保険証について、保険証が 12 月からマイナンバーに切り替わるが、現状でどのくらいの方が紙の保険証からマイナンバーに切り替わっているのか、お伺いいたします。

○委員長（片桐文夫）　景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、ご回答申し上げます。

まず、前提としまして、現在使っています被保険者証につきましては、経過措置によりまして、令和６年 12 月１日現在で有効な被保険者証につきまして、資格に変更がない場合に限りまして、最長来年の７月 31 日まで使用が可能でございます。したがいまして、マイナンバーカードと被保険者証の併用という形になってございます。

それを踏まえまして、12 月以降ということでございますが、毎月転入などで資格異動する方が平均で 100 名程度ございます。そうしますと、マイナ被保険者証から切り替わる方については、これが上限になるのかなということで考えております。ただ、正確な数値につきましては、こちらのほうで捉えづらいところがございますので、回答についてはちょっと申し上げられないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

﨑山委員。

○**委員（崎山華英）**　説明資料の３ページの保険給付の状況の中で、高額介護合算療養費、こちらは令和５年は前年に比べて 11 件増ということで、対前年増減率 70.1％ということなんですけれども、こちらの増の要因として、もし考えられるものがあれば教えてください。

あと、施設勘定のほうもいいんでしたっけ、一緒に。施設勘定の関連ですけれども、滝郷診療所の関連で、これも説明資料の２ページになるんですけれども、滝郷診療所のこちらの患者数なんですけれども、もしデータがあれば年代ごとのデータを教えてほしいです。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　それでは、崎山委員からいただきました２点につきましてご回答いたします。

まず、３ページの高額介護合算につきまして、どうして増えているのかということでございますが、こちらにつきましては、基本的に、個人の関係がありまして、容易に内容的に説明がつかないんですけれども、ただ、今、結構景気が停滞した関係で、どうしても所得の関係で、低所得者が増えている関係で、高額のほう介護合算としては出てきている可能性がございます。

高額療養費につきましては、限度額が低所得者に限りましてはだんだん下がってくる形になります。そうすると、差額分が、上限が 80 万円ちょっとありますので、そこに加味した形で返すような形になってくるので、それが影響しているのかなというふうに判断させていただいております。

もう一つ、滝郷診療所につきましては、申し訳ありません、現年分ということでございまして、ちょっと今手持ちのほうに資料がございませんので、もし差し支えなければ後日ご回答させていただければと思います。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　今、決算補足資料をもらったんですけれども、一般会計と一緒の決算補足資料、市税の収納状況の中から国保の分だけを引き抜いたのではないかと思うんですけれどもね。そこのところをちょっと説明していただきたいんですけれども。当然、税務課では一緒にやらざるを得ないからやるんでしょうけれども、最近の状況はどうなんですか。今、

大変固定資産税とか市税だとか、そういうようなものについてはほっておく市民が多いけれども、国保税について、保険証がなくなってしまうから、滞納整理のかなり相談、私も何件かご相談に乗ってやったことがあるけれども、そういう関係でもって進むんだと思うんですけれども、現在の状況で、先ほど大変また被保険者が減っているのに増えている状況ではないかと思うんですけれども、そこのところをどういうふうに今対応していますか。一般の税と、この関係というのは。ちょっとそこだけまず最初に聞きたいんですけれども。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○**税務課長（榎澤　茂）**　滞納者の方、市民税だったり、固定資産税でだったり、国保税だったりということでありまして、納税相談に当然来ていただいた中で、どこを優先していくかというところで納税者との相談の中で決めていくような形になろうかと思います。特段国保税を優先するですとか、市民税を優先するですとか、そういった対応ではなくて、あくまで納税者の方と相談しながら決めているような状況ではございます。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　全体的なことを聞きますけれども、国保会計の状態については、現状動いているやつですから、そんなにそごがないと思うんですけれども、今後の問題をちょっと聞いておきたいんですけれども、国が都道府県単位でもって国保会計を掌握しろということで、はっきり言ったらば、後期高齢者の保険と同じようなふうに考えているんだと思うんですよね。後期高齢者の場合には、全体の中で決めたのが今度各自治体でもってまたそれを具体化するということになっているんだけれども、そうすると、今、私、一番新しい資料を持っているんですけれども、令和５年の国民健康保険料（税）の率については、旭市は所得割が 6.6%、これは高いところになると 8.1%とかってなるんですよね。それから、資産割なし、今全部国保税では資産割はなくなっています。それから、均等割が旭市は２万 1,000 円、これも１万五、六千円から、高いところでは２万 6,500 円なんていうところもあります。それにプラスして、後期高齢者の支援金分とか、介護支援分とかというのをのっけていくんですけれども、これは今、千葉県では実際にどういう方向に向いているんですか。

ちょっと分からないところがあるので、これが大変気になっていて、いわゆる国保に入っている人、それから健康保険に入っている人、後期高齢者に入っている人ということで、健康を守る保険関係がばらばらになっていて、さらにそれを県で統一していこうということなので、大変心配しているんですけれども、そこら辺のところが今どうなっているのか、この決

算の機会に簡単に教えていただければありがたいと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　それでは、松木委員のご質疑にご回答させていただきます。

松木委員もご存じのように、国民健康保険につきましては、県単位の広域化になってございまして、その事業運営につきましては、県のほうで運営方針を決めまして進めているところでございます。現在、令和６年度から第２期となってございますが、その中で、国のほうとしましては、保険料、保険税の統一化ということで方向性としては進めておりまして、千葉県といたしましては、令和 11 年を目標としまして、納付金の算定におきましては、単純化しまして、県内統一の算定方式にするというふうな発表をさせていただいております。県下納付金の統一ですね。

せんだって松木委員のほうからは保険税の統一ということでお話がございました。これについてはまだ正式な方針のほうに県のほうとしてはうたってございません。全国で見ますと、まだそれについては保険税の統一ということになりますと２県程度しかございませんので、これから先、また第３期とか第４期になったときに考えられるのかなと想定しております。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　ちょっとざっくりした質疑になってしまうんですけれども、外国人の保険のただ乗りみたいな話をよく聞くんですけれども、そういう実態って旭市とかでもあるんでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　こちらにつきましては、旭市のほうについてそういった情報はいただいておりませんので、今のところないものと考えております。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　保険証の使い回しという話もよく聞くんですけれども、その辺の対策というか、何かあれば教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　被保険者証につきましては、現在マイナンバーカードへの移行ということを進めております。そうしますと、マイナンバーカードにつきましては顔写真付でございますので、そこで防止が可能なのかなということが１点ございます。

あと、窓口で当然こちらのほう、市のほうで発見することが難しいことになりますので、医療機関で確認という形になりますけれども、それについては、医療機関のほうに適宜県なり国から通知を出しまして、そういったことのないようにということで出している状況でございます。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　ちょっとしつこくなってしまうんですけれども、今マイナンバーカードがあって、保険証も両方使えるという状態なんですけれども、それを誰かにあげてしまったり、貸してしまったりして使うことも可能になってしまうと思うんですけれども、その辺の対策というか、その辺もあったりしますかね。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　繰り返しになるかもしれませんが、こちらについては、基本的に使い回しということになりますと、詐欺罪という犯罪に当たりますので、そういった事例が今のところ県内とか発表されておりませんので、今のところ安全なのかなというふうにしています。最近の話になりますが、マイナンバーカードについては顔写真がありますので、それが担保されているものだと考えております。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　お願いします。

最初に、本会議場での説明のときに、歳入歳出の、事業勘定のほうですけれども、歳入のほうで、予算額と決算額、最初のページに書いてあるんですけれども、それが 1.4%、決算額だと思うんですけれども、1.4%の減というのは、これは前年比ということですよね。1.4%減で、歳出のほうは、予算と決算と数字が出ているんですけれども、0.6%の増というふうに私は書き取っているんですが、先ほどの前者の答弁の中で、これは税務課のほうのお話だったかと

思うんですけれども、後期高齢者になった方分が減になっているみたいな、そういうお話があったと思うんですけれども、これって、この予算立てのときに、こういうのって当然考えられたことだと思うんですけれども、歳入のほうで、具体的には、84 億 2,700 万円の予算を立てて、結果 81 億 5,445 万 9,000 何がしの歳入を今度歳出のほうで、当然のことながら歳入と歳出の予算って同じ額になると思いますので、結果、決算額というのが 79 億 7,457 万円という、５億円ぐらいですか、予算と乖離があるんですけれども、ここのところが何かしっくり来ないんですよ。

前年度に比べて、どういう予算立てをされてこういうことになったのかという、当然のことながら、１年たつと後期高齢者になられるという方の人数とかも加味されての予算立てだと思いますので、歳入のほうは減っているけれども、歳出のほうは前年より増えたという、そこのところの説明もお願いします。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、今、戸村委員のほうからは対前年度の比較のお話と予算立ての話と２点出ておりますので、決算につきまして先に対前年度の比較ということでお話しさせていただきますと、対前年につきましては、再三申し上げていますとおり、歳入につきましては、被保険者数の減少によりまして、国民健康保険税等含みます歳入が減っているような状況でございます。

歳出のほうが対前年から 0.6%増えているということでございますが、被保険者数は減少しているんですけれども、１人当たりの単価が上がってございます。それによりまして、大きな、９割方が保険給付費の給付になるんですけれども、そちらのほうが１人当たりの単価が上がっているため、対前年と比較しまして上がっているような状況でございます。

予算立てのお話でございますが、これは昨年の決算のときも戸村委員からご質疑いただきましてお話ししたんですけれども、基本的には、予算の編成につきましては、想定されます被保険者数並びに１人当たりの保険給付費については、県のほうで算定されたものを旭市のほうで使ってございます。

今回、当初予算と決算で乖離が生じたということでございますが、予想といたしましては、県が想定していました令和５年度の被保険者数よりも、実際に被保険者数のほうを見ますと、200 人程度の減少幅がありますので、そこが影響しているのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　市のほうでは、市内の後期高齢者が令和４年度から令和５年度に移るときに、移るときにというか、令和５年度の予算立てをするときに、後期高齢者になられた方の数というのは把握しているものなんですか。県のほうからこういう数字が出てきたというのと、これはちょっと違うのではないかなみたいなことというのは、市のほうでは考えることができることなんですか。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　それでは、戸村委員の再質疑につきましてご回答いたします。

先ほども申しましたが、予算におきます令和５年度の想定されます被保険者数については、あくまでも県のほうで算定されております。実際の決算になりますと、旭市のほうでも数値が分かりますので、その差として200人ぐらいの減少幅が大きかったということで回答はできるんですけれども、実際算定の中でどうやって後期高齢者を判定しているかというのは県のほうなので、私のほうではちょっと回答は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　分かりました。どうしてもこういう金額の多い誤差というんですか、それが出てきてしまうんですね。あくまでも県のほうのということになると。

それでは、何かちょっとなかなか理解が及ばないんですけれども、歳出のほうの予算と決算というのもこういう金額の差が出てきてしまうというのはもう仕方がないということなんですね。

そうしたら、繰入れしていると思うんですよ。当然のことながら、ここだけの会計でできることではないので、その繰入れ状況をお願いします。どこから引っ張ってきているとか、あと、令和４年度、もうちょっと前ぐらいから、どういうふうに額が変遷しているのかちょっと知りたいのでお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　今、繰入れというお話がございましたが、こちらにつきましては、財政調整基金からの繰入れということでよろしいでしょうか。それとも、全体的な繰入れと

いうことでございましょうか。

（「足りない部分を入れているほう）の声あり）

○**保険年金課長（髙野　久）**　それであれば、基本的には財政調整基金になろうかと思います。足りない部分につきつきまして、過去の繰入金としましては、令和２年度が１億2,000万円、令和３年度が１億8,000万円、令和４年度が１億5,000万円、令和５年度につきましては２億8,000万円でございます。

先ほど財政調整基金について足りない部分でございますが、一般会計からの繰入れにつきましても、基本的には税を補填する部分での保険基盤安定基金とか法定繰入れが前後していますが、こちらにつきましては、多少の変動がございますが、こちらについては説明は今回はしないということでよろしければ。

（「もう１回、そこを言ってください」の声あり）

○**保険年金課長（髙野　久）**　繰入金につきましては、一般会計から入れます法定繰入れでございます。こちらにつきましては、例えば、いろいろと入れ方があるんですけれども、例としましては、所得の低い方がいる場合について、一般会計から法定的に繰り入れる部分があります。また、財政調整基金につきましては、完全に全体的な事業の中で足らない部分について補填するような形になります。

ですので、今、戸村委員から話がありました補填する部分でいえば、財政調整基金の繰入れということなので、今の数字でよろしいかと思いますので、よろしくお願いします。令和５年度については２億8,000万円となっております。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　議案の審査は途中でありますが、11時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１１時　５分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　先ほど繰入金の増になった要因ということでお話が出ておりまし

て、一応先ほども人数のほうのお話をさせていただきましたが、県のほうで当初予算を組んだときには１万 7,000 人程度の数字をお示しいただいたんですけれども、それよりも 200 名程度減少した形で決算になっておりますので、そこが影響していることと、もう１点につきましては税務課のほうで説明させていただければと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　税務課長。

○**税務課長（榎澤　茂）**　令和４年度と令和５年度の保険税の関係だと思います。一般会計の市税のときにもちょっとお話しさせていただいたと思うんですが、令和４年度と令和５年度を比較したときに、コロナ関係のいわゆる給付金が関係しているのかなというふうに思われます。国保の場合の方は、いわゆる事業者の方が被保険者の中でやっぱり多いと思われますので、こういった方々、コロナ給付金を頂いたものが全部所得として見なされますので、所得割額は、令和４年と令和５年と比較すると令和４年度のほうが所得割額がかなり多くなっております。令和５年は通常どおりに戻っているという状況がありますので、その点で令和４年と令和５年では、税収についてはその影響が出ているのかなというふうに思われます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　令和４年と令和５年ではということで１億 6,000 万円、先ほど、これは財調からの繰入れのことなんですけれども、令和４年が私が書き取っているのでは１億 2,000 万円……

（発言する人あり）

○**委員（戸村ひとみ）**　１億 5,000 万円で、令和５年が２億 8,000 万円ということで、１億 3,000 万円で、その前の令和３年が１億 8,000 万円、令和２年が１億 2,000 万円ということで、毎年 1,000 人ぐらいの減があってということなので、それで財調からのほうが１億何千万何がしを令和２年も令和３年も令和４年も補填した形で、令和５年はぼんと１億 3,000 万円ぐらい増えて２億 8,000 万円ということで、それが今ご答弁ありました、要するにコロナのほうの影響でということで、この令和５年に関してはということであったので、では、これは例年のこの財調の繰入れとかを見ますと、令和５年が特殊であったら、また元に戻るということでしたら、こういう２億何千万円かの繰入れというのを、毎年 1,000 人前後で減っているということでしたら、また、同じように令和６年から戻るのかなという感じなんですが、あと、県のほうから１万 7,000 人というふうな提示があったということでの予算立てということで、それが 1,000 人の違いがあったんですか。県からの提示と随分人数の差が毎年あることなんですね、

きっとね。

その辺と、あと、このままいくと相当数減っていきますよね。相当数減るというか、残った人のほうがだんだん少なくなってくる感じになってくると思うんですけれども、そのあたりで、財政調整基金のほうをこれから後も、元に戻ったとして１億何千万円かずつを繰り入れなければいけないような状況がこの先もずっとあるということの認識でいいのかどうかお願いします。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　まず、一つ目が被保険者数の減少につきまして、こちらについては、やはりこれからも減少の傾向は続くものと判断しております。

それと、もう一つが財政調整基金からの繰入れにつきまして、こちらについても、年度間調整ということで、毎年繰入金を入れていきますが、社会変動とかそういった形で変化してくれば、上がることもありますし、下がることもあるんですけれども、基本的にはこれからも繰入金は続いていくものと判断しております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　分かりました。何でこんなにしつこく聞くかといいますと、やっぱり国保が市全体の予算に、予算というか会計においてどれぐらいの負担になっているのかというのを見たいのと、それがどれぐらい続くのかとか、続くというと、負担というのもいけないのかも分からないですけれども、ただ、やっぱり限られた財源をその中をどういうふうに使っていくか、財源を市民の方にどんなふうに還元していくかというのが市政には求められているところで、その中で１億円も、令和４年度よりも令和５年度、１億3,000万円も財調から入れなければいけないとかということになると、その貴重な財調の中を公約として挙げられている子育て支援のほうの、そっちのほうに本来ならば使わなければいけないような部分もあると私は思っているんですけれども、そういった部分で、ここのその１億3,000万円のうち、例年の乖離をちょっと考えてみて、そのことが心配になったもので聞きました。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑は。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　失礼します。先ほど﨑山委員からご質疑いただきました滝郷診療

所におきます年代別ということで、あればということでございました。申し訳ございません、手元のほうの統計資料としましては、各被保険者、要は社会保険なのか、あと後期高齢なのか、国保なのか、こういった統計は取らせていただいています。また、市内でどちらの方がお使いになっているかということも統計を取っているんですけれども、残念ながら、年代別だけは取っていませんでしたので、こちらについては、申し訳ありませんが、ございませんので、よろしくお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、議案第３号の質疑を終わります。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　すみません、先ほど議案第２号の中で、病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料がありましたが、その中で誤りがありましたので、報告させていただきます。

５ページになりますが、起債の明細としまして、令和５年に借入れました２本の起債が載っております。それぞれ発行年月日の欄になりますが、令和８年３月 29 日となっておりますが、正しくは令和６年３月 29 日でありました。令和５年度に借り入れた２本の起債ですが、発行年月日がそれぞれ令和８年３月 29 日となっておりましたが、正しくは令和６年３月 29 日となります。正しい資料を提出させていただきますけれども、大変失礼いたしました。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　続いて、議案第４号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　続きまして、議案第４号、令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明をさせていただきます。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は、国保同様、歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明したいと思います。お手元のほうに歳入歳出決算に関する説明資料をご用意ください。こちらのほうのものになります。

それでは、説明に入らせていただきます。

では、２ページをご覧いただきたいと思います。

上の表は、後期高齢者医療の被保険者数になります。一番下の計の欄をご覧ください。

令和５年度の年度末被保険者数は、一番右側になります、１万 543 人となりまして、前年度末より 414 人増加しております。伸び率で 4.1%の増となりました。

なお、65 歳から 74 歳までの 64 人につきましては、身体障害者手帳保持者等でございまして、本人の申請により後期高齢者医療の被保険者となったものでございます。

下の表は、後期高齢者医療保険料納付状況になります。中ほどの小計の欄をご覧ください。

現年度分の収入済額は、Ｃの欄、５億 6,951 万円、不納欠損額は、その右側、Ｄの欄、１万円、収納率は一番右側、99.5%となりました。小計の下、滞納繰越分の欄をご覧ください。滞納繰越分の収入済額は、Ｃの欄、162 万 3,000 円、不納欠損額は、その右側、Ｄの欄、99 万 2,000 円、収納率は一番右側になります 33.8%となりました。

一番下の合計の欄をご覧ください。

収入済額は、Ｃの欄、５億 7,113 万 3,000 円となり、収納率は、一番右側の 99.0%と前年度と同率となりました。

次に、右から３列目の収入未済額ですが、内訳として、現年度分が上から３番目の小計、285 万 7,000 円で、滞納繰越分は、その下、215 万 6,000 円となりました。これによりまして、一番下の収納未済額の合計は 501 万 3,000 円となり、この金額をもって令和６年度における滞納繰越しの調定額となります。

以上で、議案第４号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

議案第４号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　議案第４号について、何点かご質疑申し上げます。

決算資料を見て、あんまりよく分からなかったんですけれども、特に、この説明資料の中で分かるように、最近、１割負担から大体全体を２割負担に持っていこうと、３割負担は現状、現職と同じような収入の方で高い方なんですけれども、そういう傾向があるんですけれども、これはどういうような状況に今なっているか、簡単でいいですからご説明いただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　これは一昨年の令和４年度に切り替わりました状況でございますが、１割の方の中で、所得のこれは全額そんなに大きくはないんですけれども、２割負担に

なった方がございます。これについては、１割負担の中の関係で言いますと、全体の 12%ぐらいに、全国平均をいいますと 13%と言われていましたが、旭市のほうは 12%ということで推移してございます。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　そうすると、近々１割負担というのはなくなるということなんですか。そこのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対して答弁をお願いします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　今、報道等では３割負担というような話も出ているんですけれども、今のところ、国・県なりからはこれを統一的に３割にするという方針的なものという通知とか、そういったものは来ておりませんので、現状のまま多少なりとも続くのかなというふうに考えております。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　現状は、ここの説明資料の２ページの上段のほうの旭市には約１万 500 人ぐらいの後期高齢者の被保険者がいるわけですね。その中でこのように分かれていて、恐らくほとんどの方が、というか大部分の方は１割負担なんだけれども、この方たちを、全体を２割負担に持っていこうとしているのではないかという動きがあるんだけれども、そこのところを教えていただきたいんですよ。

後期高齢者のやつはいろんな形でもって取りっぱぐれのないように年金から引かれてしまったり、いろんなことでもってあるので、おかげさまでもっていろんな、国保みたいに煩わしいあれがなくても、制度がいいかどうかは別にして、後期高齢者というのはすごくかかりやすくなっているわけですよ。それは私いいと思っているんだけれども、つまり税金のほうも滞納処分の金額というのはすごく少なくなるわけですよね、今ね。ただ、そういう制度なんだけれども、本当に今の１割という方が大部分の状態で、将来もいけるのかどうかという問題が今出てきていると思うんだけれども、そこら辺のことについては、見通しだから分かりませんけれども、意見をちょっとお聞かせいただければと思っているんです。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長（髙野　久）**　それでは、松木委員のご質疑にお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、まだ先ほど話しましたように、国・県なりから正式な通達等来ておりません。考え方としては、今のところ報道等では、１割負担を２割とか、そういった話はされているんですけれども、正式なものが来ていませんので、これについて回答がなかなかできないという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、議案第４号の質疑を終わります。

続いて、議案第５号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（椎名　隆）**　議案第５号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料のほうは、大丈夫でしょうか。それでは説明させていただきます。

資料の２ページをお開きください。

上の表１の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところですので、下の表２の要支援・要介護認定者数からご説明いたします。

要支援・要介護認定者数の状況でございますが、第１号被保険者数の令和６年３月末の欄をご覧ください。

65 歳以上の第１号被保険者では、要支援１と要支援２を合わせた認定者が 428 人、要介護１から要介護５を合わせた認定者が 2,561 人で、合わせて 2,989 人となっております。

次に、中ほどの欄になります、特定疾病を要件とする 40 歳以上 65 歳未満の第２号被保険者では、令和６年３月末、要支援認定者が９人、要介護認定者が 70 人で、合わせて 79 人となっております。全体では、令和６年３月末、要支援認定者は 437 人、要介護認定者が 2,631 人、総合計は 3,068 人で、前年度と比較しまして 72 人の増となりました。

続いて、３ページをお願いいたします。

３の介護保険料ですが、65 歳以上の第１号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。この表は、令和３年度から令和５年度までの３か年の保険料額となりまして、所得段階は 11 段階で、第５段階が基準額となります。

続いて、下の４の所得段階別第１号被保険者数ですが、こちらはただいまご説明いたしました所得段階別の被保険者数の令和６年３月末の人数と割合となっております。

続いて、４ページをお願いいたします。

５の介護保険料納付状況ですが、表のほぼ中央の収入済額Ｃの欄をご覧ください。

上から順に、まず年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は 11 億 1,620 万 2,300 円となり、Ｅの欄の還付未済額を差し引いた収納率は、表の１番右の欄のとおり 100％であります。現年度分普通徴収の収入済額は１億 1,509 万 9,400 円、収納率は、前年度より 1.4 ポイント増の 90.6％となりました。

次に、過年度分ですが、収入済額は 590 万 680 円となり、収納率は 25.1％、不納欠損額は、右隣の欄のとおり 670 万 4,240 円でありました。現年・過年度分を合わせた全体では、収入済額は 12 億 3,720 万 2,380 円で、還付未済額を差し引いた収納率は前年度より 0.1 ポイント増の 97.7％となりました。

続いて、下の６の介護保険給付費のサービス別支出状況となります。まず、居宅サービスの保険給付費の合計額は、中段のＡ欄で 18 億 1,673 万 8,345 円、対前年度 7.0％の増となりました。

次に、中ほどの地域密着型サービスは保険給付費の合計額Ｂ欄で、８億 6,373 万 9,457 円、対前年度 5.5％の増となりました。

続いて、施設サービスですが、保険給付費の合計額Ｃ欄、18 億 5,927 万 6,687 円、対前年度 3.2％の減となりました。

次に、特定入所者介護サービス費Ｄ欄は、１億 9,878 万 5,672 円、対前年度 3.2％の減で、これは施設入所者で低所得の方の自己負担を軽減するため、食費、居住費を補足給付したものであります。

次に、高額介護サービス費Ｅ欄は、１億 1,035 万 8,736 円、対前年度 3.9％の増で、これは１か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた分について後から給付したものであります。

次の高額医療合算介護サービス費Ｆ欄は、840 万 6,553 円、対前年度 0.3％の増となりました。

これらの付加給付を含めました保険給付費の総額は、一番下の欄になりますが、48 億 6,109 万 2,400 円、対前年度 2.1％の増となりました。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりました。

議案第５号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　ご苦労さまでした。介護保険制度は、できた頃はすごくよかったんですけれども、だんだん悪くなってきて、負担が増えてということで、実際に仕事をやっている方たちも大変だと思うんですけれども、私もここのところ介護関係のサービスを受ける方のお手伝いをしたりして、大変難しい問題があるなと思いました。

そこで、１点だけ聞きたいんですけれども、実は、訪問介護の地元にあるステーションがどんどん減っているという問題があって、県内でも、もう町段階では訪問介護のサービスをできるところが町の中に１件もないというようなことだそうですけれども、旭市の現状はどうなんですか。そこのところをちょっとお聞きして、やはりこの介護保険がかなり変質してきてしまっていて、大変手続きが難しいんだか、普通の人ではなかなか手を出せないような状態になっているんですよね。そこのところがもっと改善できないのかなと思うんですけれども、その２点、現状をお知らせいただきたいと思います。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（椎名　隆）**　ありがとうございます。

まず、訪問介護事業所が減っているという情報が、全国のほうで伺うということでしたけれども、本市のほうでは、実際次々となくなるというような話は受けておりません。市内で訪問介護は15か所ありますが、減っているというような話は受けておりません。

逆に、通所介護とか、そういったのも増えているということで、一時期コロナ等で利用控えとかがありましたが、今はもう令和５年度になって大分戻ってきているのかなというふうな感じはしております。給付費を見ても 2.1%増額になっていますので、その辺を見ると利用者は増えているのかなという形で考えています。

あと、手続きが難しいのでというような話です。実際、手続き、窓口に来られるんですけれども、お困りの方は、実際の手続きを最終的にするのはご家族がされる場合も多いですが、事業所の方が代行で来る場合もあります。その事業所の方が代行で来るために、お困りの相談があったときには、包括支援センターとかそういったところで、例えば民生委員とか、地元のほうでこういう方がいるけれどもということで、あった場合には、地域包括支援センター市内４か所、基幹含めて４か所ありますけれども、そちらで相談していただいて、そちら

を経由で事業所のほうから、もしくは包括のほうからというような形で、その辺は手続きができるだけ支援に結びつくように、その辺で難しくならないように対応しているところであります。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　ありがとうございます。そうなんですよね。私は今年になって２件そういうところのお手伝いをして、大変困難で、１人は一緒に組合運動をやった方で、２か月後にお亡くなりになったんですけれどもね。79 歳で独りで暮らしていたらば、突然動けなくなって、私のところに電話があって、私は昔のあれでもって訪問介護をやっているところに電話したらば、松木さん、これはケアマネジャー通してやらなければできないんですよと言われて、そこから勉強させてもらいました。

それで、大変今の制度は、それなりの包括支援センターへ行って相談すると、市の職員とセンターの方が一緒に来てくれて、それで何回も相談して、それでいろんな政策的なものを出していただけていることで、すごく旭市ではやりいいんだなと思っていたらば、地方ではどんどん町の中でもって、そういう小さな訪問ステーションがなくなってしまうという問題が今起こってきているらしいんですけれどもね。そういう問題があったので、その問題を一つ質疑したいなと思ってお聞きしました。ありがとうございました。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　お願いします。こちらもやはり他会計からの繰入れというところで、どのような変遷があっているのかということですね。国の方針として、施設よりも在宅というほうを増やしていくといったら言い方が変ですけれども、施設に限界があるので在宅でということで、どんどんそちらのほうにシフトが進んでいるのかどうか、そこと、あと、そうなると、経年で見てみると、やはり繰入れというのが、過去のを見てみるとこれから先も増えていくのではないかなと思うんですけれども、そこのところをお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（椎名　隆）**　他会計からの繰入れということで、介護保険は 50％が被保険者の保険料、あとは国・県・市ということで、そちらから歳入、交付金なり負担金が下りてきます。それで事業を行っております。今回も先ほど説明しました給付費も 2.1％増えている、

少しずつではありますが増えている状況であります。

今後、例えば要介護認定、被保険者、高齢者の方が75歳以上の方が、１号被保険者65歳以上の方が２万人ほどいらっしゃるんですが、その約半分の１万人くらいが 75 歳以上の方になります。全員が要介護ではないんですが、割合として高齢の方が要介護の重いほうになる傾向がありますので、そういう方がだんだん増えていくんであろうと考えております。そういう方は介護も必要だし、医療も併設したという形で、だんだんそういったのを含めますと給付費が増えていきますので、他会計からの国・県・市からの繰入金も歳出に倣って増えていく状況であろうかと考えております。

あと、在宅へのシフトということで、実際国のほうでも、介護を受けている方ができれば身近な住み慣れたところで住めるようにということで、在宅介護の必要性というのを本市のほうでも進めております。今、こちら施設のほうが、施設給付のほうは減少しているんですけれども、減少というか今年度はいろんな要因があって減少しているんですけれども、在宅介護のほうは通所から、訪問介護から少しずつ増えていますので、市としても、施設より在宅でできるだけ家族の方とで住んでいただけるような形で取り組んでいるところであります。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

令和５年度は、市のほうからのこれも財調からでしたっけ、２億円ぐらい、予算で１億9,000 万円とかって、違う、２億円が予算でしたっけね。市のほうの繰入金、決算書の２億円で予算を取っていませんでしたっけ、１億9,000万円。だから、そんなに違わない決算だったなと思ってちょっと表を見てみたんですけれども、違ったかな。そこのところの変遷をお願いしたいです。令和４年度からちょっと遡ってもらって。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　繰入金ということで、歳入のほうの話だと思います。国、あと支払基金、県、あと市ということで４か所から歳入が入っているんですけれども、まず国庫支出金というところで、これが25%なんですけれども、令和５年度が11億5,362万1,991円。

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　市のほうでいいですね。失礼しました。市のほうの一般会計からの繰入金について状況ということでお伝えします。令和５年度は８億5,357万3,000円、令

和４年度は８億 1,912 万 9,000 円、令和３年度は７億 9,687 万円ということで、こちらも少しずつ一般会計からの繰入金も伸びている形になっております。

○委員長（片桐文夫）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時４３分

再開　午前１１時４４分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　分かりました。ありがとうございます。市のほうの繰入金としては、一般会計のほうから８億 5,300 万円ぐらいが予算で、調定額、同じですね。予算、決算で同じになっているということで、分かりました。大体毎年これぐらいの額で、そうですよね。分かりました。ただ、在宅へのシフトということがやっぱり市の方針としてもあるので、きっとこれは少しずつ伸びていくものだろうなということですね。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　特にないようですので、議案第５号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩　午前１１時４５分

再開　午前１１時４６分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の採決

○委員長（片桐文夫）　これより、討論を省略して、議案第２号から議案第５号までの採決をいたします。

議案第２号、令和５年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　全員賛成。

よって、議案第２号は認定することに決しました。

議案第３号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　全員賛成。

よって、議案第３号は認定することに決しました。

議案第４号、令和５年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　全員賛成。

よって、議案第４号は認定することに決しました。

議案第５号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　全員賛成。

よって、議案第５号は認定することに決しました。

それでは、担当課の入替えを行います。

議案の審査は途中でありますが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４７分

再開　午後　１時　０分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第６号について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑は、着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

上下水道課長。

○**上下水道課長（多田一徳）**　それでは、着座にて失礼いたします。

初めに、議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和５年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

水道事業決算書のほうの17ページをお願いいたします。

決算書17ページ、（１）建設改良工事の概況となります。

表の１行目と２行目、６行目は、令和５年度から令和６年度への繰越事業となります。

まず、１行目の水配Ｒ０５第１号清和甲地区配水管切廻し工事ですが、千葉県発注の道路拡張工事に伴い、市の配水管の切廻しを行ったものです。

２行目の干潟配水場工業団地圧力タンク及び電磁流量計更新工事は、設備の老朽化に伴う更新工事で、いずれも令和６年５月に竣工しております。

３行目の水配Ｒ０５第２号ニ地区配水管布設替工事は、水道事業ビジョンに基づく重要給水管の耐震管への布設替工事となります。

４行目の水配Ｒ０５第６号鏑木地区配水管布設替工事ですが、漏水事故が多発する区間の管路を布設替えしたものでございます。

５行目の旭配水場ポンプ施設更新工事は、継続的に実施するポンプ施設更新工事のうち、仮設管及び東総広域水道企業団のバイパス管を布設替えしたものです。

６行目の水配Ｒ０５第 １０号蛇園地区配水管切廻し工事は、建設課発注の排水路整備工事に伴い、配水管の切廻しを行うもので、現時点での進捗率は81％となっております。

（２）の保存工事の概況については、故障や経年劣化による動作不良となった設備や機械について修繕や更新を行ったものです。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりました。

議案第６号について、質疑がありましたらお願いいたします。

○**委員長（片桐文夫）**　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　監査委員の意見書の中で、給水原価の問題についてちょっと指摘があるんですけれども、令和４年度は供給単価が226.08円で、給水原価が218.90円、7.18円余裕が

あるわけですけれども、令和５年度は供給単価が 226.68 円で、給水原価が 236.95 円ですから、マイナス 10.27 円、つまり１トン当たり 10 円、この単価がかかるということで、大分赤字の原因になっているのではないかと思うんだけれども、この点についてはどんな東総広域水道企業団から給水原価について、変更についてどんなことがあったんでしょうか。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　東総広域水道企業団のほうの受水費のほうの関連になると思います。東総広域水道企業団の受水費につきましては、基本料金と使用した量に対して、従量料金との２段になっておりまして、その基本料金につきまして、令和４年度まで減額といいますか、割合のほうが措置されておりましたので、その金額が大体 5,600 万円ございました。その 5,600 万円につきまして、令和５年度については減額されなくなりましたので、その分支出として増えているような状況でございます。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　ですから、実質的に単価が上がったわけですよね、原水の。そういうことではないんですか。それが減額されないまま来て、この１年間そういう状態、これからもそういう状態が続くわけですか。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　単価が変わったということではなくて、基本料金の算定がございまして、減額されるまでは 85％という率で請求されておりました。それが４年間は 76％ということで多少減額されていたんですけれども、それがまた元に戻ったといいますか、85％で基本料金のほうの算定を今度することになったということになります。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　原価の変更のほうは分かりました。

全体的なことをちょっと聞きたいんですけれども、結局、水道事業は、この決算審査のところにも書いてありますし、それから決算書の報告のところにも出てきているんですけれども、今後どうするかという問題について、これからかなりのお金をかけなければならない状態に来ている。担当課長とのいろいろな話も、私してきたんですけれども、結局どういうふうにするかという基本的な方向を早く出して、全体的なこれから 10 年、20 年後の目標についての計画が全部できているんでしょうか。

というのは、いろいろお話ししてきましたけれども、旭市の貯水場と、それから圧送用のポンプのところの工事がもう差し迫っているわけですね。それで、あの状態でもって今までどおりの旭市の水の送り方をしていると、結局電気代を食って、何かあったらまた大きな事故になるという、断水するという可能性もあるということで、この圧送式のところを本来私はなくすという計画を長期に持つべきだと思う。

つまり、自然流下の水道方式にするべきだと思うんですけれども、それはできなければ、前に担当課長とも公の場所でお話ししたことがありますけれども、飯岡、海上、干潟の高台にある、あそこ大体50メートルから60メートル高台ですから、そこから自然流下の面積を増やして、それで、全体的なバランスを取るのと、それから配水管が耐震性のものが８％程度と言われているわけですから、それをどの程度いつまでに耐震性にするかという、個々にやっているよりも全体的な計画を早く皆さん方の知恵を集めてつくっていくべきではないかと思うんですけれども、そこら辺のところはどういうふうに今なっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　水道事業の方向性、今後の目標というところでございますけれども、水道事業につきましては、水道事業ビジョンの計画を基にしまして事業のほうを進めております。その中で、今お話がありました各配水場のほうのこれからということですが、松木委員のほうからもいろいろ話が出ています旭地域の配水場につきましては、圧送での送水をしております。水道ビジョンのほうの現在の目標としましては、旭地域の圧送している面積を他の配水場、干潟、海上、飯岡から自然流下面積を広げまして、旭地域の圧送の面積を縮小していくという方向性でおります。

あと、管のほうの耐震化の目標といいますか、計画なんですけれども、こちらは今現在まず重要給水管路、避難所等の重要施設に向いている配水管のほうを優先的に耐震管のほうへ更新をしております。また、各配水場から直接出ております基幹管路と言われるものについても、現在更新をしていく計画のほうを立てておりまして、今年度、旭配水場のものと飯岡のほうの基幹管路の更新を予定してございます。あと、老朽管等につきましては、その都度また更新のほうを耐震管に変えていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○**委員（松木源太郎）**　今のお考えは、私、口頭でもいろいろお聞きしてきているんですけれども、水の問題ですから、大きな地震がこれからあるだろうということも予想される中で、市として、コンサルを頼んでもいいですよ。一定のお金をかけて、全体的な水道の見直しを、今課長がおっしゃった計画がずっとある話は聞いておりますけれども、そういうものを早く整備していく、旭市全体の中で、毎年のように、あの計画だ、この計画だって、いろんな計画が出てくるけれども、水道を基本的にどうするかというような計画が少しお金をかけてもいいからやらなければいけないのではないかと思って、今。私は今回の決算を見ていて、いろんなことを感じたんですけれども、そういうものは抜きにしても、やらなければいけないものはやっていく。

しかし、今大きな、全体で議論しなければいけないそういう計画が作られていない。ここのところが大きな問題だと思うんですよ。今日は課長以上の方はいらっしゃらないのであれですけれども、今度、いつかその問題でもって質問もしていきたいと思って今調べているんですけれども、そういうものがないままで、個々の場当たり的なと言ったら課長に言わせれば怒られるかもしれないけれども、そういう感じの水道の行政だと。

単価についても、東総広域水道企業団とどういうあれがあるというのもこれから明らかにしていっていただきたいんですけれども、年によってそういう形でもって 10 円近くの水道の原価が上がったり下がったりしているというのは、これもどういうことなんだということもはっきり明らかにした上でもって事業を進めていただきたいと、このように思って今日は発言させていただきました。ご回答は、課長、いいですけれども、そういうことをここで述べておきたいと思います。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　１点質疑させていただきます。

令和５年度の建設改良工事の入札で、不調に終わったものがありましたら教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時１５分

再開　午後　１時１５分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　工事のほうのやり直しといいますか、不調になった件ですが、こちらは、ロ地区のほうで１件不調になったものがございます。

○委員長（片桐文夫）　永井委員。

○委員（永井孝佳）　その理由を教えてもらえますか。

○委員長（片桐文夫）　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時１６分

再開　午後　１時１７分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　すみません、入札時のこちらの予定価格と入札価格の金額の折り合いができなかったということで不調になったものでございます。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　すみません、それってこのさっき説明してくださった表の中にあるんですか。あれにはない。

あと、さっきご説明いただいた中で、ちょっと私の聞き間違いかも分からないんですけれども、１行目の水配Ｒ０５第１号清和甲地区という、これの千葉県発注の工事と言われました。ちょっと聞き取れていないから、そうなのかどうなのかというのと、これはどういった工事なのかというのをお願いします。あとは、そこの表の中では、一番下が建設課発注の工事だって言われていたので、ちょっとそこのところをお願いします。

それと、令和５年度の給水人口が５万 6,273 人で、令和４年度比で 390 人減で、ただ、普及率に関しましては 0.6%上がっていると。給水人口が減っているから、年間総給水量も対令和４年度比で 1.2%減になっているというふうに報告してあるんですけれども、ここで、私ちょ

っと本会議場でも言ったんですけれども、監査委員からのご指摘の中で、要するに、経営が非常に年々厳しくなっているという中で、売上げを上げるのに努められるようみたいなことがあるんですけれども、それはどういうふうなことをしたら上がると思っていらっしゃるかということと、あと、普及率のほうが 90.4%ということになっているんですが、まだ私の知る限りでは、移住してきた人が土地を求めるのに、あそこは水道管が近くにないから、そこに引っ張れないというふうに言われていて、井戸水しかないと、だからそこの土地どうしようかって考えているとか、そういう話をうちの近所でも聞くんですよ。

本来ならば、売上げになるであろう人、移住してきた人とか、そういう方々が増えて、水の売上げが立つというようなところが本管が近くに通っていないから、水道を引くには 100 万円ぐらいかかると言われたとか、そんなことを言われることがあって、それで、せっかくのチャンスというか、そういうものを逃しているような気がするんです。

そこのところで、普及率が 90.4%と言いながら、まだこれからここの普及率を伸ばしていける可能性があるところというのはどれぐらいあるものか。それから、もし自分の土地に水道を引こうとしたときに、大体どれぐらいの金額がかかるものなのかというのを教えてください。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　まず、最初に申し上げました不調になった工事につきましては、決算書のほうには載ってございません。

決算書のほうにあります１行目の清和甲地区配水管切廻し工事ですが、干潟のちばみどりひかた支店の隣の道路の道路改良が県の発注で行われまして、その道路の拡張工事に伴って、配水管のほうを移動してくださいという依頼がありましたので、そのための工事になります。

それから、普及率の件でございますが、普及率は 90.4%ということで、まず本管から宅内に引込みをしているお宅というのがかなりまだございまして、ただ、引込みをしてありますけれども、上水道は使っていなくて、地下水を利用している方がいます。これは、水道事業を当初始めたときに、まず加入しますよということで、加入はして引込みをしたんですけれども、それ以降ずっと使っていない方というのもかなりいますので、そういった方々に上水道のほうを利用していただけるように推進をしているところでございます。

あと、水道管がない場所へのどのくらいの費用と、そういった面でございますが、まず市の水道事業のほうでは、現在拡張工事というのを行っておりませんので、市のほうで拡張のた

めの水道管の本管の布設をする工事というのは行っておりませんので、本管がないところにつきましては、本管があるところから持って来ていただくようなことになるんですけれども、それにつきましては、配水管のほう、本管を引き込むための一般家庭に限りますが補助というものを設けまして、補助のほうを行っております。

本管を引くための費用につきましては、現在、材料費について市のほうから補助をしているような状況になります。ですので、いろいろ舗装を剝がして、また補修し直すといった部分については、個人の方で。その布設する配水管のほうの材料費について補助をしているような状況でございます。

あと、引き込む費用ですが、これは市道ですとか県道ですとか、そういった道路舗装の状況によって大分費用面が変わってきますので、県道とか国道とかということになりますと、100万円以上、もっと費用がかかるような状況でございます。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　売上げを増やすというところでは、ちょっと具体的に監査委員のを読みますね。「今後の事業運営については、給水人口の減少や節水意識の向上等により、給水収益の大幅な増加が見込めない中、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、厳しい経営環境となる状況が差し迫っていることに注視しながら、安定した収益確保と効率的な経営に努められたい」、私はこの「安定した収益確保」というところをどのように考えていらっしゃるかという、監査委員のご指摘なのでね。

そうしたら、ご答弁の中で、水道を引いているけれども、実際には井戸水を使っている人に水道を使うようにというのを促していくということだったと思うんですけれども、一方でまた、さっき言いましたように、私の考えでは、水道が引きたくても、水道水を使いたくても使えない状況のところが多々あるんですよ。本当に移住したいけれどもというような方が、あそこの土地がいいと言ったら、そこは水道がないよって言われたとか、井戸水もいいんでしょうけれども、災害時とかには本当に井戸水があると助かると思うんですけれども、ただ、常時食用というか飲んだりするには、やっぱり井戸水だと検査とかでちゃんとしたものでないと駄目でしょうし、そういったことから考えますと、この監査委員のご指摘の「安定した収益確保」につなげるためには、新たな需要というんですかね、そこのところを開発するしかないと思っているんです。

ですから、そういった意味では、その100万円を超えるという、水を飲むがために、飲料水を確保するがために100万円を超えるような、そういったお金を出さなければいけないというのがちょっと私は考えられないんですよ。

そこのところで、１点として、もう既に引いている人に水を使ってもらうというのもあると思うんですけれども、新たに水道を引きやすいような状況にするというのは、そういう策というのは、令和５年度内でも、それまででもでいいんですけれども、考えられましたかね。いろいろ検討されていますか。今も検討されていますか。これすごい重要なポイントだと思うんです。監査委員のご指摘にあるようにね。お願いします。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　すみません、先ほどの質疑の中で回答漏れがございましたので、ちょっと回答させていただきます。

まず、売上げはどうすればいいのかということですが、こちらにつきましては、先ほどの普及率の向上ということで、まだ井戸水を使って水道水を使っておられない方に上水道を使っていただくということ、そうなれば自然と売上げのほうが確保できていくのかなと思っております。

すみません、もう１点、補足説明での聞き取れなかった部分の再説明なんですけれども、それも県の発注の工事の件でよろしいですか。

（「県の発注は分かりました」の声あり）

○上下水道課長（多田一徳）　水道のないところへ引く場合の個人負担が大きいというところでの話なんですけれども、まず一つは、配水本管を引くための補助が一つございます。配水本管ではなくて、引込みの部分についての補助といいますか、市のほうからの負担はないのかというお話はほかからもいただいておりまして、そちらについては、水道事業の費用で賄うとなると費用負担が増えてきますので、そうなると水道料金にかかってくることもございますので、何も検討していないということではないんですが、現状そちらについて補助をしていくという方向性のほうは出しておりません。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　よろしいですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　あんまりよろしくないんですけれども、先ほど松木委員のほうからもあ

ったんですけれども、こういうまちづくり全体の話となると、答弁してくださる方がいらっしゃらないんですよ。こちらにね。課長はそれぞれの課のことで答弁、そこまでじゃないですか。そこから上の答弁というのをしてくださる方がいらっしゃらないので、全然これに関してはよろしくないです。だって、監査委員がこういう指摘をされているのに、そこのところに対して、私は補助するかどうかということを聞いているんじゃないんですよ。引込みに対してね。ではなくて、水道を引いて、そこに移り住んできたいんだけれども、結局県道から引き込もうと思ったら100万円を超えるって言われて、そこの土地は諦めたと。そんな話を聞くので、そうしたらまちづくりということに関係するわけじゃないですか。そうしたら、この監査委員のご指摘の中の収益確保をどうやってやるんだというところに、まちづくり全体として考えなければいけない部分が出てくるわけですよ。そこの答弁がいただける方がいらっしゃらないでしょう。これ全然よろしくはないんですけれども。

（「新たに広げないというのが旭市の見解」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　それか、本会議場で。

○委員（戸村ひとみ）　広げないって、でも、引込みを広げないってわけではないでしょう。

（「本会議場でもって反対討論をやらないと駄目だということ」の声あり）

○委員（戸村ひとみ）　引込みするのを広げないって言われているわけではないと思うんですよね。本管を広げないということでしょう。だから、私はそこから先のことを言っているんですよ。そうしたらもう収益確保なんかできなくなっちゃいますよね。

なので、よろしくないんですけれども、本当に答弁いただける方がいらっしゃらないので、しようがない。しようがないのか何なのか、策を考えるしかないですね。

○委員長（片桐文夫）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時３４分

再開　午後　１時３４分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　水道事業の配水管の布設ということの中で、まちづくりというと

ころでのお話でございました。まちづくりということでのお話も幾つかいただいております。そういった話をいただいた中で、関係課とちょっと協議をしたこともございます。その中で、現在、移住・定住のほうの補助金等も出ているかと思われますけれども、水道のほうの引込みに関しては、移住・定住の補助金のほうも含めた中での考えで出しているというようなことで担当課のほうから伺っております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　再度の質疑して悪いんですけれども、今戸村委員のおっしゃったことと関連するんですが、この彼女が読んだ本年度の監査意見書がその後がどう書いてあるかというと、「また、管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」、これが監査意見書のくくりなんです。

ところが、去年の監査意見書に全く同じ言葉が書いてある。何年もそこはこうなんです。つまり市の責任者がこの言葉を読んでないんですよ。読んでないか頭に入っていないからこういうことが起こる。

ですから、私が質疑した東総広域水道企業団との間に単価が上がってしまう。10 円上がるんですよ、単価が。大変なことですよね。そのことについての経過は担当課長からお話聞きましたけれども、そういうことについて何らの対策もしない。それで、もっと言わせてもらえば、上下水道課なんて言って、上水道と下水道とまるっきり性格が違って、それから地域の配水、これを一緒にして一つの課にすればいいやという、そういう行政の進め方なんだよ。

だから、この問題は、特に水道は、今、永井委員と戸村委員だって話があったけれども、100 万円のお金を出してあそこからここまで水道を引きますなんていう人はいないんですよ。だから、新しくこの地域だったら人口が増えているから、市がお金を出して、水道をこの地域は引きましょうと。つまり、ほかから来る人を呼び込みたいわけでしょう、旭市は。そういう政策のベースになることをやらなければ。来た人に 10 万円やる、100 万円やるから、1 人来てくれて。そうじゃないんですよ。いい町だから来る。そういうものをベースにするには、水道が一番大事だということを言っておきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の今のあれに対しては、答弁できないでしょうから、よく確認してもらいまして。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、議案第６号の質疑を終わります。

続いて、議案第７号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○**上下水道課長（多田一徳）**　議案第７号、令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和５年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

公共下水道事業決算書の 43 ページをお願いいたします。

（１）の建設改良工事の概況となります。

表の１行目、公共ます設置工事ですが、公共下水道区域の中で、農地等の理由で公共ますの設置されていなかった土地に、新たに家屋が建設されたことにより、公共下水道へ接続することとなったため、公共ますを設置する工事を実施したものです。

２行目ですが、公共下水道管移設等依頼工事は、令和４年度からの繰越事業で、建設課による排水路の整備に支障となる下水道管を先行して移設したものでございます。

３行目の公共下水道管移設等依頼附帯工事は、地下水への対応等、２行目の公共下水道管移設等依頼工事に附帯する工事を実施したものです。

（２）の保存工事の概況については、故障や経年劣化による動作不良となった設備や機械について修繕の更新を行ったものです。

以上で、議案第７号の補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　担当課の説明は終わりました。

議案第７号について、質疑がありましたらお願いいたします。

﨑山委員。

○**委員（﨑山華英）**　すみません。この質疑、ちょっとどのタイミングで質疑したらいいか分からなかったんですけれども、令和４年 12 月から下水道料金と農業集落排水もですけれども、水道料金と一括して請求引き落としに方式が変わったと思うんですけれども、収納率とか、その前年で変化があったのか。今回一括にしたことで、どのような効果を見込んでだったのかとか、ほかに何か経費削減になったことがあったなら、どれぐらい経費が削減されたのか教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　﨑山委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時４３分

再開　午後　１時４５分

○委員長（片桐文夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　まず、収納率の関係でございますが、３事業一緒に請求のほうを現状させていただいております。各水道事業、公共下水道、農業集落のほうの収納率でございますが、令和５年度におきましては、水道料金のほうが 98.31％でございました。令和３年度の収納率が 98.38％でございますので、あまり水道のほうにつきましては変わらない状況ではございます。公共下水道につきましては、令和３年度 98.92％から、令和５年度が 99.25％ということで収納率のほうが上がっております。また、農業集落排水につきましては、98.96％から令和５年度が 98.11％ということで、ちょっとこちらのほうは、収納率のほうが下がった状態でございます。

三つ一緒にしたメリットなんですが、こちらはそれぞれ納付証のほうを発行しておりましたので、それを一つにするということで、業務量ですとか、また通知書発送の切手代ですとか、そういった面での費用の軽減ということでメリットのほうは出ております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫）　そのほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　公共下水道事業についても同じようなことが言えるんですけれども、それとは別にして、水洗化率というのはいわゆる今どのぐらいのところに来ているかというと、接続人口が 4,870 人ということですね。そして、水洗化率が 74.8％。前にもお話ししたことがあるんですけれども、今回、公共下水道の西の地域、第２期の地域は当面やらないということに市で決定した、これはしようがないと思うんですけれども、私もね。だから、今の公共下水道が使える地域でどれだけ接続してくれるか。

つまり、この地域の方々は、１平米当たり 800 円の加入金を払っているわけです。これは下水道法の決まりでもって、公共下水道の地域は、その土地を持っている人は１平米当たり幾ら払いなさいと。この地域でもってそれがないのは、旧佐原市だけです。佐原市はそういう

ものがありませんでした。小見川町はありましたけれどもね。佐原市が下水道やった頃はそういうまだ法律がなかったんです。それは別にして。ですから、その 800 円を払ったにもかかわらず、25%以上の方がまだ公共下水道を使ってないんですね。一部くみ取りの人もあるし、合併処理浄化槽の人もある。

公共下水道が始まってから合併処理浄化槽をわざわざつけた人はいませんから、公共下水道が始まる前に合併処理浄化槽を使っていた方が、その地域が公共下水道の地域になって、５年かけて平米当たり 800 円のお金を払った。まだ払っていない方もいます。

そういうような状況だからなかなか難しいんですが、ですから、ここのところをどう上げるかということが、この公共下水道の決算に、いわゆる予算に大きく影響してくるので、その地域の方々には、今ちょっと上下水道課長に聞きたいんですけれども、今、合併処理浄化槽の場合に補助金がほかのところはついていますけれども、公共下水道の地域の方々は差別されてつかないですか。それとも、それを取っ払う費用なんかは援助しないでしょう。だから、合併処理浄化槽を取っ払って、接続するための費用をある程度市でもって持つということを表現すれば、公共下水道を 25%近くの方がつなぐことになれば、この会計のかなりいろんな面でいい結果をもたらすと、こういうふうに私は考えているんですけれども、担当課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　普及率の向上につきまして、補助ですとかのお話をいただいております。公共下水道事業、一般会計からの繰入れの金額が大分ございまして、使用料で賄われていない状況がございます。そういった状況の中で、合併処理浄化槽撤去のための補助となりますと、こちらはやはり経営のほうに大分負担がかかってくる状況になると思いますので、普及率の向上については、公共下水道単独ではなくて、他の関係する課のほうと協議した中で、補助できるかどうかというのをまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　これもやっぱり答弁する人がいない。これ、読んでみましょうか、監査の意見書を。どういうことを言っているかというと、「公共下水道事業は、清潔で快適な生活を営む上で必要不可欠なものであり、環境を重視したまちづくりに大切な事業であることから、公営企業会計の指標に基づく経営分析を行いつつ、「旭市公共下水道事業経営戦略」

についても適時見直しを行い、将来にわたって公共下水道事業が持続できるよう、施設の適正な維持管理と経営基盤の強化に努められるよう要望する。」、これを聞いた市のトップは何を考えるかと言ったらば、当然私が考えたように、あと 25%の人たちに公共下水道を使ってもらうと、市の負担増も減るなという、そういう発想になるんですよ。そういうふうな考え方でもって、この監査意見書は出ていると思うんですね。

だから、そういうような総合的なまちづくりの観点がなければ、ここだけ、ここだけってやっていけば、そんないいまちづくりできないんじゃないかと思いますので、これは答弁要りませんけれども、そういうことがこの決算では考えられるということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎）　41 ページの業務状況の報告の中で、水洗化率は 74.8%と書いてあります。今後、公共下水道区域については、拡大しないという中で施設を維持できるのか。また施設を持て余すことはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　公共下水道の全体計画につきましては、1,010 ヘクタールから 230 ヘクタールということで縮小をさせていただきました。現在、供用開始をしている 202 ヘクタール、こちらにつきましては、今後計画を変更した中で、多少認可をこれから変更しますけれども、面積のほうは変わってくるかと思いますが、現状この 202 ヘクタールに対しての施設整備を行っておりますので、この施設について維持管理を適切に行っていくということになります。

以上になります。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　同じような質疑を考えていたんですけれども、やはり答弁いただく方がいらっしゃらないから、具体的に先ほど課長のほうからございました繰入れのほうがあるので、そこの負担が増えるだけだからというような話があったんですけれども、繰入金のほうの、どんどん増しているのかどうなのか。令和２年ぐらいからお願いします。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○**上下水道課長（多田一徳）**　一般会計からの繰入れにつきましては、令和２年度は３億 8,500 万円、令和３年度が約３億 7,970 万円、令和４年度、令和５年度は４億円でございます。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、議案第７号の質疑を終わります。

続いて、議案第８号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○**上下水道課長（多田一徳）**　議案第８号、令和５年度旭市農業集落排水事業剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和５年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

農業集落排水事業の決算書、同じものになりますけれども、決算書 71 ページをお願いいたします。

２の工事、（１）建設改良工事の概況となります。

表の１行目、江ヶ崎地区農業集落排水処理施設上澄水排出装置更新工事ですが、上澄水排出装置が故障により停止したため、更新を行ったものとなります。

表の２行目、江ヶ崎地区道祖神マンホールポンプ場制御盤更新工事は、腐食及び経年劣化による故障のため、更新したものでございます。

（２）の保存工事の概況につきましては、故障や経年劣化による動作不良となった設備や機械について、修繕や更新を行ったものでございます。

以上で、議案第８号の補足説明を終わります。

○**委員長（片桐文夫）**　それでは、議案第８号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　１点だけお願いします。

70 ページの職員に関する事項なんですけれども、経営業務班が１人ということなんですけれども、公務やる方というのは下水道と兼任ということでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○**上下水道課長（多田一徳）**　１名というのは経理上１名ということでさせていただいております。実際には、経理と工事をする公務のほうもありますので、そこは他の職員と兼任という

ような形になっております。

○委員長（片桐文夫）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　特にないようですので、議案第８号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（片桐文夫）　これより、討論を省略して、議案第６号から議案第８号までの採決をいたします。

議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　賛成多数。

よって、議案第６号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第７号、令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　賛成多数。

よって、議案第７号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第８号、令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　全員賛成。

よって、議案第８号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、上下水道課は退席してください。

ここで途中でありますが、午後２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　２分

再開　午後　２時１０分

○**委員長（片桐文夫）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

○**委員長（片桐文夫）**　続いて、担当課より財務諸表について報告がありますので、説明をお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　それでは、財政課から追加で提出しております財政状況に関する資料二つについてご説明いたします。

それでは、まず、一つ目としまして、財務書類をお開きください。

令和５年度旭市財務書類（速報版）と書かれた資料をご覧いただきたいと思います。これを用いまして、旭市の財務４表について説明してまいります。

２ページをお願いします。

初めに、財務書類の概要についてご説明いたします。

財務書類につきましては、新地方公会計制度に基づき、地方公共団体の会計制度に企業会計の手法を導入しようとする取り組みで、本市では平成 20 年度決算から貸借対照表などの財務４表を作成しております。

続いて、財務書類についてご説明いたします。

下の表、対象とする会計の範囲をご覧ください。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類、旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類、旭市の全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類の三つの財務書類となります。本日はこのうち旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類について説明いたします。

なお、一部事務組合などの関連団体まで加えた連結財務書類につきましては、令和５年度中に対象団体から決算書などの提供を受け、年度末を目途に作成、公表する予定であります。

３ページをお願いします。

財務４表の種類です。一つ目は貸借対照表、いわゆるバランスシートになります。二つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものでございます。三つ目は純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものであります。四つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものでございます。

４ページをお願いします。

それでは、まず、１の貸借対照表（バランスシート）について申し上げます。

まず、上のイメージ図をご覧ください。こちらは貸借対照表の内容を分かりやすく図式化したもので、左側が資産の部、右側が負債の部と純資産となっております。また、この図の下の表が基となっている数値をまとめた表でございます。

以下、ほかの三つの財務書類につきましても、上に全体のイメージ図、その下に基となる数値の表というような記載となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、下の表をご覧ください。こちらでご説明いたします。

資産の部です。網かけの①現金預金につきましては、後ほど説明いたします資金収支計算書（キャッシュフロー）の本年度末現金預金残高と突合するものになります。

下に行きまして、網かけの資産合計Ａ欄は 1,509 億 7,738 万 6,000 円で、前年度と比較して 15 億 135 万 7,000 円の減となっております。これは建物の減価償却などによる有形固定資産の減や旭中央病院への貸付金の減による、投資その他の資産の減が主な要因です。

次に、負債の部、網かけの負債合計Ｂは 590 億 2,371 万 2,000 円となり、前年度と比較して 24 億 1,618 万円の減となっております。これは固定負債の地方債におきまして、一般会計や病院事業債管理特別会計で、新規の発行より償還が多かったことにより地方債残高が減したことが主な要因です。

資産から負債を差し引いた純資産合計Ｃは、②919 億 5,367 万 4,000 円となっており、前年

度と比較して９億1,482万3,000円の増となりました。

なお、②純資産合計は、後ほど説明いたします純資産変動計算書の本年度末純資産残高と突合するものになります。

５ページをお願いします。

２の行政コスト計算書です。これは民間企業で言うところの損益計算書です。

下の表をご覧ください。網かけのところになります。

３の純経常行政コストは390億3,518万4,000円で、前年度と比較して３億1,802万円の減となっております。これは学校給食費の無償化に伴う使用料及び手数料の減による経常収益の減よりも退職手当引当金の減による人件費の減や、その他の業務費用の減による経常費用の減のほうが大きかったことによるものです。

これに臨時的な損益を加えたものが一番下の網かけ６の純行政コストとなり、③390億5,581万7,000円で、前年度と比較して３億1,128万3,000円の減となりました。

６ページをお願いします。

３の純資産変動計算書です。これは純資産の年度中の増減を表すものです。

まず、上のイメージ図をご覧ください。

純資産変動計算書は、前年度末の純資産残高から、まず純資産の減少要因となる純行政コストを差し引きまして、次に、純資産の増加要因となる税収や国・県の補助金などの財源を加え、最後にその他、会計の連結に伴う相殺などの増減を加味し、本年度末の純資産残高を算定するものになります。

下の表をご覧ください。一番下になります。

令和５年度の本年度末純資産残高は、②919億5,367万4,000円、前年度と比較して９億1,482万3,000円の増となりました。これは、上から２番目、純資産から差し引く２の純行政コストが前年度より減少したことや、純資産に追加する３の財源が国・県等の補助金の増により、前年度より増加したことによるものです。

なお、一番下の行、８の本年度末純資産残高、②の額は、４ページの貸借対照表の下の表、下から２行目、純資産合計の②の額と一致するものであります。

７ページをお願いします。

４の資金収支計算書、これはキャッシュフローで、市の資金収支の状況を三つの活動に区分して表したものでございます。

下の表をご覧ください。

網かけの業務活動収支Ａ、これは行政サービスにおける人件費などの支出や市税などの収入といった毎年度の継続的な収入支出となります。令和５年度は 40 億 2,527 万 9,000 円となりまして、行政コスト計算書で説明しました人件費の減などにより、前年度と比較して１億 4,279 万 8,000 円の増となりました。

次に、投資活動収支Ｂです。これは学校や道路などの資産形成、投資、貸付金などによる収入支出となります。令和５年度はマイナス 18 億 4,233 万 7,000 円となりまして、統合保育所、統合消防分署建設開始に伴い、投資活動支出が増したことにより、前年度と比較すると５億 580 万 2,000 円の減、収支としましてはマイナス幅が大きくなりました。

次に、財務活動収支Ｃです。これは地方債の収入支出です。令和５年度はマイナス 21 億 4,321 万 2,000 円で、前年度と比較すると６億 7,668 万 8,000 円の増、収支としましては、マイナス幅が縮減となりました。これは一般会計と病院事業債管理特別会計で、地方債の新規発行額が前年度より増したことによるものです。

Ａ、Ｂ、Ｃの三つの収支の合計に前年度末資金残高を加え、さらに本年度末の歳計外現金残高を足した、一番下の網かけ、本年度末現金預金残高Ｈは、①62 億 8,600 万 1,000 円となりまして、前年度との比較で 3,080 万 7,000 円の増となっております。

この①の金額は、４ページ、貸借対照表の２の流動資産の（１）現金預金の網かけの①の額と一致するものでございます。

８ページをお願いします。

ここからは財務４表を用いた指標の分析の説明となります。

１、市民１人当たりの指標です。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割った金額で、資産については資産の形制度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性を図ることができます。

表をご覧ください。

資産については、令和５年度は 240 万 6,000 円で前年度と同額となりました。これは全体の資産は前年度から減しましたが、人口も減したためです。負債については、令和５年度は 94 万 1,000 円で、前年度と比較して２万 8,000 円の減となりました。これは地方債残高が減少したことが主な要因です。

行政コストについては、令和５年度は 62 万 2,000 円で、前年度と比較して 1,000 円の増となっています。これは全体の行政コストは前年度から減したものの、人口も減したためです。

次に、２、歳入額対資産比率です。これは、これまでに形成された資産が歳入の何年分に相

当するかを表すものです。令和５年度の比率は 2.8 年で、前年度と比較すると 0.1 年の減となっております。これは分子である資産合計が建物の減価償却などにより減となったことや、分母である歳入総額が地方債の新規発行の増加などにより増となったためです。

９ページをお願いします。

決算委員会のほうで菅谷委員のほうから自己資本比率について質疑があったと思いますが、ここの場所になりますので、今からご説明申し上げます。

３の純資産比率です。総資産のうち、返済義務のない純資産がどのくらいの割合を占めるかを表しています。企業会計における自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。

令和５年度は 60.9%で、前年度と比較して 1.2 ポイントの増となっています。これは純行政コストの減や国・県等の補助金の増により純資産が増したことと、建物の減価償却などにより資産が減少したことによるものです。

４、有形固定資産減価償却率です。これは有形固定資産のうち建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。

令和５年度は 63.6%で、前年度と比較して 1.2 ポイントの増となっています。令和５年度に新たに取得した大きな固定資産がなく、市内道路や本庁舎など現在保有しているインフラ資産や建物の減価償却費のほうが大きかったことが増の主な要因です。この比率は増加傾向にあります。

10 ページをお願いします。

５、基礎的財政収支（プライマリーバランス）です。支払利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等の発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。プラス（黒字）であればその年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることになり、財政が健全であることを示します。

令和５年度は 27 億 7,781 万円の黒字です。前年度との比較では５億 681 万 7,000 円の減となりました。これは地方債を主な財源として実施している統合保育所、統合消防分署の建設工事の開始に伴い、３段目になります、投資活動収支が前年度よりも減、収支として前年度よりマイナス幅が増加したことが主な要因です。

続いて、６、社会資本形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）です。これは、社会資本整備の結果を示す固定資産を、市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。

この比率が高いほど、将来の世代が負担する割合が高いと言えます。

令和５年度は 41.4%で、前年度と比較して 0.9 ポイントの減となっています。これは、表の一番下、分母である有形・無形固定資産合計が建物の減価償却などにより減少したものの、その上になります、分子である地方債残高がより大きく減少したことが主な要因です。

続いて、11 ページをお願いします。

７、受益者負担の割合です。これは経常収益を経常費用と比較することで、行政サービス提供に対する負担について、どの程度を使用料や手数料等の受益者負担で賄えているのかを表します。経年や他団体との比較により、受益者負担が適正かどうかをはかることができます。

令和５年度は 5.5%で、前年度と比較して 0.6 ポイントの減となっています。これは、学校給食費の完全無償化に伴う使用料及び手数料の減による経常収益の減が主な要因です。

以上が令和５年度の財務４表の説明となります。

作成したデータにつきましてはホームページなどを通じて公表することで、旭市の財政状況について、できるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

次に、もう一つの資料について説明させていただきます。

決算カードのほうをお開きください。

これは、毎年度、総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものです。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体との比較もしやすくなっております。

ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて、共通した方法によって作成されておりますので、このカードの数値と決算書の数値は異なっている部分があることをご理解いただきたいと思います。

一例を申し上げますと、このカードにおける歳入歳出の総額は、一般会計の数値に病院事業債管理特別会計の中の独法化以降の起債借入分を加えたものとなっておりまして、決算書の歳入歳出の総額とは異なっております。

それでは、このカードにどんな内容が盛り込まれてあるかを説明してまいります。

１ページになります。

上段には、人口と産業構造を示しています。

中段の左側には、令和５年度とその前年度、令和４年度の２か年の決算額の収支、令和５年度の普通交付税の算定に用いた基準財政需要額などを表示しております。また、右側には、各種財政指標と健全化判断比率を表示しております。

右側の財政指標等の一番上、財政力指数ですが、こちらは地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３か年の平均で、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられているものです。令和５年度の財政力指数は 0.49 で、前年度と同じとなりました。

その下、実質収支比率ですが、こちらは実質収支額の標準財政規模に対する割合になります。令和５年度の実質収支比率は6.6%で、前年度の 7.4%から 0.8 ポイント減しております。

記載内容の説明に戻りまして、下段には各特別会計の決算額を表示しております。

２ページのほうをお願いします。

左側の上段には款別の歳入を、その下には市税の収入状況を表示しています。

右側に移りまして、上段は性質別歳出を、その下には目的別歳出を表示しております。

最後に、一番下の枠には、現在進めている大規模事業を表示しています。

説明は以上でございます。歳入歳出の詳細などにつきましては、決算の説明とほぼ重複いたしますので、一つ一つの内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和５年度決算に基づく財務４表と決算カードについての説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の報告は終わりました。

○委員長（片桐文夫）　それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

３日間お疲れさまでした。

閉会　午後　２時３２分

旭市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長　　片　桐　文　夫

建設経済常任委員会

令和６年９月１９日（木曜日）

建設経済常任委員会

令和６年９月１９日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第　９号　令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

議案第１２号　旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席者（７名）

委員長	片　桐　文　夫	副委員長	永　井　孝　佳
委　員	向　後　悦　世	委　員	宮　澤　芳　雄
委　員	井　田　　孝	委　員	戸　村　ひとみ
議　長	飯　嶋　正　利		

欠席委員（なし）

傍聴議員（２名）

議　員	松　木　源太郎	議　員	常世田　正　樹

説明のため出席した者（１４名）

副市長	飯　島　　茂	商工観光課長	大八木　利　武
農水産課長	伊　藤　弘　行	建設課長	齊　藤　孝　一
都市整備課長	飯　島　和　則	上下水道課長	多　田　一　徳
農業委員会事務局長	戸　葉　正　和		
その他担当職員	７名		

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	黒　柳　雅　弘
副主幹	菅　　晃		

開会　午前１０時　０分

○委員長（片桐文夫）　おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

それこそ今お話ししていたんですけれども、このところ何日かずっと熱中症警戒アラートが出ていまして、暑い中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日この建設経済常任委員会に付託されました議案は３件です。スピーディーな進行に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は６名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました一般会計補正予算を含む３議案について、ご審議いただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫）　ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（飯島　茂）　改めまして、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で３議案でございます。

その内訳でございますが、予算関係が１議案で、議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項、条例関係が２議案で、議案第 12 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めて

まいりますので、何とぞ、全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**委員長（片桐文夫）**　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○**委員長（片桐文夫）**　ただいま副市長より説明がありました、本委員会に付託されました３議案の審査を行います。

初めに、議案第９号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　それでは議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 14 ページをお願いいたします。

歳出になります。

６款１項４目、説明欄１の県産飼料自給体制整備事業 1,386 万 4,000 円ですが、この事業は、営農集団等が飼料作物の増産を行う取り組みに対し、その生産や収穫に必要な共同利用の機械等の整備を支援する事業になります。

事業主体は、東総コントラクター組合で、事業内容は、汎用型微細断飼料収穫機１台と自走ラッピングマシーン１台の導入になります。

事業費は 2,772 万 8,000 円で、２分の１を県が補助するものであります。

次に、補正予算書の 14 ページ下段から 15 ページ上段をご覧ください。

６款３項１目、説明欄１の海業推進事業 60 万 4,000 円ですが、海業推進地域協議会の設置などに係る費用について補正をお願いするものでございます。

令和５年５月に漁港漁場整備法等の一部改正により、漁港施設の利用に関する規制緩和が行われ、漁港の活用についても盛り込まれました。

市では昨年度から、飯岡漁港での海業の取り組みの有効性について、地域の現状や先進地の事例などの調査研究を行い、今年度、県域全体の海業推進基本構想を策定している千葉県と

連携調整を図ってきたところでございます。

このたび、漁業関係者の機運が高まり、県との調整も進んだことから、さらなる多様な関係機関による協議検討を進めるため、新たに協議会を設置するものでございます。

事業費の２分の１を県が補助するものでございます。

以上で議案第９号、農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

議案第９号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄）　では、何点かお尋ねします。

１点目、今、協議会が設置されるということですけれども、構成員、メンバーはどのようなものになるかお尋ねします。

２点目、先ほど漁業関係者等のお話がありましたけれども、その関係者から、漁協や漁業関係からの意見、要望はどのような内容のものがあったのか、２点目にお尋ねします。

また、それに対してこれまでどんな調整をしてきたのか、お答えいただきます。

３点目、市では、海業でこれからブルーツーリズムなど広い視野で、市外の人たちや観光客などを迎え入れる取り組みなどを検討していることと思いますが、将来の方向性についてどのようなお考えなのかお聞かせください。

四つ目、現在策定中の第３期総合戦略の中で、海業はどのように位置づけられるのかお尋ねします。

最後５点目、海業を推進することで、今後、国や県から補助金はあるのでしょうか。補助金があるのであれば、どのような内容なのか、ハード、ソフト両面でお答えください。

以上です。

○委員長（片桐文夫）　宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　では初めに、協議会のメンバー構成についてご答弁申し上げます。

漁業関係者として、海匝漁業協同組合及び各船団の代表、それから旭水産加工組合、飯岡釣船組合、市民代表として飯岡地域区長会会長、それから一般公募、市議会代表、それと地元県会議員、関係機関として商工会、旭市観光物産協会飯岡支部、それと県の関係機関、千葉県漁業協同組合連合会、市職員、学識経験者として県内大学教授などで 30 名程度を想定しております。

それから、漁協や漁業関係者等の意見、要望ということのご質疑にお答えいたします。

今年度当初に、漁協や各船団の漁業関係者にヒアリングを行ってきました。その中で、近年、ハマグリなどの一部を除いた漁獲量の減少が長期化し、買い手が集まらず、獲れた魚のほとんどが銚子港で水揚げしていることなどを聞いております。

また、漁業を行うことによって港に活気が生まれるのはいいことだ。ほとんどの方に言っていただきましたが、ハマグリなどの販売やＰＲをしたいとの前向きな意見も伺っております。

それから、将来の方向性についてでございますけれども、具体的な事業内容については、今回立ち上げる協議会での検討になりますが、関係者や地域の意見を集約し、漁業者をはじめとした地域のやる気と挑戦を引き出し、多様な人材の活躍による地域の持続的な所得向上と雇用創出を目指したいと考えております。

また、実際の事業実施についても、これから協議会で協議していくものですが、事業実施に当たってＰＰＰ、官民連携による民間活力の導入を想定しております。

続いて、総合戦略との関わりですけれども、次期総合戦略についても推進すべき事業として掲載する予定で調整しているところでございます。

続いて、国・県の補助金の関係ですけれども、海業の推進については、千葉県が単独で行う事業補助金で海業による地域活性化支援事業があります。海業の取り組みを推進するため、地域の推進協議会等が実施する各種活動に対して助成するもので、今回、補正項目については全て対象となる見込みでございます。

以上でございます。

○**委員長（片桐文夫）**　宮澤委員。

○**委員（宮澤芳雄）**　この海業、私もそれほどよく分からなかったんですけれども、議案が出てきたのでいろいろ調べてみたら、最初は 1980 年代に神奈川県の三浦市長が、三崎港地区を漁業のみに依存しないで、さらなる地域の活性化を目指して提唱したことが初めだということで、その一つに、産直センターやイベント会場を併設した「うらり」というんですかね、2001 年に開設して、これは非常に好評だったらしいんですけれども、今回も当然海業ですから、漁業関係者あるいは漁業者と関係者が当然販売を一緒に行うということは大変いいと思うんですけれども、そういった計画は、今のところどういうふうに進んでいるんでしょうか。分かる範囲でいいですけれども。

○**委員長（片桐文夫）**　宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　そういった、これから協議していくことになりますけれども、漁業関係者の皆様からは、ヒアリングの中では、販売ブースを設けられないかとか、そういった意見とか、飯岡ハマグリのブランド化をしたいということでもらっております。あとは、船を使ったものがあればいいとか、生きている魚を売りたいというような話も伺っております。そのほかにも、潮干狩りができないかとか、飯岡漁港で一日遊べるとよいというような意見も伺っております。

実際には議会で協議して、どういう方向にしていくのかというのは決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　宮澤委員。

○**委員（宮澤芳雄）**　そうですよね。前向きにどんどん進めてもらいたいと思います。本当にいいことですからね。

この協議会、30 人ということですけれども、いつ頃からいつ頃までに 30 人がそろって、大体年間何回くらい協議があるのか分かれば教えてください。

○**委員長（片桐文夫）**　宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　協議会の今後の予定ということでご答弁申し上げます。

第１回目の海業推進協議会ですが、10 月３日を予定しております。そのほかに本年度は１月と３月に開催する予定でございます。

そのほかの令和７年度以降なんですけれども、推進協議会の内容でいきますと、旭市海業推進計画の策定ですとか官民対話による市場調査とか、事業提案の聞き取りなどを行う予定でおります。

○**委員長（片桐文夫）**　宮澤委員。

○**委員（宮澤芳雄）**　ありがとうございました。

３期の総合戦略、これまだこれから位置づけるということで、これから作成されると思うんですけれども、しっかりしたポジションに入れて、本当に旭市の宝ですよね。そういうふうにできるように進めてください。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　宮澤委員に引き続き、海業の地域協議会について質疑させていただきます。

まず、学識経験者とあったんですけれども、こちらはどういった専門の方なのでしょうか。例えば海に関してなのか、それともマーケティングなのか、それともまちづくりとか、どの観点の専門家を入れるのかをお伺いしたいと思います。

あとは公募とありましたけれども、何人ぐらいか、もしくは、あとどんな感じで募集するか。10 月３日に開かれるということで、もう募集しているんですかね。その辺を教えてください。

あと、委員になられた方の任期を知りたいです。

あとは、地域協議会は傍聴できるかどうか、その辺も教えてください。お願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　学識経験者ですけれども、まちづくりが専門の大学教授を今のところ想定しております。

委員の公募の関係ですけれども、既に公募はホームページ等で募集して、９月 10 日に締め切って終わっております。２名ということでございます。

任期の件ですけれども、１年になります。

それから、傍聴の件ですけれども、傍聴は可能でございます。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員。

○**委員（永井孝佳）**　分かりました。

あと、すみません。ちょっと質疑漏れだったんですけれども、灯台エリアなどとの一体的な活用など、その辺も話し合われる予定はあるでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　当然、灯台エリアも一体的に話し合われると想定します。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○**委員（向後悦世）**　漁港の開発は、もう合併前から計画されたり、県も旭市の発展のためには漁港の開発、また、県の土地や何か、海の駅がよいのではないかというような部分、県の農水部長も、旭の産業まつりのときに来てくれて語っておりました。いろいろなプロセスを経

て、やはりあのあたりが開発が進んで、おといの皆さんに東洋のドーバー、ああ、いいところだなと喜んでいただけたり、また、大堤防をもっと延ばして鹿島港の南方の内側に 20 万トンのタンカーが接岸します。あの大堤防をもっと延ばして、そこに東京から北海道まで行くフェリーが１日１便でも仮に止まったとしたら、旭市はすばらしいエリアになります。また、どの範囲まで広げていけるか、やはりそういうことを踏まえた中で検討していただければありがたいなと思います。これは私の意見です。これについて何か思惑があったら。

○**委員長（片桐文夫）**　向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　当然そういったことも協議会で検討しますけれども、一応あの地域は太平洋や屏風ケ浦を臨む雄大な景色や豊富な海を求める来客者、釣り客も多く訪れる大きなポテンシャルを占めておりますので、その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はございませんか。

戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　まず、県産飼料自給体制整備事業 1,386 万 4,000 円、これが県の補助金が２分の１と言われましたか。機械、トラクターですか、それが二千何百万円のものを１台、私、トラクターの数え方、１車両、何と言ったらいいのかな。それがどういうふうに選定というか、どこかの事業者のものになるんだと思うんですけれども。

本会議のときに、令和７年度の補助金が前倒しになったというお話があったと思うんですけれども、こういうことってあるんですか。前倒しになるということは、この事業に対しての手を挙げたいみたいなのがばたばた準備不足になるというか、周知がなかなかできないのではないかなと思うんですけれども、なぜこれ前倒しになったんですか。結構な金額なので、こういうことがよくあるのかどうか。

先ほど言いました１台ということなので、その詳細です。どういうふうにそこが選ばれたのか、それがどういうことなのか。トラクターがどこに行くのかというのも分からないので、お願いします。

それから、海業のほうなんですけれども、前者お二人の委員からいろいろ詳しく聞かれました。粗方分かったんですが、公募の方とか、協議会の委員さんたちが任期が１年ということですので、先ほどおっしゃった推進計画作成というのが１年の間にできるんだと思うんです。１年間かけて推進計画をつくって、その後の流れというんですかね、いつまでに海業と言わ

れる、店なら店ができるのか、そういう計画というのはどうなっていますか。先ほど宮澤委員のほうから、最初が2001年とか言われていましたか、三浦市だか何かの。

（「神奈川県のね」の声あり）

○**委員（戸村ひとみ）**　そうそう。ですから、それからすると23年もたっているわけでしょう。ですから、遅いと言ったらあれなんですけれども、私は旭市みたいなところは、飯岡海岸みたいなところはもっと早くにそういったことができていてしかるべきだったかななんて思いますもので、このスピード感がどうなっているのかなというのをお聞きしたいです。

県事業とかで、ここの護岸をどうするだとか、ここの海をどうすると今までも散々いろいろなことがあってきているんですよ。円卓会議なんかをつくったりして、ただ、本当に会議は踊るで、何億円かその円卓会議にかけたものも全く成果物なしという形で終わっているものとかもありますので、そこのところで本当に期限を決めた、ここまでにどういう成果物を出すのかみたいなことをちゃんとやらないと、絵に描いた餅で終わるのではないかなと思いまして、そこのところお願いします。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　初めに、県産飼料自給体制整備事業の関係でございます。

なぜ前倒しになったかということでございますが、実際には、来年度事業につきまして希望調査をこちらのほうで取っております。畜産業者さんの希望をもう既に取ってあります、今年度中に。その事業を追加で募集があったもので、そちらのほう追加で県のほうから募集がございます。その追加であったので、事業者さんとしては、早くその機械を手に入れたいので、この事業に追加で乗ったという形になります。こういうことはよくございます。

海業の関係のことでの質疑でありましたけれども……

（「トラクターの」の声あり）

○**農水産課長（伊藤弘行）**　トラクターの、そうですね。

○**委員長（片桐文夫）**　１者に選定した理由とか。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　これは事業者が、この事業なんですけれども、これは市で用意しているわけではなくて、実際には事業者さん、この事業は農家３戸以上で構成された営農集団等が飼料作物の増産を行う取り組みに対しまして、生産や収穫等に必要な共同の機械等の整備を支援する、そして自給飼料の増産により畜産経営の安定化を図ることを目的に行われております。

事業で取得したものは、事業者さんのほうに収穫期とかで、これ実際には汎用型微細断飼料収穫機、それとラッピングマシーンというものを１台ずつ購入するものでございます。

あと、誰が使うのかは、東総コントラクター組合ということで、構成員は４戸以上、酪農が２戸、肉用牛が２戸の団体になります。

実際には、自給飼料作付面積は52ヘクタールになります。

飼料作物は、飼料用トウモロコシソルガム、それから牧草、燕麦といいますけれども、稲ＷＣＳになります。

それから、海業の関係でございます。

スケジュールで、先ほど宮澤委員のほうでお答えしましたけれども、今年度は３回ほど行いまして、実際には旭市海業推進計画の策定、それから官民対話による市場調査や事業提案の聞き取り、それから令和８年度以降は、漁協管理者である千葉県による推進計画の策定、事業者の公募、選定、事業者による実施計画の申請、認定などで、最速で５年程度を想定しています。

この事業なんですけれども、先ほどもちょっとご説明したとおり、令和５年５月に漁港漁場整備法の一部改正がございまして、事業施設の利用に関する規制緩和が行われました。漁協の活用についてこれに盛り込まれたものでございまして、スピード感ということでありましたけれども、これは取り組みとしては早いほうだと思っております。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　最速で５年、これがかなり早いということなので、スピード感を持ってやっていただきたいなと思います。

ほかの方の任期も１年なんでしょう。

前倒しはよくあるということで、令和７年度事業の追加を前倒してやった。ちょっとよく分からないんですけれども、ということは、令和７年度はもちろんのことこの事業があるということで、もうそれの手を挙げる事業者さんというのは、大体の目星がついているんですか。同じようなものが飼料用米を何かするものなのでしょうから、同じような機械、トラクターなんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（片桐文夫）　戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行）　まず、本年度なんですけれども、令和７年度に実施する予定でありました事業者さんは、県の追加募集があったときに事業者さんにお伺いし、前倒しても大丈

夫でしょうかということで、東総コントラクター組合さんのほうにお願いして聞き取りをして、今回追加するということになったものです。

今後の令和７年度なんですけれども、令和７年度も海上自給飼料生産組合という組合が、また追加で要望がございます。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員。

○**委員（戸村ひとみ）**　ということは、補助金が半分で、残りの半分は組合さんが出されるんですよね。ですから、所有権はそれぞれの組合さんに行くということでよろしいんですよね。

○**委員長（片桐文夫）**　戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（伊藤弘行）**　補助金につきましては、県が半分持っていただいて、その残り分は組合のほうで持っていただくということになります。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、議案第９号の質疑を終わります。

続いて、議案第 12 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農業委員会事務局長。

○**農業委員会事務局長（戸衛正和）**　議案第 12 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、委員への月額報酬に加え、農地利用最適化交付金を財源とし、成果に応じて能率給を支給できるようにするため改正を行うものと本会議で説明させていただいたところですが、この交付金と委員報酬の関係について、資料を基にご説明いたします。

配付資料の右上に議案第 12 号農業委員会事務局と記載のある、令和５年度と能率給を導入した場合の比較図をご覧ください。

上の図Ａは、令和５年度の交付実績を基にした図となります。下段の黄色部分ですが、農業委員会の会長及び農業委員並びに農地利用最適化推進委員の委員報酬額で、１年の総額で 1,552 万 8,000 円となります。

対しまして上段ですが、報酬の財源となりまして、右側、農地利用最適化交付金は 301 万 4,000 円の交付がありましたので、全額委員報酬へ充当となり、水色の部分ですが、残額の

1,251 万 4,000 円が市負担でございました。

下の図Ｂですが、成果実績分の交付も受け、能率給を支給するケースとなります。赤字の数字は説明用の仮の数値となります。交付金が 500 万円であって、そのうち活動実績分として 400 万円、成果実績分が 100 万円の交付であった場合としてございます。

下段の黄色部分ですが、基本給となる委員報酬は令和５年度と変わりませんが、右側の能率給が交付金を財源に別途支給となるものです。

上段になりますが、活動実績分も多く交付されたことで委員報酬への充当額も増え、水色の部分の市負担は少なくなり、委員報酬への財源充当と、委員への能率給支給と交付金の活用範囲が広がるものとなります。

仮の数値を用いている項目は点線で表示させていただきました。

図の説明は以上となります。

最後になりますが、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須業務となり、積極的な活動を支援するため農地利用最適化交付金事業が実施されております。

本市では、令和５年度までは委員の行った最適化活動の活動日数等に応じて算定される活動実績分のみでの交付を受けてまいりましたが、より積極的な最適化活動を推進することを目的として事業実施要綱が改正され、国や全国農業会議所から、委員等の実績に応じた交付金を委員報酬として活用するためには上乗せ条例を制定してくださいとの通知も発出されていることから、今回、より効果的な活用を図るため、本条例の改正をお願いするものでございます。

以上で、議案第 12 号の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫）　担当課の説明は終わりました。

議案第 12 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田　孝）　１点だけ、農地利用最適化交付金というのは、国から来るんですか。年によって交付額というのは変わってくるのかと、変わった場合、能率給というのは年によって支払う額が変わってくるのかを教えていただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫）　井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸衛正和）　こちらのほうは国からの交付金になります。交付額の算定ですが、国のほうで全国の農業委員会の成績に応じて、予算の範囲内で配分されることから、

金額は毎年変わるものと考えております。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　井田委員。

○**委員（井田　孝）**　その場合は、減額になった場合は、委員に配る能率給というのはやはり下がってくるという認識でいいんですか。

○**委員長（片桐文夫）**　井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○**農業委員会事務局長（戸衛正和）**　去年と同じ活動をしたんだけれども、国からの交付金が少なかった場合には、能率給は少なくなってしまうということであります。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○**委員（向後悦世）**　農地利用最適化交付金、これはやはり最終的な目的というか、農地を有効利用するための交付金と考えていいんでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○**農業委員会事務局長（戸衛正和）**　現在、農業委員会では、農地利用の最適化という業務が必須業務になっておりまして、担い手への農地集積・集約化、あと遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といったところがその活動になるんですけれども、そこを積極的に推進するためという目的になっております。

○**委員長（片桐文夫）**　向後委員。

○**委員（向後悦世）**　ということは、遊休農地を再利用するためには、地主が点在したりなんかすると、やはり効率悪くて、周りもがさやぶの中で、あそこ入っていったってしようがないやと、何軒かまとまると１町歩くらいのいい土地になるなとか、そういうところが市内にも何か所かあると思うんですよ。そういう指導は農業委員会としては今後考えていくような用意はあるのでしょうか。

○**委員長（片桐文夫）**　向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○**農業委員会事務局長（戸衛正和）**　まず、農地利用の最適化というところが、委員おっしゃいました集約化というところも含んでおります。今現在、市のほうで進めております地域計画の策定の中でも、その辺につきましても地域の方とお話合いしながら進めていきたいと考え

ております。

○**委員長（片桐文夫）**　向後委員。

○**委員（向後悦世）**　自分もそういうことでまとまるなら、骨を折ってまとめていきたいなと思うような場所があるので、今後また相談に行きたいと思いますが、そのときにはよろしくお願いします。

以上です。

○**委員長（片桐文夫）**　ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○**上下水道課長（多田一徳）**　議案第15号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○**委員長（片桐文夫）**　それでは、議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○**委員長（片桐文夫）**　特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

議案の採決

○**委員長（片桐文夫）**　これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長（片桐文夫）**　全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫）　全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫）　ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午前１０時４１分

旭市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長　　片　桐　文　夫

文教福祉常任委員会

令和６年９月２０日（金曜日）

文教福祉常任委員会

令和６年９月２０日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第　９号　令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

議案第１０号　令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１３号　旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席者（８名）

委員長	島　田　　恒	副委員長	伊　藤　春　美
委　員	松　木　源太郎	委　員	飯　嶋　正　利
委　員	宮　内　　保	委　員	伊　場　哲　也
委　員	常世田　正　樹	副議長	遠　藤　保　明

欠席委員（なし）

傍聴議員（なし）

説明のため出席した者（２０名）

教育長	向　後　依　明	環境課長	髙　根　浩　司
保険年金課長	髙　野　　久	健康づくり課長	飯　島　正　寛
社会福祉課長	向　後　利　胤	子育て支援課長	八　馬　祥　子
高齢者福祉課長	椎　名　　隆	教育総務課長	向　後　　稔
生涯学習課長	江波戸　政　和	スポーツ振興課長	金　杉　高　春
その他担当職員	１０名		

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	黒　柳　雅　弘
副主幹	菅　　晃		

開会　午前１０時　０分

○委員長（島田　恒）　それでは、おはようございます。ご多用の中、ご苦労さまでございます。

座ったままで挨拶をさせていただきたいと思います。昨日から、もう既に彼岸の入りということですけれども、今日はもう朝から熱中症警戒アラートということで、この時期にこういうような大きい気候変動に我々も振り回されているような感じですけれども、体もなかなか世の中のそういうものに追いついていっていないな、というような気がちょっとしております。ぜひ皆さん方も、健康には十分留意されてお過ごしいただきたいと思います。それでは、これから委員会のほうを開催させていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は７名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず最初に、本日、遠藤副議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明）　座ったままで失礼します。おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました一般会計補正予算を含む４議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶といたします。本日はどうもご苦労さまです。

では、島田委員長、よろしくお願いします。

○委員長（島田　恒）　ありがとうございます。

議案説明のために、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明）　おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。日頃より委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で４議案でございます。その内訳でございますが、まず、予算関係が２議案で、議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第 10 号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、次に、条例関係が１議案で、議案第 13 号、旭市国民

健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、最後に、規約の制定に関する協議についてが１議案で、議案第 16 号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対して簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（島田　恒）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（島田　恒）　ただいまから、本委員会に付託されました４議案の審査を行いたいと思います。

まず最初に、議案第９号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決について、教育総務課所管の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、教育総務課として二つの事業を予算計上させていただいております。

補正予算書をご覧いただきたいと思います。補正予算書、タブレットの４ページをお願いいたします。

まず、１つ目の事業は、小学校統合整備事業でございます。

４ページはこちら、第２表、債務負担行為補正になります。

こちらは、令和９年４月の干潟地域の統合小学校の開校を目指して、現古城小学校の校舎及び屋内運動場等の改修工事を令和７年度から実施するに当たり、その設計業務を令和６年度から７年度の２か年にまたがり委託することとなるため、債務負担行為として補正するものでございます。

統合小学校大規模改造工事実施設計委託料の全体事業費は 2,354 万 1,000 円となりますが、設計の履行期間を考慮しますと今年度中の完了が見込めないため、表の右側、翌年度以降の債務負担行為として設定する限度額は、今年度に予定する支出額を除いた 871 万円でございま

す。

少し飛びまして、タブレット15ページをお願いいたします。

こちらは歳出です。

一番下段の 10 款２項１目学校管理費の説明欄１、小学校統合整備事業の委託料 1,483 万 1,000 円は、先ほど申し上げました全体事業費と債務負担行為の限度額の差額分を計上したものでございまして、今年度の支払い予定額としてこの1,483万1,000円を計上し、来年度の支払い予定として、先ほどの４ページの債務負担行為として871万円を設定するものでございます。

現在、想定しているスケジュールでは、補正予算成立後に準備を進め、本年の 11 月頃に設計業務を発注し、６か月程度の期間を経て、来年５月頃、設計の完了を予定しております。その後、設計成果を基に、来年９月頃に改修工事、大規模改造工事の発注を見込んでいるところでございます。

次に、２つ目の事業は、育英資金給付事業でございます。

15ページの一つ上の段、中段になります。

10 款１項２目事務局費の説明欄１、育英資金給付事業は、今年度募集の結果、過去最大の申請数となり、それに伴いまして新規認定者が、高校生は24名と見込んでいたところを30名と６名増、大学生等は25名と見込んでいたところを32名となりまして、７名増となりました。当初の見込み数を上回ったことにより、今回の175万円の補正をお願いするものであります。

以上で、議案第９号の教育総務課所管事項の補足説明を終わります。

○委員長（島田　恒）　担当課の説明は終わりました。

議案第９号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　２点とも聞きたいんですけれども、古城小学校の改修なんですけれども、概略は話を聞いているんですけれども、そうするともう１点、１回確認しますけれども、どことどこを、大ざっぱでいいですから、設計ができていないから決まっていないわけでしょうけれども、教育委員会でもってここを頼むというのは、大ざっぱにどことどことどこなんですか。

（「工事ですか」の声あり）

○委員（松木源太郎）　工事工事、それで、それと並行して関係ない県の事業ですけれども、体育館のところの土留めというか、崩壊するかもしれないあそこの工事は、これと並行して今

年度設計して来年度には完了すると、こういうような見通しが今あるのかどうかも含めてご答弁いただきたい。

それから、２点目が、今回 175 万円プラスして 13 名の希望があり、それをかなり受け入れたということで感謝しておりますけれども、今の資金関係はどういう状態になっているか、簡単に積立金、それだけをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（島田　恒）　松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、古城小学校の大規模改造工事の主な内容でございますが、建築工事として教室の床、壁、天井の改修と、エレベーターや多目的トイレ等のバリアフリー改修、それと屋根と外壁の補修等も行う予定でございます。

それにあわせまして、設備工事として、老朽化に伴う電気・機械設備等の改修、それと外構工事として、プールの解体、バスロータリーや駐車場の整備を、そのほかに体育館につきましては、空調設備の設置についても検討をする予定でございます。

それと東側ののり面の土砂災害警戒区域に対する工事でございますが、こちらにつきましては県の北部林業事務所のほうで、今現在、擁壁はもう既に設置されているんですが、その擁壁の増し打ち工事をしていただく予定になっております。

来年度の予定でありまして、その増し打ち工事をするのに、今、古城小学校の水道管や排水設備があるところに擁壁を打っていただく予定なので、そちらの移設工事も来年度併せて実施する予定でおります。

それと育英資金のほうでございますが、育英資金の育英基金のほうでございますが……

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後　稔）　育英基金の令和５年度末の基金残高が１億 2,947 万 1,634 円でございます。今年度、こちらの補正をお願いするのと合わせて、当初予算で見込んでいたものと今回の補正を合わせまして、６年度の支出予定が 2,005 万 5,600 円でありますので、今年度末には１億 941 万 6,034 円になる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（島田　恒）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　そうしますと、今、教育総務課長がおっしゃったように、来年の後半から古城小学校本体と、それからロータリーその他の全部の設計ができると。それはいつ頃、

設計段階の部分はまだ令和７年度に繰り越す分もあるわけでしょう。

そうするとその設計が出来上がるのは、令和７年度のいつ頃になって、予算化、それでもって何億円かの今度工事費が見積もられるわけですけれども、それを実際に議会にはかるのは８年度の当初ですか。それとも７年度中に、年度を超える場合もあるでしょうけれども、できるということですか。どんな見通しなんですか。

○委員長（島田　恒）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、先ほどちょっとお答えしたのを訂正させていただきまして、水道管などの排水施設の移設工事につきましては、もう既に完了しております。今年度、つい最近実施しまして、完了しております。

それと、ただいまご質疑のあった設計の出来上がりと、その後の工事の予算をいつぐらいに議会にかけるのかということでございますが、一応設計のほうは来年５月に完了する見込みでおります。今のところ見込んでいるのは、予定としているのが、できましたら、５月に完了しますので、６月議会の補正予算で補正を議決いただくか、場合によっては９月の補正予算になろうかと思いますが、７年度中に工事を開始したいと思っています。

７年度中に工事を開始しないと、９年４月の開校に時間的にちょっと厳しいのかなというところがあります。９年４月開校予定ですので、できれば工事は８年の終わりぐらいには完了していきたいと思っておりますので、そうしますと大規模改造工事ですので、工期１年とか１年以上かかる可能性が高いので、早めに来年度の補正予算で議決をいただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（島田　恒）　ほかに質疑はありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利）　私もこの育英基金のことについて、この育英基金、県下でも給付型ということで非常にありがたい制度だなというふうに考えておりますが、給付の人数なんかも確か私が議員になったときにはそれほど多くなかった。ここ近年、急激に増えてきたような感じがいたします。

それで、資金のほうもどうなのかなという松木委員からの話がありました。今後、例えばこれ以上もっと増えていくような感じがあると思うんですね。それについて例えば執行部として、今後この育英資金の在り方、どういうふうなあれをしていこうかという、それなりのお

考えはあるのかなというふうにちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（島田　恒）　飯嶋委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　育英資金につきましては、令和４年度から育英基金を取り崩して、一般会計に繰り入れて給付に充てていただいているところなんですが、育英基金、先ほど申し上げましたように今年度末で１億円ちょっとの残高ということで、これが今年度と同じぐらいの人数が毎年募集で応募があった場合、おおよそ大体令和 10 年度には基金が枯渇するという見込みでございます。

それにつきましては、今後、育英資金の持続可能であるような、この育英基金は将来旭市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的としておりまして、こういった、もともとのこの基金は、ご理解ある篤志家の皆様からの寄附によって成立しているものでございますが、最近につきましては、寄附も市のほうでふるさと応援寄附というのに切り替えたというのもありますし、そちらのほうで教育に関するということでご寄附を頂いているわけなんでございますが、今後、育英資金が持続可能な制度となるようにするために、財源をどうするかと、あとは給付の在り方についても、給付のほうも、以前は国のほうでも大学の入学料とか授業料の免除というのはなかったんですが、今は授業料の免除などございます。

奨学金につきましても、以前は給付型というのはなかったんですが、給付型もございます。貸与型のほうにつきましては、無利子、有利子とありますけれども、そちらについてもいろいろ制度が改正されてございます。

そういった国の制度なども踏まえまして、今後、在り方について、今検討しているところでございます。先ほど申し上げましたように、この育英資金は非常によい制度ですので、その在り方も含めて、持続可能になるように今後検討していきたいと思っております。

○委員長（島田　恒）　そのほか質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹）　それでは、２点ほどお願いしたいんですけれども、小学校統合整備事業で、統合開始後の空き校舎の利用について、もちろん地域、地元の意向が反映される利用方法が一番だと思うんですけれども、例えば低所得者向けの老人ホームであったり、特別支援学校の高等部を持ってくるとか、そういったような可能性だったり見込みについて教えていただきたいのと、あと委員長、民生費も大丈夫ですか。補正入っていますよね。

民生費のほうなんですけれども、生活保護費のほうに関連しまして……

○委員長（島田　恒）　補正ありますか。

（発言する人あり）

○委員長（島田　恒）　では、続けてください。

○委員（常世田正樹）　ありますよね。すみません。この間課長にお伺いして、旭市は1,000人当たり８人ぐらいということで、生活保護の方の割合が、周辺自治体と比べて少ないということで、何か少ない理由というか、市として努力しているような、そういったことがあれば教えてください。２点お願いします。

○委員長（島田　恒）　常世田委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　まず、小学校の大規模改造工事に伴う跡地活用につきましてでございますが、跡地活用につきましては、地域検討会議でもそれぞれの学校から、地域の拠点、地域の活性化となるような活用を希望、要望を伺っております。

今後、今開いている準備委員会の中で、跡地活用についても改めてご意見をいただく予定でございます。そのご意見を踏まえて、市のほうで活用方法を検討していく予定でございますが、まだ具体的に何に使うとかというところは、まだ見込みが立っていない状況でございます。

以上です。

○委員長（島田　恒）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、補正予算書14ページの生活保護費に関しまして、ちょっと質疑の中に常世田委員のほうからございまして、現在旭市のほうで、県のほうの統計の速報値というものがございまして、県のほうで生活保護の保護率というものを出しております。

統計事務で人口1,000人当たりに対して、生活保護の人が何人いるかというところで統計を取っているものでございまして、速報値ということで、現在、今これがちょっと７月の数字なんですけれども、人口1,000人当たりで、こちら8.06パーミルというところで、1,000人当たり８人くらいというところで推移しております。

近隣の状況につきましては、ちょっとまだ速報なので詳しくはあれなんですけれども、例えば1.29％ですとか、1.3％ですとか、1.2％ですとか、近隣に比しても旭市においては少し保護率のほうも少ないよということで、その努力についてはどういうことでというご質疑だと思います。

こちらにつきましては、地道な話にはなってしまうんですけれども、生活保護の生活指導なり、それから就労の支援ですとか、あと通院ですとか、それから介護保険を使ったりというところの介助、それから自立の支援につきましては、私どものほうの課の職員であるケースワーカーのほうが、手前みそで恐縮なんですけれども、一生懸命丁寧にやっている中で、それと、林晴道議員の議案質疑のほうでもお答えしたんですけれども、今回の事務費のほうで事務の効率化等を図りまして、その辺の空いた時間につきましても、そういった手厚い指導なり支援のほうに時間を割いて、それで手厚く、より丁寧に、自立支援に向けてお手伝いをするというところで取り組んでおります。

以上でございます。

○委員長（島田　恒）　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田　恒）　特にないようですので、議案第９号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第 10 号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田　恒）　それでは、議案第 10 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　今回の９月議会で令和５年度の介護保険の会計の決算が行われて、繰越しではありませんけれども、実質収支が２億4,700万円余ということでなったわけですね。実質収支額というんですか。

それで、今回1,200万円というのはどこから出てくるんでしょう。償還金及び還付金の補正で1,200万円、またその使い道ですけれども、一番最後のところで償還金のほうに繰り入れていくわけですか。ちょっとそこのところを説明して、最終的に令和５年度の繰越金が今年度にどういう形でもってお金が入ってくるかというのは、いつ最終的に決まるかということを含めてお願いします。

○委員長（島田　恒）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　今回の補正予算の返還金でございます。

これは、まずそちらのほうの説明からさせてもらいます。令和５年度、せんだって決算いたしました令和５年度の地域支援事業交付金の交付額が確定したことによる返還金になります。地域支援事業交付金の交付額が確定したということで、具体的には、令和５年度に社会保険診療報酬支払基金、これは２号の方の 27%分の概算交付を受けていたものに対して、５年度分の額が確定したということで通知がありまして、それを精算するために計上したものです。

仕組みとしましては、５年度の今回決算しました。一度それで決算して、国・県から来ている、支払基金から来ている歳入分は、翌年度に確定した内容が通知されます。その結果を今回５年度で実際の収支で残った分、そこから６年度の補正で繰入れをして、そこからお返しするというような形の流れになります。

今回、支払基金交付金、こちらについては 10 月末の返還というスケジュールでありますので、今回、補正で対応という形で計上したものであります。

（「それで 10 月末に返すんですか」の声あり）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　そのための補正ということですね。

以上です。

○委員長（島田　恒）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田　恒）　特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 13 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　議案第 13 号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田　恒）　それでは、議案第 13 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　13 号は、旭市の国民健康保険条例なんだけれども、実際に言うと国の国民健康保険法まで遡らないと分からないので、ちょっと私調べたんですけれども、これは結局、今年の 12 月２日でもって被保険者証というのがなくなるということに伴う処置だと思うんですけれども、そこでもって問題なのは、16 号とも関係するんだけれども、どうして９項から５項に移ったのか。

ここのところが何でこういうことになるのかということがちょっと分からないんですけれど

も、９項であるとどういうことが言えるかというと、まず、保険料を滞納している世帯主、それから市町村が行っている保険証返還を求めること、こういうことについては、被保険者証の返還を求められた世帯は市町村に当該被保険者証を返還しなければならないというのが９項で、これが今までの一般的なやり方でしたよね。

ところが、それをどう変えるのかというと、被保険者証ではなくて資格証明書だけにしてしまうということだと思うんですけれども、これはどういうことを意味するんですか。つまり被保険者証というのがもうなくなるということで、それでもって整理したということなんですか。ちょっと簡単に説明してください。

○委員長（島田　恒）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　条例からちょっと離れて、今、松木委員からも話がありましたように健康保険法、法のほう関係で一つ、９項から５項に移ったというこの理由ですけれども、その前につきまして、昨年改正になりまして、廃止条項としましては、その間の３項程度は、今まで使っていました短期被保険者証、こちらの期間が短いものでございます。

これともう一つが資格証明書と言いまして、これはちょっと保険税のほう、納期が遅れている方につきましては、はっきり言って滞納をしている方については、10 割負担ということで窓口のほうがなっていました。これの発行事務が基本的に 12 月２日以降なくなるということで、これで廃止になったということでございます。それによりまして繰り上がりで、９項が５項に移ったという形になってございます。

今後のことで、今、お話ですと資格証明書ということでございます。これについては、マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、マイナンバーカードの中にその情報が入ってくる形になります。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方、持っていっても資格のひもづけをしていない方、こちらにつきましては特別療養費の資格証明ということで、別に、今までどおりではないんですけれども、ある程度証明書を発行するような形になります。

以上でございます。

○委員長（島田　恒）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　そうすると国民健康保険証は、今発行しているのはいつまでですか。それから、次号にも関わるんだけれども、そうすると 12 月２日以降は、全ての人に資格証明書が発行されるわけですか。申請した人だけが発行されるわけですか。

そこのところのいろんな、まだマイナンバーカードとの関係でいろいろ議論されていますけれども、そこはすごく難しいです。次の議案は、後期高齢者の組合に対してオーケーですよと出すわけでしょう、旭市が資格証を。

（「16号」の声あり）

○委員（松木源太郎）　16 号、そういう両方とも関係しているわけだよね。今の国保の被保険者の期限はいつまでですか。

○委員長（島田　恒）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　今、三つほど出ていたかと思うんですが、まず、今やっております被保険者証、資格証明書の発行につきましては、12 月２日をもって終了する形になります。

あと、資格証明書は全員に配るのかということでございますが、先ほどの被保険者証と同様でございますが、まず、今言ったように 12 月２日以降、短期証と資格証明書のほうの発行は停止いたしますので、それに代わってマイナンバーカードの中に情報を入れるような形になります。

もし、ない場合については、当然発行という形になるんですが、今現行使っています被保険者証、資格証明書については、経過措置としまして最長来年の７月 31 日まで有効ということでございますので、資格に異動がない限りは、それを来年の７月までお使いになっていただく形になります。

以上でございます。

○委員長（島田　恒）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　その後はどうなるんですか。その後は今度、被保険者が資格証明書の発行を申請して、これでもって資格証明書をもらえば、マイナンバーカードとのひもづけをしていない人は、それでもって済むわけですか。

○委員長（島田　恒）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　その後ということでございます。

こちらにつきましては、基本的に有効期限が切れた段階で、今までの被保険者証や資格証明書と同じような発行状態になりますが、こちらのほうからプッシュ式で発行するような形になるかと思います。申請なしで発行する形になると思います。

ただ、異動に伴いましての資格証明書とか、今まで短期証を発行していた方につきましては、

一般証につきましては、申請方針、窓口で申請いただいたときに、それが 12 月２日以降であると、そのときに資格証明書なり特別療養費の通知というものを発行するような形になります。

以上でございます。

○委員長（島田　恒）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　国は、もうそういう方針で全部決まって、自治体に対してその通知を出しているんですか。要するにそうしたらば、滞納なんかしている人の場合にはどういう扱いなんですか。結構いると思うんですよね。

今、月何万円かずつ払って、あなたは資格証明書で、まだ保険証ではないけれどもということもあるし、保険証を発行してくれれば３割負担でもっていろいろできる。資格証明書では 10 割だからね。後で申請すればいいだろうけれども、そういう問題が出てくるので、大変国民が困るような状態が起こってくるんだよね。そこのところはどういうふうになるわけですか。

○委員長（島田　恒）　松木委員の質疑に対し答弁を求めたいんですけれども、保険年金課長、７月 31 日にもう期限が切れるということ、経過措置が終わるということですね。さっきプッシュ型でというか、申請されていた、マイナンバーカードにひもづいていない人は自動的にという、そういう意味ですか。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　ちょっと言葉が足りませんでした。基本的に毎年、被保険者証と資格証明書につきましては７月 31 日が有効期限でございますので、その前、切れる前に新しい被保険者証を今まで発行してございました。

それと同じような取扱いとなるんですけれども、例えばマイナンバーカードというか、マイナンバーカードを持っていない方につきましては、資格証明書、こちらのほうを同じように郵送で、こちらのほうから出すような形になります。これについては申請が要らない形になりますので、よろしくお願いいたします。

今、松木委員のほうから、滞納に対しての関係でお話があった。滞納、ご心配しているのは、短期証がなくなったことによって滞納者のほうではどうなるのかということだと、うちのほうで理解しましたけれども、それが今後ないということで、それについてご心配なされているのかなと思っております。

これにつきましては、国のほうの方針としましては事前通知という形で、滞納しているので

納めていただきたいということで、事前の通知を出したりすることによって丁寧な説明をしていきなさいということで方針が出ておりますので、それに合った形で市のほうも対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田　恒）　ほかに質疑はありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田　恒）　特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　議案第16号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田　恒）　それでは、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　同じようなことですけれども、これは県内の全部の自治体に対して協議をしてあって、それであれですよね、広域被保険組合ですからそこでもって決めるんでしょうけれども、被保険者証及び資格証明で、資格証明書だけになるわけですね。

そうすると、これも今と同じように資格証明書を、私は後期高齢者だから、資格証明書を持っていれば保険証並みに扱えると、こういうことでよろしいですね。

○委員長（島田　恒）　松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　松木委員がおっしゃっているとおり、今どおりの形の資格証明書があれば診療のほうを受けられる形になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田　恒）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田　恒）　特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田　恒）　これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　一つ訂正させていただきたいと思うんですけれども、先ほど私、保険証に代わりましての中身として資格証明書とお話ししたんですけれども……

○委員長（島田　恒）　どの号ですか。

○保険年金課長（髙野　久）　すみません、13 号のほうでございますが、言葉として被保険者証に代わりまして、本来であれば資格確認書と言うところを資格証明書と言っていることになっていますので、資格確認書が正しい形になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田　恒）　証明書を確認書ということですね。訂正いただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、続きます。

議案第９号の令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田　恒）　全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 10 号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田　恒）　全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 13 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田　恒）　賛成多数。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 16 号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田　恒）　賛成多数。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますけれども、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田　恒）　ありがとうございます。ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（島田　恒）　以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたしたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１０時４３分

旭市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長　　島　田　　恒

総 務 常 任 委 員 会

令和６年９月２４日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

令和６年９月２４日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第　９号　令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

議案第１１号　旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

出席者（８名）

委員長	景　山　岩三郎	副委員長	﨑　山　華　英
委　員	木　内　欽　市	委　員	伊　藤　房　代
委　員	林　　晴　道	委　員	遠　藤　保　明
委　員	菅　谷　道　晴	議　長	飯　嶋　正　利

欠席委員（なし）

傍聴議員（２名）

議　員	松　木　源太郎	議　員	常世田　正　樹

説明のため出席した者（１９名）

副市長	飯　島　　茂	秘書広報課長	寺　嶋　和　志
行政改革推進課長	椎　名　　実	総務課長	山　崎　剛　成
企画政策課長	柴　　栄　男	財政課長	池　田　勝　紀
税務課長	榎　澤　　茂	市民生活課長	齋　藤　邦　博
会計管理者	小　澤　　隆	消防長	常世田　昌　也
監査委員事務局長	杉　本　芳　正	その他担当職員	８名

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	黒　柳　雅　弘
副主幹	菅　　晃		

開会　午前１０時　０分

○委員長（景山岩三郎）　おはようございます。

大変忙しい中、ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

９月、決算議会、大変議員の皆さん、そして執行部の皆さん、ありがとうございます。

決算のほうも委員会のほうも終わりまして、財政課長のほうから、本市も健全だと、健全に推移しているという説明がございました。

これからもひとつよろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は７名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託させていただきました一般会計補正予算を含む３議案について、審査をしていただくことになっております。慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、景山委員長よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎）　ありがとうございました。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島　茂）　それでは、改めましておはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で３議案でございます。その内訳でございますが、まず予算関係が１議案で、議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に、条例関係が２議案で、議案第 11 号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございま

す。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎）　ただいまから、本委員会に付託されました３議案の審査を行います。

初めに、議案第９号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　議案第９号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎）　ありがとうございました。

それでは、議案第９号について質疑がありましたらお願いいたします。

﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　お願いいたします。

補正予算書の 13 ページ、歳出の中で、一般管理費、公共施設等整備基金積立金 8,901 万円になるんですけれども、今回補正と当初予算での繰入れにより、今年度末、令和６年度末の基金残高の見込みが幾らになるのかをもし分かれば教えていただきたいと思います。

また、続きまして、企画費のほうです。

説明欄の地域経済循環創造事業 1,225 万 4,000 円、こちら、質疑のほうでも出ていたんですけれども、今回この交付金が交付される事業者が行う事業内容について、再度具体的に、事業者名ももし教えていただけるなら教えていただきたいと思います。

また再質疑させていただきますが、一旦こちらで質疑以上です。

○委員長（景山岩三郎）　﨑山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　それでは、公共施設等整備基金、６年度末どのぐらいになる

かというお話です。

今回の 8,901 万円を追加で積み立てますと 27 億 5,235 万 5,000 円になります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、地域経済循環創造事業の事業内容と事業者名ということでした。

まず事業者名ですが、株式会社カイソウ、市内に事業所を設置している会社になります。

事業内容ですが、市場に流通しない規格外品も含めて農家と野菜を契約生産して、それを運送者、カイソウさんですが、それが間に入って加工業務用として食品加工業者に直接流通する体制を整備するものです。

今回これで整備するものとしましては、冷蔵設備、それと倉庫の改修費、それとフォークリフトの購入費となっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　﨑山委員。

○委員（﨑山華英）　ちょっと再質疑、簡単になんですけれども、この公共施設等整備基金積立金のほうで約 27 億 5,000 万円見込みとして、残高の見込みということは分かりました。

旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画をちょっと見させていただいたんですけれども、そこには将来整備に必要な財源として 30 億円以上を基金として積み立てるという記載がありまして、これというのはあくまで目安的な考え方なのか、もし 30 億円を達成する計画として、あとどれぐらいで達成できるのかとか、何か今後の見込みが分かっているものがあれば教えてほしいと思います。

先ほどの地域経済循環創造事業について、詳細をありがとうございます。

こちらの事業なんですけれども、かなり金額が大きい交付金というところで、この事業者が採択になるプロセスというのはどんな感じで決まっていくのかなと思ったんですが、もちろん事業者から申請があると思うんですけれども、まず国に審査してもらってから市でさらに審査するのか、それともまず市で審査をしてから国に審査をかけるのか、どういう何かプロセスを経るのかをちょっと教えてほしいです。

○委員長（景山岩三郎）　﨑山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名　実）　計画では 30 億円以上としております。これはあくまでも推

計であります。また、歳出に占める経常経費の構成比も増えていることから、平準化のためにも基金は必要であり、その金額については 30 億円以上としておりますが、いろいろ、例えば庁舎などは50億円かかる、あと保育所、約９億円、分署11億円と、それぞれその建物の額は大きい、それぞれですけれども、全てを基金だけで済ませる話ではないです。いろんな優位な財源等も使いますけれども、長い間で見ていった中で 30 億円以上は必要だなという見込みでここの計画には載せてございます。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　採択までのプロセスということでありました。

この事業ですが、そもそも国の事業でありまして、今回、まず国のほうでこの事業に対して交付決定がされております。それを受けて、国のほうで決定になったのを受けて、今回補正予算で提案、提出した流れとなっております。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　ほかに質疑ございますか。

林委員。

○**委員（林　晴道）**　それでは、伺いたいのが、まず財政調整基金積立金６億1,138万円、これ、令和５年度の決算の確定に伴って剰余金の２分の１に下らない額、これを積み立てたということで本会議での質疑も行いました。３か年の推移だとか、地方財政法に基づいて積立ての状況、それから地方債の償還にも充てた時期があるというようなことでありました。

今回、なぜ地方債の償還でなくて、財調のほうの積立てのほうに回したのかというのをもう一度ちょっと分かりやすく聞きたいなと思うのと、あとは直近３か年で地方債の償還にも充てているわけなんですけれども、地方債の状況、金額、それからこれを充当したときの、どこの地方債に対してどのぐらいの割合にそれがなったのか、その辺をちょっと聞きたいなと思います。

もう一点、今もお話ございました地域経済循環創造事業1,225万4,000円ですね。

ここも本会議で伺ったんですけれども、もうちょっと深く聞きたいのが、これは大切なのは、地域密着型の事業であることということをうたわれております。なかなかこれがどのような形で地域密着に反映して、まず相談があった担当課として、これを国のほうに持っていったのか、それから金融機関の状況も、どこの金融機関なのかを含めて、金融機関とどの程度、直接の協議や確認等をしたのかを聞きたいと思います。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　ちょっといっぱいあって、漏れていたらすみません。言ってください。

財調の過去３年間の年度末の状況となります。令和３年度は 92 億 157 万 4,000 円、令和４年度が 85 億 9,067 万 4,000 円で、令和５年度は、本会議でもご説明したと思うんですけれども、80 億 8,152 万 2,000 円、直近の推移はそういうふうになっています。

それと直近３か年、減債基金のほうに積み増したということで、財調ではなくて減債基金のほうに積んだという経緯は、令和８年度に償還のピークを迎えるというのは見通せております。それに向かって、緩衝するというか、少しずつ財源のほうを確保するというところで、減債基金については 30 億円くらいを目安に３年間積み立ててきたという状況になります。

起債現在高になります。一応、起債の現在高、一般会計の合計で申しますと、245 億 2,926 万 7,000 円ということになっております。

あと何か漏れていたらすみません。

（発言する人あり）

○**財政課長（池田勝紀）**　地方債の充当……、地方債充当はちょっと、では一番後であれします。

一応、今回補正のほうで地方債の積立てではなくて財政調整基金に積み立てるということなんですけれども、基本的にはある程度減債基金のほうは 30 億円をめどに積み立てたと。それから、今やっぱり物価高騰だとか、燃油の高騰だとか、人件費がますます上がっていくという状況で、３年間 30 億円を目指して積んだものが、ある意味目標に達したというところで、今回また財政調整基金のほうに積み増すということで、そういう判断でやっています。

取りあえずちょっとそこまで。

○**委員長（景山岩三郎）**　企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　まず、この制度、この仕組みになりますけれども、こちらについては国の制度でありますが、産学金官の連携により地域の人材、資源、資金等を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期費用を支援するという事業であります。

地域密着ということでありますが、この事業ですが、対象の要件が五つございまして、一つが地域資源の活用、二つ目が地域課題への対応、三つ目が地域金融機関等による融資、四つ目が新規性、五つ目がモデル性、これが対象要件の五つになっております。

一つ一つ見ますと、まず地域の資源の活用ということで、これは市内の農産物を活用する。地域課題への対応ですが、これは規格外で出荷できない農産物を活用して収入を増やす。三

つ目、これは地域金融機関等による融資ですが、これ先ほど金融機関名はという質疑もございましたが、こちらは銚子信用金庫からの融資となります。４点目の新規性ですが、これは運送業者が生産農家と商品加工業者と直接取引をつなぐ、五つ目のモデル性ですが、運送事業者が中心となって農家と加工業者等のネットワークを構築して直接取引を行う、それがこの事業として確立することで、同様の課題を抱える農産物流通のモデルとなるということで採択をされております。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　すみません、地方債、どれに充てているかという、ちょっと勘違いして取ってしまったんですけれども、減債基金のほうは、特にはどこに充てるというわけではなくて、償還の総額を緩衝するというところで、そこに取り崩していこうかなと考えています。

今現在、その減債基金のほうは取り崩した経緯はないです。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員。

○**委員（林　晴道）**　では、直近でも減債基金のほうに充当したということでありました。地方債の償還に充てなければならないという部分の中で、減債基金を 30 億円を終わったら、本市としてはそちらのほうに充当するというようなことで、理解でいいのかどうなのか。

それから、物価高騰と言われましたけれども、ちょっと市民の生活、非常に厳しいものがあると僕は肌で実感していますので、なかなか、ほか、今後 12 月に補正予算を組んで、またしっかりと税金の投入をされると思うんだが、しっかり当初の計画の中で、しっかりと事業を遂行してもらって、お金の使い方をはっきりと示してもらいたいなと、そのように思うんですけれども、その辺はいかがなものなのかなと、そのように思います。

もう一点の事業のほう、これはローカル 10,000 プロジェクトというようなものでありますね。僕も質疑してちょっと分からなかったので活用事例等、調べました。しっかりと 4,000 万円強というような事業の計画、結構ありまして、地域密着というところで非常に何か地域性を感じるものあるんですが、この事業、一体、地域密着という部分では具体的にどのようなことであるのかを聞きたいんですよね。

それから、この事業者ですか、株式会社カイソウということを先ほど言っていましたけれども、実際に実態調査をされているはずなので、定款上に載っていることで構いません、所在

地だとか事業内容、細かく出ていると思うんですけれども、やれることですか、どのような事業をされているのか、それから資本金、代表者名、その辺のところをちょっと詳しく教えてもらいたいと、そのように思います。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）**　まず減債基金のほうなんですけれども、財調含めて全体ということ、はい。

減債基金のほうは一応先ほど申し上げたように 30 億円というところで、目標で積み立てたと。令和８年度が償還のピークというところで、段階的にそこに投入していく形で、その年度年度の財源を圧迫しない程度で減債基金のほうを投入していきたいと。どこに投入するとかということではなくて、総額の中で少しずつ緩衝していければなと思います。

財調のほうも同じなんですけれども、基本的には当初予算で取り崩す額という部分では、基本的にはどこに財源を充てるという考え方ではなくて、基本的なその年度の予算のときの事業の積増しの中で不足な財源がある場合は財政調整基金を投入するということなので、いろんな事業を多くやれば、それなりに財源がないものであれば、財政調整基金のほうから、要は財政の調整ということで取り崩していくという流れになると思います。何かよく分からないですか。

○**委員長（景山岩三郎）**　企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　では、地域密着とは具体的にということでしたが、これ先ほど回答しましたけれども、国が採択する五つの要件、これがその地域密着ということで、地域資源を活用すること、地域課題への対応であること、地域金融機関の融資があること、あと新規性とモデル性、これらが地域密着型という部分になります。

事業所になりますが、まず会社名ですが、改めまして株式会社カイソウ、市内に事業所を有しております。事業内容が運送業、農産物の集荷・選別作業の受託事業等です。資本金ですが 2,000 万円、代表者名が、代表が五木田さんという方です。こちらにつきましては登記簿で確認をしております。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員。

○**委員（林　晴道）**　財調の積立てなんですけれども、今後 12 月辺りも補正組んで、また税金を投入すると思うんだが、当初の計画どおりにやってほしいなと思うんですよ。財政調整基

金に繰り入れることが果たして僕はいいことなのかなということを本会議でもずっと言っているんですけれども、難しいからいいです。分かりました。失礼。財調はいいです。

ほか、ちょっと地方債の現状分かれば、地方債、どのようなものがどの程度あるのかだけちょっと聞きたいなと思います。

それから、もう一つのほうの地域経済循環創造事業ですけれども、課長、本会議合わせて同じことを何回も聞いているんですけれども、そうではないんですよ。本市で言ったら、どのように地域密着になっているのかを聞いているの。同じことを５回も６回も今聞いていますけれども、そうでなくて、旭市ではどのような地域密着になっているんですかということを確認したいと、そのように思いますね。

それから、今の事業者の実態、今現在どのような事業を回して経営されているのか、その辺のところを細かく聞きたいなと思います。

この事業が始まった後には、地域密着を聞いた上で、どのような経済効果とか、旭市に対して、地域に対しての利点があるのか、その辺も併せて伺いたいと、そのように思います。

○委員長（景山岩三郎）　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　一応、地方債の充当状況、ちょっと大くくりになってしまうんですけれども、合併特例債のほうに 92 億 7,624 万 3,000 円、過疎対策事業債のほうに 11 億 1,114 万 1,000 円、あとその他いろいろ普通債、いっぱいメニューがあるんですけれども、そこに 44 億 5,943 万 6,000 円ということで、ちょっと大くくりで申し訳ないんですけれども、そういったところに充当させてもらっています。

○委員長（景山岩三郎）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　旭市、具体的にどのように密着しているかという質疑でしたが、先ほど、国の五つの要件ということでお話ししましたけれども、まず旭市で、今回の事業ですけれども、出荷できない規格外の野菜を活用して、それを販売ルートに乗せることで農家の所得を増やすというのが地域密着になっている部分となります。

あと、会社ですけれども、こちらにつきましては今は主に運送業のほうをやられているかと思います。

今回この事業を実施した場合の経済効果、メリット、地域の貢献になりますけれども、まず安定した品質の農産物を安定して出荷することで、安定した所得を確保できる農家が増え、農業生産活動の活性化につながる。また、農業経営面積が増加すると、農業生産に伴う種子

や肥料などの資材等の仕事が増え、地域経済の好循環が生まれる。また、安定した収入が得られることで、農業がやりがいのある魅力的な仕事として感じてもらえることにつながるなどが考えられます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　林委員。

○委員（林　晴道）　財調の件、よく分からないんで、後でまた聞きたいなと思います。

ローカル 10,000 の事業のほうなんですけれども、本会議で聞いてよく分からなかった、聞き方が悪いのかどうなのか、農家さんの収益につながると言うけれども、もう一回聞きます。どの程度収益につながるのか。何が、簡単に言えばお金を生み出して、どのような収益のプラスになるのかを聞いてみたいなと、そのように思います。

それから、この事業、僕初めて聞いて、非常にいい国の事業だなというふうに思ったんです。何か同じような、数十万円、100 万円程度の商工観光課であるような事業、今まで聞いていましたけれども、いやこれは大きくて非常に本市の新しい事業をするという方にとっては非常にいいものかなと思うんだけれども、商工と比べたらこれ全く僕も初めての認識でね、周知徹底、それからＰＲ、広告の面が薄いと感じるんだけれども、その辺はいかに担当課としては考えていますか。

○委員長（景山岩三郎）　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、農家のほうがどのくらい収益につながるのかということですけれども、こちらは事業所の試算では農家所得の 10%増を目指しております。

あとは、いい事業なのでＰＲはということでありました。そもそもやはり国の事業ということもあって、あまり市がＰＲしてこなかった部分もあるんですけれども、市としてはホームページのほうで情報提供しております。当然国のほうでも総務省のホームページで制度の紹介をしております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　林委員。

○委員（林　晴道）　ホームページで紹介はしてくれていたということですけれども、今までこれ、具体的に問合せは何件ぐらいの問合せがこれまであったんでしょうか。ある程度これ、偏った事業の、事業者への説明になっているんではないかなと、そのように感じるんですけれども、その辺はいかがですか。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　今までの問合せということですが、今まで問合せはございませんでした。

今回、この事業、市としても初めて問合せというか申請、話があって、それで初めて対応したという形であります。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員。

○**委員（林　晴道）**　ざっくりとし過ぎていて、本当は中身もっと細かい打合せがあったと思うんですけれども、ちょっとこれ、何か雑で、地域密着に関しても、採択の経緯に関しても、ちょっと甘いのではないのかなというふうに感じるんです。これちょっと、採択を１者で、これいきなり持っていくのは時期早尚、早くて、もうちょっと周知をして、ほかの採択されている総務省の全国的な調査だとか、それから市内のアンケートだとか、いつもほかの部分では市はよく取り入れていますけれども、そういうのが必要だったのではないのかなというふうに感じますけれども、いかがですか。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　この制度につきましては、やはり活用事例も県内でも少なく、旭市も初めてだったんですけれども、知られていなかったというところが実情かと思います。偏ったということではありませんで、これはこの事業者さんが国のほうからこういった制度があるんで使いたいんだということで市にあったもので、特に偏ったというようなことはないかなというふうに感じております。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員。

○**委員（林　晴道）**　市民を代表して、偏ったというふうに思ってしまうんです。そう思われても仕方ない、いきなり分からない制度が出てきて、国が国がと言われて、同じように頑張って起業されている方々いっぱいいるのに、あれ何でこれだけこんないい補助金つけられたのかなというふうに感じてしまうので、やはり市民に不信を与えないために、これ採択、時期早尚だったのではないのかなというふうにちょっと感じていますよということと、もうちょっとＰＲをしてから慎重に行ったほうが市民に対して、しっかりと税金投入するわけだから

いいんじゃないのかなと思いますけれども、その辺いかがですか。

○委員長（景山岩三郎）　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　１者、これ、事業者から市に相談がありまして、市は国のほうに書類を提出します。審査は国のほうになりますんで、事業者から申請が上がった段階で、それをこちらで、それを提出しないというちょっと選択がありませんので、今回は相談がありました、その内容について国のほうに資料を提出し、国のほうで審査していただいた結果、国のほうが採択というふうになった流れでありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎）　林委員。

○委員（林　晴道）　理屈は分かりますけれども、市民感情としては、この９月補正でいきなりこう出されますと、あれあれと感じますので、その辺言っているんですよ。次の当初予算で堂々と組んでもらえばいいのかなと、そのようにも感じましたんで、ちょっと分からないやつをいきなり出されて、事業所の所在だとか、どういうような市民、それから地域密着になるのかというのも分からない。この資料を、国から出てるこの資料を読んだだけの、それしか繰り返して話をされない、それではちょっとね……、何ですか、それ。何ですか。これ何ですか。何ですか、それ。何ですか、その態度。どうですか。首振っていないで、ちょっと言葉で対応してください。短いですよ、説明が。もっとしっかりと話してもらって、分からない。

○委員長（景山岩三郎）　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　失礼しました。

まず９月補正でという部分でありましたけれども、当然これ、事前に話があれば、そのタイミングで当初予算に乗せるということもできたんだと思いますが、今回の事業につきましては、５月に入ってからこの事業を使いたいんだよということでこちらに話がありましたもので、急いで国とやり取りをやった結果、９月補正に間に合ったというような状況であります。当然、早めに相談が来ているのであれば、そのタイミングで予算化というのはしていきたいと思います。

あと、すみません、密着の部分で説明がないということなんですが、繰り返しになりますけれども、旭市で出荷できない規格外の野菜を、それを販売ルートに乗せることで農家の収益を上げるといった事業でありますんで、その辺が地域密着している部分となります。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員。

○**委員（林　晴道）**　これ間違いなくいい事業だと思いますよ。本市においても、やっぱりこのやる気がある、新規で事業をされる方、ぜひ周知を徹底して、応募してもらって、税金を投入して、地域の活性化、それからひいては、最終的には税収でこの地域を盛り上げてもらいたいなと、そのように思うんだけれども、なかなか、何だかこそこそやっているような、何聞いてもその本市の状況に値しない、どこにでも載っているような、ホームページに載っているような回答しかないようでは、ちょっと答弁がよく分からないなと正直思うんです。

いい事業だから賛成したくても、それではどうなのかなと思うんだけれども、どうでしょうか。ちょっと副市長のほうからも、いい事業なんだからもうちょっとしっかりと答弁いただきたいんだけれども。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○**副市長（飯島　茂）**　私のほうから回答させていただきたいと思いますが、まずとにかく、林委員もこのローカル 10,000 プロジェクト、これはすばらしい国庫補助事業だよということで、とにかく私ども旭市も初めてでございまして、従来そのような事例もない中で情報を知りませんでした。

今回特に事業者のほうから、そういった国のほうでちょっとそういった事前の、何かいろいろ、事前ヒアリングなんかがあって上がってきたわけで、とにかく私ども、今回こういったすばらしい事業分かりましたので、今後積極的に市民の皆様にＰＲ、アナウンス、情報発信していくようにさせていただきたいと思います。

今、林委員、今質疑の趣旨が、ちょっと執行部のほうの説明が具体的に分からないということで、どこなんでしょうかね。とにかくお話がありますように、農家の方々の、先ほどの担当答弁であれば、基本的には所得のほう 10%増を目指していますと。とにかく、農業者に限りませんが、通常その生産ロスですかね、ありますよ。この企業は、全量買取りという事前の契約をした中で農家の方にその所得補償をしますよというようなことで地域密着の事業になりますという趣旨でありますので、ご理解を賜ればなと。具体的にここをもうちょっと説明せいということであれば、再度質疑いただければなと思います。よろしくお願いをいたします。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員。

○**委員（林　晴道）**　分かりました。地域密着も、農家さんの収入も、ある程度、事業計画に書いてあったざっくりしたことしか把握していないからそのような答弁しかできないんだろうなと、そのように推測します。

10%及ぼす影響を、どの程度、金額にしたら農家さんの収益・収入が上がっていくのか、その辺のところを何か試算が出ていたら教えてもらいたいなと思いますけれども。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　10%増の試算ですけれども、すみません、こちらは農家と規格外、正規品含めて契約をする形になりますので、それぞれの農家によって金額が変わってきますので、一概に幾らだというような試算は出しておりません。ただ事業者としては、全体として農家の 10%増を目指すという形になっております。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員。

○**委員（林　晴道）**　なかなか厳しいね。分からないけれどもね。いい事業だから、今後の展望を見越して賛成せざるを得ないのかなと、そういうふうに感じますけれども、もうちょっと、やっぱり一円でも税金を投入するんだから、市民に分かりやすく話をしてもらいたいなと、そういうふうに思いますね。これがもうちょっと実績がある市内の事業所だとか、雇用が 50 人を超えていく、それから新規採用が５人や 10 人を超えていくというならまだしも、あと僕が考えるのは、どうしても商工の数万円、それから 100 万円弱の新規事業者に対する補助金を市民や僕の友達、知人が一生懸命新規事業を立ち上げて、それを取りにいこうとやっているんですよね。それから比べたら、こんなすごい事業があったのかなと、そのようにやはり感じますよ。

僕も市民の声として、新しく旭市に住みついて、事業を新しくやっていきたいんだという人に対して、担当課で協議したり、何をしたり、紹介したりしてきましたよ。この事業、全然知らないもの。ＰＲも、アナウンスも全くないし、出てきたらよく分からない、僕が知らないだけなんでしょうけれども、そういう事業所だったと。そういう部分の中で、ちょっと自分が今まで紹介したりアナウンスをしてきた市民に対して申し訳ないなと感じるから言っているんですが、その辺のところいかがですか。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○**企画政策課長（柴　栄男）**　確かにこれ、ちょっと市のほうも知らなかったというところはちょっと勉強不足だったんですけれども、ただ委員おっしゃるとおり、新規で事業を起こす場合に、非常にいい制度だと思っています。今回は農家関係のほうの事業だったんですが、別に事業はそれに限った事業ではありませんで、先ほど言いました五つ、地域の特産品を活用した、地域の課題を解決したというようなものであれば事業採択になりますので、こちらはちょっと今後、新規で立ち上げる方に対してのもっと積極的なＰＲができればなというふうに思います。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　林委員。

○**委員（林　晴道）**　市民から僕のほうに寄せられる声の中で、いやもっとほかに頑張っているところあるから、そっちに何でこういう仕事を、事業を教えてあげられなかったんだと。また、ここの事業所、あまりよく知られていなくて、取引もない中で、何でここなんだというようなちょっと問合せがあったもので、深く今回質疑しました。なかなか納得できるような回答ではなかったが、今後の展開と偏った予算の投入、配分、事業の選択にならないようにしてもらえたらいいのかなと、そのように思います。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）**　ほかに質疑ございますか。

木内委員。

○**委員（木内欽市）**　今、財政調整基金の積立金の話が出たんですが、皆さん方が無駄な経費を省いて積立てというのは非常にいいことだと思いますけれども、今、財政調整基金、残額全部で八十何億円って言いましたっけ。これがよく前々から出るんですが、大体予算規模の１割程度あればいいのかなとよく言われていますが、本市にとっては非常に多い。これは財政調整基金で処分するにはいろんな規約があると思うんですよ。例えば災害が起きたときとか、そういうときでないと簡単に処分はできないでしょうが、ただ、ご存じのように、本市の場合は地方交付税が大半を占めるわけです。あげるほうにしてみたら、素人考えですが、そんなに貯金があるところにあげなくてもいいんじゃないかというのはちょっと浮かぶんですよ。ですから、そういうことはないのかなと。

あと、よく災害のときに蓄えておくと言いますけれども、例えば十数年前の大きな地震ありましたね、津波。あのときに、旭市は財政調整基金、一円も使っていないでしょう、全く。使っていなかったと思いますよ。そのときにすら庁舎の積立金を５億円やろうと言ったくら

いですから、お隣の香取市は当時の市長が財政調整基金全部使ってもいいから被災者に全部配れと市長が言ったって話が聞こえてきましたが、たしか、副市長あたりご存じかな、幹部職員はご存じかどうか分かりませんが、私の記憶では、あの大震災のときですら財政調整基金は一円も使っていなかったと思いますよ。それで災害があった場合には、当然後から来るでしょうよ、国から交付金が、たくさん来ましたね、旭市も、被災者に幾らとか。ですから、災害があったときでも国は面倒見てくれるのではないかなと私は思うんですよ。

それで、前後しますが、例えばそのときに、財政調整基金をお隣の、当時の香取市だと思いますが、それを全部使ったと、被災者に一律、例えば被災家屋に 300 万円だったら 300 万円払ったとした場合に、後で国の補助金が来た場合には、一旦もう使ってしまって、市が財政貯金で払ってしまった場合には、国からは補助金は来ないのでしょうかね。来ないとなると、財政貯金使ってしまうのはもったいないような気がしてしまいますね、被災者には申し訳ないですが。その点ちょっとお答えいただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎）　木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　財政調整基金、80 億円、今ちょっと減っています、73 億円ぐらいですか、というところです。それが多過ぎるのかどうかというところです。

木内委員ありましたように、10%という話、何十年前からそんな話があった時期もありました。ただ、世の中の情勢も変わっていますし、合併前はそんな話も昔、私 30 年ぐらい財政やっていたときもそんな話もありましたけれども、合併して、この間、６月に林議員の質問ときにも少し回答させてもらったんですけれども、基本的に、今回の補正の財調の積立ても、これはルールで、要は決算剰余金の半分を下らない額をこれは毎年、剰余金を積み立てなければしょうがないという中で、合併からどんどん積み重なって今の金額があるというところです。

災害があったときにこれを充てられないかというところもあるんですけれども、この財政調整基金というのはどの事業に充てるという考え方ではないですね。例えば災害がありました、ではこういう市民に対して事業をやりますというのが積み重なって、その年の財源のほうがやっぱり国・県の交付金だとか、起債だとかっていったときにそれでも充てられない、足りませんよといったときには、総額として財政調整基金のほうから取り崩すという考え方なので、どの事業にこの財政調整基金を充てるという考え方の基金ではないです。

基本的には、こういう事業が毎年毎年変わっていってある中で、今年はこれとこれとこれ、

市民の負託に応えてこういう事業をたくさんやります、財源のほうをいろいろ見積もった中で、やっぱり一般財源として足りない部分とすれば財政調整基金のほうを取り崩すという、そういったような基金ではあるので、特にこの何々について財政調整基金を使うという、ちょっと基本的に使うのは事業がまずありきで、そこに足りない分をそこに投入するという考え方なので、もしそういった例えば災害のときであれば、そういった災害に対してこういった事業をやりたいということであれば、それを支出のほうで見て、財源として財調から足りない分を補填するという考え方の基金であるということです。そのぐらいです。

○**委員長（景山岩三郎）**　木内委員。

○**委員（木内欽市）**　先ほどから聞いていて、本当に執行部の皆さんがよくやってくれているから、例えば有利な財源を使って、後で交付税措置があって、それで財政貯金を積み上げてきたと思うんですが、ただ先ほど林委員から話があったように、やっぱり市民のために税金を投入して、それを残す、無駄な経費を残すのはいいんでしょうけれども、例えば子育て支援であるとか、道路・水道の整備であるとか、そういうのをやっていただければ最終的には人口増、市の発展につながるわけですよ。

ですから、よく今聞くのが、水道が、例えば宅地を造成して住宅地を造りたいんだけれども、水道が来ないから造成できないという話をよく聞きます。ですから今、ご存じでしょうけれども、旭市の土地は今相当高いですよ、相当高い。こんなに高い値段になってしまったらなかなか若い人たちは土地を買って家を建てられませんよ。

前後しますが、どうして銚子市があんなに人口が減ったかという一つは、土地が高いというのが一つの大きな原因なんですよ。今から20年も前に土地が、住宅地が20万円ぐらいして、当時の海上町は５万円だったんですよ。みんな海上町へ来たんですよ。あの辺の分譲地ね。今は土合辺りに行ってしまうんでしょうけれども。

ですから、やはりそういう道路・水道とかを整備をして、これは行政でなければできないわけです。それをやれば、業者は分譲しますから、ところが今、造成地を造りたいのに、さっきも言ったように、水道がないから造れないというんですよ。ですから、そういった面に例えばお金を使ったほうがいいんじゃないか、最終的には市の発展になるから。それで今質疑をしたんです。

こうやってまた積立金が６億1,000万円ありますけれども、そういったこともひとつお考えになって、ためるなとは言いません。とは言いませんけれども、やっぱり使うべきときには使ってほしいというお願いであります。

それとあと、さっき言ったように、震災とかに使ってしまって、後から国が、県が補助金、後から来ますね。その場合には使ってしまって払ってしまった場合には、もう補助金は来ないんですかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（景山岩三郎）　木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀）　すみません、しっかり、財調、多く積んでいる部分、現在の市民にそれなりに還元してほしいというご意見だったと思います。

以前にも本会議の中で私のほうからも説明したんですけれども、20 年、合併して、これまで積み立ててきた中で、その 20 年でまだ達成できていないもの、積み残しというのはあると思うんです。その一つは、やはり公共施設の削減という部分で、今進んでいます学校の統合だとかというところ、そういうのが話がだんだん具体化すると、要はこの 90 億円、今七十何億円の財政調整基金、そういったのが進んでいく中で、もしかしたらここを投入していく機会が多くなっていくのかなというところはあります。

だから、今これを使ってしまって、学校の統合とかになって財政出動が多くなっていったときに全然ないというのも、なかなかちょっと不安な部分もありますので、この辺が多いか少ないかという議論になるとちょっとなかなか難しいところなんですけれども、しっかりといろんな要望を聞きながら、その年度、その年度のいろんな事業を進めていった中で、また未来の市民のためにも、ある程度そういった、学校統合だとかというところの財政出動の分に充てる分は持っておきたいなというのが正直なところになります。

災害の、国の、事前に執行してしまって後で採択来るかという、その辺はちょっとすみません、調べないとちょっと分からないので、その事業ごとによってまたもしかしたら採択のあれが違うかもしれないので、すみません、そこは申し訳ないです。

○委員長（景山岩三郎）　いいですか。ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎）　特にないようですので、議案第９号の質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第 11 号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎）　質疑ございますか。

（発言する人なし）

○**委員長（景山岩三郎）**　特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明ありましたらお願いいたします。

消防長。

○**消防長（常世田昌也）**　議案第14号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○**委員長（景山岩三郎）**　何か質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（景山岩三郎）**　特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○**委員長（景山岩三郎）**　これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第９号、令和６年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長（景山岩三郎）**　全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長（景山岩三郎）**　全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長（景山岩三郎）**　全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長（景山岩三郎）**　ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○**委員長（景山岩三郎）**　以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

閉会　午前１０時５６分

旭市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長　　景　山　岩三郎